

平成28年 3 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成28年 3 月14日（月）

平成28年 3 月16日（水）

平成28年 3 月17日（木）

平成28年 3 月18日（金）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成28年 3 月14日（月）	5 頁
平成28年 3 月16日（水）	71 頁
平成28年 3 月17日（木）	165 頁
平成28年 3 月18日（金）	231 頁

平成28年 3 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 14 日（月）	開会 審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第 1 号 市民環境部関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 2 号、議案乙第 3 号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 2 号、議案乙第 3 号 〔総括、採決〕
第 2 日	3 月 16 日（水）	健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第 9 号 議案甲第 9 号 〔説明、質疑〕
第 3 日	3 月 17 日（木）	市民環境部関係議案審査 議案乙第 9 号、議案乙第 10 号、議案乙第 11 号 議案甲第 1 号 〔説明、質疑〕
第 4 日	3 月 18 日（金）	現地視察 市民球場防球ネット増設工事（宿町） 議案審査 議案乙第 9 号、議案乙第 10 号、議案乙第 11 号 議案甲第 1 号、議案甲第 9 号 〔総括、採決〕 報 告（健康福祉みらい部スポーツ振興課、市民環境部環境対策課） （仮称）健康スポーツセンター整備に伴う基本設計（案）について 次期ごみ処理施設建設計画について 〔報告、質疑〕 閉会

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成28年3月11日付託〕

議案乙第1号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号） 〔可決〕

議案乙第2号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 〔可決〕

議案乙第3号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 〔可決〕

〔平成28年3月14日 委員会議決〕

議案甲第1号 鳥栖市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例 〔可決〕

議案甲第9号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 〔可決〕

議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算 〔可決〕

議案乙第10号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算 〔可決〕

議案乙第11号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算 〔可決〕

〔平成28年3月18日 委員会議決〕

2 報 告

（仮称）健康スポーツセンター整備に伴う基本設計（案）について（健康福祉みらい部スポーツ振興課）
次期ごみ処理施設建設計画について（市民環境部環境対策課）

平成28年 3 月 14 日 （月）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

健康福祉みらい部長 篠原 久子

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課鳥栖いづみ園長 西村 洋子

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課保健予防係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長 名和 麻美

文化芸術振興課長 村山 一成

文化芸術振興課文化芸術振興係長 久保山智博

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 石丸 健一

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課スポーツ振興係長待遇 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市 民 課 長	岡本 昭徳
市民課長補佐兼市民係長	徳渕 悦子
市民課整備係長	原 隆士
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税 務 課 長	平塚 俊範
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課市民税係長	槇 浩喜
税務課固定資産税係長	佐々木利博
市民環境部次長兼環境対策課長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第1号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第1号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第2号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案乙第3号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前 9 時 57 分

開議

ただいまから、平成 28 年 3 月定例会の厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定、その他

まず、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案につきましては、８件でございます。

審査日程につきましては、本日 14 日に健康福祉みらい部及び市民環境部両部関係の補正予算の審査、自由討議、総括、採決まで行いたいと思います。

16日は、健康福祉みらい部の当初予算乙議案1件及び甲議案1件の審査、17日に市民環境部の当初予算乙議案3件及び甲議案1件の審査、18日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程につきましては、以上のとおりと決したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付しておりますとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について、御説明をお願いいたします。

柴藤泰輔副委員長

おはようございます。

現地視察について説明いたします。

今のところ、現地視察の候補はありませんが、もし、視察の希望があれば、きょうの委員会終了までに希望場所をお願いいたします。

なお、18日は午後2時からが委員会となっておりますので、1カ所、もしくは1時間程度

現地視察がなければ、18日は自由討議、総括、採決の順にいたしたいと思います。

以上です。

よろしいですか。

それでは、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

ss

では、再開いたします。

今議会における健康福祉みらい部関係の議案といたしましては、甲議案 1 件、乙議案 2 件、計 3 件御提案いたしております。本日、御審議いただきますのは、そのうち、乙議案 1 件となっております。議案乙第 1 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、健康福祉みらい部関係について御説明いたします。

補正後の一般会計予算総額 233 億 4,957 万 6,000 円のうち、健康福祉みらい部関係の予算額は 97 億 9,127 万 8,000 円となり、一般会計に占める健康福祉みらい部予算の割合は 41.9%となります。

ありがとうございました。

健康福祉みらい部

議案乙第 1 号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

中川原豊志委員長

では、これより、健康福祉みらい部関係の補正予算議案の審査を行います。

議案乙第 1 号の 1 議案でございますが、議案乙第 1 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

改めて、執行部の説明を求めます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それでは、議案乙第 1 号 平成 27 年度鳥栖一般会計補正予算（第 5 号）の御説明を申し上げます。

お手元に配付しております厚生常任委員会の資料のほうで御説明したいと思います。

まず、歳入のほうからです。

主なものを申し上げます。

委員会資料 1 ページをお願いいたします。

款 13. 分担金及び負担金、項 2. 負担金、目 1. 民生費負担金、節 1. 社会福祉費負担金につきまして、主なものといたしまして、老人保護措置費負担金でございます。

退所者が見込みより多かったために、減額補正をいたしております。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、その下、節 2. 児童福祉費負担金でございます。

保育所保育料につきましては、入所措置数が当初の見込みより少なかったため、減額をお願いしております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

款 14. 使用料及び手数料、項 1. 使用料、目 3. 衛生使用料、節 1. 保健衛生使用料は、休日救急医療センター使用料として、診療報酬と受診者の自己負担分でございます。

決算見込みにより増額をいたしております。

村山一成文化芸術振興課長

続きまして、その下でございます。

目 5. 教育使用料、節 1. 社会教育使用料につきましては、市民文化会館使用料及び定住・

交流センター使用料の収入見込みによる減額補正でございます。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次のページ、２ページをお願い申し上げます。

節２．保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めといたします体育施設の決算見込みに伴います補正でございます。

その中で、スタジアム広告物等特別使用料は、常設看板の増加、市民庭球場使用料は、人工芝化による利用者の増加によるものでございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、款 15．国庫支出金、項 1．国庫負担金、目 1．民生費国庫負担金、節 1．社会福祉費国庫負担金につきまして主なものは、国民健康保険基盤安定負担金、一つ飛ばしまして、障害者自立支援医療費負担金の決算見込みに伴う補正となっております。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、その下、節 2．児童福祉費国庫負担金の主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、平成 27 年度国家公務員給与の改定に応じて、給付費が引き上げられたことによる国庫負担金の増額補正でございます。

その 2 行下、児童扶養手当費負担金及び一番下の児童手当費負担金につきましては、その支給対象延べ児童数が見込みより少なかったことにより、減額をお願いするものでございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、節 3．生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費の交付額の見込みによるものでございます。

その下、自立相談支援事業負担金につきましては、相談支援員を嘱託職員から再任用職員へ変更したことによる事業費の減額によるものでございます。

続きまして、委員会資料の 3 ページ目をお願いします。

項 2．国庫補助金、目 1．民生費国庫補助金、節 1．社会福祉費国庫補助金の主なものといたしましては、臨時福祉給付金給付事業費の補助金の決算見込みによる減額補正となっております。

一つ飛ばしまして、地域生活支援事業補助金につきましては、国庫内示額による減額補正となっております。

また、地域介護・福祉空間整備等補助金につきましては、間接補助事業者の入札残に伴う減額補正となっております。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、節 2. 児童福祉費国庫補助金のうち、一番下の行、子どものための教育・保育事業費補助金につきましては、平成 28 年度から実施される予定の低所得層の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減策の拡充に伴うシステム改修費用に係る国庫補助金でございます。

補助率は 2 分の 1 となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

一番下でございます。

同じく、項 3. 委託金、目 3. 衛生費委託金、節 1. 保健衛生費委託金は、アスベスト健康調査の委託金で、受診者が見込みより少なかった等の理由により減額をいたしております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、4 ページ目をお願いします。

款 16. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金、節 1. 社会福祉費県負担金につきましては、国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定負担金、そして障害者自立支援給付費負担金ともに、県負担金の決算見込みによるものとなっております。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、その下の段でございます。

節 2. 児童福祉費県負担金のうち、1 行目の施設型等給付費負担金については、給付単価の改定による増額、一番下の児童手当費負担金については、対象児童数が見込みより少なかったため、減額をお願いするものでございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、項 2. 県補助金、目 2. 民生費県補助金、節 1. 社会福祉費県補助金の主なものとしたしましては、3 行目でございます、地域生活支援事業補助金は決算見込みによる減額補正、三つ下がりまして、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきましては、間接補助事業者の事業内容の変更に伴う減額補正となっております。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、節 2. 児童福祉費県補助金のうち、1 行目、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、医療費助成申請件数が見込みより多かったために増額を、その下の子どもの医療費助成事業補助金につきましては、未就学児分の医療費助成申請件数が見込みより少なかったため減額をお願いするものでございます。

1 行飛びまして、子ども・子育て支援交付金につきましては、私立保育所の延長保育や一時保育等の特別保育事業の利用が見込みよりも少なかったため、減額補正をお願いするものでございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次、下ですけれども、節 3. 生活保護費県補助金は、平成 26 年度に引き続きまして、住宅支援給付等事業費補助金の交付決定に伴い、計上いたしております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

5 ページをお願いいたします。

2 段目の款 19. 繰入金、項 2. 特別会計繰入金、目 1. 国民健康保険特別会計繰入金、節 1. 国民健康保険特別会計繰入金の健康増進課分といたしまして、国民健康保険保険事業の二種交付金 277 万 5,000 円でございます。

これは、肝炎ウイルス検診が 272 万 5,000 円、フッ化物応用虫歯予防事業、5 万円でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、款 21. 諸収入、項 4. 受託事業収入、目 1. 受託事業収入、節 1. 民生費受託収入につきましては、介護報酬改定に伴い、保険給付見込み額が減少いたしまして、事業実施上限額が減額となったため、地域支援事業受託料を減額補正するものでございます。

次に、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 1. 生活保護費雑入につきましては、生活保護費の返還金でございます。

また、飛ばしまして、節 4. 雑入でございます。主なものは、障害児通園施設ひかり園の介護給付費の決算見込みによる減額補正、一行飛びまして、介護施設等整備補助金返還金は、補助金による施設の整備を行った介護事業者の事業所の廃止に伴う補助金返還となっております。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次の 6 ページをお願いいたします。

款 22. 市債、項 1. 市債、目 4. 教育債、節 2. 保健体育債につきましては、市民庭球場改修事業の入札残に伴う調整による減額補正でございます。

歳入については以上でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それでは、歳出の主なものを御説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費の主なものについて御説明いたします。

節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、社会福祉課及びこども育成課等職員 36 名分の人件費の給与改定等に伴う補正となっております。

一番下の行です。節 28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定や累積赤字解消のための繰り出しによる補正となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

次に、目 2. 障害者福祉でございます。その主なものにつきましては、節 20. 扶助費について御説明いたします。障害者自立支援医療費、障害者自立支援給付費など、決算見込みにより補正をいたしております。

次に、目 3. 老人福祉費でございます。

節 2. 給料から共済費までは、地域支援事業の確定に伴い、事業費支弁人件費の決算見込みに伴う分となっております。

次の節 8. 報償費の主なものにつきましては、敬老祝い金及び在宅寝たきり老人等介護見舞金の決算見込みによるものとなっております。

次に、9 ページ目をお願いいたします。

節 13. 委託料の主なものを御説明いたします。食の自立支援事業委託料の決算見込み、また、緊急通報システム事業委託料の入札残などによる減額補正となっております。

次に、節 19. 負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金については、介護給付費等の決算見込みによる負担金の減額に伴う減額補正となっております。

また、下から 3 行目でございますけれども、地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、間接補助事業者の入札減による減額。一番下の行、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金は、間接補助事業者の事業内容の変更に伴う減額補正となっております。

次に、節 20. 扶助費の主なものといたしまして、老人保護措置費は対象者の増加による減額補正となっております。

次に、節 23. 償還金、利子及び割引料の主なものといたしまして、平成 22 年度地域介護福祉空間整備等施設整備補助金返還金は、歳入のところで御説明いたしました介護事業者の事業廃止に伴う補助金の返還による補正となっております。

次に、目 4. 老人福祉センター費ですけれども、主なものといたしまして、節 11. 需用費につきましては、主に中央老人センター等の入浴事業に伴う燃料費の決算見込みによる減額補正となっております。

続きまして、10 ページ目をお願いいたします。

目 7. 臨時福祉給付金給付費につきましては、事業経費及び給付金の決算見込みによる減額補正となっております。

これは、平成 26 年の消費税引き上げに伴い、本年度その影響の緩和策といたしまして、住民税の非課税世帯等に対して、1 人当たり 6,000 円を支給したものでございます。この経過といたしましては、平成 27 年度分の市県民税非課税の方が支給対象となっておりまして、昨年の 7 月下旬に申請書を郵送いたしまして 8 月 3 日から 11 月 4 日まで申請を受け付けております。7 月末現在、1 万 1,682 人の支給対象者のうち、1 万 671 人の方に支給決定を行っております。支給率は 91.8%、総支給額は、6,402 万 6,000 円となったところでございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、その下の段、項 2. 児童福祉費、目 1. 児童福祉総務費について申し上げます。

節 8. 報償費から節 19. 負担金、補助及び交付金までは、いずれも決算見込みによる減額補正をお願いしております。

節 20. 扶助費でございますが、一番上の行、児童扶養手当につきましては、所得制限により手当の全額支払いとなる対象者の数が、見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

1 行飛びまして、ひとり親家庭等医療費と、その下の子どもの医療費につきましては、助成申請数が見込みより多かったことによる増額補正、一番下の行の母子生活支援施設入所措置費につきましては、入所措置がなかったことによる減額補正でございます。

続きまして、その下の段、目 2. 保育園費につきまして主なものを申し上げます。

節 2. 給与から節 4. 共済費の減額につきましては、保育所職員 45 名分の給与改定に伴う補正でございます。

次のページをお願いいたします。

節 7. 賃金につきましては、保育士の確保ができなかったことによるという減額補正でございます。

節 13. 委託料のうち、システム改修委託料につきましては、歳入で説明いたしましたとおり、低所得層の多子世帯、複数のお子さんがいらっしゃる多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担軽減策の拡充に伴いまして、システム改修をする必要がありますので、その経費でございます。

節 19. 負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、平成 27 年度の国家公務員給与の改定に応じて、給付費が引き上げられましたので、これに伴う増額でございます。

次に、目 3. 家庭児童相談費につきましては、決算見込みによる減額の補正でございます。

次にその下の段、目 4. 児童手当費のうち、節 20. 扶助費につきましては、児童手当の支

給対象延べ児童数が見込みよりも少なかったため、決算見込みにより減額をお願いしております。

次、12 ページをお願いいたします。

目 5. 子育て世帯臨時特例給付金給付費につきましては、節 3. 職員手当等から節 19. 負担金、補助交付金まで、決算見込みにより減額をお願いしております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、項 3. 生活保護費、目 1. 生活保護総務費でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは、保護係職員 5 名分の人件費の給与改定に伴う補正となっております。

節 7. 賃金につきましては、当初嘱託職員を予定していたものが再任用職員となったため、減額補正するものでございます。

目 2. 扶助費でございます。

節 20. 扶助費につきましては生活扶助、医療扶助等の決算見込みによる減額補正となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

13 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費の主なものを御説明いたします。

節 2. 給料から節 4 の共済費は、健康増進課 14 名と国保年金課 5 名分の給与改定による補正でございます。

続きまして、同じく目 2. 予防費の主なものを御説明いたします。

14 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料のうち、予防接種委託料の減額補正でございます。

主なものといたしましては、日本脳炎不活化ポリオワクチン予防接種などの接種数が見込みより少なかったためでございます。

以上でございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、その下の段、款 10. 教育費、項 1. 教育総務費、目 4. 幼稚園費でございます。

節 19. 負担金、補助及び交付金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、決算見込みにより減額をお願いするものであります。

村山一成文化芸術振興課長

続きまして、その下でございます。

項 4. 社会教育費、目 6. 文化振興費の主なものについて御説明します。

節 2. 給料から節 4. 職員手当までは、文化芸術振興課職員 8 名分の給与改定による補正でございます。

節 11. 需用費は、市民文化会館の燃料費の決算見込みによる減額補正でございます。

節 15. 工事請負費は、舞台機構工事など、文化会館営繕工事費の入札残による減額補正でございます。

続きまして、15 ページをお願いいたします。

同じく、項 4. 社会教育費、目 7. 定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。

節 13. 委託料は、消防設備点検業務など、施設管理運営委託料の入札残による減額補正でございます。

以上でございます。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

引き続き、項 5. 保健体育費を御説明申し上げます。

目 1. 保健体育総務費の節 1. 報酬及び節 8. 報償費から節 19. 負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費は、給与改定等に伴います補正でございます。

節 25. 積立金につきましては、平成 28 年度のスポーツ振興奨励金に備え、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

次に、目 2. 体力づくり運動推進事業費につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

16 ページをお願いいたします。

目 3. 体育施設費につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

そのうち、節 13. 委託料につきましては、(仮称)健康スポーツセンター設計等委託料のうち、用地測量業務の入札残分の減額補正でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、市民球場防球ネット増設工事等の入札残の減額補正でございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、16 ページ、一番下の段をお願いいたします。

平成 27 年度繰越明許費について御説明いたします。

議案のほうは、予算関係議案の 6 ページに載っております。

今回、歳出補正予算にてお願いしております款 3. 民生費、項 2. 児童福祉費、目 13. 委

託料の保育料算定システム改修事業の200万円につきましては、平成27年度の国の補正予算におきまして、平成28年4月分の保育料から、低所得層の単身世帯軽減保育料の多身世帯軽減策が拡充されることになりまして、それに対応するためのシステム改修費用でございます。

現時点において、まだ軽減策の詳細が国のほうから示されておきませんので、繰越明許費として、平成28年度の事業実施とすることを願います。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

その下二つでございます。

款10. 教育費、項5. 保健体育費のスタジアムのネーミングライツ企業特典事業、324万円は、ネーミングライツ契約をいただいております、ベストアメニティ株式会社との協議の結果、会社のロゴ横断幕をサガン鳥栖公式ゲーム中に2枚掲出することといたしましたが、年度をまたぐ契約期間とする予定ですので、繰越明許費として計上させていただいております。

また、下の段でございます。

(仮称)健康スポーツセンター整備事業の2,376万円、これは、設計業務分でございますが、基本設計に時間を要し、年度内完了が困難なため、全額を繰越明許費として計上させていただいております。

すいません、先ほど、体育施設の委託料の御説明で、私、用地測量というふうに申し上げたみたいですが、地質調査業務でございます。申し訳ございません、訂正させていただきます。

以上で平成27年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

4ページ、ちょっと御説明をいただきたいんですけど、4ページの中段、款16. 県支出金、項2. 県補助金、目2の民生費県補助金の中の、節2の児童福祉費県補助金の中で、右側の説明欄の3番目ですね、保育対策等促進事業費補助金ってあって、これ、ちょっと説明なかったんですけど、何なのか教えていただけますか。

中川原豊志委員長

大丈夫ですか。

田中大介こども育成課子育て支援係長

認可外保育施設におきます園児の健康保険でございますとか、健康診断に対する助成に伴

うものでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、そうしたら健康に関する部分というか、漠然としていますけど、ここは、大体どのくらい、いつも割合的にこの部分というのは、この児童福祉費県補助金の中でどれくらいの割合を占めているんでしょうか。わかれば教えていただきたいんですけど。

田中大介こども育成課子育て支援係長

平成 27 年度から子ども・子育てに関連します新しい制度が開始されて、鳥栖市内の認可外保育施設につきましては、数が減少しておりますので、割合といいますか、金額としては小さくなってきているところでございます。

樋口伸一郎委員

ということは、これ、認可外用の費用ってということで、これが、認可外が減ってくるって、認可の保育所としての扱いになるので、そちらのほうに回ってくるって認識でよろしいですか。

田中大介こども育成課子育て支援係長

そのとおりでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そしたら、次いきます。歳出のほうで、ちょっとまた関連というか、これとは関連じゃないんですけど、11 ページをお願いいたします。一番上の行です。

先ほど御説明いただきました、目 2 の保育園費の中の節 7. 賃金のところなんですけど、御説明で保育士のほうができなかったことによる減額補正でございましたけど、補正額が 2,801 万 4,000 円となっていますけど、これ、大体、確保できなかった保育士っていうのはどれくらいの中で、この減額補正なっているんでしょうか。

中川原豊志委員長

何名ということですか。

樋口伸一郎委員

何名ということでもいいし、何名分でも。

田中大介こども育成課子育て支援係長

当初の見込みよりも、入所措置児童数が 704 人減少しておりまして、この 704 人分の保育に係る保育士の人件費ということで減額補正をお願いしているところでございます。

石橋沢預こども育成課長

嘱託職員等の賃金でございますけれども、当初予算では 530 名の賃金は見込んでおりましたけれども、480 名で精算をしております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ということは、530 名で四百……。

石橋沢預こども育成課長

失礼いたしました。

530 名の園児に対する必要な保育士の数を見込んでおりましたけれども、結果的には 480 名に対する職員の数になっております。申し訳ございません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。わかりました。

それでいくと、約 530 人から 480 人……、まあ 60、70 人ぐらいに対する保育士の数が足りなかったということよろしいですね。

石橋沢預こども育成課長

そういうことでございます。

樋口伸一郎委員

これは、ということは、また後から聞こうと思っているんですけど、その部分というのは、530 名というのは、大体もう既に最初から立てていくことができる数字だと思うんですよね。当初から立てていける数字。

それに対して、483 名までの対応ができたってということで認識はできるんですけど、これ、年間を通して見てきて、大体その 480 人でずっととまっていたのか、それとも、都度、対応できる方がふえてきて、そこが伸びてきたのか。そこは、大体、どんな推計を立ててきたのか。ふえてきたのか、そのままだったのかっていうことで。

中川原豊志委員長

年間を通して。

樋口伸一郎委員

はい。ここに、補正に至るまでをちょっと教えていただければ。

石橋沢預こども育成課長

当初予算というのは、もう前年度の 11 月ぐらいに立てますので、その時点で、あくまでも来年度の見込みということでしております。

実際に、入所の申し込みがありまして、それに対してどれくらい職員を配置するか、その児童数を、例えば、年長児を何名、あと、低年齢児ですね、0 歳、1 歳、2 歳、このクラス

の園児をどれだけ入所させるかとか。

優先順位がございまして、実際の申し込みがないと、なかなかそれは、できませんけれども、それで、4月1日からの入所申し込みを見た時点で、正確には2月くらいになりますけれども、これくらいの受け入れをするということが決まりますので、それに対して、職員を配置しております。

その時点では、若干まだ余裕がございましてけれども、随時入所がありますので、例えば、育休が明けて、5月からとか、6月からの入所とか、そういうこともありますので、それに対して、保育士を入れていきまして、今確保できるいっぱいいっぱいのところで、受け入れが可能というのが480名ということになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今受け入れられるいっぱいいっぱいなところでっていうのは、今度、530名からの預かれる範囲っていうことのいっぱいじゃなくて、預かれる方から見てのいっぱいいっぱいだと思うんで、この2,800万円って、結構大きい数字にも見えてくるんで、そのバランスがとれるようにというふうに思って、ちょっと尋ねてみました。

ありがとうございます。終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。（「これ、どういう……、質問は、もうずっと、順番にいいですか」と呼ぶ者あり）結構です。できれば、順序よくお願いしたいと思うんですけども。（「じゃあ、収入のほうから」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

1ページ、2ページの、使用料について、当初予算からすると、わずかな見込みの違いだと思うんですが、この辺の……、まずちょっと個別に、このスタジアム広告物等特別使用料のふえ方の理由、設置看板が多くなったっておっしゃったんですけど、それはどういった理由からそうなったのかっていうのと、あと個別の使用料が、ふえたり減ったりしていますが、これに応じて、例えば、施設の維持管理とか運営は変わってくるのか。

減ったから安くはならないでしょうけど、例えば、ふえた分、スタジアム使用料が252万円ふえたがゆえに、こういったものがかった、こういったものがかったのは、支出のほうには出てくるのかどうか。

その関連性について2点、お願いします。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

まず、第1点目のスタジアム広告物等特別使用料の補正の分でございますけれども、会社

名を申しますと、サイゲームスの常設看板が、昨シーズンのセカンドシーズンから設置をさせるようになっています。

それで、一応、1シーズンごとに、サガンドリームスさんが契約をされておられまして、それに伴って、スタジアムのほうに常設として設置したいという申請が上がっています。

それで、2,016年シーズン、2月に入って始まりましたが、そのシーズンに引き続き設置されるかどうかというのがわかりませんでしたものですから、正式には2月1日から契約、平成28年の2月1日から平成29年の1月31日までの契約ということで、一括してお支払いをしていただいておりますので、その分が、がばっとふえたという、補正の理由が主なものでございます。

それから、施設の使用料の増減によって歳出に違いがあるかということでございますけれども、歳入が減ったけんが何かを減らすとか、歳入がふえたから何かをふやすのではなくて、歳入の増減にかかわらず、必要な管理運営費については、歳出予算で確保をさせていただいております。

以上でございます。

西依義規委員

わかりました。

あとは、結局また次の当初予算の話になるんですけど、要は、使用料とかの予算の立て方、例えば、市民庭球場とか261万円もふえていますよね。

全体からするとそうなんですけれども、これは、どういう手法で予算計上されているんですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市民庭球場につきましては、2カ年かけて人工芝化をしております。

それで、人工芝化をすることによって、利用できる日数がふえたということで、使用料が上がってきております。

それで、平成28年度当初予算におきましては、そういう点を勘案いたしまして、平成27年度の決算見込みを見ながら、額を平成27年度当初よりふやした形で予算要求をさせていただいております。

以上でございます。

西依義規委員

もう1点、収入のところで。

5ページの生活保護費返還金の内容について、どういう形の場合はこういうふうにされるのか教えてください。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

生活保護費の返還金につきましては、例えば、年金とか、遡及して受給して、例えば、3年間さかのぼって受給権を得たりとかいう場合につきましては、既にこちらから支給した保護費、限度内において返還をしていただくとか、というような形で返還が来たり、それは3年と言わず、半年でも遡及する場合もあれば、2カ月程度の場合もあります。そういった形で返還金というのは、生活保護においては、受給できるものがあれば、受給の資格ができたところにさかのぼって、既に払った保護費を返還していくような制度になっております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よかですか。

ほか、ございますか。

成富牧男委員

歳入から聞きます。

まず、1点目の款14、項1、目5、一番下になりますね。

使用料が、270万円減額になっておりますが、これ、何か特別な理由があったわけではない……、例えば、しばらく休館したとか。何か理由があるのでしょうかという質問です。

村山一成文化芸術振興課長

市民文化会館の使用料の減につきましては、本年度、大ホール側の舞台機構の吊り物等の工事を行いました。

また、トイレ洋式化工事ということで、大ホール側のトイレを8カ所、洋式化いたしましたので、通算いたしまして、ひと月ほど、ホールの御利用がなかったということで、そういった要因が一番大きな減収の要因でございます。

また、定住・交流センターにつきましては、通常、ひと月当たり180万円ほどを見込んでおりましたけれども、特に1月から3月につきましては、ホールの利用が例年よりも少なかったために、その分の減収を見込んで補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりました。

説明のときに、頭に一言そういうやつをつけ加えていただければ、質問の時間も省けますので、よろしくお願いしておきます。

2ページ目、同じく歳入で、先ほど出ていました市民庭球場使用料ですよ。

増額の、261万1,000円になっていきますけど、先ほどの説明では、平成27年当初は、その

芝生化したことによる増を見込んで予算要求をしたっていうふうには聞こえましたが、そこんところは、確認でまた言っていただければいいんですけど、見込み違いがあったじゃないかという意味じゃなくて、私がいつも言っています、この歳入が 261 万 1,000 円も、3 月補正で上がってくるということについて、特別な……、先ほどのスタジアム広告みたいな特別な理由があるのかないのか。

もしなければ、その時点でもっと早く挙げるべき、歳入の額が予想された時点で、予算計上……、例えば、一番、もう少しさかのぼれば、12 月補正ですよ。そこんところ、どうなんでしょう。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

先ほど、私が申し上げたのは、今回、平成 27 年の決算見込みを勘案して、平成 28 年度予算で増額をさせていただいております。

それから、2 点目の質問でございますけれども、12 月補正である程度見込めたのではないかとございまして、結果からいうと、その当時、見込めた可能性は高うございまして、今後補正を、その段階、段階で、見込みについては、精査をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

成富牧男委員

いつも言っておりますけれども、例えば、ここは 261 万 1,000 円ですけれども、いろいろかき集めたら、いつも決算の中で出てきますように、かなりの額になります。だから、早めにこういう歳入を捕捉しておけば、それは別の支出の財源として確保できるわけですから。まあ、言わんでっちゃ一番わかつとるような課長さんですから、釈迦に説法でしょうけれども。

要望、強く、ほかのところ一緒ですけれどね、お願いしておきたいと思います。

次にいいでしょうか。

中川原豊志委員長

はい。

成富牧男委員

いろいろありますが、まだ当初でも質問の機会がありますので、3 ページ目の最初ですね、この、臨時福祉給付金給付事業費補助金とか、いろいろ今何か、いっぱいありますけれども、この臨時福祉給付金給付事業補助金、これ、歳出のほうも出てきますよね、これ。

歳出のほうで聞きます。ごめんなさい、すいません。

あとは、5 ページ、歳入。これはこちらで聞いておきましょうかね。

雑入で、ここら辺もそうなんですね、雑入の一番上の障害児通園施設介護給付費。

これは、済みません、これも、歳出のほうで聞いてもよかったんですけど、269 万円の減額になっていますが、事業費にするとどれぐらいの減額になるのかな。

これは歳出のほうで出ていけば、それを含めて、お願いいたしたいと思います。

そして、その理由。

質問のあれが間違うとったら、いや、そういう意味じゃないですよって言うて下さいね。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

今回の障害児通園施設介護給付費についてなんですけれども、この分は、市立のひかり園の介護給付費という形になります。この分につきましては、障害児施設給付費で、市が支出します歳出のほうで、そのまま同額が入ってくるような形になります。

今回、減少になった理由といたしましては、この圏域内で、障害児の通園施設のほうが充足して、軒数が何個かふえておりますので、ひかり園におきまして、状態が重い方等を受け入れることによりまして、先生が1人に対して1人つく、そういう形になりましたので、実際の受け入れ件数が若干減ったことに伴うものになります。

以上です。

成富牧男委員

今のは、あれですか、同じような施設がふえた。そこ、まずふえたってことですね。

その中で、ひかり園は、いろいろ、程度があるけれども、重い人ってということですか。それとも、その逆ですか。

今んところ、ちょっと。何か、すみ分けをされたんですか、それぞれ施設の。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

この圏域につきましては、平成26年度に若楠児童発達センターですとか、遊ぼう会、また、平成25年度に空飛ぶ木馬さんとか、かなりの事業者がふえております。

そういうところですみ分けとまではいきませんが、重度の方で受け入れているのが、若楠児童発達センターのみという形になっておりますので、重度まではいきませんが、ある程度療育に人の手がかかる分とか、そういう方については、ひかり園でも積極的に受けるような形で対応しているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

わかりました。

そういう施設がこの圏域が充実してきたというふうに解釈していいわけですね。

わかりました。

西依義規委員

2 ページの下から 2 番目の自立相談支援事業負担金で、説明によると、嘱託職員を見込んで、再任用の方を採用したってお聞きしたんですが、賃金が違うから国庫負担金もこう違って……、その減額の理由をお願いします。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

国庫の負担金の対象となるのが、嘱託職員というふうになっていますので、正規の職員については、再任用職員は一応、正規の職員ということになりますので、その分については対象ではないということになります。給与じゃなくて賃金のみが対象です。

西依義規委員

それは、鳥栖市として嘱託職員を採用する方向性だったんですが、途中から、再任用の方がいいんだっていう方向転換をされたんですか。もともと予算計上されたっていうことは。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

当初は嘱託職員という予定をしておりましたけれども、結果的には再任用の正規職員を配置させたということになったということでございます。

西依義規委員

これ多分、支出のところに出てきていますよね。試算ところにもマイナス。

結局、嘱託職員を採用する、いや、違いますね、賃金……、するけど、負担金がいただけるんで、結果的に、人件費としてはどっちだったですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

西依議員のおっしゃる形でいえば、本来であれば、賃金であれば、国庫から負担いただく形になるんで、市の持ち出しは結果的に少ないんですけども、再任用職員ということであれば、全額市の費用ということになります。

結果的に言いますと、嘱託職員であったほうが市の持ち出しは少なかったということになります。

西依義規委員

あまりここに踏み込んでいくつもりはないんですけど、そういった人事案件っていうか、そういったのは、年途中で変えることになるんですか。いや、年初に嘱託職員ですけど、再任用の方がいらっしゃるんで、希望があったんでっていうことなんですか。当初からわからないことなんですか。

篠原久子健康福祉みらい部長

11 月ごろに、当初予算要求をいたしますが、その時点では、本当に嘱託職員を雇用する予定でありましたけれども、昨年度末、退職予定者の方が再任用ということになりまして、その再任用でどこに配属するかというのが、大体 3 月にならないと決まりませんので、ちょっ

と時期のずれがございましたので、このようになったところでございます。

退職職員の4月からの分については、それほど早くは決まらないという現状がございます。

西依義規委員

相当な知識を持った方でしょうから、全くそこは……、そういう事情ならわかりました。

国松敏昭委員

再任するっていうのは、ある程度目安があるとではないとですか。

必要な部署ちゅうのが、当然、正職員では対応できない、ちょっと中身が詳しく聞かんとわからない面もあるけどですね。ちょっと今の話聞きよったら、再任用を何かそこに持ってくるから、云々という話やったから。ちょっとその辺が、関連しとるから、今ちょっと質問しとるけど。

どういう……、何か再任用者に対する、もともとの目安というか、そういうのはなかったのかどうか。

篠原久子健康福祉みらい部長

それこそ、その再任用は、枠としては、職員のほう、給与のほうで賃金が出ることになります。

それで、それこそ4月からの人事異動との絡みで、全体的な配置ということになるもんですから、ちょっとその辺は、再任用を希望する、希望しないというのについては、また結構、その時期の関係もしてくるんですけれども、全体的な人事の中での再任用職員の配置ということですので、やっぱり、再任用は決まっていっても、場所がどこというのは、なかなか、そうそう早くはできなかったのではないかというふうに思っております。

中川原豊志委員長

いいですか。

国松敏昭委員

10ページの臨時福祉支給金、一番上の負担金、補助及び交付金。この中身についてですが、返還が780万円だっと。

これは、何名該当して、また、本当にそういう該当する人に、何%給付されたのか、中身について教えていただきたいと思います。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

人数のほうは、給付金の対象として申請書の発送した数、人数で申し上げますと、1万1,682名の方に申請書の発送をいたしております。

その中で、審査の結果、支給を決定したものが、1万671人の方が支給決定になっております。この方が、1人当たり6,000円の給付金を支給いたしておりますので、2月末現在の数

字でございますが、今のところそのような形なっています。

率にいたしまして 91.9%の方に支給をいたしているということでございます。

国松敏昭委員

そしたら、2月時点だから、3月時点でどのぐらい伸びて、その残額、それはどんなふうな方法で、どのようなふうになるのか、そこをちょっと。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今現在、受付のほうは終わって、これがもう、今申し上げた数値については確定値ということになります。

残額については、国庫のほうに返還するということになります。

国松敏昭委員

過去、この臨時福祉給付金とか、何かありましたですね、いろいろ。

逆に言えば、支給の 91.9%の人って、10%の方が、本来該当するのに……、ということで、その徹底の仕方っていうか、いろいろされていると思いますが、他市に比べてその辺の申請者に対する支給率というのは、どんなふうになっておるかなと。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まだ、ほかの団体等の支給率というのが発表あっておりませんので、昨年の例でいけば、大体全国平均並みに、平成 26 年度の臨時福祉給付金についてはそうなっております。

それで、もちろん、申請発送いたしまして転居とか、所在不明の方とかもいらっしゃいますし、そういった方にはまた、追って申請書を発送するなり、催促の御連絡をしております。

その中でどうしてもやはり、申請書のほうが到達しなかった分もございますし、中には辞退をされる方もいらっしゃったということで報告を受けております。

国松敏昭委員

そのことは、分かりました。

14 ページの委託料、一番上ですけど、説明の中にアスベスト健康診断委託料、28 万円マイナスということですが、今の本市のこの健康診断の状況、概要で結構ですので、どういうふうに対応されているのか質問します。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

アスベストの健康審査につきましては、平成 18 年度から国の委託事業を受けて、職業曝露をされた方ではなくて、前、アスベスト工場がありましたので、その周辺にお住まいの方を対象に、健康リスク調査を行っております。

国のほうの健康診断の手法が少し変わりまして、今年度からは、石綿曝露者の健康管理に係る試行調査ということで、基本は、市町が行っている肺がん検診を受けていただいて、

必要な方にだけ、国のほうがお金を出してＣＴ検査を行うというふうになっております。

今年度、肺がん検診のほうに、多くの対象者の方がそちらのほうを受診されましたので、当初の見込みよりも、こちらのアスベスト健康対策、アスベスト健康調査として受診される方が、今年度少なかったものですから、その分を減額させていただいております。

国松敏昭委員

具体的な数字は出せるんでしょうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

今年度、当初は 300 名見込んでおりましたけれども、今年度は実績で 81 名の方の受診となっております。

国松敏昭委員

ちょっと、全体的なことですが、今、当初、平成 27 年度の予算総額に占める福祉関係、健康福祉みらい部、41.9%、97 億、云々万円という話でございましては、これは、前年からずっと、毎年ふえる、国もそうですが、ちょっとふえてきていますよね。それに対する、どの辺がね、本市としては、予算的にふえてきているのか。

これは決算に本来は聞くべきでしょうけど、要するに、対処するための、処置をするための、概要のための実態を知るために、その辺のふえる要素というか、本市にとって、その辺が聞けたら教えていただきたいと思います。

篠原久子健康福祉みらい部長

国松議員のおっしゃるとおり、民生費についてはずっと増額しておりますけど、その要因といたしましては、第一に、障害者に対してさまざまな法制度の改正であったりというようなことで、結構その障害者に対して、今年度も年度末での補正もさせていただいておりますようにも、支給のほうがふえております。扶助費のほうが増額しております。

それともう 1 点、子ども・子育て支援新制度にかわりまして、保育所等での、以前は運営負担金というふうに言っておりましたけど、今回、施設型等の給付費に変わっておりますけど、それにつきましても以前よりも 10%ほど上がっております。

また、多様な分も出てきておりますので、その辺で増額が。

それから、当然ながら高齢者につきましては、数字がどんどんどんどん高齢者のほうがふえていくということで、これはもう、かなりの増額というふうなことで、大体、高齢者、子供、障害者、この 3 つが主な要因で増額となっているというふうに思っております。

すいませんが、詳細で幾らということについては、ちょっと手持ちがございませんので、申し上げることはできません。

以上でございます。

成富牧男委員

10 ページの臨時福祉給付金は、先ほどちょっと話があったておりましたけれども、最終的には、完全にもう確定して終わっているっていう話でしたけど、これ、すいません、どれぐらいの……、説明さっきあったと思いますけど、期間にどれだけの費用でこういう作業をされたのか。

嘱託さんとか、臨時さんとか、雇用した上でされているんですか。

そこんところ、わかりますか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

作業につきましては、もちろん職員と臨時職員の方、嘱託の方、最大、多い時期には、臨時の方、嘱託の方合わせて4名の方、夏場の、先ほど申し上げました8月3日から申請書受け付けておりますけれども、会議室を設けまして、そこで申請書の受け付けなどを行っております。

その事前準備に、臨時の方等を雇用して作業に当たっております。

成富牧男委員

金額も、聞けば出てくるんでしょうけれども、とにかく、給付金はいいいけれども、やっぱ、それに対するそういう……、いいけれどもっていうか、作業に要する時間とか、労力というのは、結構あるんじゃないかというのもあわせて考えなければならないと思います。

これ、国に対しての話になりましょうけれども、現場としては、結構大変な作業、次から次へと、今ちょうど、全てが悪いつちゅうわけじゃないですけども、現場は、いろいろ法律が変わったり、新たな事業が出てきたりで、大変なところじゃないかなというふうに思っております。

それで、11 ページの一番下のほうの児童手当ですけど、先ほど私が、聞き間違いじゃなかったら、見込み数が少なかったっていう説明だけだったと思うんですけど、金額にして、2,255 万円ですよ。何か特別な理由があったのか、単なる見込み違いだったのか。何人分ぐらい当たるのか、お聞きします。

石橋沢預こども育成課長

児童手当に関しましては、まず、児童の人数でございますけれども、鳥栖市においては、全体的にも微増という形でふえてはいるんですけども、年代別に見ますと、4歳以下については、若干減ってきております。

児童手当に関しましては、この低年齢層が1万5,000円と高い金額になっておりますので、この分、人数が減った分が比較的にも落ちたということになります。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

また、当初のも聞けると思いますので、理由はよくわかりました。

それと、次のページですかね、続けて。

12 ページの一番下の、子育て世帯臨時特例給付金。この制度と今後の見通しについてお尋ねします。今後っちゅうか、平成 28 年度以降。

石橋沢預こども育成課長

この子育て世帯臨時特例給付金は、昨年度と今年度、給付をされておまして、昨年度は児童 1 人当たり 1 万円、今年度は、児童 1 人当たり 3,000 円、児童手当を給付されている世帯のお子さんについて給付をされております。

今年度は、支給認定された児童数が、1 万 1,311 人、支給総額にいたしまして、3,393 万 3,000 円を支給しております。

申請率といたしましては、92.85%になっております。

これ、昨年度に比べまして若干落ちております。理由のほうはよくわかりませんが、1 人 1 万円と、1 人 3,000 円の差が若干あったのかなと思われま。

来年度につきましては、現時点では、国のほうは、来年度は支給しないとしておりますので、当然、予算化をする予定もございません。

以上です。

成富牧男委員

昨年度が 1 万円、ことは 3,000 円、そして、来年は多分なくなるだろうってことなんですけど、その理由わかりますか。国が言っている、なくす理由。

石橋沢預こども育成課長

途中までは、今子育て世帯にも臨時給付金を給付するということで議論はされていたようにございますけれども、ある時点から、子育て世帯に関しては給付しないと聞いております。

理由についてはちょっと私では説明できません。

成富牧男委員

わかりました。

国の政策によるものだと、まさに国の政策、ほかに優先すべきものがあるという判断なんでしょうけれども、思いつきのようにやって、そしてもう、どんどん下げて、もう次からやめるということですね。

あとは、そうですね、当初予算のほうで尋ねていきたいと思いますので、終わります。

樋口伸一郎委員

8 ページをお願いします。

障害者福祉の中で、節 20 の扶助費なんですけれども、説明欄の一番上と二番目の障害者自立支援医療費と障害者自立支援給付費ってありますけど、この障害者自立支援給付費のほうで 1,500 万円、これ、足して 2,154 万円になるんですけど、1,500 万円の部分の内容を教えてくださいませんか、もう少し詳しく。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

自立支援給付費の増の理由なんですけれども、主な理由といたしましては、就労継続支援 A 型事業所の利用者の増と B 型事業所の利用者の増によるところが一番多い理由となっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

済みません、何カ所ぐらいふえたか、A と B、わかりますか。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

この分につきましては、圏域内というか、鳥栖市内での事業所の増というのはございませんけれども、業者自体が、この圏域、また、圏域外での利用ということで、ふえているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この中の自立支援の部分についてなんですけど、実際、ここまできると当たって、自立支援に関しては結びついているんでしょうか。

そのあたりの中身というのは、その事業所さんあたりからお聞きになったりしていますか。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

障害をお持ちの方の自立というのはすごく大事なことでして、今の国のほうで進めているのが、例えば、精神障害をお持ちの方で入院している方を地域に 9 割程度、1 年間入院する人で大体 9 割程度戻そうという形で進めています。

そういう中で、必要なところが、例えば住む場所ということで、グループホームですとか、あるいは就労する場所ということで、このような就労系の事業所が必要ということになっておりまして、鳥栖市につきましても、こういう御相談がありましたら、なるべくこの圏域で、そういう事業ができるように県と連携しながら進めているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ぜひ、自立支援って、難しい部分だけれども、目指さないといけない部分だと思うんですよね。この自立支援ができればできるほど、やっぱりこの補正で組んでくる増額も減ってくるようになってくると思うんですよね。

事業所さんも、それをやるのは難しい中でも、やっていると思うんで、ぜひ働きかけとかしながら、自立支援のほうに一つでもつなげながら、ここの部分の額というのはどんどん減らしてこられる部分なのかなと思いますんで、また、来年度以降もよろしくお願いいたします。

それと、続けまして 16 ページをお願いいたします。

これは、教えていただきたいんですけれども、体育施設費のところですか、中段ですね。

節 15. 工事請負費の説明欄、市民球場防球ネット増設工事等とありますけれども、このネットの件でちょっとお尋ねなんですけれども、これは、事前に説明を受けていたスポーツセンターの中にボールが飛ばないように、この球場の野球やっている方がボールがどんどん飛んで行くからじゃなくて、そのプールに飛ばないようにするための防球ネットということでしょうか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

こちらの防球ネットは、三塁側の観客席後方のネットでございます、レフト側に既に防球ネットを設置しておりますけど、その防球ネットの左端のほうから民間のアパートのほうにボールが飛んでいって、太陽光発電とかを壊している事例がございます、そちらに行かないような増設でございます。レフト側の防球ネットの増設というふうに考えていただければというふうに思います。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ、プールとは違ったんですね、すいません。

そうしたら、これ、レフト側のほうの防球ネットというのはわかったんですけど、スポーツセンターが進捗していく中で、ボールが飛ばないように措置は設けていただくということと言われていたんですけど、それもまた球場のネットになれば、この予算の中に絡んでくるという形になってくるんですか、来年度以降なんですけれども。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

(仮称)健康スポーツセンターのボールの分につきましては、センターの工事の中で、センター側に防球ネットの設置を現在検討いたしております。

西依義規委員

中川原豊志委員長

午前11時25分休憩

~~~~~

午前11時34分開議

中川原豊志委員長

再開します。

西依義規委員

済みません、樋口議員のスポーツの体育施設の関連の質問で、16 ページに工事請負費で減額補正が 234 万円ということですが、体育施設に関しては、利用者の相当な要望とか、ここを直してくれ、ここをこうしてくれってあると思うんですよ。

そういう中で、要は使わないで 234 万円という、そこの考え方が……、僕としては、しっかりまだ 200 万円あれば、こういうところも直せた、こういうところも直せたっていうふうになるんじゃないかなと思うんですけど、この辺の、何かの事業が、来年度に、やっぱりできなかったんで減額になったのか、この減額の理由を教えてください。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

この部分の減額の主なものと申しますが、先ほど御説明した防球ネットの入札残でございます。

もともと、その分ということで予算を計上させていただいておりますので、簡単に残額があるということで他の事業に回せるというようなものではないということで、必要であれば、その分、きちんと予算要求してあげるものと。

あと、それが営繕工事費として全体的に、営繕工事としても計上させていただいておりますけれども、その中であれば、若干関連づけてすることができるかと思っておりますけれども、指名競争入札した分は、減額をきちんとさせていただいております。

西依義規委員

市役所の考え方が、収入と支出を一緒に見ないので、けど、見たら使用料、要は体育使用料なんか結構ふえているんで、できたらそのまま体育施設の、そういう充実に充てていただきたいなという、個人的な思いです。

あと、12 ページの生活保護費扶助費、これも減額の 3,110 万円、年々減っているという話を聞いているんですが、減額補正した、こういう思惑だったけど、こう実際なったという、理由っていうのはありますか。

#### **久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長**

生活保護費につきましては、当初予算を見込む段階においては、前年度の実績ということで、それを参考に見込むわけですけれども、保護世帯、保護人員については、景気の上向き等により、有効求人倍率も、鳥栖地区については特に良くて、1 を超える状況が 2 年、3 年続いている状況になっております。

そういったことで、高齢世帯についてはふえているんですけれども、その他の、特別働いて問題がない世帯、その他の世帯、そして母子世帯等も減少に転じておりまして、平成 26 年度で人員が 430 名月平均あった分が、平成 27 年度の見込みといたしますか、2 月末時点では 400 人程度に落ちております。

そういったことで、扶助する人員が減ってきていることによるものではあります。

#### **西依義規委員**

景気とか、その他の世帯が働かれるということで減ったという理由で、わかりました。とてもすばらしい、自治体の取り組みだと思います。

ちょっと、もう 1 点、さかのぼっていきますけれども、10 ページに、先ほど国松議員とか成富議員からもありましたが、要は人数の部分で、僕も聞きたいんですが、この児童扶養手当、所得制限による、人数が減ったため減額とお聞きしたんですが、その人数ってわかるんですか。当初何人で何人になった……、あとこれ、何月ごろに変更に、当初予算と違うんで、何月頃の変更なのか。

#### **石橋沢預こども育成課長**

児童扶養手当につきましては、ひとり親家庭に対して、子供の数に応じて、支給されるものでございます。

これが減った原因というのは、人数は年間の平均でございますけれども、ほぼ横ばいで、600 名程度で横ばいの状態なんですけれども、所得制限がございますので、満額もらえる方は、4 万 2,000 円もらえることになります、月額ですね。

あとは、所得に応じて、細かく段階がありまして減っていきますけれども、人数はほとんど変わっていないのに支給金額が減ったというのは、満額をもらえる方の数が減って、一

推測ではございますが、若干、所得が上がられた方がふえたのではないかと考えております。

わかりました。

これも景気とかいろんな原因があるっていう感じですかね、わかりました、以上です。

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。では、質疑を終わります。

執行部入れ替えのため、暫時休憩します。



再開します。

議案の審査に先立ちまして、市民環境部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けしたいと思います。

それでは、一言御挨拶申し上げます。

今議会におきます市民環境部関係の議案といたしましては、乙議案 6 件、甲議案 1 件の計 7 件の議案を御審議お願いすることといたしております。

本日の委員会で先議いただきます乙議案３件につきまして、その概要について御説明申し上げます。

議案乙第1号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)中、市民環境関係分につきましては、歳入5,276万1,000円の増額、歳出639万2,000円の減額となっております。

補正後の総額は、歳入が 125 億 888 万 5,000 円、歳出が 32 億 5,584 万 1,000 円となりまして、補正後の一般会計予算総額、233 億 4,957 万 6,000 円のうち、市民環境部関係歳出予算



次に、議案乙第 2 号「平成 27 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」につきましては、歳入歳出とも 1,327 万円の減額でございまして、補正後の予算総額は 96 億 7,752 万 1,000 円となっております。

次に、議案乙第3号 鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出とも264万1,000円の増額でございまして、補正後の予算総額は、7億4,015万7,000円となっております。

詳細につきましては、関係各課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なお、市民協働推進課宮原課長につきましては、本自身内の御不幸等ございまして、都合により欠席をいたしております。

説明につきましては、犬丸係長より行いますので、あわせてよろしく願います。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。



**市民環境部**

議案乙第1号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中川原豊志委員長

では、改めまして、これより市民環境部関係補正予算の審査を行います。

審査いたします議案は、議案乙第1号、議案乙第2号及び議案乙第3号の3議案でございます。

それでは、議案乙第 1 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

平塚俊範税務課長

議案乙第 1 号 平成 27 年度鳥栖一般会計補正予算（第 5 号）について御説明いたします。

まず、歳入について、厚生常任委員会資料の 1 ページをお願いいたします。

款 1. 市税、項 1. 市民税、目 1. 個人、節 1. 現年課税分につきましては、修正申告等における税収見込み増による額を計上いたしております。また、節 2. 滞納繰越分につきましては、徴収見込み減による額を計上いたしております。

次に、目 2. 法人、節 1. 現年課税分につきましては、企業の決算が 12 月末に確定したことに伴いまして、調定見込み減による額を計上いたしております。

また、節 2. 滞納繰越分につきましては、徴収見込み増による額を計上いたしております。

次に、項 2. 固定資産税、目 1. 固定資産税、節 1. 現年課税分につきましては、調定見込み増による額を計上いたしております。

また、節 2. 滞納繰越分につきましては、徴税見込みの増による額を計上いたしております。

2 ページをお願いいたします。

項 3. 軽自動車税、目 1. 軽自動車税につきましては、調定見込み増による額を計上いたしております。

項 4. 市たばこ税、目 1. 市たばこ税、節 1. 現年課税分につきましては、調定見込み減による額を計上いたしております。

項 5. 都市計画税、目 1. 都市計画税、節 1. 現年課税分及び節 2. 滞納繰越分につきましては、徴収見込み増による額を計上いたしております。

以上でございます。

#### **犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

款 14. 使用料及び手数料、項 1. 使用料、目 1. 総務使用料、節 1. 総務管理使用料につきましては、まちづくり推進センター使用料の収入見込みによる補正でございます。

#### **槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

同じく、款 14. 使用料及び手数料、項 2. 手数料、目 2. 衛生手数料のうち、節 2. 環境衛生手数料につきましては、畜犬登録及び狂犬病予防注射済票交付等手数料で決算見込みにより減額補正をするものでございます。

同じく、節 3. 清掃手数料につきましては、指定ごみ袋販売代金でありますごみ処理手数料の決算見込みによる補正が主なものでございます。

以上です。

#### **岡本昭徳市民課長**

その下、款 15. 国庫支出金、項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金、節 2. 戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、外国人の住民異動等の事務に係る中長期在留者住居地届出等事務委託金の確定により補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**吉田秀利国保年金課長**

その下、款 16. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金、節 1. 社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分の 4 分の 3 を県が負担いたしますが、県の負担額が確定したことに伴うものでございます。

以上です。

**犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

項 2. 県補助金、目 1. 総務費県補助金、節 1. 総務管理費県補助金のうち、身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金の減額補正につきましては、申請の取り下げ等によるものでございます。

以上です。

**槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

4 ページ目をお願いいたします。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 3. 衛生費県補助金、節 2. 清掃費県補助金につきましては、監視カメラ借上料や、看板作成及び不法投棄物の回収、処理にかかる費用等に補助されるもので、これら不法投棄防止対策事業の決算見込みにより減額補正するものでございます。

以上でございます。

**平塚俊範税務課長**

その下であります。

款 16. 県支出金、項 3. 委託金、目 1. 総務費県委託金、節 2. 徴税費委託金につきましては、県民税徴収委託金の額の確定による所要の額を計上していたしております。

以上です。

**岡本昭徳市民課長**

同じく、節 3. 戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、人口動態調査に係る事務委託金の確定により補正をお願いするものでございます。

以上です。

**平塚俊範税務課長**

次に、款 21. 諸収入、項 1. 延滞金加算金及び過料、目 1. 延滞金につきましては、徴収見込み増による所要の額を計上いたしております。

以上です。

## **吉田秀利国保年金課長**

同じく、款 21. 諸収入、項 4. 受託事業収入、目 1. 受託事業収入、節 1. 民生費受託収入の、後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における事務費等の決算見込みにより、県後期高齢者医療広域連合からの委託料を補正するものでございます。

次のページ、5 ページをお願いいたします。

同じく、款 21. 諸収入、項 6. 雑入、節 4. 雑入のうち、1 行目の、県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術助成事業に係る広域連合からの補助金額の確定及び広域連合への派遣職員 1 名分の人件費相当分の収納見込み、並びに平成 26 年度療養給付費の確定に伴う精算による、広域連合からの返還金などにより、それぞれ補正するものでございます。

以上です。

## **槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

同じく、節 4. 雑入のうち、その下になりますけれども、指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋への広告掲載料で掲載企業が 2 社にとどまったために、減額補正するものでございます。

また、その下の鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成 26 年度分の同組合の負担金が確定したことによりまして、納入済額と確定負担金額との差額分を返還金として受け入れるものでございます。

続いてその下、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合へ派遣している職員の人件費の決算見込みによる受け入れでございまして、昨年 4 月の人事異動に伴いまして、職員を 2 名から 3 名に増員したことから、補正額が大きくなっているものでございます。

以上でございます。

## **犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料の 6 ページをお願いいたします。

今回の補正は決算見込みにより補正を行っておりますので、その主なものを申し上げます。

まず、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 10. 市民協働推進費でございます。

節 9. 旅費の主なものは、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業に伴う旅費の減額補正でございます。

節 19. 負担金、補助及び交付金の主なものは、市民活動支援補助金及びまちづくり推進協

議会補助金等の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、款 2．総務費、項 1．総務管理費、目 11 のまちづくり推進センター費については、決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

#### **平塚俊範税務課長**

次に、款 2．総務費、項 2．徴税費、目 2．賦課徴収費、節 13．委託料につきましては、固定資産税土地評価システムの入札残によるものでございます。

以上でございます。

#### **岡本昭徳市民課長**

続きまして、款 2．総務費、項 3．戸籍住民基本台帳費、目 1．戸籍住民基本台帳費の節 2．給料から節 4．共済費までにつきましては、市民課職員 18 名分の人件費の決算見込みに伴い、補正をお願いするものでございます。

また、節 9．旅費から節 14．使用料及び賃借料までの減額につきましては、それぞれ歳出見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

#### **吉田秀利国保年金課長**

次のページ、8 ページをお願いいたします。

款 3．民生費、項 1．社会福祉費、目 6．後期高齢者医療費のうち、節 2．給料から節 4．共済費につきましては、広域連合に派遣しております職員 1 名分の人件費の決算見込みによるものでございます。

節 12．役務費及び節 13．委託料につきましては、それぞれ後期高齢者の健康診査事業における受診券の郵送料等の決算見込み及び受診券作成等の事業費の確定に伴うものでございます。

節 19．負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分の決算見込みにより、また、後期高齢者のはり・きゅう施術料に対する助成費の決算見込みによるものでございます。

節 28．繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、広域連合の事務経費などの共通経費に対する負担金等の決算見込み及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い補正するものでございます。

次の、項 4．国民年金事務取扱費、目 1．国民年金費のうち、節 2．給料から節 7．賃金につきましては、国民年金事務に従事する職員 3 名分及び臨時職員等の人件費の決算見込みにより、また、節 7．賃金につきましても、決算見込みによりそれぞれ補正するものでござ

います。

以上です。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

続きまして、9ページをお願いいたします。

款4．衛生費、項2．環境衛生費、目2．斎場費のうち、節2．給料から節12．役務費までは決算見込みによる補正でございます。

また、節15．工事請負費につきましては、斎場炉前ホール等の営繕工事に係る入札残でございます。

同じく、続きまして、項3．清掃費、目1．清掃総務費、節2．給料から節4．共済費までは、環境対策課職員14名分の人件費の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

項3．清掃費、目2．塵芥処理費のうち、節19．負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、各種団体等が古紙及び古繊維の回収量に応じて交付する資源回収奨励補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

同じく、目3．し尿処理費、節2．給料から節11．需用費までは、決算見込みによる減額補正でございます。

同じく、節13．委託料につきましては、し尿等投入施設基本計画策定委託料の入札残等により減額補正するものがございます。

#### **犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

委員会資料の11ページをお願いいたします。

平成27年度繰越明許費について御説明いたします。繰り越します予算は、款2．総務費、項1．総務管理費の旭まちづくり推進センター改修事業でございます。

旭まちづくり推進センターの改修に係る基本設計業務を行うに当たり、改正内容等について、地域住民及び利用者の意見を参考とするため、意見交換等を実施したことにより、基本設計業務に要する期間の延長が必要となったため、繰り越すものでございます。

次のページをお願いいたします。

款2．総務費、項1．総務管理費の公民館類似施設整備補助金でございます。

補助事業者において、建物の壁、屋根の色などの意匠決定に不測の日数を要したことから、建築資材の確保におくれが生じ、当初予定されていた工期での施設完成が困難となりました。このことから、補助事業者から当該工事の工期を変更することの報告があり、この報告による施設完成時期に合わせ、当該補助金を補助事業者に交付したいため繰り越すものでございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。一括して質疑のほうをお願いします。

#### **西依義規委員**

1 ページ、法人税割の 12 月末決算の数字が出たから減額っていうお話だったのですが、これ、市として当初予算を立てたけど、こういう減額になったっていうところで、その当初の予算の立て方については、どういうふうに……、法人税額割がこれぐらいというのは、予算を立てられるのか、その立て方をちょっと教えてください。

#### **平塚俊範税務課長**

例えば、平成 27 年度の当初予算につきましては、前年度の収支及び過去 5 年の増減を考慮しながら、予算措置を設けております。

#### **西依義規委員**

ということは、前年とここ 5 年はこれくらいあったんですけど、やっぱり、先ほどの委員会では、ちょっと今、景気が回復して行って、生活保護も、ああいった賃金も上がっているという方向ですけど、鳥栖市の法人の場合は、ちょっと見込みが低かったっていうふうに……、どういうふうにこれ結論付けたらいいのかなと、僕として。

#### **平塚俊範税務課長**

法人税につきましては、内閣のほうから設備投資のほうに重点を置いて行ってくださいということがありましたので、例えば、鳥栖市に上位 20 社がありますけれども、その 20 社のうち、設備費を増大させられたところが多いもんですから、20 社のうち 18 社が減益という形で出しておりますので、こういった、落とすという予算のやり方になってしまいます。（「理解しました」と呼ぶ者あり）

#### **中川原豊志委員長**

よろしいですか。

ほかございますか。

#### **樋口伸一郎委員**

すいません、11 ページで、お尋ねをさせていただきます、一般質問でもできなかったもので、よろしくをお願いします。

繰越事由のところに、地域住民及び利用者の意見を参考とするため、意見交換等を実施したことにより基本設計業務に要する期間の延長が必要となったためと書いてありますが、それによってどの程度の延長になったのでしょうか。

当初の計画と、延長が必要になった部分の差はどのくらいですか。

**犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

延長に要する期間につきましては、最大で1カ月程度必要ではないかというふうに見込みをしておりましてけれども、今現在、受託をしていただいております業者との連携を密にとりながら、基本設計業務の検討作業を進めているところでございまして、今のところ、年度内完了に向けて、業務を進めているところでございます。

また今後、検討次第によっては、工期については変更を要するということも、まだ可能性としては残されているということでございますので、よろしくお願いいたします。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

ちょっと教えてほしいんですけど、ということは、基本設計業務に関して延長をしなければいけないような意見というか、参考すべきものがあったということではないんですか。

**犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

今回、基本設計業務を行うに当たりまして、地域の皆様からいろいろな御意見をいただいているところではありますけれども、今のところ御意見を踏まえた建物の構造であるとか、建築基準法関係の法令に照らしながら、改修の内容を検討しているところでございますけれども、今のところ、大きく検討に期間を要するというふうな、案件というか御意見等は出ていないというふうな状況でございます。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

ということは、当初計画しているよりも大幅な変更っていうか、そうしたことは今のところなく、そうしたところも勘案しながら、今後変更の可能性があるので認識してよろしいですか。

**犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

おっしゃったとおりでございます。

よろしくお願いいたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

**中川原豊志委員長**

ほかございますか。

**西依義規委員**

8ページの節19負担金、補助金、減額83万円が、はり・きゅう助成等とかおっしゃったんですが、これ、当初予算では、医療給付費負担金とはり・きゅう助成金の合計で出ている



んですが、これ、どっちがどれぐらい減額というのはわかりますか。

**吉田秀利国保年金課長**

後期高齢者はり・きゅう助成費に係る分が、77万8,000円の減でございます。

それから、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金でございますけども、こちらのほうがマイナスの5万3,000円。

合計いたしますと、83万1,000円の減ということになっております。

**西依義規委員**

これは、済みません、参考までに、はり・きゅう助成は、一人に幾らかの助成、これ、人数とかでわかるものですか。何人予定し、結果何人しか使わなかったんで、77万8,000円の減ということがあるんですか。

**吉田秀利国保年金課長**

はり・きゅう助成費につきましては、はり・きゅう施設治療の中の1回に対して1,000円を助成するような制度でございます。

それで、前年度、もしくはそれ以前の3カ年ほどの経費です。

はり・きゅう助成に係る経費を見込みまして計算したところ、当初予算では264万円ほど必要であるということで、当初予算を計上しておりましたけれども、ことしの助成の状況がかなり少ない状況でございまして、77万8,000円を減額するというふうなことで、させていただいたところでございます。

**西依義規委員**

ということは、これ、どういうふうに総括していいかわからないんですけど、結局、この後期高齢者の方であれば、どんな方でも、何回でも、1回当たりはり・きゅうの1,000円が受けられる……、どういうふうにこの補助金を見ればいいんですか。

**吉田秀利国保年金課長**

はり・きゅう助成事業につきましては、一人年間60回を上限、基本的には30回のはり・きゅうのカードを配付をいたしまして、それを年間2回ですので、最大60回まで受けられるような形になっております。

それで、大体今のところ、後期高齢者の方で250名ほどの方に、はり・きゅう券を交付しております。

だから、大体260万円、予算をしておりますので、一人10回で見込んでおりましたけれども、使用回数、それを利用される方は、若干少なくなったということで、減額をさせていただいておるところでございます。（「わかりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

**成富牧男委員**

いろいろありますけれども、当初にある程度聞くことにして、一つは、9ページの斎場費のところ。ここは、これ、委託になっているんでしょう。

**榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

全面委託をしております。

**成富牧男委員**

給料で出ているのは、その担当者の分みたいな感じですか。

**榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

平成27年度分までは、担当者1名を、そちらの補助的な役割でさせていただいておりますので、その分を計上しております。

**成富牧男委員**

それで、平成28年度からは、そうじゃなくなったということですね。

ここは、もう多分、建設されてから大分たっているんじゃないかと思うんですが、ここ、今後の改修とか、だんだん私もそっちのほうに入ってくるんですけど、だんだん団塊の世代が、一般的に言われるように、斎場が足らんごとなるっちなかやろうとかかいう話、いわゆる、焼くところが、という話もあるんですけど。

そういう今後の対応とか、見通しとか、立られているんですか。

**榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

現在のところは、年次計画で火葬炉等の改修をしておりますして、現在、大体焼却火葬は年間600件前後と、多い時には650件とかなりますけれども、現在のところは、今4炉ある体制で対応できると。

それで、周辺の同じくらいの自治体規模の火葬場の状態を見ますと、大体同じぐらいの3炉か4炉で対応しておりますして、私どもとしては、1,000件ぐらい、年間ぐらいであれば、今の4炉体制で大丈夫かと思っております。

ただ、やはり替えの火葬台車とかは必要になってくるというふうには考えておりますし、今、施設のほうに、もう一つ増設のスペースが1炉分ありますので、そういうものを増設する等について対応したいというふうに考えております。

**成富牧男委員**

わかりました。

それなりにちゃんと見込んであるっちゅうことですが、正規の職員の張り付けをなくされたっちゅのは、それだけ、ちょうど委託を始めるというところで、スタートをスムーズにいかせるとかいう意味もあったと思いますけど、今、非常に順調にいつているっていいんですか。だから、手を引いたと。手を引いたっちゅう、もう任せとってよかという

意味にとっておいてよかですか。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

平成 28 年度の 9 月末で 2 年半を迎えるということで、もうそちらの職員さんについても、委託業者の職員さんについても慣れてきたということで、職員については、今回斎場のほうには配置をしないということで考えております。

#### **成富牧男委員**

ちょっと、これ確認ですけど、私の思い違いであれば、教えてください。

繰越明許なんですが、繰越明許費っていうのは、基本的には翌年度に、もう繰り越しますよっていうことですよ。

ただ、ちょっとさっきの説明聞きよったら、計画期間に終わるかもしれんばってんみたい  
に聞こえたんですけど、そうじゃなく、まず、制度と、さっきの回答、答弁との関係をお尋  
ねします。繰越明許費っていうもののそういう。

#### **橋本有功市民環境部長**

今回お願いしておりますのは、繰越明許費ということで、平成 28 年度に繰り越し見込みで  
あるということで、本年度中の予算について、その見込みであるということでのお願いでござ  
います。

だから、先ほど旭まちづくり推進センターの大規模改修につきましては、今後、事業者等  
の検討によって年度内完成が一番良うございますので、それに向けて検討していく。

それで、万が一、繰り越しということも考えられましたので、そのところで、齟齬が発生  
しないように、繰越明許費ということで補正のほうでお願いをしていたということでござい  
ます。

#### **成富牧男委員**

わかりました。

一部しか使わんやったよっていうことやなくて、ゼロ、全然使わんやったっていうのも含  
むちゅうことですね、翌年度。例えば、5 月ぐらいかな、報告しますよね、そういう意味に  
解釈しとっていいですかね。私もちょっと思い違いしとったところがあったので、確認して  
います。

#### **橋本有功市民環境部長**

あくまで平成 27 年度予算ですので、平成 27 年度中に実施できた部分と、繰り越しをお願  
いして、実際その繰り越しが必要になって繰り越すことになったときに、確定するわけでは  
ね。

じゃあ、繰り越す額と申しますか、それを来年度の 6 月議会なりで報告をさせていただき

ますけれども、今回は、先ほどの旭まちづくり推進センターにつきましては、工期について  
が繰り越す可能性があったものですから、予算上も、当然、額として出させていただいてお  
りますが、あくまで、平成 27 年度の予算という形での執行はさせていただくと。

年度内に収まれば、年度内での契約ということで、そのまま繰越が必要なかったというご  
報告になるというふうに思っております。

#### **成富牧男委員**

ということは、要は 330 万円のうち、これだけしか使わんやったということも、この中に  
は、全く使わんやったっていう、ゼロというのも入るっていう意味ですか。

#### **橋本有功市民環境部長**

繰り越しの部分として使わなかったという部分も、当然出てくると。

#### **中川原豊志委員長**

ほかはよろしいですか。

#### **成富牧男委員**

これは、本当は西依議員のほうが詳しいのかもしれないけど、2 ページ、款 14. 使用料及び  
手数料で、まちづくり推進センターの使用料が出ていますが、一番最近建ったのは、御存じ  
のように、弥生が丘ですよ。あそこは、御存じのように、例えば、私んところもそうです  
けど、田舎は、大体一つ一つの集落、班とか組とか言いますが、そこに集会場があります  
よね、基本的に。だから、何かのお話し合いをするときには、そこでやるんですね。

ところが、弥生が丘は御存じのように新しいところで、なかなかないと。あったのは、あ  
そこは、柚比の公民館かな。結構、それなりの値段がして、大変だという話を聞いていたん  
ですけど。

それで、皆さんは、実は、それとか、どこを利用してあったかっていうと、それまでは、  
若楠を借りてあったんですね。

ところが、このごろは若楠も借りられなくなったと。

それで、消防団の控室を使ってあるとかいう話で、皆さんとしては、非常にあれができた  
ときに期待してあって、これで、おかげでうちの班っていうか、うちの班の話し合いが推進  
センターでできるなと思えばよかったら、ところが、なかなか詰まってあいとらんっちゃうわけ  
ですよ。

ただ、今現在わかりませんよ、ちょっとタイムラグもありましようから、改善されている  
かもしれませんけれども。

だから、それはやっぱり、何かこう、改善されるべきじゃないかなと。詰まっとるのも、  
多分、2 つあると思うんですね。

一つは、主催事業で詰まっているっていう分と、あと一つは、それだけ活性化して、自主的なサークルで、いろいろ定期的にやられたとか。自主的なサークルが定期的にやられるのも、やっぱり複雑な気持ちですよ。

例えば、地元の人ができるっていうのは、自分たちは必要最小限の地区の、直接それがまちづくりに貢献しとるかどうかばかりで言えんでしょうけど、何かここで集まりたいっていう、それに支障を来しておるといことなんですよ。

そして、一方では、弥生が丘以外のところの人たちが利用して、そこを使ってあると。ちょっと割り切れないっていう気持ちを持ってあるわけですね。ですから、これ、やはり何か利用のルール、これは例えば、文化会館もそれなりのルールがあると思うんですよ。

公的なものが使うのは、例えば、申し込みを1年前にさかのぼってとか。ほかの一般はどうとか、いろいろあると思うんですよ。だから、いずれにしろ、やはりそこら辺のルールを、何か、ちょっとつくってやる。

逆に、あんまりルールをがちがちつくったら使いにくいって話にもなりましょうから、そこところは、もうお任せするにして、工夫をされたらいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

#### **犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

まちづくり推進センターの利用に関するルールということでございますけれども、これにつきましては、いろんなサークル活動であるとか、場合によっては自治会のそれぞれの隣保班の会議等で利用されているケースというのも見受けられるところでございますけれども、あくまでも、主にその地域の、地区の皆さんに公平に利用していただくというのが、一つ、ルールとしては、必要ではないかというふうに考えているところでもございます。

もう一点、自治会の利用につきましては、全てではございませんけれども、ほとんどの自治体のほうで、自治会の集会場、いわゆる公民館をそれぞれ所有をされているというふうな状況もございますので、なかなか、自治会のほうに何らかの優先をしてっていうことになりますと、ほかの自治体公民館との兼ね合いもありますので、非常に難しい状況にあるところでございます。

それで、言われています一定のルールづくりをしてはどうかというところでございますけれども、今現在、長い期間を経て一定のルール分ができ上がっているところでございますので、またこれを再度細かく決めると、今、成富議員が言われたとおり、使いづらいとか、利用しづらい部分が出てくるとも想定されますので、現在においては、今のところのルールで運用していきたいと考えております。

以上でございます。

## 成富牧男委員

ちょっと、前段のところが少し認識が違うんじゃないかなって。

ちょっと、私もそういうふうに言われるんじゃないかと思って、だったら最初言ったんですけど、具体的に弥生が丘について言えば、特に、私たちのところなんかは全部あるんですね、類似公民館みたいなのが、結構あります。ありますけど、弥生が丘は、さっき言われたような環境でないと思うんですけど、その認識分がちょっと違うんじゃないかと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

## 犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長

さすがに、弥生が丘地区だけの現状を見ますと、それぞれ中央区と南区さんのほうにつきましては、それぞれで集会場、自治公民館というのを所有されておまして、東区だけが、今のところ、そういった施設を所有されていないという状況にはございます。

それで、区長さんともいろいろ協議をさせていただいて、区長さんのほうでも、自治公民館といいますか、集会場の建設に向けて、今のところいろいろと御努力をされている途中でもございますので、市といたしましては、公民館類似施設の補助金というのも用意をしておりますので、そういった中で、それぞれの自治体で集会場、公民館を整備させていただいて、自治体の活性化につなげていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

## 成富牧男委員

すいません、しつこいようですけど、今のお話ですと、ちょうど類似公民館補助金 500 万円もあるけん、ちょっとそればつくってもらえるとが先じゃないと、みたいに聞こえたんですが、建設用地とかの問題もありましょうし、私は類似公民館をつくってもらうという意味で言ったんじゃないくて、今、当面、まさに東区ですよ、特に。あそこは何班ありますか、二十何班くらいあるんじゃないですか。かなりの数がありますよね。

そういうところの人たちが、喜んどったのに、基本的な集会、例えば、ある意味じゃまちづくりにかかわるような、区の方針をそれぞれ理解してもらいために、総会の結果をちょっと話し合いするとか、たまには、何か、ちょっと、親睦会なんかもされると思うんですけど。何か、そういうのは必要……、だから、逆に言うと、限定的に今あそこに……、なら、これだけちょっと確認させてください。

どういうふうなルールをつくるかは別にして、まさに自治で、そこでみずから治めていただければいいんですけど、それはそれでいいんですけど、今のままでいいと、やっぱり思っておられるのかについて、もう一度お願いします。

### **犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

まちづくり推進センターの利用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一定ルールによって公平に使っていただくというところがございますので、そこは自治会で利用される場合に限って、何らかの特例を設けることにつきましては、ほかの同じ弥生が丘地区内の自治会の御意見も、当然、お伺いするのが必要ではないかというふうには認識をしているところでございます。

しかしながら、一定貸し出し等のルールというのもありますので、当面そのルールにのって使用の申し込みをいただければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

### **成富牧男委員**

多分、大体、これ以上お話しても、ちょっと今時点が、進まないってことですが、ちょっとさっき、簡単に言うと、そうですね、特に東区については、そぎやな問題もある、考えられますよねという認識がないのかなと。

後のルールづくりは、さっきおっしゃったような感じでも、現時点では、今のままいきますでも、それであると思いますけど。どうですかね、認識。

### **橋本有功市民環境部長**

弥生が丘まちづくり推進センターができて、今度の4月で1年たつということで、1年弱ぐらい経過してきて、いろんな、今の貸し方についても、議論とか協議がある中で、今のやり方含めてつくられてきたと思っております。

まだ、1年ぐらいですのでいろいろな課題も出てくるとは思いますけれども、それはまた、そこそこのまち協なり、センターの中でどういったやり方ができるのかというのは、御協議をお願いしたいと思っておりますし、ただ、基本的には、やはり、そのバランスを考えて公平に、公正にしていくということは、一つ持っておかなければならないというふうには思っております。

ただ、今後課題については、整理も必要だとは思いますが、その辺は、地元の方と一緒に考えていく必要があると思っております。

以上です。

### **成富牧男委員**

すいません、もうこれ一回しか言いませんので。それで、今のまま仕方がないと思われるのか、その認識の部分だけ、今後のことはいいです。

### **橋本有功市民環境部長**

新しいまちですので、いろいろ、今あるまちとは、違う部分があるところも存在するとい

う認識は、当然持っているというところでございます。

#### **成富牧男委員**

ありがとうございました。

#### **中川原豊志委員長**

ほかはございますか。

#### **西依義規委員**

成富議員におっしゃっていただいたんで、僕もちょっと一応、この委員会におるってことで、議事録的に言いたいんですけど、東区としては、本当、区長さんがおっしゃったとおりに見つけてられているんで、今の、確かに成富議員の認識としてはそうかもしれんけれども、これも、ほかの自治会から見たら特別扱いは、という空気もわかりますんで、多分、うまく行く方向になると思います。

これ、ちょっと議事録だけ残していただきたいと。

もう一つ、ちょっと済みません、結局、推進センターの使用料、減免とかあるじゃないですか、いただいたりいただかなかったりと。この、補正予算なので、増額補正の 47 万 8,000 円の、思ったより使用料が上がったわけですね、これは。例えば、先ほどの弥生が丘じゃないけど、地区別に何かあるんですか。

積み上げで予算も計上していると思うんですけど。どこがどれぐらいと。

#### **犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

今回、補正予算で増額のお願いをさせていただいている部分につきましては、大きな部分が、一つは、新設の弥生が丘まちづくり推進センターにかかる部分でございまして、あとはどちらのまちづくり推進センターについても、微増であったり、若干落ち込んでたりというところではございまして。ちょっとすいません、繰り返しではございますが、主な要因としては、弥生が丘のまちづくり推進センターの新設に伴うものということでございます。

以上です。

#### **西依義規委員**

これ、ちょっと質問ですけど、減免の対象っていうのは、自治会区長さんの印鑑とかで、例えば班会議とかもなるんですか。

#### **犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

減免につきましては、今お尋ねの自治会の中の班、隣保班の会議も減免の対象ということで取り扱いをさせていただいております。

以上です。

#### **西依義規委員**





再開します。

## **議案乙第2号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）**

### **中川原豊志委員長**

次に、議案乙第2号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### **吉田秀利国保年金課長**

それでは、議案乙第2号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明をさせていただきます。

説明のほうは、厚生常任委員会資料によりさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

款1．国民健康保険税、項1．国民健康保険税、目1．一般被保険者国民健康保険税のうち、節1．医療給付費分現年課税分につきましては、今回の歳入歳出の補正に伴い、財源調整を行うものでございます。

また、節2．後期高齢者支援金分現年課税分から、節6．介護納付金分滞納繰越分まで及びその下の目2．退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれ収納見込みにより補正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

款3．国庫支出金、項1．国庫負担金、目1．療養給付費等負担金につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費の補正及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う補正でございます。

その下の款3．国庫支出金、項1．国庫負担金、目3．特定健康診査等負担金につきましては、歳出の特定健康診査等事業費の決算見込みに伴い、国の負担金が確定したことによるものでございます。

次に、その下、款3．国庫支出金、項2．国庫補助金、目1．財政調整交付金、節1．普通調整交付金につきましても、歳出の一般被保険者療養給付費の補正及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う補正でございます。

次に、款4．県支出金、項1．県負担金、目2．特定健康診査等負担金につきましては、国庫負担金と同様に、歳出の特定健康診査等事業費の決算見込みに伴い、県の負担額が確定したことによるものでございます。

その下の款4．県支出金、項2．県補助金、目1．財政調整交付金、節1．1種調整交付

金及び節 2. 2 種調整交付金につきましても、歳出の一般被保険者療養給付費の補正及び保険基盤安定繰入金の確定に伴い、それぞれ補正するものでございます。

次のページ、3 ページをお願いいたします。

款 7. 共同事業交付金、項 1. 共同事業交付金、目 2. 保険財政共同安定化事業交付金につきましても、歳出の保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定に伴い、国保連合会からの交付金を補正するものでございます。

次に、款 9. 繰入金の一般会計繰入金につきましても、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る事務費繰入金、低所得者の保険税軽減を補てんする保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金、子ども医療費助成事業実施による、国庫支出金の減額分を補填する子どもの医療費助成事業繰入金につきましても、それぞれ事業費の決算見込みにより補正をいたしております。

また、累積赤字を解消するための特別繰入金を計上いたしております。

次に、款 11. 諸収入、項 1. 延滞金加算金及び過料、目 1. 一般被保険者延滞金と、その下の項 3. 雑入、目 4. 一般被保険者返納金及びその下の目 5. 退職被保険者等返納金につきましても、それぞれ収納見込みにより補正するものでございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

今、款 1. 総務費、項 1. 総務管理費のうち、目 1. 一般管理費の節 2. 給料から節 4. 共済費につきましても、国保業務に従事する職員 7 名分の人件費の決算見込みによるものでございます。

その下の節 9. 旅費から節 19. 負担金、補助及び交付金につきましても、それぞれ決算見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

その下の款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 2. 連合会負担金、節 19. 負担金、補助及び交付金につきましても、国保連合会への負担金の額の確定に伴うものでございます。

その下の款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 3. 医療費適正化特別対策事業費につきましても、レセプト点検業務委託料の決算見込みにより補正するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

款 1. 総務費、項 2. 徴税費、目 1. 賦課徴収費のうち、節 4. 共済費から節 9. 旅費につきましても、それぞれ決算見込みにより補正するものでございます。

節 28. 繰出金につきましても、国保税の収納等にかかる経費等について、県の財政調整交付金のうち 2 種調整交付金の対象経費分とされておりますので、その決算見込みにより一般会計に繰り出すものでございます。

その下、款 1. 総務費、項 3. 運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険運営協議会の委員の出席費用弁償等の決算見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

次に、款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 1. 一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者の療養給付費の決算見込みによるものでございます。

その下の款 2. 保険給付費、項 4. 出産育児諸費、目 1. 出産育児一時金につきましては、出産育児一時金の決算見込みによるものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

款 7. 共同事業拠出金、項 1. 共同事業拠出金、目 2. 保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い、国保連合会への拠出金をそれぞれ補正するものでございます。

次に、款 8. 保健事業費、項 1. 特定健康診査等事業費、目 1. 特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査等の事業につきまして、事業に係る経費の決算見込みにより補正するものでございます。

その下、款 8. 保健事業費、項 2. 保健事業費、目 1. 保健衛生普及費につきましては、被保険者への医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知に係る経費の決算見込みにより補正するものでございます。

その下、款 8. 保健事業費、項 2. 保健事業費、目 2. 療養費につきましては、被保険者へのはり・きゅう助成に係る経費の決算見込みにより補正するものでございます。

その下の款 8. 保健事業費、項 2. 保健事業費、目 3. 健康推進事業費のうち、節 13. 委託料につきましては、人間ドック等にかかる受診決定通知の郵送料及び医療機関への委託料の決算見込みによるものでございます。

節 28. 繰出金につきましては、健康増進課等で行う各種健康推進事業に係る経費について、県の財政調整交付金のうち、2 種調整交付金の対象経費分とされておりますので、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

#### **中川原豊志委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **樋口伸一郎委員**

5 ページをお願いします。

款 2. 保険給付費、項 4. 出産育児諸費、目 1. 出産育児一時金の節 19. 負担金、補助及び交付金の 599 万円の減額っていうのは、これは、その交付金とか補助金というのを払わな

くてよくなったっていうことでよろしいんですか。

ちょっと説明を、教えていただけないでしょうか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

医療保険のほうで出産された方については、42 万円の出産育児一時金を支給するようになっておりますので、1 児に対してですので、双子であれば、倍になりますけれども、当初見込んでおりましたのが、70 件ほど当初は見込みをしておりましたけれども、ことし出産の数が少なくなりまして、見込みとして 57 件程度見込みまして、最終的に、2,383 万円の予算にしたと、補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。よくわかりました。

単純計算なんですけれども、42 万円で換算したときに、十何名分ということになるかと思うんですけど、この 70 件を見込まれたときに、70 件に見込んだ根拠っていうのは、まずあるんですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

過去の実績から、一応見込みをしまして、平成 25 年度が実績として 74 件、支出をしております。

平成 26 年度が 61 件ということで、ことし 70 件となっておりますけれども、そのぐらいの予算を計上させていただいたところ、平成 27 年度が若干、減少いたしまして、見込みとしても、実際、12 月末では四十数件で、大体 1 月、2 月、3 月で 21 件を見込んで、57 件ということにしておりますので、多分、見込みとしてはもっと減るのではないかなと、今の段階では、というふうには思っております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

ちょっと今、御答弁いただいた中に、平成 25 年から見れば、件数だけ見れば減少しているように御回答いただいたんですけど、やっぱ創生総合戦略じゃないですけど、そこまで振り返るとやっぱここが、むしろこの 599 万円に下がらずに上がっていくような施策をしないといけないかなと思うんですけど。

#### **吉田秀利国保年金課長**

あくまでも国民健康保険でございますので、会社勤めされてある方とかは、当然、社会保険のほうに入られております。

ですから、国民健康保険の若い世代が少なくなって、景気が回復して就職されたということで、その辺が少なくなって、それも影響して出産なりも少なくなっているのではないかなというふうに、ちょっと推測はしております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

そうしたら、働いている方がふえていって、この分の額が調整されていっているという認識をしたんで、働きながらもやっぱり、そっち側にどんどん額はふえてきて、数的にはふえるほうがいいのかなと思ってちょっとお聞きしました。

ありがとうございました。

#### **成富牧男委員**

ちょっと、今のところからいきましょうかね。

今、若い方たちがそういう、景気が良くなって雇用がふえよるっちゃんないかという趣旨のこと、それが減少している理由やないかと。ここから別の保険に行っているんじゃないかと言われましたけど、これ、さっき生活保護の担当も同じようなことを言われたんですけど、何か数値的な根拠があるんですか。今、おっしゃったやつ。

#### **吉田秀利国保年金課長**

ちょっと、数値的な根拠等はございませんけれども、国民健康保険の年齢階層別の構成比率を見ますと、60歳以上の方、65歳以上の方ですと、数年前まで30%をちょっと超えるぐらいというものが、もう既に40%近くなっているということで、そのかわりに、それで、全体的な被保険者数としては、今現在、ここ数年は若干減少気味で、3年前は1万5,000人をちょっと超えておりましたけれども、今現在、1万4,000人ということで、被保険者数は減少しております。

それで、被保険者数が減少していく中で、高齢者の割合が高くなっているということは、逆に現役世代が少なくなっているということでございますので、そういったことから、国民健康保険の加入者としての若い世帯が減少しているということで、出産、育児のそういう、出産をできる女性の方、そういう年代の方も少なくなったということで、その原因、要因として関わりあるのが、先ほど申し上げましたような形での数字ということでございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

こっちからこっちへ移動しているっていう、明確な、何かやつは、ちょっと今の説明からは見られなかったんですが、もし、そういったことが分かれば、当初の時でも、また御説明

いただきたいなと思います。

それとあと一つ、出産一時金の手続。手続に添付する申請書類とか、簡単に教えていただけますか。

### **吉田秀利国保年金課長**

出産一時金については、現物支給の体制ができておりまして、病院にかかった段階で、病院のほうがかかった費用、42 万円までは、42 万円を超えたところだけ本人さんが取られまして、その 42 万円を市のほうに請求するという形で、逆に、42 万円より下がった場合は、その差額分を出産された方が申請をするという形になっております。

以上でございます。

### **成富牧男委員**

わかりました。ちょっと大分おくれておりました。改善されているということで認識しました。

それで、ちょっと一つだけ、当初予算になったらいろいろ入ってきますので、教えていただきたいのは、とりあえずページ数で言うと、この保険財政共同安定化事業、これの、これずっと昔からあったわけでないかと認識しているんですけど、これのそもそもの目的と、歳入と歳出の関係っちゅうか、全体のお金の動き方っちゅうか、何かそこら辺、もうかいつまんでいいです。

### **吉田秀利国保年金課長**

高額の共同事業といたしましては、80 万円以上の高額医療費共同事業と、今御質問されました保険財政共同安定化事業の 2 つがございます。

高額医療につきましては、レセプト 1 件当たり 80 万円以上が対象でございます。保険財政共同安定化事業につきましては、昨年までは 20 万円を超える、1 件あたりのレセプトが 20 万円を超え 80 万円までのレセプトに対してが対象ございましたけれども、本年度からは 0 円から、1 円から 80 万円以下の医療費について、8 万円以上 80 万円までを対象経費とさせていただきます。

この目的といたしましては、小さな保険者でございますと医療費というのは出来高払いでございます。被保険者数が少ないと高くなったり低くなったりする、その波が激しくなっております。

そういったことで、小さな保険者につきましては、2 倍も 3 倍も高くなったりということで非常に大変でございますので、県を一つとして、県単位で、共同でこの医療、高額の分についての医療費をしていこうということで、かかった費用に対してそれぞれ県内の市町村が拠出金を出し合って、そういう、かかる費用を交付金としていただくというふうな事業でござ

ざいます。

それで、鳥栖市といたしましては、額的には 17 億円ほどの拠出金を出しまして、17 億円程度の交付金を交付していただいていると。

若干、鳥栖市の場合は医療費が高くございますので、数千万円のプラスの状況ではございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

一つだけ。

県の責任で運営していると。これ、ざっとした言い方ですけど、それでいいんですね。

#### **吉田秀利国保年金課長**

これは、国保連合会のほうで県全体的な事業は行っております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

国保連合会でやっているということで、確認しました。

#### **中川原豊志委員長**

ほかはいかがですか。

#### **西依義規委員**

要は、徴収率みたいなものを見たかったんですけど、ここでは数字はないんで、前回、当初予算で 85 億円ぐらいの予算が、前回は、ごっと九十何億円上がって、今、96 億円で減額されているんですが、これは毎年こういうやり方をされるんですか。

その、要は桁が大分違うんですが。

#### **吉田秀利国保年金課長**

当初予算では、鳥栖市は累積赤字を 10 億円以上持っておりますので、新年度に繰り越す際に、前年度の累積赤字分の 11 億円程度を翌年度の予算から借りるという形になっておりますので、11 億円ほどが、6 月で決算しますので、その後ふえるという形で、八十何億円から九十何億円のほうに、ちょっと 10 億円程上がるというふうな状況でございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

わかりました。

それで、あと、3 ページに、延滞金加算金及び過料っていう部分が、これも 469 万円は増額なんですけど、この原因とか理由とかありますか。

#### **吉田秀利国保年金課長**



原因、申し上げますと、当初 240 万円しか予算計上しておりませんでしたので、今現在の収納額として、700 万円ほど入ってきているということから、今回、補正をさせていただいております。

ですから、当初の組み方の段階で、ちょっとう、例年どおりの組み方をしておりまして、大きく増額ということになっております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

ここに載ってくるのは、例えば、1 ページの滞納繰越分とかではなくて、これは、今年度の、これは、何月までに納めなさいのその延滞分、例えば、1 カ月とか分の収入がここに入ってくるということでもいいんですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

延滞金として入ってくるものでございます。現年度分、滞納分合わせたところでの総額がこの延滞金の総額でございます。

#### **西依義規委員**

すいません、ちょっと聞きかったのは、1 ページの節 4 と節 5 に、滞納繰越分でも収入が入って、これは、保険金自体の収入っちゃうことですね、じゃあ。延滞金、プラスアルファがこっちに入ってくるということ。

#### **吉田秀利国保年金課長**

税額としては、あくまでも款 1 のところが税額でございます。

これに対する附帯金として、延滞金として、現年分、滞納分の納期限以降に収められた場合に、延滞金計算して、つく場合には、その分をこちらの延滞金加算金及び過料のこのところで収納しているところでございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

じゃあ実際、この予算で延滞ていうか滞納額を見るのは、どこを見たら滞納額が……、この 1 ページのところでいいんですか。医療保険、医療給付とか、その、未収というか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

滞納分を見ますと、まず、款 1 の国民健康保険税、目 1. 一般被保険者国民健康保険税であれば、節 1、節 2、節 3 が現年度分でございます。それで、節 4、節 5、節 6 が滞納分でございます。

要は、節 1 の医療給付費分の現年課税分が節 1 でございまして、これの滞納の分は、節 4 になります。

退職分についても同様のことでございます。

以上のようになっております。補正をしていない部分もございますので、以上でございます。

#### **国松敏昭委員**

それで今、3ページの延滞金加算金及び過料の469万2,000円で、現年度分が幾らと、その前年、2年前から、今何年で処理しよるか知らんばってん、その辺の内訳がわかつとでしようもん。この中身がきちんと言わんなら、今んとはようわからんじゃないですか。

現年が納税、良くなったのか、要するに、前のやつが多額のやつがたまたま一遍に入っただけ、たまたまここがふえたのかとか、その辺、何か説明できんと。

言っている意味わかる。内訳の中身について、御説明できますかという話たい。

#### **中川原豊志委員長**

わかりますか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

済みません、今のところ、内訳のほう、持ってきて……、（発言する者あり）申し訳ございません。

#### **国松敏昭委員**

特殊事例か、もしくは、そうじゃなくと、現年度分の徴収率がアップしたとかっちゅう、何か根拠があるでしようもん。

今まで滞納分の一部の方が多額に滞納しとったのをまとめて払っていただいたとか、何かそういう根拠が何かあるでしようもん。説明する根拠が。違う。

それで、当初の補正が、今これだけ金額がぼんと、ぼんとっちゅうが、469万円だから何人分かっちゅうのはわからんけど、この内訳があるんでしようという話ばしよったい。

#### **平塚俊範税務課長**

延滞金の分については、うちのほうで過年度の方の徴収を強化しておりまして、その分の蓄積、一年間分を今回上げさせていただいているという形になります。

現年度納付分と過年度納付分があるじゃないですか。それで、過年度納付分については、必ず延滞金がついているじゃないですか。

その延滞金の額の積み上げがこちらの4番のところに入ってきているというところになります。

#### **国松敏昭委員**

だから、頑張って徴収したときは、ぱっと上がるっちゅうことかな、延滞金を徴収して、それをいただいたときは。そういうことですか。

よろしいですか。

ちょっと、内訳ば出してくれんですか。大体、どこに……、税務課かどっか、国保でも、委員長を通して。出せるかどうか。アバウトでいい。アバウトでいいっていても、どこに頑張って……。

今回、469 万 2,000 円の現年度と滞納の内訳ということで、ちょっと今、手持ちはございませんので、後日に提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

後日提出っていうのは、委員会資料として。

委員会終了までには出ると思いますので。

説明させていただきたいと思います。

じゃあ、委員会終了までに、資料の提出をお願いいたします。

ほか御質問は、よかですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



中川原豊志委員長

引き続き、議案乙第3号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案乙第3号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

資料の 7 ページをお願いいたします。

歳入について御説明させていただきます。

款３．繰入金、項１．一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算における一般管理費の経費及び広域連合への共通経費負担金の決算見込み、また、その下の保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定により、それぞれ一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1. 総務費のうち、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、節 9. 旅費及び節 12. 役務費につきましては決算見込みにより補正するものでございます。

次に、款２．後期高齢者医療広域連合納付金、項１．後期高齢者医療広域連合納付金、目１．後期高齢者医療広域連合納付金、節１９．負担金、補助及び交付金につきましては、広域連合への共通経費負担金の決算見込み及び保険基盤安定繰入金の額の確定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合への納付金を補正するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

ございますか。ありませんか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。

=====

中川原豊志委員長

以上で、補正予算関係議案の質疑は全て終了いたしました。

暫時休憩します。

午後 2 時41分休憩

=====

**午後 3 時開議**

中川原豊志委員長

再開します。



## 総括

中川原豊志委員長

これより、補正予算議案についての総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、今回、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。総括的に。

## 樋口伸一郎委員

さっきちょっとお尋ねさせてもらった、特別会計補正予算の件なんですけど、出産一時金  
のことでいろいろお尋ねをさせていただいて、御答弁いただいたんですけど、その雇用をさ  
れている側と、雇用の環境の中での、また出産件数じゃないですけど、それはそれである  
と思いますけど、やっぱりこの国民保険の範囲の中で扱えるものっていうのも、向こうは向こう  
で置いといて、こっちはこっちでやっぱり、何か目標を立てたら、目標に……、減少傾向に  
あるのであれば、こっちはこっちで横ばい、もしくは、上昇りさせていくような補正予算の  
立て方に近づけるように取り組んでいかないかんような気がしたんです。

やっぱり、さっき言われたように、働く人がふえて、働く環境が促進されて、そこでこうした件数の処理が行われていく分が減ってきたって言われれば言われたで納得できるんですけど、やっぱりここはここで、社会保険がない、ないところと言ったらいかんですけど、いろんな事情があって、ご加入いただいてないところでもやっぱり、この件数は減らないほうが、出生率とかのところで考えたほうが、考えたときに、いいのかなと思うんですけど。

そのあたりを、ちょっと今後、ここの出産育児一時金の件数に関しては、やっぱり減少傾向にあるのが事実なので、できるだけ減少しないほうがいいのかなというふうに思いました。

何か御答弁あればお願いします。

意味わかりますでしょうか。

**橋本有功市民環境部長**

少子化の観点から見れば、確かに出産一時金、国保会計も含めて、増加を目指すというところが必要だとは思っております。

ただ、全体的な比率という関係の中での今回の補正という形ですので、その辺は、目指す

部分については、我々も、当然、その国保加入者であっても、少子化の歯止めをつけて、子供たちが生まれるような状況をつくり出すということは考えていきたいと考えております。

（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

#### **中川原豊志委員長**

何か、ほかございますか。

#### **西依義規委員**

市民球場防球ネットをまた言いますけれども、両方の考え方があって、例えば、営繕工事費には使っているということで、けど、入札残は使えないと。

その考え方が、僕はちょっと、この防球ネット工事がいつ終わったかわかりませんよ、いつ終わったんですか、この工事自体は。

それで、この 234 万円を、どうしても、もう残として残るんで、減額なのか。それとも、いやいや、営繕工事費で、水漏れ等々、どこかに対処的に本年度に使うところ、できなかったのかっていう質問をしていいですか。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

防球ネットの工事については、12 月 14 日から工期は 3 月 18 日でございまして、まだ終わっておりません。入札が終わっておりますので、それに伴って減額をさせていただいております。

それで、先ほど、御答弁させていただいたように、必要な分は歳出予算できちんと計上させていただいております。

ただし、議員がおっしゃるように、急に何らかの事情で改修しなければいけないような事例もないとは言えませんが、小さな部分については、体育施設の修繕費を年額で 1,000 万円、毎年予算を計上させていただいております。軽微なもの、それから、簡易的に修繕を行って、翌年、正式に大きな工事で、きちんと予算要求させていただくとかいう形をとっておりますので、基本的に、工事を行う場合は、きちんと予算計上して、計画的にさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### **西依義規委員**

また当初の話になると思うんですけど、公共施設管理等整備計画ですかね、何か今後、今つくられているか何か、またじゃあ、それがあってからこそ、そういう体育施設、公共施設だろうから、そういったのは早くできてから、我々も、果たしてこの工事が必要かどうかという、見定める指針みたいのがあれば、審査もしやすいかなと思いますので。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかはいかがですか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、総括を終わります。



## 採 決

中川原豊志委員長

これより採決を行います。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

## 議案乙第1号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中川原豊志委員長

議案乙第1号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第1号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当厚生常任委員会付託分につきましては、議案のとおり可決をいたしました。



議案乙第2号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第2号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。





平成28年 3 月 16 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第19条による説明員氏名

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 健康福祉みらい部長                  | 篠原 久子 |
| 健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長          | 岩橋 浩一 |
| 社会福祉課参事                    | 松隈 義和 |
| 社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長           | 吉田 忠典 |
| 社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 | 緒方 守  |
| 社会福祉課長補佐兼保護係長              | 久保 雅稔 |
| 社会福祉課地域福祉係長                | 八尋 茂子 |
| こども育成課長                    | 石橋 沢預 |
| こども育成課子育て支援係長              | 田中 大介 |
| こども育成課鳥栖いづみ園長              | 西村 洋子 |
| 健康増進課長兼保健センター所長            | 坂井 浩子 |
| 健康増進課保健予防係長                | 白山 淳子 |
| 健康増進課健康づくり係長               | 名和 麻美 |
| 文化芸術振興課長                   | 村山 一成 |
| 文化芸術振興課文化芸術振興係長            | 久保山智博 |
| 健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長        | 石丸 健一 |
| スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長        | 大石 泰之 |
| スポーツ振興課スポーツ振興係長待遇          | 時田 丈司 |

## 4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任      大塚   隆正

## 5    審査日程

議案審査

議案乙第9号   平成28年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第9号   鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

## 6    傍聴者

な      し

## 7    その他

な      し

午前 9 時 58 分開議

**中川原豊志委員長**

ただいまより、今日の厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

中川原豊志委員長

本日より、当初予算関係の議案審査並びに甲議案の審査に入ります。

今日は、健康福祉みらい部関係、あすは、市民環境部関係の議案の審査を行う予定となっております。委員の皆さん、また、執行部の皆さんにつきましては、スムーズな審査に協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けしたいと思います。よろしくお願いします。

篠原久子健康福祉みらい部長

おはようございます。

本日の委員会で御審議いただく、健康福祉みらい部関係の議案といたしまして、甲議案1件、乙議案1件、計2議案を御提案いたしております。

まず、議案乙第 9 号 平成 28 年度鳥栖市一般会計予算のうち健康福祉みらい部関係分について御説明いたします。

歳入は 58 億 823 万 1,000 円となっており、歳出は、106 億 6,289 万 5,000 円となっており
ます。一般会計予算総額 236 億 7,842 万 4,000 円に占める健康福祉みらい部関係の予算の割
合は 45.0%となっております。

甲議案といたしまして、議案甲第9号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、1議案を提案いたしております。

詳細につきましては、関係課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

~~~~~

## **健康福祉みらい部**

### **議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算**

#### **中川原豊志委員長**

それでは改めて、これより健康福祉みらい部関係の議案の審査を行います。

健康福祉みらい部関係の議案は、先ほど御説明ありましたように、議案乙第9号及び議案甲第9号の2議案であります。

それではまず、議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

それでは、議案乙第9号 平成28年度鳥栖一般会計予算の御説明を申し上げます。お手元にお配りしている厚生常任委員会資料に基づき、御説明をいたしたいと思います。

まず、1ページ目お願いいたします。

款13. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目1. 民生費負担金、節1. 社会福祉費負担金につきまして、主なものといたしまして、65歳以上の方で環境上、あるいは経済的理由により、居宅での介護が困難な方が入所するための老人保護施設の施設費の負担金となっております。

#### **石橋沢預こども育成課長**

続きまして、その下でございます。

節2. 児童福祉費負担金のうち、主なものといたしましては、市内の公立保育所、市内の公立私立を含めた14の保育所と、市外の認可保育所に通う園児の保護者が支払う保育料でございます。園児数は、月平均で1,650名程度を見込んでおります。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

次に、款14、項1. 使用料、目2. 民生使用料、節1. 社会福祉使用料の主なものでございますが、ここに書かれておりますように、老人福祉センター等の使用料を計上させていただいております。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

同じく、目3. 衛生使用料、節1. 保健衛生使用料につきましては、休日救急医療センター使用料として診療報酬と受診者の窓口での自己負担分を計上しております。

#### **村山一成文化芸術振興課長**

続きまして、その下でございます。

目 5. 教育使用料、節 1. 社会教育使用料の主なものといたしましては、市民文化会館及び定住・交流センターの貸し館に伴いますホール、会議室等の諸室使用料でございます。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

その下でございます。

節 2. 保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めといたします体育施設、21 施設の使用料でございます。

なお、平成 28 年度は、決算見込みを踏まえ、スタジアム広告物等特別使用料及び市民庭球場使用料を増額しております。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、2 ページ目をお願いいたします。

款 15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 1. 社会福祉費国庫負担金につきましては、主なものは、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金及び障害児施設措置費負担金などでございます。

#### **石橋沢預こども育成課長**

続きまして、節 2. 児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

1 行目の施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度で、施設型給付費及び地域型保育給付を受ける施設の運営費に対する国庫負担金でございます。

2 行飛びまして、児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が 18 歳に達する年度末まで、ひとり親家庭の父または母親等に支給される、児童扶養手当の国庫負担金でございます。

一番下の児童手当費負担金につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当の国庫負担金でございます。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

次に、節 3. 生活保護費国庫負担金の主なものにつきましては、生活扶助、医療扶助等の国庫負担金である生活保護費の負担金となっております。

続きまして、項 2. 国庫補助金、目 1. 民生費国庫補助金、節 1. 社会福祉費国庫補助金の主なものといたしましては、本年度に引き続き実施されます臨時福祉金給付事業費補助金及び、平成 28 年度に新たに実施されることになりました年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金となっております。後ほど、歳出のときに改めて御説明いたします。

また、地域支援生活事業費補助金は障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するものでございまして、日常生活用具給付事業、移動支援事業、相談支援事業などがございます。

## 石橋沢預こども育成課長

続きまして、3ページをお願いいたします。

節2. 児童福祉費国庫補助金のうち、主なものといたしましては、2行目の、子ども・子育て支援交付金につきまして、認可保育所等で実施される、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業に要する費用に対する国庫補助金でございます。

一行飛びまして、保育所等整備交付金につきましては、平成28年度中に市内に3つの私立保育所が建設される予定でございます。開所はいずれも平成29年4月を予定されておりました、この3施設の施設整備費補助事業に係る国庫補助金でございます。

引き続き、目5. 教育費国庫補助金、節1. 教育総務費国庫補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金でございます。

私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とした幼稚園就園奨励事業に係る国庫負担金でございます。

## 坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

項3. 委託金、目3. 衛生費委託金、節1. 保健衛生費委託金につきましては、アスベスト健康調査の委託金を計上いたしております。

## 岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県委託金につきましては、国庫負担金で申しあげました国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援関係負担金等の県負担分を計上しております。

## 石橋沢預こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費県負担金について、主なものは、一番上の施設型等給付費負担金と、一番下の児童手当費負担金でございます。

この2つにつきましては、国庫負担金の中で説明をいたしました分の県負担金でございます。

## 岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、4ページ目をお願いいたします。

節3. 生活保護費県負担金につきましては、居住地がないなど被保護者の保護費、保護施設費及び委託事務費に要する県負担金となっております。

次に、目2. 民生費県補助金、節1. 社会福祉費県補助金の主なものといたしましては、2行目でございますが、民生委員・児童委員活動費等交付金は、民生委員・児童委員の活動費及び弥生が丘地区を含めた8地区の会長活動費、そして協議会推進費、運営費などござ



います。

次の、重度心身障害者医療費助成事業補助金は、自己負担分に対する助成事業の県補助金となっております。

3行飛ばしまして、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきましては、地域密着型サービス等助成事業として、介護事業所を対象に施設整備と開設準備に要する補助となっております。

歳出のところで、改めて御説明申し上げます。

### **石橋沢預こども育成課長**

続きまして、その下でございます。

節2. 児童福祉費県補助金について説明いたします。ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、母子家庭、父子家庭、父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成する事業に対する県補助金でございます。子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。保育対策総合支援事業補助金は、認可外保育施設の職員の健康診断費の一部を助成する事業に対する県補助金でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国庫補助金の中で説明いたしましたように、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業等の地域子ども・子育て支援事業に対する県補助金でございます。

認可外保育施設等健康・安全対策事業補助金につきましては、認可外保育施設の児童の健康診断費、傷害保険料等の補助に係る県補助金でございます。

認定こども園施設整備費交付金につきましては、子ども・子育て支援新制度により、幼稚園から認定こども園に移行するため、施設整備を行う1施設の幼稚園部分の施設整備に係る県補助金でございます。

安心子ども基金特別対策事業費補助金につきましては、ただいま説明いたしました認定こども園への移行に伴う施設整備費のうち、保育所部分に係る県補助金でございます。

### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

同じく、目3. 衛生費補助金、節1. 保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金は、健康手帳の交付、健康診査や健康相談などの健康増進事業に対する補助金でございます。補助率は3分の2です。

### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

次に、委員会資料の5ページ目でございます。

4段目ですけれども、款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1.

民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課からの受託事業収入等でございまして、地域支援事業として、介護予防事業や食の自立支援事業などを実施いたしております。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

同じく、節 2. 衛生費受託収入は、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制等の運営に対する基山町からの運営受託料でございます。

次に、その下の項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 2. 保健衛生雑入のうち、保健センター雑入は、医療福祉専門学校緑生館の建物の占有や共用部分にかかる電気料や維持管理費の負担分でございます。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

6 ページ目をお願いします。

目 4. 雑入、節 4. 雑入の主なものでございます。障害児通園施設介護給付費は、ひかり園の児童発達支援、放課後等デイサービスの療育に支払われる介護給付となっております。

一つ飛ばしまして、高齢者福祉施設雑入につきましては、中央デイサービスセンター、中央在宅介護支援センター等の燃料費、光熱水費の事業者負担分でございます。

高齢者福祉乗車券負担金につきましては、路線バス及びミニバスの乗車券の個人負担分となっております。

#### **石橋沢預こども育成課長**

その下の行、保育所職員給食費につきましては、公立保育所 4 カ園の保育士等職員から徴収する昼食代です。

その下の行の一時預かり事業雑入及びその下の行の延長保育促進事業雑入につきましては、それぞれの利用者から徴収する利用料でございます。

#### **村山一成文化芸術振興課長**

3 つ下でございます。

社会教育施設雑入でございます。これにつきましては、市民文化会館及び定住・交流センターの自動販売機手数料、コピー機使用料、また、定住・交流センターの喫茶コーナーの使用料が主なものでございます。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

その下の 3 つでございます。

体育施設の光熱水費、自動販売機の設置等によります体育施設雑入、それから、スタジアムネーミングライツ料、市民災害賠償保険の受け入れ金でございます。スタジアムネーミングライツ料につきましては、ベストアメニティ株式会社と契約いたしました平成 28 年 1 月か

ら 12 月までの年額 3,240 万円の 4 月から 12 月までの 9 カ月分を計上しております。

### **石橋沢預こども育成課長**

次に、一番下の段でございます。

款 22. 市債、項 1. 市債、目 2. 民生債、節 1. 児童福祉債の 7,560 万円は、私立保育所と施設整備事業といたしまして、平成 28 年度中に建設される私立保育所等の施設整備補助に係るものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、歳出の御説明に移らせていただきます。

7 ページ目をお願いいたします。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費の主なものについて御説明いたします。節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、健康福祉みらい部長以下、社会福祉課、こども育成課の職員、並びに鳥栖地区広域市町村圏組合への派遣職員など 35 名分の人件費を計上いたしております。

飛びまして、節 13. 委託料の主なものでございます。まず、2 行目の地域福祉計画調査等委託料につきましては、地域福祉計画の策定に伴いますアンケート調査等の支援業務を委託するものでございます。

主要事項の説明書のほうの 13 ページ目を御参照いただきたいと思います。13 ページ目に地域福祉計画策定事業について、詳細を記載しております。地域福祉計画は、平成 29 年 3 月で第 2 期の計画が終了いたす予定になっております。平成 29 年度から平成 33 年度まで、5 年間の第 3 期の計画を社会福祉法に基づき、策定するものでございます。

予定している策定スケジュールにつきましては、各地区において住民座談会行いまして、有識者、保健医療団体、福祉施設、公的機関等の関係者、ボランティア団体等で構成いたします計画策定委員会で議論、また、庁内関係部署で構成する地域福祉推進会議で協議、検討を行いまして、年内に素案を作りまして、その後、パブリック・コメント、そして、最終案につきましては、3 月中に策定したいと考えているところでございます。

委員会資料のほうに戻っていただきまして、同じく 7 ページですね、民生委員活動委託料でございますが、民生委員・児童委員の年間の活動費と、8 地区の会長の活動となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

節 19. 負担金、補助及び交付金について、主なものを御説明いたします。下から 3 行目ですけれども、社会福祉協議会に補助金につきましては、社会福祉協議会の運営補助等ござ

いまして、ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、地区社協のコーディネーター活動費やふれあい事業に対して補助するものとなっております。

また、全日本同和会補助金、民生委員児童委員連絡協議会補助金についてそれぞれ計上をいたしております。

節 28. 繰出金でございますが、国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定、財政安定化支援など、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、目 2. 障害者福祉費でございます。その主なものにつきましては、節 7. 賃金でございますけれども、ひかり園の指導員 5 名、そして社会福祉課の嘱託職員 2 名分となっております。

続きまして、9 ページ目でございます。

節 8. 報償費につきましては、ひかり園言語指導等の指導員、臨床心理相談等の謝金などでございます。

次に、節 13. 委託料の主なものにつきましては、まず 3 行目でございますが、発達障害児支援専門員の巡回支援に伴う派遣事業委託料、そして、2 行飛ばしまして、屋外での移動困難者に対するヘルパーによる移動支援のための外出介護事業委託、また、相談支援事業委託料は、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターでの障害者やその家族の相談に応じて必要な情報提供及び権利擁護のための援助等を行うための相談支援業務を委託するものとなっております。

1 行飛ばしまして、日中一時支援事業は、一時的に見守り等が必要な障害のある方に対し、日中の活動の場の提供や日常訓練を行うための事業を委託するものでございます。

続きまして、社会福祉会館（身障センター）分の指定管理料につきましては、身障者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものとなっております。

引き続きまして、次のページ、10 ページ目をお願いいたします。

節 19. 負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものとしまして、7 行目中ほどでございますけれども、地域活動支援センター運営補助金につきましては、身体障害者福祉作業所、安楽寺作業所での創作的活動や生産活動の機会の提供による社会との交流、そして、障害のある方の地域生活支援等に対する運営補助となっております。

飛ばしまして、下から 2 行目、福祉タクシー助成金でございますが、身障 1 級、2 級、療育 A、精神 1 級、2 級の障害のある方に対しまして、タクシーの基本料金を助成するものでございます。

次に、節 20. 扶助費の主なものについて御説明いたします。重度心身障害者医療費は身障

1 級、2 級、療育 A 等の重度身障者の医療費の自己負担について、500 円を差し引いた額を助成するものでございます。

次の、障害者自立支援医療費は、障害軽減、機能回復のための医療費を助成するものです。

次に、障害児施設給付費については、障害児の通所支援にかかる給付となっております。

障害者自立支援給付費につきましては、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者補装具費などで、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費となっております。

次の、障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、地域生活支援事業として、自立生活支援用具など、日常生活用具の給付または貸し付けを行うものとなっております。

そして、一番下の行、特別障害者等手当でございますが、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して手当を支給するものとなっております。

11 ページ目をお願いいたします。

目 3. 老人福祉費でございます。節 2. 給料は、地域支援事業の事業費支弁人件費として、高齢者福祉係職員の給料の一部に充てるものとなっております。

節 8. 報償費の主なものにつきましては、3 行目の敬老祝金でございますが、平成 28 年度につきましては、80 歳の方が 583 名、85 歳が 380 名、88 歳が 300 名、そして 99 歳が 20 名、100 歳が 21 名、合計 1,304 名に対して支給する敬老祝金となっております。

また、在宅寝たきり老人等介護見舞金は、65 歳以上、在宅で寝たきりの高齢者または重度認知症高齢者の介護者を対象に見舞金を支給するものとなっております。

次に、節 13. 委託料の主なものでございます。3 行目、食の自立支援事業委託料は、おおむね 65 歳以上の独居や高齢夫婦の方で食事の調理等が困難な方に、食事の提供と安否の確認により見守りを行うものでございます。

そして、緊急通報システム事業委託料は、在宅のひとり暮らしの高齢者等の安全確保や緊急時の対応のため、警備保障会社に委託するものとなっております。

介護予防事業委託料につきましては、一次予防対象者教室、二次予防対象者教室、ロコトレ教室、ふまねっと教室など、一般の高齢者の健康長寿の推進と介護予防のために実施する事業委託料となっております。

なお、認知症予防として、とすっこ音楽教室及びとすっこ体操に取り組む町区に対する通いの場立ち上げ支援事業を新規に平成 28 年度から実施する予定としております。

次に、12 ページをお願いいたします。

節 19. 負担金、補助及び交付金につきまして、その主なものといたしまして、2 行目の鳥

栖地区広域市町村圏組合の介護保険事業に伴う負担金でございます。介護給付費、介護予防事業費、包括的支援事業費、事務費などに関する負担金となっております。

次の高齢者福祉乗車券助成事業につきましては、75 歳以上の高齢者を対象に、市内及び広域の路線バス、ミニバスの利用について、年間 1 人当たり 3 万円を上限として助成するものでございまして、乗車賃の 7 割の公費負担するものとなっております。

次のシルバー人材センター補助金につきましては、運営補助を行うものでございます。

1 行飛びまして、敬老会補助金につきましては、敬老会主催者に対しまして、75 歳以上の高齢者 1 人当たり 1,500 円の補助を行うものとなっております。平成 28 年度は 7,700 名分を計上させていただいております。

次に、一番下の行でございますけど、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきましては、主要事項説明書のほうで御説明をいたしますのでそちらのほうをお開きください。

14 ページ目をとなっております。

地域密着型サービス等の助成事業として定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、一か所でございますが、社会福祉法人椎原寿恵会を対象に施設整備と開設準備に要する補助金となっております。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護というのが、平成 24 年 4 月に施行されました改正介護保険法で、新たなサービスとして新設がされております。

従来の在宅介護があらかじめヘルパーが利用者宅を訪問する日時、サービスが決められていた定時サービスなのに対しまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、介護や看護スタッフが一体的に、また連携しながら、短時間の巡回型訪問サービスを提供して、夜間でも何かあれば随時駆けつける体制を 24 時間整えるのが特徴となっております。

委員会説明資料のほうに戻っていただきまして、次に、節 20. 扶助費でございます。主なものといたしまして老人保護措置費は、先ほど歳入の中で御説明いたしました分でございます。

次に、目 4. 老人福祉センター費の主なものでございます。節 7. 賃金につきましては、中央老人福祉センターの嘱託職員 2 名分となっております。

節 11. 需用費につきましては、主に中央老人センター及び若葉まちづくり推進センターの入浴事業に伴う燃料費、光熱水費となっております。

次、13 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料の主なものでございます。施設管理委託料となっておりますが、老人中央老人福祉センターの警備、室内清掃管理業務、機械設備保守点検等の委託料となっております。

次に、目 7. 臨時福祉給付金給付費でございます。臨時福祉給付金給付に伴います事務経費及び給付金につきましては、それぞれ計上いたしております。

次の目 8. 年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましても、14 ページまでにかけて、同様に計上いたしております。

詳細につきましては、主要事項説明書の 15 ページをお願いいたします。平成 26 年 4 月の消費税率の引き上げに伴いまして、平成 26 年度に引き続き、本年度もその影響緩和策として、住民税の非課税の方などに対し、6,000 円の支給をしてきたところでございます。

さらに、平成 28 年度におきましても引き続き簡素な給付措置として、臨時福祉給付金の支給が行われることとなりましたので、給付金の支給事務に係る経費及び支給対象者 1 人につき 3,000 円の給付金 1 万 2,000 人分を見込みまして、所要の額を計上いたしておるものでございます。

次のページ、16 ページ目をお願いいたします。

新たに設けられました年金生活者等支援臨時福祉給付金でございます。社会保障・税一体改革の一環といたしまして、平成 29 年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけとなることで行われております。

平成 28 年前半の個人消費の下支えになるように、平成 27 年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年度中に 65 歳以上になられる方と、平成 28 年度の臨時福祉金の支給対象者のうち、障害年金あるいは遺族年金は受給されている方を対象に、1 人につき 3 万円の給付金の支給するものでございます。6,000 人分を見込んで計上させていただいております。

## **石橋沢預こども育成課長**

続きまして、同じページの下の段でございます。

項 2. 児童福祉費、目 1. 児童福祉総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節 1. 報酬につきましては、婦人相談員 1 名分の報酬でございます。

節 7. 賃金につきましては、母子自立支援員 1 名、子育て支援総合コーディネーター 2 名及び子どもの医療費助成事務担当の臨時職員 1 名分の賃金でございます。

節 12. 役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業のうち、現物給付となっております未就学児分約 9 万件に係るレセプト審査支払手数料でございます。

15 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料のうち主なものにつきましては、1 行目の医療費助成申請書点検整理業務委託料につきまして、償還払となっているひとり親家庭等の医療費助成、約 1,200 件と子どもの医療費助成、約 4 万件分の申請書の点検整理及びデータ入力業務に係る委託料でございます。2 行目の社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、主に小学生までを

対象とした各種教室、また幼児を対象としたフリールームなどを開催する児童センター事業運営に係る委託料でございます。

一行飛びまして、ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、利用会員及び協力会員による会員制の子どもの一時的預かりなどを行うファミリー・サポート・センター事業の委託料でございます。

その下、子どもの医療費助成システム年齢拡充改修業務委託料につきましては、後ほど扶助費のところで詳しく説明いたしますが、子供の医療費助成について、対象年齢を拡大することに伴うシステム改修に必要な経費でございます。

次に、節 20. 扶助費のうち、主なものといたしましては、1 行目の児童扶養手当につきましては、児童扶養手当法に規定されている要件を満たしたひとり親家庭等に支給される手当でございます。手当額が全部支給者には月額 4 万 2,000 円、一部支給者には月額 4 万 1,990 円から 9,910 円までのいずれかを支給をいたします。2 人以上の児童がいる受給者については、第 2 子については月額 5,000 円、第 3 子以降については 1 人につき月額 3,000 円が加算されます。

2 行目の母子家庭自立支援事業につきましては、ひとり親の父または母が資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。

その次の、ひとり親家庭等医療費とその下の子どもの医療費につきましては、ひとり親家庭等及び子育て世帯に対し医療費の一部を助成するものでございます。

なお、子どもの医療費につきましては、現在、通院は小学校卒業まで、入院は中学校卒業までを助成の対象年齢としておりますが、平成 28 年 4 月診療分より、入院医療費助成の対象年齢を 18 歳到達の年度末まで拡大することとして、その増額分 390 万円を含んだ額をお願いするものでございます。

その下、未熟児養育医療費は、入院等を必要とする未熟児に対し、医療費の助成を行うものでございます。

一番下の母子生活支援施設入所措置費につきましては、配偶者からの暴力等により、母子の安全確保を実施し、母子生活支援施設に入所させた時に支弁されるものでございます。

続きまして、目 2. 保育園費のうち、主なものについて申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、保育所職員 45 名分の人件費でございます。

節 7. 賃金は、保育所の代替保育士、給食調理員等の賃金でございます。公立保育所 4 カ園の児童数 488 名の保育及び延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育事業の実施に必要な保育士、看護師、調理員等の嘱託職員 44 人分と、日々代替職員の雇用に必要な賃金を計上しております。



16 ページをお願いします。

節 13、委託料につきましては、公立保育所 4 カ園の消防点検、警備業務等の施設管理委託料でございます。

節 19. 負担金、補助及び交付金のうち、2 行目の施設型等給付費につきましては、子ども・子育て支援制度により、施設型給付及び地域保育型給付を受ける、市内、市外の保育施設等の運営に対する負担金でございます。対象となる施設の年間入所措置数は約 1 万 8,400 人、月平均にいたしますと 1,530 人を見込んでおります。

2 行飛びまして、私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、延長保育、一時預かり保育、休日保育、子育て支援センター事業など、私立保育所が実施する特別保育事業についての補助でございます。

その下、保育所等整備補助金につきましては、平成 29 年 4 月開園を目指して、平成 28 年度中に建設される私立保育所 3 施設及び幼稚園から認定こども園に移行する 1 施設、計 4 施設の施設整備費に対する補助金でございます。

これにつきましては、主要事項説明書の 17 ページをごらんください。保育供給量の拡充により、待機児童の解消に努めるということを目的とした事業でございます。施設整備に要する経費の一部を助成することとしております。先ほど申し上げましたように、新設の保育所 3 施設、認定こども園への移行に伴う施設整備、1 施設でございます。

下のほうの表に、確保予定数を年齢別に記載しております。この 4 施設、合計いたしますと、266 名の児童数を確保の予定でございます。

負担割合といたしましては、新設保育所整備分につきましては、国 12 分の 8、市 12 分の 1、事業者 12 分の 3 となっております。

その下の、認定こども園分につきましては、保育所部分と幼稚園部分につきまして、負担割合が若干異なっております。

事業費の内訳といたしましては、今回、歳出の分で 6 億 8,657 万 1,000 円、予算を計上しております。国、県、市の負担分を合計した金額になります。事業者負担分を合わせますと、9 億 1,543 万 4,000 円になります。

また、本日、厚生常任委員会参考資料といたしまして、資料をお配りしております。施設整備の施設ごとに事業者名、施設建設予定地、補助の対象となる基準額の上限などを記載しておりますので、後ほどごらんください。

続きまして、資料のほうに戻ります。17 ページをお願いいたします。

目 3. 家庭児童相談費のうち、節 1. 報酬につきましては、子供の福祉に関するさまざまな相談に応じ、支援の必要な家庭に対して、児童相談所、あるいは関係機関と連携しながら、

児童安全確保、家庭の支援を行っております家庭児童相談員 2 名分の報酬でございます。

次に、目 4. 児童手当費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費までは、児童手当の担当職員 1 名分の人件費でございます。

節 20. 扶助費の児童手当につきましては、中学校修了までの子供を養育する親に支給される手当でございます。対象児童数約 1 万 800 人程度を見込んでおります。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

一番下の段でございます。

項 3. 生活保護費、目 1. 生活保護総務費でございます。節 2 から、次のページでございますけれども、節 4. 共済費までは、保護係職員 5 名分の人件費となっております。

節 7. 賃金につきましては、レセプト点検、相談支援員、就労支援員等の賃金となっております。

下のほうに参りまして、節 20. 扶助費でございますが、これは生活困窮者に対する住居確保のための給付措置である生活困窮者のための住居確保給付金となっております。

次のページでございます。19 ページをお願いします。

目 2. 扶助費、節 20. 扶助費につきましては、生活保護に伴う生活扶助及び医療扶助等になっています。

そして、次の項 5. 災害救助費、目 1. 災害救助費、節 20. 扶助費につきましては、火災、水害等の災害の罹災者に対して見舞金等を支給するものとなっております。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

その下でございます。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費の主なものについて御説明をいたします。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、健康増進課 15 人、国保年金課 5 人、合計 20 人分の人件費でございます。

節 7. 賃金は、各種検診や相談等に従事する臨時の保健師、看護師などの賃金でございます。

節 8. 報償費の主なものは、各種事業実施のための医師や心理カウンセラーなどの謝金でございます。

20 ページをお願いいたします。

節 11. 需用費の主なものは、保健センターの光熱費や鳥栖市休日救急医療センターにおける医薬材料費でございます。医薬材料費につきましては、平成 27 年度までは休日救急医療センターの委託料の中に組み込んでおりましたが、最近のインフルエンザの流行や患者数の増

加に伴い、医薬材料費の変動が大きくなりまして、需用費に組み入れたほうが適当であると考えまして、今年度より需用費に計上をいたしておりますので、その分増額となっております。

節 12. 役務費のうち、手数料につきましては、これも平成 27 年度までは委託料の中に入っております。妊婦・乳児健康診査の事務手数料を組み入れましたので、その分が前年度より増額になっております。

次に、節 13. 委託料の主なものを申し上げます。保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務、空調、エレベーターなどの設備補修点検業務、植木管理業務などの委託料でございます。

一つ飛ばしまして、3 行目の休日救急医療センター業務委託料は、鳥栖三養基医師会にお願いをしております休日救急医療センターの運営委託料でございます。

次の妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施をいたします妊婦健診、妊婦歯科検診及び乳児健診の委託料でございます。

一番下の、母子保健推進事業委託料は、母子保健推進協議会への委託料でございます。

地域の母子保健推進員 64 名の方が乳幼児の家庭を訪問し、子育て教室、健康診査などの受診勧奨を行っております。

次に、節 19. 負担金補助及び交付金でございます。主なものを申し上げます。広域小児救急医療支援事業負担金は、夜間の小児救急医療体制を確保するため、聖マリア病院内に設置されております久留米広域小児救急センターの運営に対する負担金でございます。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、同校の運営費を県や三養基郡 3 町と案分して負担している補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金は、一次救急医療である休日救急医療センターにおいて、救急処置後の入院を要する患者の二次救急医療担う医療機関への補助金でございます。

次に、節 20. 扶助費でございます。

妊婦健診費は、里帰り出産等で市外で受けた妊婦健診費用は償還払するものでございます。

不妊治療費は、高額な不妊治療を受けられている方の経済的な負担を軽減して、子育てしやすい環境をつくるための事業でございます。

県の助成額に上乗せをする形で、助成額は年間 10 万円を上限に、年 1 回の 5 回までを限度とし、60 件分を計上いたしております。

21 ページをお願いいたします。

次に、目 2. 予防費について説明をいたします。

節 7. 賃金は各種健康診査、相談業務に従事する臨時の看護師などの賃金でございます。

節 8. 報償費の主なものにつきましては、健康教室等の講師謝金やうらら健康マイレージ大人版に参加していただいた方のポイントを各種サービスに交換するための報奨金でございます。

節 12. 役務費の主なものは、各種検診や予防接種の通知、受診勧奨の通知に係る郵送料等でございます。

また、先ほどの妊婦乳児健診の事務手数料と同じく、平成 27 年度までは委託料の中に入っておりました予防接種の事務手数料を組み入れましたので、その分が前年度より増額になっております。

次に、節 13. 委託料について主なものを申し上げます。2 行目の肝炎ウイルス検査委託料は、B 型肝炎、C 型肝炎の感染を判定する血液検査の委託料でございます。

次に、4 行下の健康診査委託料は、20 歳代と 30 歳代の健康診査、40 歳以上の健康保険未加入者の健康診査及び骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の委託料でございます。

がん検診の委託料につきましては、胃、子宮、肺、大腸、乳、前立腺がんの検診委託料でございます。

その下のアスベスト健康診断業務委託料は、アスベストによる健康被害を審査する X 線検査や C T 検査の委託料でございます。

予防接種委託料につきましては、乳幼児から 19 歳までの各種予防接種と妊娠安心風しん予防接種、65 歳以上のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種まで 14 種類にわたる予防接種の委託料でございます。

22 ページをお願いいたします。

節 20. 扶助費でございます。予防接種の扶助費は、里帰り出産などで県外で予防接種を受けた場合に、その費用を償還払するものでございます。

以上でございます。

## **石橋沢預こども育成課長**

続きまして、その下の段でございます。

款 10. 教育費、項 1. 教育総務費、目 4. 幼稚園費、節 19. 負担金、補助及び交付金のうち、主なものは、2 行目の幼稚園就園奨励費補助金でございます。満 3 歳児以上の子供を幼稚園に通園させている保護者の負担軽減と、幼児教育の充実を目的といたしまして、保護者の市町村民税額に応じて、補助金を支給するものでございます。対象児童は約 1,100 人を見込んでおります。

## **村山一成文化芸術振興課長**

続きまして、その下でございます。

項 4. 社会教育費、目 6. 文化振興費の主なものについて御説明いたします。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは、文化芸術振興課職員 9 人分の人件費でございます。

節 7. 賃金につきましては、市民文化会館の当直管理業務嘱託職員 1 人分の賃金でございます。

次のページをお願いいたします。

節 11. 需用費の主なものは、市民文化会館の光熱水費でございます。

節 13. 委託料につきましては、清掃、文化会館の施設等の保守点検、舞台運営関係などに関わります管理業務等委託料、また、主に市民文化会館で開催をいたします市の文化事業の企画、実施にかかわります文化事業委託料、フッペル鳥栖ピアノコンクールの開催を委託いたしますが、ピアノコンクールの委託料、市民文化祭委託料をなどが主なものでございます。

節 15. 工事請負費の文化会館営繕工事費は、大ホール舞台機構改修工事や、大ホールの音響設備の改修工事、受変電設備工事などが主なものでございます。

このうち、大ホールの舞台機構の改修工事につきましては、主要事項説明書の 51 ページのほうをお願いいたします。

大ホールの舞台機構の改修工事につきましては、大ホール舞台のつりもの、また、それに必要な装置等の経年劣化が進んでございまして、それに伴いまして、改修工事を平成 25 年度から年次的に行っております。主に危険が伴います、申し上げましたどんちょうや幕などのつりもの等更新を行っております。平成 28 年度につきましては、絞りどんちょうをつっておりますロープや引き綱などの機器の更新を行うものでございます。

それでは、委員会資料のほうの 23 ページのほうにお戻りください。

節 19. 負担金、補助及び交付金につきましては、文化芸術を振興いたします文化連盟、子どもミュージカルなどの 4 つの文化関係団体に対します補助金が主なものでございます。

24 ページをお願いいたします。

目 7. 定住・交流センター費の主なものについて御説明をいたします。

節 7. 賃金につきましては、貸し館業務、図書コーナー業務と定住・交流センターの業務を担当いたします嘱託職員 7 人分の賃金でございます。

節 11. 需用費のうち主なものは、定住・交流センターの光熱水費でございます。

節 13. 委託料の主なものは、館内の清掃や施設等の保守点検、舞台運営などにかかわります管理業務等の委託料が主なものでございます。

節 15. 工事請負費につきましては、受変電設備工事や、非常灯のバッテリーの取りかえ工事、センターの 1 階南側でございます自動ドアの設備工事に要する経費でございます。

以上でございます。

## 石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

項 5. 保健体育費の主なものを御説明申し上げます。

25 ページをお願い申し上げます。

目 1. 保健体育総務費の節 1. 報酬は、スポーツ推進員 8 地区 48 人に対する報酬でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、スポーツ振興課職員 10 人分の給与等でございます。

節 13. 委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、サガン鳥栖を通じた地域交流まちづくりを推進することを目的とした事業に要する経費でございます。具体的には、J 1 リーグのホームゲーム、マッチデー冠スポンサー費が主なものでございます。また、佐賀市、小城市を中心に開催が予定されております第 69 回県民体育大会の出場委託料、市民体育大会は、平成 28 年度は、町区単位で実施いたしますけれども、そのほか、小規模でございますけれども、スポーツフェスタ形式の開催委託料もあわせて、計上いたしております。

節 19. 負担金、補助及び交付金につきましては、県プロサッカー振興協議会負担金、鳥栖市、基山町、久留米市、小郡市の 3 市 1 町の持ち回りで開催しておりますクロスロードスポーツ・レクレーション祭の負担金。

26 ページをお願いいたします。

鳥栖市体育協会への運営費補助金、県大会を終えて、九州全国大会に出場する場合のスポーツ大会出場費補助金などが主なものでございます。

次に、目 2. 体力づくり運動推進事業費について御説明申し上げます。

節 8. 報酬につきましては、高齢者対象の若さはつらつ教室や助成対象のミズ・フレッシュスポーツ教室などの講師謝金、ウォーキング、サッカー、野球の各種大会の謝金や賞品に要する経費でございます。

節 13. 委託料につきましては、主要事項説明書の 52 ページをお願いいたします。平成 28 年度、鳥栖市開催が予定されております、ここに掲げております 6 種目の競技を鳥栖市に基山町、久留米市、小郡市の代表選手で競います第 26 回クロスロードスポーツ・レクレーション祭に要する経費でございます。本大会は、11 月 13 日に予定をしております。その前に、鳥栖市代表選手選考会は 8 月 28 日に開催予定にしております。

委員会資料にお戻りください。

26 ページ、他の委託料につきましては、スポーツ・レクレーション祭の開催に要する経費、市民体育館のトレーニングルームで実施しておりますトレーニング指導に要する経費、1 月に開催しておりますロードレース大会に要する経費などが主なものでございます。

次に、目 3. 体育施設費について御説明申し上げます。

節 11. 需用費につきましては、芝やプールを初めとする各体育施設の管理用品や薬品費等の消耗品費、各体育施設の電気、上下水道、ガスに要する光熱水費、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

節 12. 役務費につきましては、各体育施設の電話代等の通信運搬費、芝かす処分やプールの水質検査等の手数料が主なものでございます。

節 13. 委託料につきましては、各体育施設の電気、空調設備等の保守点検等、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なものでございます。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、芝管理に要します機器やプールの券売機等の借上料が主なものでございます。

節 15. 工事請負費につきましては、市民プール、市民体育センター、夜間照明施設の老朽化によります営繕工事費及びスタジアムの換気設備、蓄電池等の改修、駐車場の補修をするものでございます。

節 17. 公有財産購入費につきましては、53 ページの主要事項説明書をごらんください。

現在、スタジアムの第4駐車場として利用しております土地を市土地開発公社から——約2,342平方メートルでございますけれども——買い戻すために要する経費でございます。この第4駐車場の用地につきましては、平成26年度から買い戻しを始めております。全体で約1万平方メートルを買い戻す予定としております。

以上で、平成 28 年度鳥栖市一般会計予算（第 1 号）の説明を終わります。

お疲れさまでした。執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、暫時休憩します。

午前11時7分休憩

~~~~~

午前11時20分開議

中川原豊志委員長

では、再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑につきましては、まず、民生費の中の項 1. 社会福祉費関係のところから、まず、質疑を受けたいと思いますので、委員の皆さんはそのつもりで質問のほう、よろしいですか。

ページ数でいきますと、歳出でしたら、7 ページから 14 ページの上の段、までのところの社会福祉費関係のところにつきまして、先に質疑を受けたいと思います。（「歳入は」と呼ぶ者あり）歳入も、できれば、その関連でお願いしたいと思います。

西依義規委員

8 ページの社会福祉総務費の補助金ですが、補助金をどうやっていろいろ積み上げたかどうかと、その補助金の使われている主なものを教えていただきたいのと、あとは、関連して 9 ページにいろんな委託料があるんですけど、これのうち、社会福祉協議会に委託されているその委託先、今、決まっているのであれば、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

社会福祉協議会の運営補助金でございますけれども、主に、社会福祉協議会の職員、会長なり職員の人件費が主なものとなっております。

市のほうで人件費の 9 割を補助するというふうになっておりますので、それに基づき補助いたしております。

それと関連して、ふれあいのまちづくり事業補助金につきましても、社協のほうに委託をいたしております。

それと、福祉ボランティアのまちづくり事業につきましてもそういう形になっております。

それと、委託料の関係では、社会福祉費のほうでは、指定管理料、障害者福祉、目 2. 障害者福祉費の中で、節 13. 委託料の中に社会福祉会館の指定管理料ということで、その分、委託料が入っております。

それと、もう一つが児童福祉費のほうで、15 ページです。15 ページの、節 13 の委託料の社会福祉会館の指定管理料ということで、これが委託料として社協に入る予定になっております。

それと、ちょっと戻りまして、老人福祉費の中で、11 ページでございますけれども、13 の委託料です。中ほどのふれあいネットワーク事業委託料、こちらが社協への委託事業となっております。

主なものは以上でございます。

西依義規委員

補助金に関しては人件費で約 9 割の補助と、あとは事業補助と委託をしているんですが、

僕は、ちょっと聞きたいのは、個別の事業ごとの補助として、どういう……、ちゃんとうまいきれいに分かれているものなのか、個別に項目が分かれて支出されるけど、要は社会福祉協議会に支出されているお金になる、財布が違う、分かれているけど、やっていることとか。

例えば、そのふれあいのまちづくり事業というのも、これだけがふれあいのまちづくりで、福祉ボランティアでもこれだけが福祉ボランティアという、きれいに分かれているものなのかっていうところは、何かこう、そういう決算書とか事業報告書できれいに分かれているんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それぞれの補助金ごとに交付申請と実績報告の提出をいただいておりますので、それぞれの項目ごとで決算なり報告をいただいております。

西依義規委員

あと、その委託で、いろいろ多種多様になっているんですが、障害者もあったんですけれども、例えば、11 ページの委託料、老人福祉費のふれあいネットワークが社会福祉協議会で、ほかのやつは全部、一個一個違う委託先があるんですか。

それとも、主にこういう……、例えば、障害者福祉の委託料に関しては、主にこういう団体が多いとか、老人福祉に関しては主に、という、委託先の大体の、どういったところに委託されているのかを知りたいんですが。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

委託先については、それぞれ、各々ございます。

また、例えば、食の自立支援事業委託料につきましては、真心の園ですね。それと、ひまわりのほうに、社会福祉法人健翔会と椎原寿恵会というふうに、分かれております。

そのように、それぞれ事業所ごと、委託料については、社協以外、それぞれの関係機関、関係団体とかで契約をしているようになっております。

西依義規委員

こういうことを聞いていいのかわからないんですが、この資料だけで実際、もちろん、監査とかそういったところでわかってくると思うんですが、結局、委託料が適正かどうかがこの資料だけで……、じゃあ、昨年 200 万円だったら、こっちも 200 万円だから、その委託料は間違いはないっていうふうな、この委員会で、そういったところを、どういうものを基準にこの金額を見ればいいかがちょっとわからなかったんで。

まず、委託先、どうやって決めているのかとか、入札なのか随契っていうか、5 年なのかとか 10 年なのかとか、そういったのが個別に全部違うということですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

個別に違っております。

西依義規委員

今までどういう審査の過程をされているのかがわからないんですが、ちょっと委託料は、もちろん、本来鳥栖市がやるべきことをそういう社協さんとかそういった各団体がされていて、それに対する委託料なんで、もちろん必ず必要なものではあると思うんですよ。

ただ、もちろん、時代背景とともに、もうちょっと下げたほうがいいとか、上げたほうがいいとか、そういったのが出てきて、じゃあ平成 28 年度はこうしようっていう、あると思うんですが、その辺がわかるようなものが私は必要じゃないかなと思うんですが、そこまですると大変な、膨大な資料になるというお話もあるんで、ちょっとまだ気になっていますが、ここで一回、延々続けても一緒なので、ちょっと一回、意見として。

私は気になりますという形の意見だけで。

国松敏昭委員

西依議員の気になるところの明細は、当然、積み重ねがあると思うんですよね。それば出せるかどうかを、まず確認をしたい。

例えば今、福社会館の指定管理料とかあるじゃないですか。当然、積み重ねがあつてのその金額やろうし。だから、議員が気になるところの資料を、まず出せるかどうか。それ、誰、部長が。今の質問事項に対する資料提供はできますかという話ばしよっと。（「部長は、役員さんじゃん、向こうの。だから、よくわかってある」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。

中川原豊志委員長

全ての委託先とか、そういったことも踏まえてですか。それとも……、（「気になるところだけ言って」と呼ぶ者あり）気になるところで。（「全部やる必要ない」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

済みません、国松議員、ありがとうございます。

これで可決したいわけですよ、要は。承認というか、したいわけなんですけど、それに対するその……、果たしてこれがいいかどうかっていうのを、ちょっととか、もうそんなにという、その判断……、じゃあ過去 3 年っていうのは、全部資料見ればわかるんで、そういうことで判断するんですかね。そういうものですか。

中川原豊志委員長

西依委員の質問の中に、委託先等についての妥当性といいますか、そういったものについて、この予算が上がってきています委託料の中の主なところという失礼なんでしょうけれども、そこが幾らで、どこに委託しているというふうな、明細みたいなものが、出すことができるのかなというふうなところだと思いますが、部長、もしくは次長あたりのところで。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

平成 28 年度予算に関しては、まだ契約をしておりますので、その分についてどこに委託しているということでは、ちょっと提示はできませんけれども、平成 27 年度の契約先ということであれば、どこに契約しているのかということであれば、もちろん、その分についての資料は提出できます。

だから、委託事業、ここに説明の中にはあるように、多種多様、もう小さいものから大きいものまでさまざまございますので、必要なものを御指定いただければ、その分についての委託契約など、そういったことはお示しできますけれども、漠然と委託料と言われましても、例えば……。 (発言する者あり)

西依義規委員

わかりました。

僕としては、じゃあここに今、平成 28 年度当初予算の載っている科目の過去 3 年分を、例えば、平成 28 年度新たに出ていたら、新規と書いていただいて、あとは、継続やったら 3 年分の、200 万円、200 万円、200 万円とか、そういう一覧表がもしいただけるのであれば、それをもって材料とさせていただきたいと思いますが。

中川原豊志委員長

どこなのかとか、もしくは金額なのかとか。

西依義規委員

全てのっていうか、ここに今載っています、今、上げられています委託料なので、ここに今、社会福祉費、の障害者福祉費の 13 節と老人福祉費の 13 節ですかね。今の、そういうふうに希望しますが、その制度に関しては委員長にお任せします。

中川原豊志委員長

今、西依議員のほうから、社会福祉費関係の委託料について、前年度もしくは前々年度の委託先等について、資料提出がございますが、全てっていうのが一番いいんでしょうけれども、全てでないのであれば、私のほうで決めるのも何ですが、100 万円以上なら 100 万円以上の委託先等について、資料の提出ができるのであればお願いしたいと思いますが、できますか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

金額としては、100 万円以上。

中川原豊志委員長

はい。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

だから、1,000 円以上と営利、営業、宣伝を目的とするということで、並列になっておるわけですかね。

それで、例えば、今の条例に 9 時から 17 時までの分で見ますと、入場料を徴しない場合は 2 万 9,160 円と、入場料を徴する場合で、1,000 円未満の場合は 5 万 9,400 円。

そして、1,000 円以上、またはさっき言った営利云々ってやつでは、8 万 8,560 円と。

だから、入場料を徴収しない場合と入場料を徴収する場合では 3 倍近く差が出てくるわけですね。さらに、御存じのように、これには付属設備使用料とか意外とかかる費用もくっついてくるわけですね。

私が一般質問で言ったのは、やっぱ市民の方も使いたい、もしくは、市民の方が、ちょっと名前は売れとらんけれども、ほんによか人、私も聞いたとばってん、ほんによかったけん、ちょっとみんなで実行委員会かなんかつくって呼びたいとばってんていうた時に、やっぱり結構負担になってくるわけですね、この額が。

だから、逆に言うと、後のほうで言った、無名の人を実行委員会をつくって呼んで来ようとしたときに、もうけるわけじゃないとに入場料とらんわけにやいかんわけですかね、自分たちが自腹を切らないかんごとになってしまいますので 1,000 円、1,000 円未満っちゃうとも今どきどうかなと、そういう人もおるでしょう。それから、1,000 円以上というのも結構あると思うんですね。だから、逆に言うと、今どき 1,000 円以上が、私は多いんじゃないかと。

ちょっとした、例えば、東京からとか大阪からとか呼んだら、その人の、いわゆる今、その人の付属する、例えば旅費とか、そういうの全部合わせたら、かなりの金額になってくるわけですね。

そういう前提で、まずここに、1,000 円以上または営利、営業、宣伝などを目的にする場合って書いてありますけれども、この意味ですかね。これは、1,000 円以上は営利とみなすよっていう意味なのかどうかですかね、まず確認したいのは。どういう意味で並列でしてあるのか、この 1,000 円以上ちゃうのは。

中川原豊志委員長

質問、わかりますか。

成富牧男委員

さらに、ちょっと言っておきます。

一般質問のときのお答えが、今後も料金体系、おかしかっちゃないと、何か、今、答えは出らんめえばってん、考えないかんっちゃないと、と聞いたことに対して、当時の部長の答弁は、それには直接答えずに、今後もこのままいきたいという答えできとるわけですけど、今でもそのお答えは変わりませんかということですかね。

その前提、その前に、今、そういう質問が趣旨なんですけど、その前にもう一度確かめたいのがさっきの質問です。1,000 円と、1,000 円以上になるっていうことは、つまり営利っていうふうに捉えられているんですかっていうことが質問ですね。

村山一成文化芸術振興課長

成富議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、使用料の体系のほうは、1,000 円の入場料を取るか取らないかということで金額が大きく変わってまいります。

1,000 円という金額が営利かどうかということについては、どの辺が妥当な金額なのかっていうのはわかりかねるところですけれども、応分負担で 1,000 円の入場料取られるとした場合に、大ホールのほうが 1,500 人以上のキャパシティございますので、それで、どれほど入るかっていう問題もあるかと思いますが、応分に収入は上げられるということで、その分を使用料として高く設定しているものというふうに考えております。

先ほどおっしゃいました使用料の改定につきましては、現在のところは改定の予定はございません。

以上でございます。

成富牧男委員

だから、私が尋ねたのは、何で 1,000 円以上とまたはで並列で営利とかを書いてあるんですかっていうことの質問なんですけど、今のはちょっとずれていたと思いますけど。

それと、さらに言うならば、入場料を徴収しない場合には、営利企業なんかが借りる場合も、それはもう事前に確認しましたよね、入場料を徴収しなければ、営利企業であろうが何であろうが、1 番安いランクで利用できるっちゃうことですよ、今は。だから、それも含めて矛盾はないですかと。

それと、さらに言うと、極端に言うと、皆さん方が多分一番わかってあるんですよ、事業されているから。3,000 円とったからといって、必ずしももうけよとは限らんでしょうが。本当は 5,000 円、割り算したら 5,000 円って、あそこ、それに、余り無理は言われないほうがいいと思いますけど、1,500 席を満杯にできるって、皆さんがたが一生懸命金使って宣伝代も使って、いろいろしても、1,500 席満杯にならん場合もあるやないですか。

そのとき、一般質問で言ったのは、男性の何かバレーエする人ですね、あれが、大赤字、大赤字じゃないかもしれんが、赤字こいた。1 万円、多分超えていたと思いますね、あの人の入場料は。それでもやっぱ赤字こくわけですから。

だから、料金を取ったからといって、料金を取ったから営利じゃなからうもんちいうことば言いよっとですよ、私は。

だから、幾つかそういうふうにおかしなところがないですかと。ばってん、今の答えは、いや、そのまましたいっていうことでけど。まず、1,000 円以上と営利を並べた……、もう一回お願いしたいんですが、1,000 円以上と営利を並列的に扱ってある理由は、私はこれは、営利とみなしてあるんじゃないかと、1,000 円以上を、と思うんですけど、そうじゃないんですか。

中川原豊志委員長

答弁できますか。

村山一成文化芸術振興課長

今、1,000 円以上と営利を目的としたということで、並列に使用料の規定はなっておりますが、明らかに申請の時点で営利を目的として借りに来られた場合ということで認定した場合、ある程度、その催し行うことによって収益が上がるというふうにみなした場合は、同列に、営利目的であるというふうに判断をするために、そのような規定になっていると思います。

1,000 円以上を並列にしているということで、それもある程度収益が見込めるということで、その分の使用料の区分を変えているというふうな考えであると思っているところでございます。

成富牧男委員

今の時点では変わらんみたいですが、最後は部長に答弁していただきたいんですけど、具体的に、そしたら、料金設定されるときには、どうしてされているんですか。一つ一つの事業を。

大体、2,000 円とか 3,000 円とかっていう、その金額、例えば、1,000 円でもいいです、今どき 1,000 円、1,000 円でした場合に、大ホールを使って 1,000 円でした場合の原価ちゅうか、大体どれぐらいを見込んでどれぐらいって考えられた場合、限られとるでしょう、恐らく。

例えば、キッズミュージカルは幾ら取ってありますか。

篠原久子健康福祉みらい部長

済みません、1,500 円だったと……、「(「よかよか、金額は。要は 1,000 円超えとけばいいんですけどね」)と呼ぶ者あり)

成富牧男委員

1,000 円を超えているんですよ。果たして、あの方々が営利としてやっておられるのかどうか。まあとにかく赤字にならんごとということだと思えるんですよ。

だから、とにかく、この料金体系、何回も言いますが、逆にただで見た場合、例えば

広告宣伝費として企業がただで、入場料を取らないで、何か見せたとするやないですか。だけどそれは、本当は、ゆくゆくは錢につながるためですよ、ただでするにしても。

だから、やっぱ、そういう矛盾があるんで、私が言いよるのは、すぐ答えを出してくださいと言っているんじゃないんですよ。

このままじゃいかんっちゃないですかっていうことに対しての答えを、時間にもなったんで、部長にお願いしたいと思います。

篠原久子健康福祉みらい部長

まず、最初にちょっとその前に言われた分については、成富議員のほうで、私どもが事業を企画する場合の入場料の設定等について、聞かれたのじゃないかというふうに思っておりますが、それにつきましては、いろんな事業のお呼びする方々がいらっしゃいますので、そのことの協議により、入場料については設定をさせていただくというところがございますので、一概に、うちがこういうのだから幾らというふうなことで決定をしているところではないというところで、ちょっと非常に答えにくいお答えでございました。

それから、1,000 円以上を営利とみなしているのかどうかということにつきましては、1,000 円以上であれば営利とみなしてるわけではございません、並列ですから。

ただ、そこで入場料を取る取らないっていうところもございますが、私どももある程度、お安い価格で利用していただくというところで、考えているところです。

それで、やはり利用していただくに当たりましては、私どものほうも当然ながら実費というものがかるわけでございます。

ただ、無料で、本当に入場料取らないという場合につきましては、そのところを勘案して、非常に安い価格で、逆に設定しているところというふうに思っております。1,000 円がそういうふうに基準で、切りかえのポイントかと言われますと、その辺は近隣の施設等々の分を勘案しての料金設定となっております、1,000 円が、それはよろしくないのではないと言われるのであれば、その辺については、何とも答えようがないところでございます。

ただ、非常に、先ほど課長も申し上げましたけれども、現在のところ、この料金設定につきましては、変更する予定は持っておりません。

成富牧男委員

ならば、ちょっと、最後に一言尋ねます。

だから、問題ないという認識ですね、全然問題ないと。

篠原久子健康福祉みらい部長

料金の変更は予定をしてないというところでございます。（「ちゃんと答えんね、今、ここ。はい、いいです」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

質疑、まだあると思いますが、暫時休憩します。

午後0時3分休憩

~~~~~

午後 1 時 7 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

引き続き、教育費関係の質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 樋口伸一郎委員

款 10 ですね。25 ページからよろしいですか。

順次お尋ねをさせていただきます。

25 ページの節 13. 委託料のところの、市民体育大会の開催委託料とございまして、先ほど御説明、町区単位での開催ということであったんですけど、この町区数と金額の配分というのがわかれれば教えていただきたいんですけど。

## 石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市民体育大会開催委託料は、町区の場合、それから校区の場合、それからフェスタの場合と規定額で決めています。

ですから、その年々の人口の増減がありますので、マックスの額が決まっております、割り返して平等にいくような形にしておりますので、年によって若干変わってまいります。

## 樋口伸一郎委員

わかりました。

あと、数はどのようになっていますでしょうか。

## 石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

町区は76町区ございますけれども、委託料は各校区のほうにお支払い、委託をいたしまして、そちらのほうから各町区のほうに回していただくというような形をとっております。

以上でございます。

## 樋口伸一郎委員

であれば、その校区というのは、払い先はどこになるんですか。

### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

各地区の体育協会、地区体育協会がございまして、それぞれのまち協、まちづくり推進協議会の中に体育協会、一緒に団体としてありますけど、小学校校区の地区体育協会のほうをお願いをしています。

### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

町区単位での校区の中身については、それぞれのやり方があるんでしょうけど、何か、現状の把握とかはされていますか。

どんどん、モチベーション的にやらないかんというやり方と、もう苦しみながらやるところもあるのかなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

今おっしゃった中で、例えば、ある町区では、老人クラブの大会じゃなかろうかっち言われよりもとか言われるところも実際ございます。

それで、いろいろ参加をしていただく工夫をされていらっしゃるしまして、例えば、ウォーキングみたいなことをされているところもあります。

それぞれの町区のほうで、校区大会のほうは大体運動会形式でなされますけれども、町区の場合はグランドゴルフをされたりとか、今申し上げたように、ウォーキング的なことをやられたりとか、その町区町区で特色ある形でされていらっしゃる。

以上でございます。

### **樋口伸一郎委員**

そうであれば、その 76 町区の中に、実際行っている高齢者の方がすごい多いところとか、グランドゴルフとかされているところ、いろいろあると思うんですけど、実際、校区から先の流れっていうところの把握とかはされていないと思うんですけど。

### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

具体的に申しますと、市のほうからまず体育協会のほうに流しまして、体育協会のほうから地区体育協会のほうに流します。

その地区体育協会がそれぞれの町区の、各町区で体育部というのが大体ございまして、そちらのほうに、例えば、この委託料に上乗せして、運営費をお渡しになっているところもあるというふうに聞いておりまして、それぞれでいろんな形をされております。

された後は、実績報告を、それぞれ各校区単位でまとめていただいて御報告をいただいておりますので、いついつどういうことが行われたと、もちろん行事予定としてもいただくようにしておりますので、その行政がいついつどういう形で行われたかというのは、実績

報告で御報告をいただいております。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

これ、実際に行っているところの現状が、多分、やる気があるところ、ないところがあると思うんですね。

ですから、その部分っていうのは、できるだけ吸い上げた上で予算づけしないと、これ、そのままずっと予算づけしていると結局、お金渡して終わりじゃないですけど、そういう状況の中で、最終的に行わないかん実行委員の方とかが、本当に高齢の方ばかりで、ことしでできるやろうかねっていうところもあるかと思うんで、ちょっと、その辺りも精査しながらちょっと、この予算付けに関しては行いたくなくて無理して行っているところとかもあるかもしれんし、もしくはどんどんやらないかんというところもあるかもしれんし。その辺も勘案していただければと思います。よろしくお願いします。これをどうにかしてくださいというのは、特段ないので。

ありがとうございます。

あと、次、そのままいきます。次に、26 ページをお願いします。

これもちょっと教えていただきたいんですけど、説明の中には入っていたかどうかかわかんないんですけど、目2の体力づくり運動推進事業費の中で、節13. 委託料に関してはさまざまな委託料がございます。

その上なんですけど、節8. 報償費の中の謝金ってありますよね、296 万円。これ何か、委託料の中に委託された先にもそういう方っておるんじゃないかなと思ったんですけど、ここで挙がってる謝金の内容とかを教えていただきたいです。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

若干、御説明しましたが、女性の方を対象にしておりますミズ・フレッシュスポーツ教室、それから、高齢者の方を対象にしております若さはつらつ教室、それから、各地区でスポーツ推進員さんを中心に、大体夜間行っているんですけど、地区スポーツ教室、それから、高校ラグビー交流大会、サッカー大会等の謝金でございます。ですから、委託事業としては行っておりませんで、直で謝金としてお渡し、それから、あと必要な品物については消耗品等を利用したりしております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

ということは、委託料は大まかに言えば団体さんで、謝金は個人さんっていうような認識

でよろしいでしょうか。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

おおよそ、そう思っていていただいて結構かと思います。

**樋口伸一郎委員**

おおよそ、そう思います。ありがとうございます。

そのまま、次行きます。27 ページで2点をお伺いさせていただきたいんですけど、まず、目3の体育施設費でございます。

それで、御説明の中にもスタジアム等の名前は出てきたんですけど、この体育施設に関する施設、もうちょっと細かく分けて教えていただければと思うんですけど。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

例えば、修繕料については、どこの施設で幾らということではなくて、体育施設全体で1,000万円という予算の付き方になっております。

あと、電気料についても、例えば市民体育館と市民球場は、同じ請求が一緒になっておりますので、はっきり施設ごとに全てが分けることが非常に難しゅうございます。

**樋口伸一郎委員**

ということは、体育施設費として組まれた中を、自由に回せるじゃないですけど、適宜と対応が必要な場所とかに配分していくっていう、流れの中で配分していくような認識でいいですか。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

基本的に、それぞれ積み上げできるところについては施設ごとに積み上げておりますし、施設ごとにできない部分は、先ほど申し上げた、主に修繕料とか光熱水費で一括して請求があっている分は、複数の施設合わせたというところで、それぞれ積み上げて予算要求をさせていただきます。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

今までかかってきた実績とかにも基づきながら、そうした根拠づけをして合算しているという形で認識をさせていただきます。

それで、そのまま節13の委託料に関してなんですけど、この施設管理委託料っていうのも、また一括して書かれてあると思うんですけど、その施設管理の委託料に関しても、同様の扱いということですか。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

施設管理委託料は、主に体育センターの受付業務とか、あと、空調、自動ドア、エレベーター

ターの保守点検、それから、電気設備の保守点検、トレーニング機器の保守点検、あと、プール監視業務、それから、樹木管理委託料とか、それぞれ細かくございます。

それで、これも一つの施設が対象になっている業務もございますし、例えば、樹木管理委託については、全体育施設の樹木関係を対象としておりますので、どこの施設分ということではございません。

ただ、先ほど申し上げたように、一つ一つ積み上げて行っておりますので、何の分というのは、積算根拠がございます。

#### **樋口伸一郎委員**

それは、また担当課のほうに個別に聞きに来ればわかるというところですね。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

お尋ねいただければきちんとお答えできます。

#### **樋口伸一郎委員**

あと、最後なんですけど、この施設管理委託料に関しては、そうしたら、施設ごとって言ったら適切かわかんないですけど、施設ごとで管理していく委託料だと思うんですけど、これはもう、例えば民間で事業者さん、周りの伐採というか、伐採というか、その辺の周りの管理とかも含めると、もう全部施設だけに振り分けられているという感じでいいですか。

例えば、民間事業所さんに管理の一部を委託しているとかはなく、基本、施設の割り振りというふうにと考えていいんですかね。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

いろんな、業務のほうを委託しております。

受付業務を委託しておるのは、市民体育センターだけでございます。

他の施設については、先ほど申し上げた、例えば、空調とか電気の保守点検とか、警備とかそういう、その個別の業務をお願いします。

#### **樋口伸一郎委員**

その、お願いしているところは一括、別々ということですか。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

基本的には、施設ごとになる分は施設ごと、それから、先ほど申し上げたように、余り細かくなる分については、全体的っっちゃうか、例えば、運動広場の草刈りですね、草刈り等は個別にすると余計高うつきますので、全ての、いくつかの施設をまとめて、草刈りをお願いしますというような、委託の仕方をしております。

#### **樋口伸一郎委員**

以上です。

ありがとうございました。

## 成富牧男委員

23 ページですね。

引き続き、文化振興費という、今度は歳出、節 13. 委託料の文化事業委託料についてお尋ねをします。

これ、委託先は文化事業協会だったと思いますけども、以前に私、2つぐらい指摘させていただいて、一つは、いわゆる友の会、アイレックス会員、友の会という組織が、アイレックス会員っていうのがあって、その会則とかいうのがありました。ホームページにもありましたね、多分ね。

その会則に、アイレックス会員の中からとか、いわゆる実態と少しかけ離れたような中身、総会みたいな開くとか、そのアイレックス会員の中から選ばれる人のこととか。

以前に私、委員会で質問したと思いますけど、齟齬があるっていうのは、私の思い込みかもしれませんが、認めていただいたというふうに思っていたんですけど、その後どういうふうに扱われた、検討されたのかどうか、それが一つ。

もう、合わせて聞きます。あと一つは、文化事業協会に委託してあるってことですけど、文化事業協会の、いわゆる文化事業協会の事業ですね。

実施事業ちゅうか、文化事業協会の事業、それと、委託事業ってというのはどういうふうに大まかに分けられているのか、私は文化事業協会が文化事業を委託するちゅうのが悪いっていう意味で言っているんじゃないんです。ある意味、専門的な人たちが専門的に自分たちで選んで、行政の人ができない発想なりで、いろいろ、ジャンルなりで選んでくるとか、基本的な、いわゆる鑑賞事業であれば、そういうことだと思うんですけど、そういうことで、それを否定する立場で質問するわけじゃないんですけど、要は、そこんところの積み上げっていうか、そこら辺ははっきりすべきやないかと思って、お尋ねをしています。文化事業独自の実施事業と委託料というのはどういうふうな分け方をしてあるのか。

それとあと一つ、この3つ目になりますかね、3つ目は、文化事業が、前々年度ですか、さっきもちょっと言いましたけれども、かなり悪化の赤字をこいていましたけれども、平成27年度は、大体収支は、どういうふうな、形で推移しているのか。

それから、合わせてその分について言わせていただきますと、非常にお金をどこから持って、赤字の場合、どこからお金を持ってきているのか、いまいちわからないところもありましたけれども。それは置いて、平成27年度の収支の状況、できれば、これは金額もそれなりにありますので、いつも、前回出していただいたような、収支のわかるやつ、見込みでいいですから、平成27年度中の、何かわかるやつがあればそれを資料として提出していただ

ければと思いますけど、委員長。

### **中川原豊志委員長**

まず、答弁のほうからお願いします。

### **村山一成文化芸術振興課長**

まず、アイレックス会員のお尋ねでございますが、以前もお答えしているかと思いますが、アイレックス会員のほうは、文化会館などで文化事業を開催している場合の文化事業協会の会員制度ということで、会費をいただいている、事業協会が行いますイベント、コンサートなどチケット割引などをさせていただくという制度でございます。入会金等いただきまして、それは文化事業協会の収入として上げさせていただいておるところでございます。

お尋ねの会則の関係でございますけれども、文化事業協会の会則の中で、この文化事業協会を運営する幹事の中、幹事という役職の方々をアイレックス会員の方々からということで、何人か任命をいたしまして、実際に定例的に、こういった事業やったらどうかっていうことでの会議に御出席をいただいております。

ただし、アイレックス会員のみで事業協会の役員等を構成しておりませんので、ほかに学識経験者等の理事等、そういったほかの役職の方もいらっしゃいますので、合わせて、事業を比較しながら、実施をしているところでございます。

2点目が、市が委託するという事業と文化事業協会の実施事業というお尋ねでございますけれども、今のところ、文化事業協会の独自の予算で行うという自主事業はございませんで、市のほうから委託料をいただいて、それを資金にいたしまして、事業のほうを、年間、平成27年度でいきますと、今のところ20事業ほど行っているところでございます。特にその文化事業協会の独自事業という形で行っているものは、今のところございません。

3点目でございますが、以前、収支のほうが悪化いたしまして、赤字になったというふうなこともありましたけれども、平成27年度の見込みについては、今のところ3月にもまだ事業を月末まで控えておりまして、まだ確定したものはお出しすることができませんけれども、今のところは黒字で推移しているところでございます。

以上でございます。

### **成富牧男委員**

再質問はやめておきます。

まず、文化事業協会の事業、本体の事業と受託した分の事業の話ですけど、文化事業協会には、いろいろその道の人が入っていて、頭を働かせてもらおうと。そういうための、知恵を出してもらうのが文化事業協会の仕事って考えれば、まあそれはそれでいいかなと思いました。

それから、友の会のやつについては、どういう選ばれ方をしているのか、特別会員とか一

般会員とかは特にないんですよ。アイレックス会員の中からってというのが、何かやっぱり、一定のルール、それなりのルールに基づいてやっておられると思いますので、私もアイレックス会員だったときもあります。

そういうときには全然、なりませんかっていう話は全くあっておりませんので、そこら辺は、できれば実態に合わせて、会則のほうを変えるなり、何かすべきやないかというふうに……、もしそれがそうでいいのであれば、もう少しアイレックス会員のやつ、皆さんに周知するような方法をとらないと、皆さん幹事になりませんかぐらい言わんといかんのやないですかね。どっちかすべきだと思います。

それと、あとは、文化事業協会の……、さっき言ったに尽きますね。経理の面でも、きちんと文化事業協会の委託料としてしたのか、文化事業協会事業としてしたのか、ちょっとあいまいなところがあったと思ったところが、過去ありました。そこら辺も、改めて、整理していただきたいなと思います。

以上です。それで、資料は、出れば、予定表も含めて出していただければと思います、委員長。後日でもいいです。

#### **中川原豊志委員長**

今、平成 27 年度の、事業内容による決算見込み、黒字の方向で進んでいるというお話はあったんですが、その進捗状況についての資料提出を今、成富議員のほうからありましたけれども、成富議員、平成 27 年度の進捗状況というふうな感じでよろしいですかね。

#### **成富牧男委員**

前回出していただいたやつがありましたよね。

だから、あれと同じ様式であれば数字入れるだけで、あんまり大変じゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

お出しいたしましたのは、恐らく、ちょっと、私がしたのではないですけど、まだ、平成 27 年度は今さっき申し上げたように完全に終わっておりませんので、ちょっと出しづらいところもございます。

恐らく、前出したということであれば、その前年度の分の実績というところでお出ししたのではないかというふうに思うんですけど、どんなだったでしょうか。

出すとしても、これは見込みでございますというところではございますが、平成 27 年度分については……。

ただ、先ほど課長が申し上げたように、今年度に関しては事業のやり方等を工夫いたしまして、黒字というところで推移しているところでございます。



平成 26 年度については、数字的には確定したものがございます。

**成富牧男委員**

できれば、平成 27 年度、まだ見込みのところは、予定が全然、収支がないですよ、その部分は。そこはなくても結構ですので例えば、結局、予算の差引簿みたいで、予算、ずっとなくなって行って、あとこれだけ残っております、これでこういう事業を今回やろうとしていますっっちゃうのは、出るわけでしょうが。だから、できれば平成 27 年度。

**篠原久子健康福祉みらい部長**

平成 27 年度ということであれば、ちょっとお時間が必要になりますけれども。

**中川原豊志委員長**

委員会終了まででもよろしいですか。

**篠原久子健康福祉みらい部長**

それでは、できる限り準備いたします。

**中川原豊志委員長**

お願いいたします。

ほかございますか。

**西依義規委員**

先ほどの文化事業の委託料の件で、例えば、以前は教育委員会委員のところに入っていたんで、例えば、教育委員会独自の事業評価みたいなのがあって、それで、参加者何名でした、こうでしたっていうのがあったんですが、部が変わって、その事業検証等のやり方は変わったのかどうかっていうところをお聞きします。

**中川原豊志委員長**

質問、わかりますか。

答弁のほうは。

**村山一成文化芸術振興課長**

変わっておりません。

**西依義規委員**

それは、一般に公開されているんですか、ホームページか何かに公開される予定なんですか。

**村山一成文化芸術振興課長**

それについては、公開はいたしておりません。

**西依義規委員**

私、一回その会議に出たことがあって、教育委員会の、ずうっとやつを、自分のところで

検証して、評価をするみたいな会議があつて、そこにもこれ入っていたんで、今度、部が変わって、そういった評価をされる……、もちろん、庁内ではされていると思うんですけど、それを第三者とか市民の方々に、するようなことはされているのかなと思って。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

市文化事業協会の事業につきましては、それこそ総会というものもございますので、そこは、市だけでなく、いろんなジャンルの方からこの幹事会とかいうのがありまして、そちらでも出てきていただいていますし、また、総会等もございますので、その場においては、その年度の事業、こういうものをことはやっていきますとか、予算であったり、いろんなことについては、部外の方からの御審議もいただいて、総会で事業の内容等についても決定を行っております。

#### **西依義規委員**

市民からしたら、文化事業に精通されている方は、この1,338万円が妥当だと、もう下手したら足りんと思うでしょうけど、文化事業に余り興味ない方も、もちろん税金を払っているわけですね。

そういった方々は、今までやったら教育委員会のホームページ見て、事業評価見れば、ずらっと書いてあるので、ああ、こういうことをされているんだなっていうのはわかるんですが、そういったことが、情報が閉ざされた形になっていないかなという質問でした。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

情報公開等については、以前と全く変わっておりません。

ですから、ホームページ等に、例えば、文化事業協会のホームページ等には、こういう事業がありますとか、そういうふうなところについては、お知らせをしているところで、変化はないと思っております。

#### **西依義規委員**

わかりました。教育委員会から抜けても変わりはないということで、わかりました。

あと、その下の、これもまた個人的な話じゃないけど、要は、文化、難しくて、文化、スポーツ、結局関係ある方は、もちろんやって、けれども、関係ない方は、何でと思うんですが、まず、その下のピアノコンクールの委託料、委託っていうことは、鳥栖市が主催となってやるべきことを、どこかの団体に委託されているっていうことですが、フッペルとおっしゃったんで、鳥栖市とフッペルの交流関係から来ているのかなと思うんですが、その辺のいきさつと、続けていて、何回になって、検証とか見直しを定期的にされるのか。

例えば、5年に1回は、この事業はこうだった、やっぱり350万円ではなく、500万円つけるとか、いやいや、この事業はもうそろそろ役目終わったと、自立っていうか、市からの

持ち出しはちょっと減らしてというか、市を主催から引いて、文化、音楽に精通された方を中心にした補助金に変えようとか、そういったことをされているのかどうか。

これは、あと関連、次の 24 ページの将棋大会とかカルチャーフェスタも同じなんですけど、将来、ずっと委託するのかということを定期的に検討されているのかどうかをお聞きします。

#### **村山一成文化芸術振興課長**

ピアノコンクールにつきましては、鳥栖市にございますフッペルの戦争悲話がもとになりまして、平和を訴えていこうということで、ピアノコンクールが始まったというふうにお聞きしております。

さまざま変遷がありまして、市の主催事業で、委託という形からスタートはいたしておりますが、途中、運営主体が九州交響楽団変わったりしたときには、補助金になったり、また、九州交響楽団のほうが事務局から辞退されるときには、昨年からでございますけれども、新たに実行委員会をつくりまして、委託料っていう形で、市が運営するものを委託して行っていくということで、実行委員会方式で、現在実施をしているところでございます。

平成 28 年度につきましては、同じ実行委員会のほうに委託をいたしまして、運用していただく予定にしております。

また、お尋ねがありましたカルチャーフェスタ、将棋大会につきましては、サンメッセ鳥栖のほうで行っております事業でございます、カルチャーフェスタについては、手づくり小物を出される方々を中心に実行委員会をつくっていただいて、これまで行ってきたおります。

将棋大会につきましては、鳥栖市のみならず、周辺の青少年を集めまして大会を行っているわけでございますけれども、こちらの 2 つの事業につきましても、ある程度年限がたちましたので、今年度が、実施をいたしながら今後どうするのかについて検討いたしたいと考えているところでございます。

以上です。

#### **西依義規委員**

大体わかったんですが、定期的に見直していただけるということであればいいんですが、先ほど、文化事業委託料は 100%文化事業協会で、このお金からするんですけど、ピアノコンクールも 100%この 350 万円の中で運用されているということでいいんですか。

#### **村山一成文化芸術振興課長**

先ほど申し上げましたように、実行委員会のほうで実施をいたしますけれども、その中で歳入の一部として市からの委託料を充当いたしまして、そのほかに出演なさる子供さん方からの出演料をいただいたり、あるいは企業からの協賛金いただいたりといったことで運営を

しているところでございます。

#### **西依義規委員**

参考までに総予算を教えてもらっていいですか。1回のコンクールっていうか、年間予算ですか、コンクールの予算でもいいです。事業費でも。

言いたいことは、例えば、それが1,000万円ぐらいやったとして、350万円なら、もうやっぱり自立して、補助金のほうが僕は鳥栖市が先頭に立ってやる、やる、やらないという議論はしていかないかんと思うんで、その総予算を聞いてみたいと思います。

#### **村山一成文化芸術振興課長**

本年度の予算の額でございますけど、886万円を見込んでおります。

#### **西依義規委員**

それでしたら、100万円近くは自主財源でされているということでもいい……、それとも、例えば、実行委員会はたびたびに、設立、解散なのか、ずっと続けていられとるのか。

例えば、繰越金とかそういった部分についてはどうですか。

#### **村山一成文化芸術振興課長**

実際には、収入のほうは、実行委員会はずっと継続をいたしまして、繰り越しも加えまして運営をしているところでございます。

#### **西依義規委員**

ちょっとまた、フッペルはわかりました、ピアノコンクールの鳥栖の歴史から。

次の24ページのカルチャーフェスタ、将棋大会、お話をしてあるっていう、委託するっていう意味は、僕ちょっとよく理解が……、将棋自体が、もうこの鳥栖市にとってなくてはならない文化、最優先の嗜好っていうか、それであれば、もちろん将棋といえば鳥栖市、じゃあ委託をしましょう囲碁でもいいし、下手をしたらトランプでもいいし、その辺の背景みたいなものを教えていただくとありがたいです。

#### **村山一成文化芸術振興課長**

将棋大会につきましては、平成27年度で5回目ということでございますけれども、それ以前はサンメッセのほうで囲碁大会として始まったというふうに聞いております。

ただ、囲碁大会のほうが終わりましたために、将棋大会をやったらどうかということで始まったというふうにお聞きしております。

それから、すいません。先ほど、申しわけございません、ピアノコンクールの中で、私が、すいません。将棋大会のほうを、すいません、実行委員会のほうに委託をしたのは、平成27年度からでございます。それ以前は、市のほうが、市のほうっていうか、サンメッセのほうで独自に行っておりました。

## 西依義規委員

もちろん、定住・交流センター費なので、定住・交流のための目的を囲碁が集まらないので将棋にかえたっていう、定住・交流の目的としてされているっていうこと、これ全部、そう思っているんですか。

これ全部、定住・交流のために一番いいのはこの３つっていうふうに、この鳥栖市っていうか、定住・交流を考える方々が考えた結果がこの３つの事業というふうに思っているんですか。

## 村山一成文化芸術振興課長

定住・交流センター費の中のこの３つの事業につきましては、おっしゃるとおり、定住交流を進める意味での、一つのきっかけとする事業として行っているものでございます。

## 西依義規委員

できたら、また来年度予算にも、こういったのがのってきて、結局、我々というか、カルチャーフェスタが定住・交流のためにどう寄与して、どう目的があって、その目的……、この手法が本当に正しいかどうか、じゃあ果たして、達成、このままいって、達成するのかしないのかっていう判断が 27 万円とか 79 万円でどうかっていう判断をすべきだと思うんで、できたら、ちょっと資料の提出ばかりなんですけど、大会の趣旨、目的ぐらいいは、例えば、どこかに書いていただくとか。

別資料とは言いませんが、これもお金なんで、ちゃんと書いていただきたいというのは要望させていただきます。

以上です。（「いいんですか。ああ、要望ということ」と呼ぶ者あり）

## 中川原豊志委員長

要望ということです。

## 成富牧男委員

ちょっと、もう質問はやめとこうかと思いましたが、今、西依議員が言われたピアノコンクール委託料で、総事業費は 886 万円というふうに言われたと思います。

それで、委託料は 350 万円、この差は何なんですか、財源ちゅうか。

## 村山一成文化芸術振興課長

再度申し上げますが、350 万円以外の収入でございますが、前年度からの繰越金、それから、コンクール出場者の方の参加料、それから、企業等からの協賛金でございます。

## 成富牧男委員

今さっき、西依委員から委託料か補助金かって話があったんですけど、私、ずっと、ここに限らずですけども、今で言うとな参加料ですよ、参加料の分、少なくとも参加料の分。

これについては、まさに委託ですから、市の主催なんですよ。

そうすると、予算の原則から言ったら、全ての歳入は、全ての収入は歳入に、いわゆる総計予算主義の原則に立てば、これは相殺するというのはおかしいと思うんですよ。実行委員会の収入したちゅうことでしょう、これ。それじゃなくて、こっちの歳入のほうにその金額は入れて、必要であれば委託料をふやすと。そうしないと、いみじくも今、西依議員が言われたからわかったけど、ぱっと見たら、350 万円規模の事業かなと思ってしまいますね、これやったら。実際は違っとったっていう話ですから。

そういう意味でも、やはり、ここら辺は、ちょっと説明が要るし、さっき言った、少なくとも参加料ちゅうことであれば、鳥栖市の参加料ですからね。

これについては、大分ラ・フォル・ジュルネのときにも同じようなことを申し上げました。3,000 万円と言うけど、六千何百万円やないかと、規模は。チケット代は、全部歳入で上げるべきというふうなことを大分言ったこと、覚えありますけど、やっぱり法令で特に定めのない場合は、ちゃんと歳入で上げるちゅうのが大原則だと思いますので、答えは求めませんが、そういうところ、もう一度、どうなのかっていう立場で見ていただきたいなと思います。

それから、これちょっとね、質問はもうこれで終わりますが、質問の最後です。子どもミュージカル補助金、50 万円の根拠ですね、出すなちゅう立場で言っているんじゃないです、50 万円の根拠についてお尋ねします。

#### **中川原豊志委員長**

答弁できますか。

#### **村山一成文化芸術振興課長**

子どもミュージカルの補助金につきましては、文化芸術振興補助金交付要綱に基づいて、交付をしております。こちらのミュージカルの主体でございますNPO法人のほうから申請をいただきました。補助対象となります印刷製本費、会場使用料、こちらのほうが積算となります。50 万円を限度としておりますので、50 万円を交付するものでございます。

#### **成富牧男委員**

実際は 50 万円以上かかったということですか。その、今言われた印刷製本費と会場使用料で。

#### **村山一成文化芸術振興課長**

済みません、ちょっと、詳細な資料、今手元に持ちませんが、すいません、そこは確認をさせていただきます。

#### **成富牧男委員**

要は、私が言いたいのは、やはり、子どもミュージカルやる上で、少なくとも 50 万円が会場使用代、そして、一般の人たちが、市民の方たちが、さっき話したそれなりの人を呼ぶ場合も、当然、告知が要ります。余り有名人じゃなかったら、余計チラシなんかも要りますね。やっぱり、だから必要だということを確認させていただきたいと思います。

以上です。

#### **中川原豊志委員長**

ほか質問ございますか。

#### **西依義規委員**

次の 25 ページ、26 ページなんですけど、さっき社会福祉協議会のところでもちょっと言ったんですが、似ているのがあって、市体育協会補助金の補助内容、概要と、市体育協会に委託している事業を教えてくださいたいと思います。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

鳥栖市体育協会に対する補助金でございますけれども、まず、体育協会の各種目競技団体に運営補助金を体育協会さんが支出されておりますので、運営補助金、それから、臨時職員さんを現在お 1 人雇っておりますので、その方の賃金及び共済費、それから、消耗品費、通信運搬費、それから、県民体育大会の際、鳥栖市代表として出ていただくために、強化練習というのをさせていただいております。

その強化練習費、それから、県体育協会への負担金等が入っております。

それで、市の補助金と、それから、先ほど申し上げた各種目競技団体に補助金を体育協会本体が流しておりますけれども、その支出額の 1 割を、さらにまた負担金として歳入で上げていらっしゃいます。

中身については、歳入のほうは、市の補助金と各種目競技団体からの負担金で、体育協会のほうは運用をされていらっしゃいます。

それから、体育協会に対する委託でございますけれども、まず、保健体育総務費の委託料のうち、県民体育大会出場委託料、それから、市民体育大会開催委託料が、市体育協会への委託料でございます。

次に、体育協会の委託料はそれだけでございます。体力づくりは、協会への委託はございません。

済みません、体育施設費も体育協会に対する委託金はございません。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

知っているようで知らない体育協会なんですけど、体育協会の、例えば、そういった各種団

体の登録されている……、どういう協会が登録されているとか、先ほど振り分けられているっていう、この市の745万円が、最終的に、例えば、サッカー協会とか、そんないろんな協会にいつているっていうのは、例えば、その体育協会さんが公開したり、ホームページか何か、されているんですか。

この補助金のその後っていうのは。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

体育協会にはホームページはございませんので、一般的に公開されていることはございません。

ただし、各種会議が種目競技団体——もちろん、その関係団体ですけど、そのほかに、地区体育協会、これは先ほど、市民体育大会のときに、出てまいりました各地区の代表者さんですね、そちらのほうには、内容については全てお出ししておりますので、一般的にホームページとかチラシとかでお知らせということではなくて、関係者を通じてでございますけれども、地区のほうにも、内容的にはわかるような形にはなっております。

#### **西依義規委員**

これも先ほどの文化と一緒になんですよ。

まあもちろん、体育をだめっていう人はいないと思うんですけど、その市体育協会に対して、足りているって、もっとしてくれと言う方と多過ぎると言う方、両方いらっしゃると思うんですね。

だから、そういったのも含め、ここの場では、745万円も出しているということを考えれば、例えば今、委託料まで含めて予算決算に載っているんですか、総予算とか総決算って、大体どれぐらいの額で体育協会って運営されているんですか。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

体育協会の主な収入は、ここの補助金と、今さっき体育総務費で申し上げた委託料がほぼ全てでございますので、これを足した額で体育協会全体の予算、決算の審議をなされています。

#### **西依義規委員**

じゃあもう一つ、関連して、その下、25ページの一番上、スポーツ推進委員の報酬と委託料、13のスポーツ推進委員研修委託料とあるんですが、スポーツ推進委員さんは、定員が何名で、48名とおっしゃったんですけど、定員どおりなのか。

あと、その推進委員さんと体育協会との関係はないんですか、全く。もう推進員さんは推進員さんで、目的持って違うことをされているのか。その辺をちょっと聞かせてください。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**



まず、スポーツ推進委員さんの位置づけは、市長がスポーツ推進委員として特別地方公務員として委嘱をしております。

その委嘱された委員さんが活動される報酬として、48人分の15回、年間15回ということで、410万4,000円の予算を計上させていただいております。

また、スポーツ推進委員さんと体育協会のかかわりでござすけれども、基本的には直結はしていないんですけれども、実質としては、各地区のスポーツ推進委員さんが6名いらっしゃいますけれども、その6名の方が地区体協の役員さんを兼ねていらっしゃいます。

ですから、その地区体協として体育協会本体の運営に携わっていただくという形になります。

各地区体協の代表者の方が理事のほうになっていただいて、体協本体の運営にかかわるという形で、それが必ずイコールということではないですけれども、鳥栖市の場合はイコールの状態になっておりますので、かかわりがないかと言えば、あるということにはなるかと思っています。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

じゃあ、すいません、体協のところの最後として、もちろんホームページをつくれっては言われんでしょうから、でも例えば、社会福祉協議会でもそれに関係のない方でも見られるような環境っていうのは、僕は大事なかなと思うんで。

体育館のあの事務所に行って、見てこいっていうのであれば、それはそうでしょうけれども、何かそういうふうに、体協さんにも、そういった情報を公開というか、組織図とか、役員名まで要らんですけれども、組織図で、こういう鳥栖市にはいろんなスポーツ協会があって、こういったところと一緒に鳥栖市のスポーツを体育を振興しているんだよっていうようなことは、ちょっと意見として言いたいと思います。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

済みません、体育協会で、関連です。

今、御説明受けて、市が主体となるような事業を、体協さんは行っていくというところでの補助金と自主事業に対する委託金っていうのを合算して、体育協会のほうにお金がいきますよね。

それと、及び、委託金、委託料に関しては、施設費っていうか、ハード面に関する委託料も一部入っているっていうところですよ。

まず、確認なんですけど、全体の。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

体育協会に対する委託内容は、ソフト事業でございまして、施設管理、ハード分は一切入っておりません。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

そうしたら、その実施事業と、市が主体となる事業を両方管轄されて体育協会さんがなされているっていうことは、これ毎年だと思うんですよね。それで、その総額の決算及び予算立てというのは、その体育協会さんが独自でされていると思うんですね。

あと、事業計画と事業報告書というのもあると思うんですけど、それをベースに振り分けて、この補助金と委託料っていうのが毎年予算づけされていると思うんですよね。

その、体育協会さんからいただいている決算書であったり事業報告書っていうのは、ここで我々がいただくこととかできないですか。中身が一括して、ここは分散されて書いてあるんですが、それを見ることで一括されたのはわかるんじゃないかなと思っているんですけど、いかがですか。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

体育協会も決算等はされていますので、決算の資料は、それこそ、皆さんにお配りされていますので、その分を、議員さんにお渡しすることは可能ですけれども、ただ、毎年総会が5月に開催をされております。

それで、現在、体育協会は3月末が決算になりますので、その作業をしていますので、平成26年度分は既にでき上がっていますけれども、平成27年度分については、5月の総会に向けて、今作成中ですので、平成26年度分であれば、お渡しすることは可能でございます。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

そうしたら、平成27年度に関しては、総会が5月ということで、まだだと思うんで、参考資料として作成していただくわけでもないんで、平成26年度の分を、よかったら閲覧させていただきたいと思うんですけど、委員長、どうでしょうか。

**中川原豊志委員長**

大丈夫でしょうか、資料として、平成26年度の。必要でしたら。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

すぐ御用意できます。

**中川原豊志委員長**

じゃあ、よろしくお願いします。

それでは、一旦休憩します。

午後 2 時 6 分休憩



午後 2 時 16 分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

引き続き、教育費関係の質疑を行います。

国松敏昭委員

1 点ちゅうか、各施設が、認可施設であれば、文化会館とかサンメッセ、この辺も相当、年数は、文化会館はもう三十何年なるわけですが、営繕工事費等が出ているんですよ。具体的に言いますと 23 ページ、文化振興費の工事請負費、文化会館営繕工事費。

今回、舞台とか大ホールの修繕のために、3,000万円ですかね、当初で。このような計画、当然、古かし、維持管理するためには、やらなくてはいけないとは思いますが、この公共施設のあれには入っているんやろうか、これは、計画の中に。年次計画とか、もしくは中長期か知りませんが、その辺、何か、どがんでしょうかね。

質問はわかりますか。要するに、営繕計画は立てられた上での、この平成 28 年度の予算で  
すか。中長期か短期か知らんですが。

篠原久子健康福祉みらい部長

国松議員のおっしゃるとおり、公共施設の分の計画のほうには入っておりますけれども、本当に、議員さんおっしゃるように、大変老朽化しておりまして、そういうふうに、当てている時期、本当に緊急のものに厳選してと言うと違うかもしれませんが、緊急対応すべきものについては、少しずつ、この金額ですけれども、少しずつ対応させていただいていくところでございます。

それで、公共施設の施設計画、維持の計画につきましては、そちらのほうでもきちっと計画に組まれる予定ではございます。

国松敏昭委員

そうしたら、平成 28 年度は、緊急、もしくはやむを得ずということで、取り組まなければいけないという判断のもとでされたということですね。

## **篠原久子健康福祉みらい部長**

そのとおりでございます。

## **国松敏昭委員**

その下の備品購入費、節の 18、64 万 2,000 円。

当初、上がっていますが、前年度に比べてゼロか 64 万 2,000 円、金額はそう張りませんが、中身について教えてください。

## **村山一成文化芸術振興課長**

文化会館の備品購入費につきましては、内訳を申し上げますと、ピアノの専用の椅子が壊れておりますので、そちらのほうの購入費、それから、譜面台を購入いたします。

また、大ホール等で映写するためのプロジェクターを 1 台購入する予定にしております。

以上です。

## **国松敏昭委員**

次は 24 ページ、同じく、定住・交流センター、これも工事請負費、営繕工事費、何か、バッテリーとか、自動ドア分の補修ということですが、先ほどの文化会館の営繕工事と同じような状況なのか。

390 万円出ています、前年度が 140 万円、この中身について、再度御説明をお願いします。

## **村山一成文化芸術振興課長**

定住・交流センターの営繕工事費につきましては、まず、高圧電流を受けます受変電設備のほうで、開館いたしましてから 20 年ほどたちますけれども、こちらのほうの設備等の取りかえが必要になりましたので、取り急ぎ工事をするものでございます。

また、会館 1 階の南側の自動ドアのほうで、こちらも同じく 20 年を経過いたしまして、かなり感度が悪くなりましたので、駆動装置の部分の修理工事を行います。

また、非常時に点灯いたします非常灯バッテリー、階段等、会議室等にございますけれども、そちらのほうで外側の電気のほうは、通常の点検で交換をいたしますけれども、電気工作物の工事の際に、停電作業いたしましたときに点灯しなかったり、あるいは点灯しても光が弱かったりといった部分を、今回バッテリー交換という形で、工事をさせていただくものでございます。

## **国松敏昭委員**

最後ですが、27 ページの、同じく体育施設の工事請負費、スタジアム改修工事費、今回は 2,072 万 6 千円出ていますが、この中身について、まず、教えてください。

## **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

まず、スタジアムの換気設備機の更新作業、それから、蓄電池の取り替え工事、それから、

スタジアムの第一駐車場の舗装の補修、それと、授乳室の改修工事でございます。

**国松敏昭委員**

最後の最後ですが、このスタジアム、当然、平成6年ですかね。ですね、20年ですね。

今後、当然、いろんなことが出てくると思うんですが、その辺の、長期展望に立ったこのスタジアムの施設使用について、何か考えがあるのか。教えていただきたいと思います。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

いろいろ、体育施設、老朽化している中で、スタジアムに大規模な改修工事を、昨年、平成25年、平成26年等もさせていただいていますが、スタジアムは、特にクラブライセンスと申しまして、J1基準がございます。それに対応する必要もあるということもありまして、改修をさせていただいております。

それで、今後も大規模な、先ほど国松議員おっしゃったように、20年たっておりまして、椅子の改修、それから、鉄骨部分の塗装、大きなものは、この2つというふうに考えておりますけど、その他にも多々改修が必要になってくるものと思っております。

公共施設の保全、スタジアムだけということにはなりませんので、市全体の公共施設のあり方の中で、今後、具体的には、計画的に改修を進めてまいりたいというふうに思っております。

今回の分につきましては、平成17年ごろに、スタジアムの保全計画を別途予算要求して、計画を立てております。それに基づいて、計上させていただいております。

以上でございます。

**国松敏昭委員**

平成17年にやっと思ったわけ。

**中川原豊志委員長**

ほかはよろしいですか。

**成富牧男委員**

質問じゃありませんので。質問の答えがすぐ終わるだろうと、1回で終わるだろうと思ったのが長くかかったんで、ちょっと。

一つ提案する、提案っていうか、言っぱなしでいいです、私の。

文化、いわゆる文化事業の中で、今、デリバリーコンサート、そういうのをやられています。学校から、そして各まちづくり推進センターへと、地域に出かけて行ってあると、非常にいいことだと思っています。それをさらに、今はどちらかというところから行ってありますよね。

それは、向こうの要望に応じて、つまり市民に、市民からの要望に応じて、つまり、そう

いう事業をやっているところもありますので、団体ですね、一定の、要は自分から出かけていくんじゃないくて、市民の要望、個人、団体、いいですよ、市民の要望で何かのイベント時があったときに、そこで演奏すると。できれば、ジャンルももう少しこう多様化、和、洋、中ですよ。胡弓やら、和、洋、中。

そういうふうなやつも含めて、それについては私、いつも申していますけど、一定箔をつけるために、それなりの文化事業協会の中にそういうメンバーがいらっしゃればその方でもいいです。審査員、いわゆるオーディションをやって、うちの演奏家、うちがここにキープしとる演奏家っていうのは、これぐらいのステータスを持った演奏家ですよっていうのをし、それで、市民に周知して、私は少しく、いろいろ、結婚式の場の演奏とか、何かいろいろこうあるんじゃないか、お祝いのところとか、ひょっとしたら葬送曲なんかも。そういう場でもいいかもしれんし、そういうふうに注文があったやつに対して出かけていくと。そういうのも、今後考えていただきたいなというふうに思います。

それからあと、文化事業についてはもう一つ、例えば、今村先生は、もう鳥栖の人やなくなつたんですか。（「ええ」と呼ぶ者あり）そうですか、残念ですね。

例えば、いろいろ拾えば、鳥栖市にもいっぱいクラシックのそれなりの方がいらっしゃれば、市民オーケストラみたいなのを立ち上げるとか、これは結構大変ですよ。大変ですけども、そういうことも、せっかくいろいろクラシックとかもやられたわけですから。

市民に根づいたそれをきっかけにした音楽祭なんかを開けばいいし、とにかく市民オーケストラみたいな、合唱団でもいいですけど、そういうのをこれから育成されて、立ち上げていかれたらいいかなと思っております。できると思いますので。

#### **中川原豊志委員長**

要望ということでよろしいですか。（「要望です」と呼ぶ者あり）

今の答弁。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

済みません、先ほど国松議員に平成 17 年と申し上げましたが、申しわけありません、平成 22 年でございます。

#### **西依義規委員**

すいません、もう一つありまして、要は、言っていること、ずっと一緒なんですけど、26 ページに、先ほど市体育協会の委託料は県民体育大会と市民体育大会ですが、体力づくりにはないとおっしゃったんで、じゃあこのトレーニング資料からサッカースクールの委託先を教えてくださいたいのと、あと名前見てわかる事業と名前見てわからん事業があるんで、2 番目の青少年体力つくりと、地域スポーツ活性化の事業内容を教えてください。

### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

まず、青少年体力づくり事業というのは、小学生と中学生を対象とした事業でございます。小学生は少年野球、それから、バドミントンを行っております。また、中学生は、男子が少年野球、女子はソフトバレーボールを行っております。

それぞれ、小学生の少年野球は少年野球連盟、中学生の少年野球は軟式野球連盟、中学生のソフトバレーボールはバレーボール協会、小学生のバドミントンはバドミントン協会のほうに委託をしております。

それから、地域スポーツ活性化事業でございますけれども、ファミリーウォーキング大会、それから、ノルディックの教室等、これは、フィッ鳥栖のほうに事業委託をしております。平成 27 年度から行っております。

それから、サッカースクールはサガン・ドリームスに委託をしております。

以上でございます。

### **西依義規委員**

それでは、あと 2 つ、トレーニング指導業務とロードレースについて、委託先。

### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

トレーニングに指導業務はノヴァ、久留米にございます。

それから、ロードレース大会は、鳥栖市陸上競技協会、それから体育協会を中心に実行委員会をつくっていただきまして、そちらの実行委員会のほうに委託をしております。

以上でございます。

### **西依義規委員**

青少年体力づくり推進事業委託料ということは、先ほどにもありましたけど、鳥栖市が、小・中学生に体力をつくってほしいと。

じゃあ、その種目はこうであって、極論言えば、例えば、中学校の野球大会なんて、30 年前はよかったけど、今、じゃあ中学校の町区で野球チームつくれる町区が……、そういった、市の委託なので、市の思いがどこまで入れるのかっていうのは、これは質問していいですか。

### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

おっしゃるように、野球については、最近チーム数も少なくはなってきました。

ただ、鳥栖市はもともと野球が盛んなところで、今でも鳥栖市の主なスポーツとしては野球が非常に多うございますので、施設についてもいろいろ不足しているというようなお話もあるような形でございます。

また、小学生のバドミントン大会とかは、これ数年前から種目を変えてバドミントンにしたりしておりまして、種目を変えられる部分については、随時変えておりますけれども、男

子市のほうが何の競技がいいのかというのはあるかと思いますが、もともと市の体育協会、それから、市の教育委員会が主催して始まった大会という位置づけになっておりますので、現在もそれぞれの連盟、競技団体のほうに委託という形を取らせていただいております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

小学生はいいですが、中学生の野球については、もういろいろ考えたほうがいいのかと思っています。

あと、地域スポーツ活性化の事業の委託も、内容がわからないんですよね。

スポーツ活性化を地域スポーツ活性化というこの名称と、それがノルディックにどうつながるのか。

それで、フィッ鳥栖さんが、その種目を考えて、それに対する……、違いますよね、鳥栖市がこういうふうに委託して、それを受けていただくということなので、この辺の背景で、持っていく方というか、これまでと今後について、ちょっと聞かせていただいていいですか。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

もともと、ここの地域スポーツ活性化事業は、それぞれ市の謝金、それから、報償費、消耗品費の予算を計上いたしまして、直接市のほうで事業を推進してまいっております。

平成 27 年度から、フィッ鳥栖の側面的支援ということもありまして、フィッ鳥栖の会員確保、それから、市といたしましては、いろんな教室、事業を通じて、きっかけづくりを幅広くしたいという思いがありましたので、それをフィッ鳥栖さんの会員確保にもつなげていただければということで、このような形にしております。

それで、地域と入れておりますのは、それぞれ全体的に事業をすることもありますけれども、例えば、なかなかそこまでいけないとか、そういうこともある場合がありますので、まずは地域で根づかせていただいて、それからきっかけづくりをして、地域で自主的に活動していただけるような形につながっていったらなという思いもありまして、こういう名称にさせていただきます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

予算説明書に、もし事業名がわかりにくいのであれば、ちょっと変えていただきたいのと、あと次のロードレース大会も先ほどのフッペルと同じことなんですけど、これも 200 万円で、たしか協賛金も参加費も取られていると思うんですが、この総予算等を教えていただいていいですか。決算額でもいいし。



**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

済みません、平成 27 年度の決算が、ちょっと手元にはないんですけれども、おおよそ参加料が 200 万円、それから協賛金が約 50 万円、例年ございます。

以上でございます。

**西依義規委員**

大体イメージはつくんですけれども、ロードレース大会の委託料なんですけど、その運営費の主なものを教えていただいていいですか。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

主なものといたしましては、警備、誘導、記録、計測等の業務委託に 120 万円程度、それから、点灯、リース等に 100 万円、それから、参加賞、副賞に 150 万円程度、それから、消耗品、印刷製本等に約 80 万円程度、それから、特別選手を、記録がいい高校生を招待しておりますので、その招待費に約 100 万円程度支出しております。

それが主なものでございます。

**西依義規委員**

これは、それこそ連盟とか体育協会とか、下手したらスポーツ推進委員さんとかも含めて、多分それは警備のところに日当相当を払われているんですか。

それとも、ボランティアでしていただいているんですか。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

陸協さんについては、ボランティアでございます。

あと、ここでの警備については、駐車場とかの警備業務を業者のほうに委託しておるのが、主なものでございます。

**西依義規委員**

ということは、毎年あっているロードレースは、もうほとんどボランティアの方々の手によって大会運営されているという意味にとっていいですか。

**石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

すいません、先ほどスポーツ推進委員さんの話をしておりますでしたけれども、スポーツ推進委員さんについては、市の事業でございますので、1 回当たりの、先ほどスポーツ推進委員の報酬がございましたけど、その 1 回分のお支払いはしております。

そのほかについては、陸協とか関係者はボランティアでございます。

**西依義規委員**

わかりました。

要は、大会委託料が 200 万円っていうのが多いか少ないかわからなかったの、聞かせて

いただきました。

以上です。

#### **中川原豊志委員長**

ほかはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

では続きまして、順番ちょっと後先なりますが、衛生費関係、款 4. 衛生費関係の議案についての審議、審査を行いたいと思います。衛生費関係につきまして質疑のある方、よろしくをお願いします。歳出でいきますと、19 ページの下からですね。

#### **西依義規委員**

20 ページの需用費と役務費ですかね。

何か、委託料から科目を変えたっておっしゃったんですが、結果的にどういう、その総額は、増減はどうなったんですか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

今まで休日救急医療センター業務委託料の中に、医薬材料費、お薬代とか検査キット代を入れていたんですけれども、それが昨今のインフルエンザの患者の増加とかインフルエンザのお薬代ってとても高価な物ですので、委託料の中でのやりくりよりも、需用費のほうに組み込んだほうがいいということで、その医薬材料費の 527 万 3,000 円っていうのが、休日救急の委託料から、こちらの事業費に持ってきた分でございます。

その分が前年度と比べて、代替の増額になっております。

#### **西依義規委員**

わかりました。

もう一つ、13 の委託料の、1 歳 6 カ月児健診と 3 歳児健診委託料ですが、これは、人数によって委託するのか、その委託の何か、あるんですか。委託する基礎というか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

1 歳 6 カ月児健診と 3 歳児健診につきましては、保健センターで集団健診でやっておりますので、年間それぞれ 24 回ずつ開催をしているんですけれども、当日、小児科医師、内科医師の方がお 1 人、それから、歯科医師の方がお 1 人お見えになっておりますので、それぞれ、医師・歯科医師の 24 回分、それで 3 歳児健診も医師・歯科医師の 24 回分、それでこの金額になっております。

#### **西依義規委員**

これちょっと、知りたいことなんですが、例えば、平成 26 年度の健診率、平成 27 年度は

まだなんでしょうけど、3歳児と1歳6カ月のを、参考までに数字がわかれば、どれぐらい健診率があるのかなと思いますので、お願いします。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

平成26年度につきましては、1歳6カ月健診が97.5%、平成27年度も12月でしかまだ出ないんですけど、平成27年度は95.9%、同じく、3歳児健診の平成26年度が96.1%平成27年度、12月末で97.2%でございます。

#### **西依義規委員**

これは、受けられなかった方には、何か再度されて、最終的に100になっているのか、それとも、もうこれは、こういう数字が大体毎年されているのか。

受けていない方への対応等をどうされているのか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

その当日受けられなかった方につきましては、またその次の月、その次の月と、ずっとまた受診勧奨のお通知を出しておりまして、中には転入された、来られた方については、前の市町村で受けてきましたっていう方もいらっしゃいますので、100%にはなりませんけれども、うちの健診にもお見えにならなかった方については、保健師が各お宅を訪問とか電話連絡をいたしまして、必ず連絡をとるようにいたしております。

#### **樋口伸一郎委員**

20ページ、21ページで……、済みません、20ページだけです。

一番下の不妊治療費に関してなんですけど、子育て支援っていうか、世代の方々に対しての費用になるかと思うんですけど、年間10万円でしたっけ、それを県補助の分に上乗せしてっていうふうに言われたんですけど、まず1個目に、県補助が幾らで、これ加算したら幾らなるか教えていただけます。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

県の補助につきましては、1回、年度、15万円。

それで、うちが10万円になりますので、全部で25万円の補助が受けられることになります。

県のほうは、今月31日から、初回の申請につきましては30万円、それで、男性不妊についても15万円の上乗せをするようになっております。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

これ、そうしたら、600万円ついていますけど、単純に10万円で割って数を出すような考え方でいいですか。

じゃあ、そのまま続きいきます。

そして、この不妊治療費の過去からの推移っていうところは、細かい数字要らないんですけど、どういうふうにこの額はなっているのか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

この不妊治療助成事業は平成 26 年度からの事業でございます、今年度がまだ 2 年目なんですけれども、前年度の申請件数は 42 件ございました。

今年度は、2 月末で、今のところは 25 件の申請がっております。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

今のところで 25 件ということは、全体を見れば、まだこの先があるんで、わかりました。

それで、この 10 万円というのは、ほかの自治体と比べたらどうなのでしょう。同じぐらいとか、例えばどこでもやっているけれども、やっているとか。鳥栖市のオリジナルなものとか、そのあたりはいかがですか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

この事業は平成 26 年度からの事業なんですけれども、県内の市町については、もう大体、ほとんどのところが実施をいたしております、そのときに、ほかの市町の状況を見て、大体上限 10 万円っていうところがほとんどでしたので、うちもそれに合わせて 10 万円にいたしました。

#### **樋口伸一郎委員**

ここは何か、この部分というのは、出生率向上のためにも、ぜひがんばってほしいと思います。来年度以降は、やっぱお金が全てって言ったらいかんなんですけれども、このあたりは努力していただければと思います。

そして、引き続きいきますけど、この 20 ページの、今度、13 の委託料のところ、上から 4 番目の、また妊婦・乳児健診委託料から一番下までの母子保健推進事業委託料でございますけれども、この委託料についてというよりも、この委託料を予算立てしていることは、これも子育て世代の方々に対する取り組みにつながっていくことかなと思うんですけど、この 20 ページ全体で子育て世代に関連する予算というのは、今言った分だけで合算したような考え方でいいですか。

総額というか、関連する部分なんですけど。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

基本的には、目 1 の保健衛生総務費の中に組んでおります、妊婦・乳児、母子保健関係の委託料等々、負担金とか、それが全部子育て支援に入ってくるんですけれども、あと予防費

のほうで健康診査委託料を組んでおりまして、この中には、若い、20代、30代の方の健康診査委託料も含んでおりますので、若いときからの健康づくり、それから、結婚、出産、育児につながるということで、ここの金額も大きく捉えれば入ってくると思います。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

全般はわかったんですけど、この、1歳6カ月児健診とか3歳児健診とかいう部分っていうのは、どういう形であっても、その年齢のお子さんをお持ちの保護者の方っていうのは、直接的に感じる部分として、健診を受けているときとか、不妊治療を受けているときとかも、やっぱりそういうのを市内でどんどんできるようになれば、感覚として感じてもらえる部分が大きくなるかと思うんで、やっぱり、この部分においては、創生総合戦略にも基づいて、来年度以降も、ことし見ながら、また来年度以降、取り組んでいってもらいたいと思います。

以上です。

#### **成富牧男委員**

20ページの、今、樋口議員が読んだところで、いわゆる健診のところ、まず、初め知りたいのが、歯科と医師で24回とおっしゃいましたかね。

それで、これ積算根拠、例えば、時間なのか、一人あたりなのか、それと……、もう合わせて聞きましょうかね。

それで、何で聞きようかというのと、謝金なんかにされなかった理由、委託料というふうな形でされた理由、これ、集団ですね。

お願いします。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

1歳6カ月健診と3歳児健診の委託料の積算につきましては、1日1回、お医者さんが見えになったときに、委託料として2万6,000円をお支払いしておりますので、だから、例えば、幼児が10人来ようが、50人来ようが1日当たり2万6,000円で診察をしていただいているということになります。その24回分の2人っていうことで組んでおります。

委託料、何で謝金じゃないのかということなんですけれども、ずっと以前から、これは、医師会と歯科医師会との委託契約をお願いしておりますので、今もちょっと、委託料で組んでいるところでございます。

#### **成富牧男委員**

失礼しました。平均どれぐらい拘束されるんですか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

大体1時から先生の診察をお願いしておりますので、受付を2時までにしておりますので、

2時までにお見えになった方の診察が終わるまでということなので、大体2時20分には終了しております。だから、1時間20分ほどは先生方は保健センターにいらっしゃるということです。

### **成富牧男委員**

これ大体、やっぱり、その医師会と、今まで長い信頼関係のなかで、周辺とも話し合っ出て出された金額ちゅうことですかね。

それで、私が知りたいのは、積算根拠はわかりました。あと、例えば、この1歳半にしても、その前の妊婦・乳児健診にしてもですけれども、3歳児健診にしても、いわゆる療育の関係でいうと、早期発見して早期療育につなぐということは大事なことだと思うんですね。

その際に、保健師さんだけじゃ心もとないという意味で言っているんじゃないですよ。

ここにさらに、例えば、言語聴覚士の方とか、臨床心理士さんとか、要はそのたぐいの専門家が立ち会うということは、現状ではないんですか、時々されているんですか。

### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

1歳6カ月健診と3歳児健診について、発達のおくれが疑われる方につきましては、3歳児健診のときには、若楠療育園のほうから言語療法士の先生に来ていただいて、その場で相談も受けていただくようにしておりますし、あとまた、心理カウンセラーの先生にもおいでいただいて、お母様方のフォローをしていただいたり、健診の結果が、発達のおくれの疑いという方につきましては、その委託料のところの下から2番目に、幼児健診事後指導事業委託料っていうのを組んでいるんですけど、このときに、月に1回、NPOのソレイユのほうから――専門の相談員の方なんですけど、その方に来ていただいて、月に1回、子育て相談会というの開催いたしまして、そこで専門の方の助言をいただいているところでございます。

### **成富牧男委員**

ちょっと今の、確認ですけれども、1歳半と3歳の時には、要は事前に相談したいという先生がいたら、言語聴覚士の人とか、専門職の方を立ち会ってもらおうということですか。

それとも、私がむしろ大事だなと思うのは、親の目では全然親が気づいていない、そういう段階で、この1歳半、3歳児健診の中で、その中で、いろいろ何か、それなりの何かあるはずですから、話す中で、ちょっと発達のおくれが気になるなとかいうのが、わかるようにした方がいいと思うんですけど、さっきおっしゃったのは、私が後に言ったほうなのか、それともあらかじめ相談したいとかいう人がわかったときには、そういう、専門家の方が立ち会われるということなのか。

### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**



## 樋口伸一郎委員

2 ページから順次質問していきます。2 ページの、目 1．民生費国庫負担金の歳入ですね、節 2．児童福祉費国庫負担金の一番上の段に、施設型等給付費負担金がございます。

それと、3 ページの一番下のマスの上、ここにも同じものがございます。施設型等給付費負担金ですね。

これを踏まえまして、2 つを踏まえまして、歳出に飛びます。お待ちくださいね。

16 ページの丸印の下から 5 段目に、ここに、施設型等給付費で歳出がございますけれども、最初に、この施設型等給付費の歳入と、この歳出にある施設型等給付費の関連性をここだけの部分で教えていただきたいんですけど、よろしいですか。

## 石橋沢預こども育成課長

歳出のほうの施設型等給付費、これは、私立の保育園等に対する、以前ですと運営費の補助金になりますけれども、これをお支払いする総額でございます。

施設型等給付費の負担割合といたしましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 を負担することになっております。

それで、この歳出のほうの施設型等給付費につきましては、保育所に子供さんを預けられている保護者の方々が、お支払いする保育料、これが一旦市のほうの歳入に入ってまいりまして、この分を含んだ形で各保育所にお支払いをするために、この大きな金額になって、歳出にあらわれております。

以上です。

## 樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

少しわかった気がするんですけど、歳出のほうは 13 億 5,303 万 2,000 円あるんですけど、単純になんですけど、この歳入の施設型等給付費を足すと 6 億 1,852 万 3,000 円なので、この歳出をする根拠に当たって、歳入はどこの部分を見れば、歳出になるのかなと思ったときに、施設型等給付費しか、僕わかんなかったんで、歳入の部分でどこどこっていうのが、もうちょっと詳しく……、今の 4 つでいいですか、確認なんですけど。

## 石橋沢預こども育成課長

保育園にお支払する金額は、まず、保護者の方が納められる保育料、それから、国、県、市が負担する給付費、合わせた金額でお支払いをいたします。それで、この資料で申し上げますと、まず、1 ページの目 1．民生費負担金、節 2．児童福祉費負担金の中に保育所保育料というのが上がっております。こちらのほうが、保護者の方が納められる、保育料になっております。



ただし、この中には、公立の保育所に子供さんを預けておられる方の分も含んでおります。公立保育所に預けておられる保護者の方が支払われた分と、私立の保育所に預けられている保護者の方が、お支払われた分が合算して入っております。この保育料と、それから国庫負担金と県の負担金、これを合わせたものが歳出のほうに入ってきております。

もちろん、この歳出の中には、市が負担する分も含まれております。

#### **樋口伸一郎委員**

わかりました。ありがとうございます。

それで、その続きなんですけど、順番にいきますか、済みません、今度、4ページです。

歳入の款16の県支出金の目2. 民生費県補助金、節2の部分の丸印なんですけど、この中で丸がいっぱいあるんですけど、新制度に伴ってる部分と言って適切なかわからないんですけど、これ、新制度によってくくるとしたら、これ全部じゃないですよ。この中で新制度でくくれる部分ってあれば、ちょっとくくってほしいんですけど、クッと。

#### **石橋沢預こども育成課長**

新制度に関連しているものは、上から3番目、4番目、5番目です。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

その新制度に伴って歳入がございまして、そして、今度は、新制度に伴う歳出項目を、また教えていただきたいんですけども。

例えば、例えばといいますか、15ページ、16ページで、新制度に伴っての歳入に関する歳出っていうのを、項目分けをしていただければありがたいんですけど。

もう、これは変わらないならばいいんですけど、変わったものもあるのかなと思ひまして、確認をさせていただきます。

#### **石橋沢預こども育成課長**

新制度に伴っているものにつきましては、まず、15ページの目1. 児童福祉総務費の中の13委託料ですね。

こちらのほうの、ファミリー・サポート・センター事業委託料、それから、目2. 保育園費、ここの保育費の中の支出関係は、ほとんど公立保育園の運営費に係るものでございますが、16ページの節19. 負担金、補助及び交付金、ここの中にあります施設型等給付費、2番目ですね。

それから、下から2番目になります私立保育所特別保育事業等補助金、この辺が入ってまいります。（「その下は入らないんですか」と呼ぶ者あり）これは、新制度に伴うものでなくて、施設整備の補助です、建設される。

## 樋口伸一郎委員

御説明ありがとうございました。

ちょっと、それで1点だけ、環境面というか、質問をさせてください。

15ページに戻りまして、公立保育所にかかわるものということで、おっしゃっていただいたんですけど、一番下の代替保育士等の賃金につきまして御説明をいただいたんですけど、園児といいますか、子供たち、これ488名分とおっしゃったですか、の人数で、その代替対応として、給食の職員さん達も含んでっていうことの予算づけだと思うんですけど、これも、昨年度、予算だけ見れば金額はわかるんですけど、人数的な分で、昨年、予算づけしたときと何か変化はあるのか。

それとも、現状維持でそのままつけられたのかっていうところをまずお聞きしたいです。

## 石橋沢預こども育成課長

ほぼ同じところで、と言いたいたいところですけども、平成27年度が思うほど確保ができなかったんで、若干少な目に設定をしております。

## 樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これは、例えば当初で予算編成をこの今の状態でして、年間推移といいますか、それを見ながら、この部分は、改善っていうか増額していこうっていうお考えなのか、それとも、今年度は、もう最初これで決めたから、この範囲の中でしかやっていかないのかっていう、その部分をちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

## 石橋沢預こども育成課長

今、平成28年3月でございますけれども、今が公立保育所の児童数が480人ぐらいおりまして、状況が本年度と変わらなければ、これぐらいの数なのかなということでございますが、平成28年度も引き続き保育士の確保に向けて説明会を開いたり、いろんな形で確保に努めてまいりたいと思いますので、それでうまく確保ができれば、また補正等をお願いして、賃金を増額していただくことになるかと考えております。

## 樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今、御答弁いただいた、どっちが先かという問題なんですけど、その488名で考えたら今の現状でいいかもしれないんですけど、お子さんがふえだしたから、じゃあこの部分を補正でっていう流れだと、なかなかお子さんが来たときに、やっぱ対応ができないということで、流れができないっていうふうに思うんですね。

ただ、だからといってこの部分の額だけを、極端にふやすとむだになるので、その辺の整

合性をとりながら進捗を見て、やっぱり、答弁とかで言われていた取り組みも行いながら、それでまた環境も見ながら、この488名の部分がふえるかもしれないというときのタイミングが合致しないと、これはやっぱり、どちらも先にふやすことがかなり難しいと思うんですよね。

ですから、やっぱこれ、この予算で始まったとしても、今年度その経緯を結びつけるような考え方でいってほしいなと思っているんですけど、例えば、代替保育士さんたちを、1人、2人小規模にふやして、それに対応できる人数を、1名、2名、お子さん、3名ふやすとかですね。

お子さんが来だしてから、さあどうしようじゃないかと思うんで、その辺をちょっと、しっかりと様子を見ながら、この部分はリアルタイムで見たいってほしいと思うんですけど、何かそのあたりのお考えがあれば、御答弁をお願いできればと思うんですけど。

#### **石橋沢預こども育成課長**

入所のお申し込みにつきましては、現在もですけれども、随時あっておりますので、入所の調整は余裕を持って、時間的に余裕をもってしておりますので、申し込みがあったから、さああしたから入れないといけないというふうな状況はめったにございませんので、その辺の状況をよく見ながら、入所調整と、それから、確保のほうは努めていく所存でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

今おっしゃったように、申し込みが随時あっているのであれば、その申込状況とかを踏まえながら取り組んでいていただきたいと思います。

あと、また別の質問もあるんですけど、とりあえず一回ここで終わらせていただきまして、後ほどさせていただきます。

ありがとうございます。

#### **中川原豊志委員長**

じゃあ、ほかございますか。

#### **国松敏昭委員**

関連だけど、今の保育士の賃金の問題は、ここには、減らしているというかな、当初予算と前年当初の差額がありますけど、代替保育士等の賃金ということで。

もっと中身についてはどんなふうに考えてあるのか、事情が厳しいから、もうこのままで、ある程度でとか、努力目標でいろんな取り組んでいるとか、これも委員会で現地、行かせていただいているので、いろんな状況を改めて確認させていただいたんですけど。

その保育士の問題の捉え方、どういうふうに抜本的に考えがあるのかどうかは知りません

が、その辺をどういうふうに見てあるのかなと。

ちょっとこれ、一番はもう、国にとってもそうですし、需要はあっても、今言うように対応できない状況下にあるということは認識されていると。

再度、中身について、お聞きしたいと思います。

### **石橋沢預こども育成課長**

保育士確保の問題については、全国的な問題でございますので、まず、賃金が低い、他の職種よりも低い現実というのは、避けられないことであると。一番大きな課題ではないかと考えております。

また、賃金以外にも、最近の情勢といたしまして、まず、保護者の対応が非常にハードになってきている。いわゆるモンスターペアレントといいますか、いろんな保護者さんがいらっしやいまして、以前はそこまでなかったものが、昨今は非常にはっきりものを言われて、かなり厳しいクレームを言われるというようなこともございますし、また、虐待とかそういった問題に対しても、保育士のほうが常に、そういう状況がないかどうか、また、あれば、それなりにじわっと確認をしたりとか、そういった問題もございます。

また、発達障害のお子さんが非常にふえております。かなりいろんなパターンのお子さんが増加しておりますし、アレルギー等も、昔はなかったような、聞いたこともないようなアレルギーが最近は出てきておりますので、そういったことで、保育士さんが、いろんなことに専門的な知識を持たざるを得なくなっていると。そういった厳しい状況もございます。

ですから、その辺も、例えば、答弁でも申し上げましたけれども、専門家の投入を行うとか、いろんな研修を行って、保育士さんもいろんな知識をもっとふやすような努力が必要になってきているのではないかと考えております。

### **国松敏昭委員**

ありがとうございました。

それで、だから、本市としての独自の考え、例えば、今言うように、専門性を持つとか、そういう人には手当を付けるか、もしくは賃金そのものも、独自の考えがないのかという、その辺までは見込んでおられないのかなというふうに思いますが。

要するに、事情は事情だけやけんで、それで、いや、ある面では、こういう事情があって、努力しよるけど、ここまでだもんで、なら、それ以上に、現実、ニーズはあるわけですから、それに対応するための、もっと直で言えば、はっきり言って賃金の見直しをきちっと本市として、僕は今までもずっと、今までもさせてもらおうと思ったですけども、それは最終的にはトップが決める問題とは言いながら、それまで踏み込まないと、もちろん人材が集まってこないし、また、いろんな意味で差別化、職業の差別化の中で、いろんな面で条件が不利なと

ころにあるがゆえに集まらんとでしようが。

その辺をどう直視されるのかなということで、もし、今の話の中で、何かお考えがあれば、聞かせてもらいたいと思いますが。

#### **中川原豊志委員長**

部長のほうがよかとかな。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

賃金等につきましては、うちのほうも審査会が別にございまして、そこでの審査もございます。

また、確かに安いといえは安いんですけども、一般事務職員から比べれば、資格等についてのことを勘案して、多少高い賃金をお出ししておるところです、保育士に関しては。

賃金に関しましては、今のところ、ベースアップ分等についての分だけ、のアップというふうなことでしております。

そして、この賃金での対応というのは、今の時点では非常に難しいというふうに思っているところです。

#### **国松敏昭委員**

だから、それ以上言っても答えは出てこんと思うけど、鳥栖市の場合は、近隣の福岡県もあるし、具体的には、久留米市、踏まえて、そういうことを考えれば、やはり佐賀のほうを向いて行政は仕事をされとるんでしょと思うけど、やっぱり近隣のそういうところも参考にやっぱきちっとして、本当にどうあるべきかと、これはもう本当に、子育てつちゅうのは、一番大事だと思うんですよ。

一步間違えば、大きく、その市政が大きく……、やはりしっかりと子供が育っていけば、今後の大きな将来にプラスになるっていうことは、我々も理屈的には知っていますけれども、実際それが現場の中でどうやって、反映するかっていうのが大きな課題だと思うんで、その辺もしっかりわきまえてやっていただきたいなという思いがあります。

答えは出てこんでしょと思うけど。

それ以上は申し上げないことにします。

#### **中川原豊志委員長**

ほかございますか、質疑のほうは。

#### **成富牧男委員**

大体、ここはびしっと内川議員が決めるところですけども。

今の件で、今の話は何か、嘱託保育士さんが前提のような話だったんですけども、今までの視察やら現地視察とか、そこでの議論を踏まえれば、要は低年で0歳、1歳ぐらいのがふ

えてきたんで、全然正規の職員は減らしてはいないんですよということでもいいんですよ。

ただ、まずそこで思うことは、明らかに低年齢層に寄ったってことは、要は市民のニーズが変わったということです。よく使われる市民のニーズが変わったんですよ。

だから、市民のニーズに合わせようとするれば、今までは大体半分やった人、もう1人とか2人とかふやす、そしてその中で、むやみにふやされんから、それなら嘱託さんも入れようとかという話だと思ふんですよ。

それで、正規の職員で、全くおやめになったこと、いろいろな理由でやめられる方もあるかとは思いますが、正規の職員で最近やめられた方ってあるんですか。最近もいろいろあるけど、要は、待遇の問題じゃないですかねって言いたいんですよ、なかなか入ってこれないのは、嘱託さんを募集してですね。だから、第一は正規の職員を、まとめて言いますと、ふやせないんですかをまず聞いてみたいと思います。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

それこそ、退職した正規の職員に対しましては、正規職員で対応するというところで、臨時職員で今対応しているところについて、正規の職員に変えるというような予定はございません。

#### **成富牧男委員**

他人事じゃなくて、担当部長として、今のそういう現状、せっかくあきがあるのに、スペースはあるけれども、そこに保育士さんがいないために、実員をふやせないという状況があるってことであれば、担当としては、今のような話じゃないけど、例えば、これ、私聞きましたよね。

例えば、行政改革推進委員会みたいな行革の委員会かなんかで、既にタガがはめられて、そういう、例えば、今よりも実員をふやすことはしないよとかいう決まりを決められているわけでもないんでしょう。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

そのとおりでございます。（「んっ、どっち向きにかな、決められているわけではない」と呼ぶ者あり）今のところ鳥栖市では、退職した職員について、正規の職員に対しては正規の職員で補充していくというのが決まっているところでございます。

#### **成富牧男委員**

ならば、ちょっと言い方を変えますと、例えば、保育士はもうこれ、50人なら50人、今の範囲で、今以上はふやしませんよ、一般職員についてはこれだけですよとか、それぞれで、これ以上実員をふやさないとかいう話はないんでしょう。つまり、決めてあるわけじゃないんですよ。

## **篠原久子健康福祉みらい部長**

繰り返しになりますけれども、正規の保育士が退職したときには、正規の保育士でまた対応するというのが決まっているだけで、あとその他いろいろなことが、現在決まっているというふうには思っておりません。

## **成富牧男委員**

わかりました。

決まっていないということであれば、やはり、それこそ、現場から上げていかんといかんと、私は思うんですね、そういうニーズがあるわけですから。新たなニーズに対して、全庁的に見れば、いろいろ、ふやしているところもあるやないですか。だから、そう遠慮しないで、ぜひやっていただきたいなと、もうこれは長く言いません。

それと、あと一つは、例えば嘱託職員にしても、これも、ちょっとまず確認しますが、さっき何て言われましたかね、審査会があるとかおっしゃいましたかね。あれ、何ば言いんしゃったのかな。それ何か、保育士の額がそこで議論されるような場があるっていうことですか。

## **篠原久子健康福祉みらい部長**

大変申しわけありません、私の勘違いでございます。

審査会がありますのは、特別職の報酬のみです。

## **成富牧男委員**

ですよね。ですから、そうすると、嘱託職員の報酬で、決めることができるわけですね、部長が決めることは難しいでしょうけど、市として決めることができかね。市長が定めることができるわけですね、一定の額を。

それで、いい例があるじゃないですか、例えば、同和の報酬とか、それから、賃金もちょっと普通の人とは違いますよね。

やっぱり、特別の事情があれば、今までやってきているわけですね、私が言っているのは、どっちかというところ、教育委員会の同和集会所の社会教育指導員さん。これは、はるかに高い報酬をもらっておられますよね。いつも言うように、30年以上、社会福祉の分野も含めて、部長で終わられた方よりもはるかに高い報酬をもらっておられるとか。

だから、市長次第で、嘱託の賃金というのは、設定しようと思えばできるっちゃいうことでしょう。ちょっとそれだけ確認させてください。

## **中川原豊志委員長**

答弁できますか。

## **篠原久子健康福祉みらい部長**

勝手に決めるというところではございません。嘱託賃金でも、いろいろな職種がございますので、それに応じた賃金というふうなことで決まっているというふうに思っております。

#### **成富牧男委員**

勝手に決めろって……、さっき言ったやないですか、部長が決められるでしょうってはいよらんとですよ。しかるべき手続をすれば、レベルについては、理由さえつけば、市長が別に定めるみたいな形で、実際に今あるわけですから、さっき言ったように、具体的に言うたやないですか。年間 170 万円のところが、二百何十万円とか、そういうのも実際あるわけでしょう。だから、できるっちゃうことですよ。そこんところで、ちょっと頑張ってもらえんですか、もう一回。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

繰り返しになりますけれども、職種により、賃金等については決まっているところでございます。

#### **成富牧男委員**

もう答弁は求めませんけれども、職種について決めているのは、鳥栖市が決めているわけでしょう。だから、それを变えることもできるわけやないですか。これって条例とかじゃないですよ、条例じゃないですよ。だから、その気になればできると。

あとは、あなた方の現場からの声をどれだけ市長のほうに、その大変さを伝えるか、私はそれにかかっていると思いますので、これは一つ、市だけ言いましたけど、国に対してもそうですね。

それはもう十分、いろいろな機会で十分言われていると思いますけど、ぜひ、鳥栖市民のために、鳥栖の若い人たちのために、頑張って、最後の頑張りで、もう最後ですから、競馬で言うと、って言うたらいかんけど、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、続けていいですか。

#### **中川原豊志委員長**

はい。

#### **成富牧男委員**

それで、まずちょっと、民生委員の話からいいですか。それこそ、歳入と歳出の関係で教えてください。

4 ページ目の県支出金のところ、16、2、2、節 1. 社会福祉費県補助金で、説明欄の上から 2 番目に、民生委員・児童委員活動費等交付金で、1,031 万 8,000 円がありますが、ちょっと、これは、歳出のほうではどういう形で出てきているのか、7 ページの一番下を見ますと、これかなって思われるのが、民生委員活動委託料とありますけど、これ、歳出と歳入



の関係は、こんな関係なんですか。

それと、この差額みたいなのがありますけど、その歳入と歳出の関係を。

そして、全然それじゃあ違いますよっちゃんことやったら、その分含めて教えてください。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

歳入の部分で、民生委員・児童委員活動費等交付金ということでございますけれども、この分につきましては、成富委員おっしゃったように、歳出のところの民生委員の活動の委託料という形で支出をしております。

算定といたしましては、県の交付金といたしまして、民生委員一人当たりに5万8,200円ですね、来ております。

それに対して、市の補助が6万1,800円でございます、年間1人当たり12万円という形で、支出のときにはなるようにしております。

それと、先ほど、もう一つの補助金のほうで、活動補助金の分ですね。そちらにつきましては、県のほうから地区の民生委員協議会が運営費というところで、補助金が来ております。その分については、こちら1人当たりということで、算定がされております。

1人当たり、県の補助金が1,700円と、地区が8地区ございますけれども、1地区に20万円ということで、県のほうから補助を受けております。出すときには、市のほうで、一地区当たり27万8,000円、県の補助を含めたところで算定をしております。

その分については、こちらのページ数でいうと8ページになりますけれども、民生委員連絡協議会補助金ということで、こちらのほうで支出をいたしております。

#### **成富牧男委員**

わかりました。

民生委員さんは、いろいろ、そこそこの協議会で事情が違うと思いますけど、やはり私が言うまでもなく、大変ですよ、今。

昔は高齢者とか生活保護世帯とかいう感じだったのが、だんだん、あんた児童委員よって言われて、児童の分野にも広がってくるというような感じで、結構大変だなと。

そして、話に聞きますと、ことしが3年に1回の改選時期に来るとということで、また人探しも大変だと思います。

そういう状況の中で、やはり私は、これについては、やっぱり、役所も十分そういうことはやっておられると思いますけれども、新たな、それこそ、新しい相互事業とか始まる中で、果たす役割も、それなりにあると思います。

私、全然否定しておりませんのでね。

だから、ぜひ民生委員さんについては、今後もよく現場の話を聞いていただいて、本来の

仕事ができるようにしていただきたいなと思います。

時間がありませんので、それぐらい、お願いにしておきます。

ただ、あと一つちょっと注文を、これ全然変つとらんなと思ったのが、7ページの説明欄の表現ですけど、民生委員活動委託料って、民生委員活動を役所が委託するのかつていうふうな感じに、これだったら読めるのかなと、それでいいのかなと思いましたので。

みんなよもそうなんですかね、ちょっとそれ、検討しとってくださいということで、終わりたいと思います。

次に、委員長、8ページですね。

ここに、負担金、補助及び交付金、同和関係が結構出てきていますが、ちょっと時間もあれですので、本当は、県同和対策、それから県部落解放、県部落史、これ、それぞれ詳しく、その次の人権社会尋ねたかったんですけど、時間がありませんので、きょうとかじゃなくてもいいですので、それぞれの規約なり、設置要綱なり、それを見ればどういうことをしてあるのかわかりますよね。

特に、この3番目の県部落史調査研究負担金とか、どういう研究成果をこれまで、持っているのかとか。

それから、予算規模、早い話が平成27年度当初の予算が大体どげなんあるとか、そういうのをぜひ欲しいなと、上から3つですね。

それと、飛んで、次の出席負担金、これは何か、どこか通常の出席負担金なのかどうなのか、その研究集会とかの負担金じゃないかなという思いがしたんで、これは、ちょっと答えてもらいましょうかね。

それと、続けていきます。

下から2番目の全日本同和会補助金ですね。

これについては、ずっと私自身も、この間、一般質問でさせていただきましたけれども、結論の部分から先に行きたいと思いますが、要は、今までの、まず、本当は必要かどうかの問題もありますけど、その前に、仮に必要だと仮定して、今の補助金の申請から支出の流れを見ると、余りにもずさんじゃないかという思いがあります。

それで、この間お尋ねした中で、私、こう言いましたよね、最後に。どこの誰かわからない団体への補助金ではないか、というふうな趣旨で申し上げたと思いますが、その部分ですよね。

こう言っていますよね。「何をやっているのがわからない、どこにあるのかわからない、同和を名乗る団体に交付金を出し続けたことにならないか」ということに対して、その答えは、「団体とは信頼関係を築いており、適切に処理してきたものと考えております」と、ちょっ

と外してお答えになりましたよね。

それで、それは何を言ったかということ、決算書や事業報告書が、非常に大ざっぱなやつが、これ、特に決算書ですよ。決算書、それから事業報告書については、もっと細かく、何人、どういう大会に参加したみたいな、そのぐらいのことは必要じゃないか、それをされるのかどうか。

それから、住所なしだった申請書、これがどこにあるのかわからないittyゅうやつですね。

それから、3つ目が同和会の規約がないittyゅうやつ。同和を名乗る団体に、というのはここです。規約も把握していないのに、支出し続けてきたと。

だから、せめて、今申し上げた決算書、事業報告書をさらに、ちゃんとしたものにするittyゅうこと。

それから、事業所については当然、申請者の住所は書かせるということ。

それから、同和会の規約は当然、把握しておく。

さらに言えば、たった13世帯、四十何名ですから、13世帯の世帯主の名前ぐらいは出させてもいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

今言った4点について、今度、そろそろ、もうすぐですよ。4月1日に申請してありますから。そのときにどうされるかですよ。もう平成27年度終わってしまっているんで。それも本当は聞きたかったんですけど。

以上、まず、それをちょっと聞きます。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

まず、出席負担金につきましては、市職員の県内の交流会の出席負担金、それと同対協、県が行っております同体協の先進地視察の出席負担金等を計上させていただいております。

それと、補助金の申請の流れの件でございます。団体のほうには、補助金交付規則に従ったところで記載していただくように事務指導を行っております。

住所の記載については、記入していただくように、お話をしているところでございます。

それと、決算報告書と、その点については、補助金交付規則の範囲内での提出をいただいておりますけれども、詳細については、職員等の事務打ち合わせの中で、それぞれの事業報告、それなりの、書き方の指導などをしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

今の話は、これから住所を指導してまいりますっていうけれども、本来はチェックしとかないかんほうは、役所のほうですよ。見とるわけだから、ずっと今まで見てきているわけだから。まあ、指導してあるということだから、それはそれでいい。

それで、ちょっとようわからんやったのが、決算書とか事業報告書については、補助金要綱の範囲で、みたいに言われましたけれども、これまで以上に詳しいやつは求めないということですか。

**岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

従来、こちらのほうが提出していったものについて、不足している部分があるという御指摘がございましたので、その分については、改善できる部分については、提出をお願いするようにしております。

**成冨牧男委員**

同和会の規約についてはどうですか。どこの団体かわからないところに支出しているという点です。

**岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

全日本同和会の本部の規約がございますので、その規約を準用をされているものと、私もは考えております。

**成冨牧男委員**

それでもいいですけど、そういうものをちゃんと提出させた上で、支出するというところで考えていいですか。

**岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

全日本同和会鳥栖支部の規約が、規約として存在しているかどうかについての確認はいたしておりませんが、全日本同和会の本部の中に、会員なりの規約がございますので、それに基づき、事務処理等を準用した形で行っているものと考えているところでございます。

**成冨牧男委員**

ちなみに言っておきますと、佐賀市の場合は、例えば、決算書の説明欄には、人権社会確立第34回全九州研究集会が福岡市5月26日から27日まで開かれたと。

それで、旅費、資料代、5人、13万2,500円と、その明細が載っているわけですね、大会費の中の明細が。

やはり、せめて、それぐらいは示していただけるように、そうしないと、種村副市長が、私たちの前の厚生常任委員メンバーの委員会で、「今後はできる限り説明できる資料の提出に努めてまいりたい」というふうに言われているわけですから、それも踏まえた形で、今後、改善しなければ、最初私が言ったように、非常に、やっぱここだけ特別扱いのものになると、ここだけ信頼関係が築いておって、ほかは、この言葉をかりれば、よその団体が腹かきますよと、私、言いましたけれども、福祉関係はいっぱいありますよね、老人会もあり、それから、児童関係もあり、母子関係もあり、いろいろな団体があると思いますけれども、シルバ

一も、ありますよね。

そういう団体については、その反対ならば、信頼関係を築いていないのかっていう話にもなりますので、要は、少なくとも、最初言いましたが、必要と思うなら、なおさら、よそからつつかれんごと、私たちからつつかれんごと、きちっと申請から支出までの流れをすべきだということを申し上げております。

それと一点だけ。これは、私が一般質問の中では勝手にずっと言っておりますが、この同和団体にずっと前までは補完的役割を果たしていただいているから、補助金を出しているというふうにおっしゃっていましたが、私はまず、その行政のやること、この同和問題についてやることは、明らかに、平成14年3月ですか、同和の特別対策が終了した時点から以降、変わったと。というのは、どういうことかということ、もう特別な対策はしませんよと。

だけど、そがん言うばってんが、やっぱ、ここら辺の気持ちの問題はなかなか、頭でわかつとったっちゃ、気持ちで皆さん、なかなかやっぱり差別、ここら辺の残つとるですもんね、ということで人権教育とか啓発、これを、これからの、それ以降の役所の、自治体の仕事、国、県、市の仕事になっていったという、私は理解していますし、そういうふうな答弁を一般質問ではいただいたと思っております。

そうすると、これはもう繰り返しになります、答弁は要りませんけれども、そこで確認したのは、今、同和団体がやっている事業の中で、いわゆる人権教育、啓発に当たる分については、ほとんどなかったと。逆に、役所と一緒にやってビラ配りしたとか、それぐらいで。

ましていわんや、何で、そんなに早く、お金を4月1日に出さないかんとですかということに対して、8月の同和問題啓発特別強調月間の準備が、もう、すぐ入らないかんけんとか、そういう、もうここは委員会の場ですので、あんまり言いませんけれども、ちょっと考えられないような答えをされたんで、驚きました。

最後に一つだけ。

必ず、人権、同和問題が出てくるときに、人権教育啓発が出てくるとき、鳥栖市の文章には、「同和問題を初めとする」ちゅうのが出てくるんですね。これ、後期計画のときもちょっと言いましたけど。「同和問題を初めとする」って、どうして同和問題を初めとせないかんのか。これが、やっぱりガンになっていると私は思っています。

このモデルになっている国の文章の中には、「同和問題を初めとする」じゃないんですよ。同和問題は6番目ぐらいにあって、高齢者とか、障害者とか、ずうっと並んで、6番目ぐらいに同和があるんですよ。

それで、ただし、であるのが、実態に応じてそこそこの県とかでしていいよってなってますけど、鳥栖市の場合は、まさに実態に応じるならば、地区指定があるわけでもないし、

同和問題を初めとするとか、する必要は全然ない。国とまさに同じようなタッチの文章で、並立でいいと思うんですね。そう思うんですけど、ちょっとそれに対しての考え方を聞かせてください。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

「同和問題を初めとする」という表現でございますけれども、同和問題につきましては、御存じのように、地対協の意見具申の中で出ております。

その中で、特に、これはもう国際的な部分になってくるんですけども、日本が世界に対して人権に関する何らかの役割を果たそうとするならば、まず、足元ともいうべき国内において、部落差別を初めとしたさまざまな人権課題を早急に解決することが我が国の国際的責務である、というふうに強調されております。

同和問題、同和差別、部落差別の存在ということ自体が、その解決こそが、今、日本中であるいろんな性差別にしても、障害者の差別にしても、そういったものの根源になると考えられますので、そういった意味で、同和差別、部落差別の解消が全ての差別の解消の足がかりになるという気持ちを込めた形で、「同和問題を初めとする」という表現を今の段階はしているところでございます。

#### **成富牧男委員**

今、言われたのは、国はそうじゃないけど、鳥栖市はそういうふうに、今、言われたように考えているよってということですか。国は明らかに、御存じでしょう。

もし、あれやったら、ちょっと文書持ってきていいけど、事前に言っておいたから、おわかりいただけるだろうと思って言っているんですけど、今、人権教育啓発、冊子がありますよね、社会福祉課と、それから生涯学習課でつくった冊子がありますよね、あれの元になったその元になった法律なり、国の基本方針には、さっき言ったように、「同和問題を初めとする」という言葉は一言もありません。それだけ、一言もないということは確認できますか。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

「同和問題を初めとする」という、私どもの人権教育啓発に関する基本方針の中に書いているものでございまして、国のほうのではそういった「初めとする」という表現は、されてはおりません。

#### **成富牧男委員**

最後になりますが、国のはないけども、っていうことですね。

だから、国が言うように、実態に応じて、全国で変えていいよっていうなら、鳥栖市の場合、逆に国と同じスタイルでいいじゃないかというのを申し上げておきます。

それと、あと一つ、きょうせっかくやったら予算として、今年度からなくしましたって

う話もしてほしかったんですけど。生活相談員が、今年度、上がっていませんね。これ、ぜひ、理由を、上げなかった分についても、利用を述べていただきたい。これまでいろいろ、委員会でもお話があった分ですから。簡単でいいですから、お願いします。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

生活相談員につきましては、団体のほうに今までに依頼をしておりましたけれども、団体のほうで、生活相談員として新たに就任いただく、そのような人材がいなかったということ、その分については計上をいたしておりません。

#### **成富牧男委員**

何か、ようやく言おうかと思えば、たまたまそういうのが、全日本同和会鳥栖市支部のなかにおられなかったんで、しなかったという意味ですか。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

そういう部分も多少はあろうかと思いますが、その分については、全日本同和会へ補助金のほうを交付しておりますので、そちらのほうでの対応ということをお願いしたところでございます。

#### **成富牧男委員**

ちょっと、今のは不満です。主体性ですよ、なかったから仕方なし、しなかったみたいなニュアンスが今も残りましたが、できたらまた来年か再来年かにまた復活するかのように聞こえてならなかったの。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

改めて生活相談員として就任する必要がなければ、その部分の予算は計上しないということとっております。

#### **成富牧男委員**

先ほどの話を聞けば、もともと、全日本同和会という、たった 13 世帯 43 名か 2 名かの人たちを対象にした相談員さんですから、当然、先ほどおっしゃったように、いなくても、その内部で、400 万円のお金を使えば、その会員の中に相談員さんみたいなものをつかって、やればできる話だと思いますので、ぜひその方向でいくように、私は思っています。

いろいろ、そういうふうな話が、さっきちょっと未練の残るような話があったので、それがなければ、よう頑張っていますね、大変ですねってということで終わりがかったんですけど、大変でしょうけど、引き続き頑張ってください。

終わります。

#### **中川原豊志委員長**

質疑はまだ続きますが、暫時休憩します。

午後 4 時 11 分休憩

~~~~~

午後 4 時 20 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

西依義規委員

済みません、午前中に、委託料の前年比の資料、追加で出していただきまして、ありがとうございます。一応、この中から何点か質問させていただきたいと思います。

まず、2行目の地域福祉計画調査等委託料って、次の障害者福祉計画調査業務委託料とかって、これは昨年しか載ってないんですけど、金額……、調査を委託するように、金額が50万円っていうか、違うんですが、この辺は、業務が違うのか、それとも業務で、何かやり方が、委託のやり方が違うんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

地域福祉計画調査等委託料と、前年ございました障害者福祉計画調査事業委託料でございますけれども、地域福祉計画につきましては、住民座談会というのが開催されることになっておりますので、その分について、障害者福祉計画と若干といいますか、違う部分がございます。

この住民座談会の支援の委託と、その分も含まれておりますので、その分が障害者福祉計画調査業務よりも若干上がったところでの予算措置になっております。

西依義規委員

ありがとうございます。

では続きまして、老人福祉費の委託料の中で、御説明あったと思うんですが、例えば、食の自立支援事業委託料が減額になっていますよね。これは、どういう理由なのか。

あとは、減った分は、食の自立支援なので、食の自立に向かわれているのか、それとも、そういった減るだろうと思う原因を教えてください。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

食の自立支援の委託料でございますけれども、大体、今の段階で実施対象の人員がござい
ますけれども、利用の実績でございますけれども、過去3年分でございますけれども、利用

者数が平成 24 年度が 246 人でございます。平成 25 年度が 261 人、平成 26 年度が 239 人ということで、若干ですけれども、減りつつあります。

考えられるのは、民間で似たようなサービスも展開されているところがございますので、そういったところに移られた方もまたいるかとは思いますが。ちょっとそれは、推測でしかございませんけれども、ただ、食の自立支援事業は、食事をお配りすることによって、また安否の確認とかそういったことまで担っておりますので、できる限りこちらのほうの事業を選択していただきたいとは考えております。

以上です。

西依義規委員

ということは、その食の自立支援事業に、鳥栖市としてこの業者は認定しますみたいな審査があって、その方々ができるということで、認定されない方は民間で、各自でされるということですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

特に認定とかそういったものではございませんで、民間の事業の中で宅配の食材、食事の宅配とか、最近であればコンビニエンスストアとかでもそういった事業に取り組んでいるところがございますので、そういった方を選択された方が出てきているのではないかと推測しているところでございます。

西依義規委員

そうしたら、そういう民間を選択された方には、例えばこれ、補助をするんですよね。

弁当の 400 円かなんか、それは受けられるんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

あくまでも食の自立支援事業につきましては、配食の単価のほうは 1 食当たり 720 円というふうになっております。その分、個人負担は半額の 360 円を個人負担していただいて、公費負担が半額ということになっております。

民間のほう、御利用していただいている方は、お値段的には高い値段でのそういった配食サービスを受けられているものと推測しております。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

西依議員の御質問なんですけれども、この食の自立支援につきましては、対象者をこちらのほうで決めております。

具体的には、1 人で食事をつくるのが難しいとか、そういった方につきまして、この事業の対象にしているということでございまして、そうやって、そういった事業の対象になる方が、先ほど課長が申し上げたとおり、徐々に減ってきていると。申請が、こちらのほうにく

る申請が少なくなっているということがございます。

西依義規委員

名前にこだわりたいんですけれども、この事業は食の自立の支援に貢献しているっていう考え方でいいんですか。

弁当を配食することによって、その方々が自立に向かわれているっていうふうに思っているんでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

名前のとおり食の自立支援ということで、ただ単にご飯を配ると、弁当を配るという事業じゃなくて、見守りも含めながら、本人が、自立に向けた取り組みのほうも合わせて取り組んでいただけるように、身体状況によりまして、食数のほうも、いろいろ制限をさせていただいているということでございます。

あと、最高週に20食までというような制限も設けておりまして、御家族の方とか、そういう方がいらっしゃるのであれば、そういった方のも一緒に食の自立に向けてもお手伝いいたくというような形で進めているところでございます。

西依義規委員

これは、国の方針というのがあるって、その流れということなんでしょうけど、それはやっぱり各自治体によってサービスが違うっていう意味合いでいいですか。

多分、僕一日一食なのかなと思ったんですけど、週20食……、これ、各自治体によって違うということですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

以前は単なる配食事業でございましたけれども、国の補助金が入るということもございまして、国のほうも、自立に向けた配食事業にするようにというようなことで、方針通知のほうがされておるところでございます。

したがって、鳥栖市のほうでも、本人さん、高齢者の方の希望に沿ってそのまま配食数を決定するわけじゃなくて、本人の状況に応じて、必要な食数を配食するようにいたしているところでございます。

鳥栖地区の広域圏の中では、大体、鳥栖市と同じような取り組みの方法をやっているところが多いというふうに聞いております。

西依義規委員

わかりましたが、同じ、例えば、ここの同じ欄にあるふれあいネットワークとか、緊急通報、介護予防、豊かな長寿社会づくり、これは全部、国の事業として国の補助金があって、それを委託されているということではないんですか。じゃあ、そこの収入は、どこに入るんで

すか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

先ほど申されました、ふれあいネットワーク、緊急通報システム事業、そして、介護予防事業もそうなんですけれども、この3つにつきましては、国の事業ということで、歳入のほうは、介護保険課から委託を受けます、資料のほうで申し上げますと、5ページ、款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入の地域支援事業受託料というところが歳入になります。

実際のところ、これが介護保険課のほうに国庫のほうから入りまして、それから、介護保険課から鳥栖市のほうに受託料としてお金が流れてくるという仕組みになっております。

西依義規委員

では、もう一つの、あとは大体わかるんですけれども、介護予防事業っていうのと、介護予防は、ふまねっととかおっしゃったですか。そういうのまで、ある程度国のほうでパッケージがあって、そういうのをされているっていうことなんですか。

個人、鳥栖市として、介護予防は、やっぱりこういうの、こういうのって、事業を選んでされているんですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

介護予防事業につきましては、国のほうである程度指針を示しております。

その中で、各市町の実情に合わせた、市町が考えた事業をするように、計画をしているところでございます。

ちょっと、先ほどの質問のところで申し忘れましたけれども、豊かな長寿社会づくり事業につきましては、老人クラブのほうに事業を委託しておるものでございまして、高齢者、老人の健康と生きがいづくりとか、老人の社会奉仕活動等に当てていただいているという費用でございます。

西依義規委員

わかりました。

では、最後にちょっと、一応比較をしていただいたんで、大体、増減はわかったんですが、理解しにくいのが、やっぱり同額っていうのが……、例えば、ふれあいネットワーク事業の委託の同額は、何となくイメージが……、ああ、こういうふれあいネットワークに幾らでなら、ああ、と思うんですけど、ほかの、例えば、児童福祉費のファミリー・サポート・センター事業委託料が、昨年同様、411万9,000円、これは、切りも悪いですが、なぜ同額なんですか。

石橋沢預こども育成課長

このファミリー・サポート・センター事業の委託は、社会福祉協議会に委託をしている分でございます。

この内容につきましては、ファミ・サポ担当の職員、常勤の職員と非常勤職員の賃金と、それから、地区リーダー活動費、協力会員さんのいろんな研修会等を行っておりますので、この研修会等の謝金、こういったものが主なものでございますので、余り金額的にはそんなに増減するものではないということでございます。

西依義規委員

済みません、最後に言いますけど、そのファミリー・サポート・センターで、15 ページに委託料で 411 万 9,000 円で、その下に負担金、補助金でファミリー・サポート・センター事業補助金ってあるんですが、これは、何か分け方があるんですか。

これは委託料、これは補助金っていう。

田中大介 こども育成課子育て支援係長

ひとり親家庭の方がファミリー・サポート・センター事業を利用されます際に、上限 1 万円で、利用料の半額を助成しております。

その分の補助金がこちらでございまして、委託料とはまた別の、こちらは、直接ひとり親の方に助成する分ということでございます。

樋口伸一郎委員

二つ、三つ、ちょっと質問させてください。

質問に入る前に、先ほど御答弁を聞いていて、ちょっと再確認をさせていただきたいことがあります。公立保育所の、さっき 488 人とかいう数字が出てきていたんですけど、今現在、保育所のキャパ的には入れるけれども、入れないという状態なのか。それとも、そういう代替の保育士さんとかをふやすことで、その数をふやせるのかとか。

例えば、クラスをふやさないとかふやせないってなった場合は、担任さんをふやさないとか、数をふやせないということになるじゃないですか。

ですから、先ほど退職なされた正規職員さんに変わりまして、新しい正規職員さんを入れるということで御答弁をいただいていたので、実際のところ、正規職員さんとか代替保育士さんとかそういうのはちょっと置いといて、お子さんを受け入れることっていうのは、保育士さんをふやすことで受け入れ数をふやすという可能性はあるんですか。

石橋沢預 こども育成課長

先ほどもお話をいたしましたように、公立保育所のこの 488 人は、今年度の実績に合わせているだけでございますので、これを超えるっていうことはあり得るということです。

ただし、受け入れる子供さんの年齢によって、何名保育士を配置しないといけないかとい

うのが、かなり変わってまいりますので、例えば、0歳児であれば、3人に1人ですね。

ですから、何歳児を受け入れるかによって、どれだけ保育士さんが必要になってくるかというのは変わってまいりますので、今後の受け入れられる状況、見ながら、保育士さんを確保していくということになると思います。

面積的にはもちろん、0歳、1歳、2歳児は、面積要件が広くとらなければいけないんですけれども、現状ではまだ面積的にも、まだ、若干、受け入れは可能になってくると。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ということは、各クラス、各クラスでもう現在、担任もおられて、例えば、3歳児さんなら3歳児でもいいですけど、そのクラスの中にまだあき人数があるということでもいいですね。

例えばもう、そこが全部パンパンだと、新しいクラスをふやさないといけないってなって、ということは正職員をふやさないといけないということになって、不可能になるんで、その辺の可能性っていうのはあるという認識をこのまましていいのかなと思っていたので。

その数、預かれる園児がふやせるという可能性はあるということで理解しとっていいですか。確認です、確認です、まず。

石橋沢預こども育成課長

4歳、5歳も当然、クラスの定員がございますので、今の時点ではどのクラスももう満杯の状態になりますので、仮に、例えば5歳児さんが1名ふえるということになりますと、もう1クラス、そのお一人のためにふやすとということになりますので、そうした場合、ちょっと受け入れは、非常に難しくはなってくると思います。

しかし、公立保育園だけで園児さんを受け入れるわけではございませんので、もちろん市内の私立のほうも合わせて、人数調整をしたうえでということにはなります。

樋口伸一郎委員

ということは、率直でいいですけど、今現在500名弱の部分からは、余りもうふやせないって考えておいたほうがいいですよ、公立においては。

私立もあると思うんですけど、やっぱり、5歳児さんが1人入ることで、担任さんも1人設けないといけなくなるということであれば、分母をふやさないといけなくなるとかなるんで、可能性としては、ないというふうに考えていたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

田中大介こども育成課子育て支援係長

済みません、ちょっと補足させていただきます。

現状、待機児童、入所待ち児童等で発生しておりますのは、0歳、1歳、2歳児の、低年齢児でございまして、その部分につきましては、保育士の確保とともに、これに応じて、お預かりする子供の数、児童の数をふやすことのできる状況でございます。

それで、3歳、4歳、5歳児につきましては、学校でいうクラスのような、保育の仕方をやっておりますので、そこは今、それぞれクラス、満員の状態でございますので、3歳、4歳、5歳児を、今後、保育士の確保とともにふやしていくということになりますと、クラス自体をふやしていかないといけないっていうことにはなりますが、ニーズとしては、ほぼございませんので、今後は保育士の確保とともに、低年齢児の受け入れをふやしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

わかりました。ありがとうございます。

そうしたら、10ページをお願いいたします。

節20の扶助費についてなんですけど、扶助費の中で、上から3番目の障害児施設給付費と4番目の障害者自立支援給付費、ございまして、足せばっていうか、足していいのか悪いのかわからないですけども、12億円ぐらいあると思うんですよね。

この障害者給付費に関して、例えば、障害者施設に対する給付費とか、障害者の方に直接、直接的にかかわりがつく給付費なのかっていう、その内訳っていうか、その辺を教えてくださいなんですけど。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

まず、障害児施設給付費についてなんですけれども、この分につきましては、就学前のお子さんにつきましては、児童発達支援、就学後、18歳までの方につきましては、放課後デイサービスという形で、施設に鳥栖市の方を受け入れていただいた場合に、その分の9割分の費用を給付費という形で、お支払いするような形になります。

今回、金額を増額している理由といたしましては、近隣の施設といたしまして小郡市のほうでライクポットという施設が昨年できまして、そこに鳥栖市で17名、現在受けていただくような形になっていますので、来年度1,000万円程度ふえると見込んでおります。

また、それ以外には、たんぽぽという施設が新たにできていまして、それは基山町なんですけど、そこで、7名程度で500万円、また、鳥栖市内のほうに3月に1つ施設ができて、4月から3つ、新たにできるようになっています。そこ、大体500万円程度見込んで増額という形で予算要求をさせていただいておるところになります。

また、自立支援給付費につきましても、考え方としては、鳥栖市からの利用者を受け入れ

た場合に、9割分を給付費という形でお支払いする形になります。事業所に直接、国保連合会を通じて支払うという形になります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これも、補正のほうでも、お尋ねをさせていただいたんですけど、さっき西依委員さんからもあった、食の自立支援っていうのもあって、やっぱここにも自立支援というのがついていいるんで、今回1,000万円ふえたとしても、最終的には自立支援を促していただきたいなと思ひまして、質問させていただきました。

あと、すいません、11ページそのままいきます。11ページの節8の報償費の中の4段目、一番下ですね、住宅寝たきり老人等介護見舞金というところで、御説明の中で、介護者に対しての見舞金ということで御説明いただいたんですけど、この内訳というのを詳しく教えていただければと思うんですけども。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

在宅介護見舞金につきましては、在宅で寝たきりの高齢者の介護している方に対して支給をしているものでございますけれども、所得要件等もございまして、前年の所得が300万円未満の方につきましては、月額1万2,000円を、前年所得300万円以上の方につきましては、月額1万円、そして、年間では上限として10万円、あります。

それで、年間所得300万円未満の方につきましては、平成28年度の予算では、300万円未満の方を15名見込んでおります。300万円以上の方を3名見込んでおります。

そして、新規の方として、平成28年度中に新たに申請をされるであろうということで、1人、前年所得300万円未満の方を1人計上をしております、トータルで言いますと、19名を見込んでいるというところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。内容はよくわかりました。

ただ、お尋ねなんですけど、毎年、実際介護に携わられる方っていう数は、固定じゃないと思うんですよね。

それで、そのあたりの現状調査とか、実際に本当に寝たきりの御老人を介護されている方の把握というのは、大体できているということによろしいですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、半年おきに現況届というものを出していただいております。

対象者の方につきましては、半年ごとに現況届ということで出させていただきまして、そこ

で実際に介護されてらっしゃる方等、把握をしているということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

別に予算づけをする上限としては、ないと思うんですよね。ここは、今回 260 万 4,000 円ですけれども、できるだけ、もしかしたら知らない方とかもいるかもしれないので、できるだけそうした方の把握はいち早く行っていただいて、正当性はある予算かと思うんで、そうした、お困りになっている方を、ぜひ支援できるような予算になってほしいと思っております。

ありがとうございました。

続きまして、すいません、13 ページ、最後です。

今度は、目 7 の臨時福祉給付金給付費、こちらについて、全般になるかもしれないんですけど、質問をさせていただきます。

節 19 にも、この同じ臨時福祉給付金ってありますけれども、これは、概要を 15 ページで詳しく書いてある、予算説明関係資料、主要事項説明書の 15 ページですかね。

これはちょっと、教えていただきたいんですけれども、今回、4,594 万円ですか、こっこの概要説明書のほうでお尋ねさせていただきますけど、これが前年度予算額からは 3,688 万円の減額というふうに予算づけされてあるんですけど、これ、右下のほうの支給決定者っていう点線で囲まれたところの 6,000 円が 3,000 円なったことで、約半額になったというふうに、まずは理解したんですけど、それでいいですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

おおむねその考え方で結構でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

では、これでちょっと教えていただきたいのが、目的のところに、低所得者ほどから行うという文が、目的文があるんですけども、この低所得者ほどっていうところの範囲の基準とか線引きとかがあるんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それについては、2 番目の事業内容のところで、市民税の均等割が課税されていない方が中心になります。

ここに書いてありますように、均等割が課税されている者の被扶養者、扶養親族は除きますけれども、住民税等の均等割が課税をされてない家庭に対して支給をすると、そういうことで、低所得者として支給することになっております。

樋口伸一郎委員

そしたら、そのずっと下の(5)に、申請方法って書いてあって、郵送申請とかあるんですけど、例えば、これを推奨してどんどんふえてきたらいいっていうものではないと思うんですけども、例えば、そういうお困りの方がおられて、その方が申請方法としてはわかるんですけども、窓口とかに相談に来るっていうところがスタートになるんですか。

ちょっと、そこを教えていただきたいんですが。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、こちらのほうで住民税の非課税の方とか、全部ピックアップしておりますので、その方々、対象の方に対して、あくまでも申請書を郵送で送付をいたします。

それについては、申請書の提出につきましては、郵送でも結構ですし、市役所のほうで、窓口で申請をされてもよろしいようにしておりますので、あくまでも対象者についてはこちらのほうから申請書を郵送いたします。

樋口伸一郎委員

最後です。

それでは、これ、平成 27 年度、28 年度と続いてきていると思うんですけど、そうした方の数、金額は 6,000 円から 3,000 円になったというところで、おおまかに考えたとして、こういう申請者の数っていうのは、どのような推移っていうか、たどっているんでしょうか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

大体、平成 26 年度からの推移を見ましたところ、ここに書いておりますように、上限として 1 万 2,000 名を見ていけば十分足り得るのではないかとということで、予算計上させていただいております。（「ずっとこの状態が続くという」と呼ぶ者あり）今のところは、横ばい程度と。

景気の動向に左右される部分がものすごく大きくございますので、ことしについては、そこまで景気の動向に変化はないと、従来並みかということで、このような予測で予算措置をさせていただいております。

樋口伸一郎委員

それでは、6,000 円から一人当たり 3,000 円になった根拠とかはわかりますか、ただ基準に基づいてやられているのか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

これにつきましては、ことしの 10 月から 3 月までの半年分として 3,000 円、平成 27 年度については、6,000 円というのは昨年 10 月からことしの 9 月までということで、6,000 円という算定をされております。

樋口伸一郎委員

中川原豊志委員長

執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~

中川原豊志委員長

~~~~~

中川原豊志委員長

石橋沢預こども育成課長

– 160 –

の案を提出するものでございます。

内容といたしましては、子どもの医療費助成制度における入院にかかる医療費助成の対象者を、現行の中学校卒業までから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供まで適用範囲を拡大いたしまして、医療費の一部を支給するために所要の改正を行うものでございます。

制度拡大の対象者は、その年度中に満16歳、17歳、18歳になられる方々でございますが、約2,200名でございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

予算につきましては、先ほど歳出で説明いたしましたとおり、390万円を見込んでおります。

以上でございます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

西依義規委員

もちろん、提案理由を見ると、とてもいいことだと思いますが、これを、条例を改定するに至った経緯っていうか、時間っていうか、どれくらいの議論が行われて、これをしようと思われたのかっていうところを……、ほかにもいっぱいあると思うんですよ、拡大してほしいという、これだけじゃないと思うんですけど、この件に関しては、とおったんでしょうから、そういったのは、どういう経緯を踏まえて、この条例改正になるんですか。

石橋沢預こども育成課長

まず、鳥栖市のまち・ひと・しごとの計画の中に、医療費の充実ということで、子どもの医療費の充実ということで、上げております。

これにつきましては、総合政策課と関係各課で何回か会議をもちまして、どういった形が一番いいのかということで、協議をした結果、今回、18歳までの入院医療費の助成ということで決定をしたところでございます。

西依義規委員

多分、市長の最初の公約とかを見ると、例えば通院費とか、小・中学校までっていうのは、今、小学校までなので、もちろん最高級というものはあるんでしょうけど、これは、今後も拡大していこうと思われている方針なのか、もうここが限度なのかっていうことについては、いかがですか。

石橋沢預こども育成課長

今後の拡大につきましては、ちょっと未定のところでございますので、こうしますというお話しはできませんけれども、少なくとも、今、入院に関しては結構お金がかかりますので、保護者の負担軽減ということで、まずは18歳までの入院医療費に取り組んだところでございます。

西依義規委員

これは、所得制限とか何も関係ないんやったのですかね。

石橋沢預こども育成課長

子どもの医療費につきましては、所得制限等、ございません。

国松敏昭委員

出すためにはもちろん根拠があると思うんですけど、平成26年とか、何かそういう、実績はつかんだ上の根拠はあるんですか、その前年か。2年前、だから、その辺、どんなふうな実態をつかんだのか。

例えば昨年、平成27年度と平成26年度か、予算をつけるために、過去の実績がどういう、入院費が支払われたのかっていう、その辺までつかんだ上やろうと思うけん、それがわかれば。

石橋沢預こども育成課長

16歳から18歳までの方がどれぐらい入院をされて、費用がかかったかということは、ちょっとつかめませんけれども、現在、中学生までは、入院、医療にかかる助成をしておりますので、中学生も、1年生から3年ですので、ほぼ人数も同じということで、予算をつけるに当たりましては、この中学生の入院費の実績をもとにして、予算もつけております。

見込みではございますけれども、54件分で390万円という金額を中学生の今年度の実績から予算を出しております。

樋口伸一郎委員

すいません、子ども医療費の、当初予算の中でもちょっと説明いただいたんですけど、これちょっと、間違っていたらごめんなさい、入院は18歳までということだったと思うんですけど、通院に関しては、確か小学生までっていうふうに御説明いただいたと思うんですけど、医療費っていう範囲で考えたら、通院と線引きしたのは何か根拠があるのかなと思って。それは何ですか。

石橋沢預こども育成課長

データとしては、国保関係のデータしかうちにつかめませんので、国保のデータから説明をいたしますと、子どもの医療費、受診率は、未就学児に関しては83.5%ぐらいの受診率です。これが小学校に上がりますと、47.8%ぐらいに下がります。これが中学生になりますと、

31%ぐらいで、主にこれは通院だと思うんですけども、受診率は下がってまいります。

それで、一方で、それにかかったときの保護者の方が負担する金額が、通院の場合は、大体2,000円前後になります。

入院をされると、入院の内容にもよるんですけども、多いものと、50万円ぐらいかかることもありますし、10万円から30万円ぐらいが一番多いかとは思いますが、それぐらいにかかっております。

それで、実際保護者の方が負担するのは、高額療養費の制度がございますので、大体一般的な家庭で8万円くらい、月額負担されておりますので、件数は少ないけれども、一回にかかる経済的な負担が大きいということで、入院のほうを拡大ということとさせていただいております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

ちょっとイメージでは、通院のほう为数が多いもので、お金がかかるんじゃないかなと思ったんですけど、数にしたらですね。

それも、医療費を拡大、こじつけてでも拡大するために負担が少ないほうを、高校生までにしたのかなというふうに、ちょっと間違った認識をしかけていたので。

今、そうやって入院費に関するところのほう負担が大きいからという理由で、その分に関しての医療費を拡大するということがわかったので。

ありがとうございました。

終わります。

成富牧男委員

今のところに関して、最初は西依議員が言ったこと、関連しますけれども、いろいろ選択肢があった中で高校生の通院を選んだということですけども、もし、中学校までの通院のほうを選んだ場合の費用、どれぐらい、何か試算されてあればお願いします。（「国保しかわからんとやろうけん」と呼ぶ者あり）わかったら。おおよそでいいですよ。わかりますか。

石橋沢預こども育成課長

中学生の通院で試算をしましたところ、大体3千万円くらいかかるのではないかと思います。

西依義規委員

これ、入院なので長期なんですけど、18歳に達する以後の最初の3月31日に入院中やった場合は、どういう……、例えばそれを終わっても、その18歳っていうところに入るんですか。

石橋沢預こども育成課長

この助成に当たりましては、その月かかった分を翌月に申請ができるようになっておりますので、18 歳の最後の 3 月、4 月にかけて入院された方は、3 月 31 日分までが対象ということになります。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。



中川原豊志委員長

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 5 時 8 分散会

平成28年 3 月 17 日（木）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

な し

3 説明員氏名

市 民 環 境 部 長 橋本 有功

市 民 協 働 推 進 課 長 宮原 信

市民協働推進課地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長 天野 昭子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 下川 有美

市 民 課 長 岡本 昭徳

市民課長補佐兼市民係長 徳渕 悦子

市 民 課 整 備 係 長 原 隆士

国 保 年 金 課 長 吉田 秀利

国保年金課健康保険係長 古賀 友子

国保年金課年金保険係長 山内 一哲

税 務 課 長 平塚 俊範

税務課管理収納係長 豊増 裕規

税 務 課 市 民 税 係 長 榎 浩喜

税 務 課 固 定 資 産 税 係 長 佐々木利博

市民環境部次長兼環境対策課長 榎原 聖二

環境対策課長補佐兼環境対策推進係長 竹下 徹

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

市民環境部関係議案審査

議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第1号 鳥栖市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 58 分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

きのうに引き続き、当初予算議案の審査、並びに甲議案の審査を行います。

本日は、市民環境部関係の議案審査を行う日程となっております。

審査に入ります前に、市民環境部長から挨拶の申し出がっておりますのでお受けいたします。

橋本有功市民環境部長

おはようございます。一言、御挨拶申し上げます。

本日の委員会で御審議いただきます乙議案 3 件、甲議案 1 件につきまして、まずはその概要について御説明を申し上げます。

まず、議案乙第9号 平成28年度鳥栖一般会計予算のうち、市民環境部関係分につきましては、歳入124億3,185万7,000円、歳出32億2,891万円となっております。

一般会計予算総額 236 億 7,842 万 4,000 円に占めます市民環境部関係歳出予算の割合は 13.6%となっております。

次に、議案乙第 10 号 平成 28 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入、歳出ともに 85 億 7,719 万円となっております、前年度比 0.3%の減となっております。

次に、議案乙第 11 号 鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入、歳出とも 7 億 8,769 万円となっております、前年度比 7 % の増となっております。

最後に、甲議案第 1 号鳥栖市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例につきましては、消費者安全法の一部改正に伴いまして、消費生活センターの組織及び運営等について、新たに定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、関係課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

市民環境部

議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算

中川原豊志委員長

では、これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

ただいま説明ありましたように、市民環境部関係の議案は議案乙第9号、議案乙第10号及び第11号、それと、議案甲第1号の4議案であります。

それでは、議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

平塚俊範税務課長

議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算について御説明いたします。

まず、歳入について御説明をいたします。

厚生常任委員会資料の1ページをお願いします。

款1. 市税、項1. 市民税、目1. 個人、節1. 現年課税分につきましては、納税義務者の増加による増収を見込みまして計上をいたしております。

節2. 滞納繰越分につきましては、後ほど一括して説明をさせていただきます。

目2. 法人、節1. 現年課税分につきましては、平成27年9月決算法人から、税率が14.7%から12.1%へ減額されたことから、平成27年度の実績及び業績から推計した額を計上いたしております。

項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1. 現年課税分につきましては、平成28年度は固定資産税の評価見直しによる税収減を見込んでおります。家屋及び償却資産につきましては、平成27年度との実績及び業績から推計した額を計上いたしております。

目2. 国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金の見込み額を計上いたしております。

項3. 軽自動車税、目1. 軽自動車税、節1. 現年課税分につきましては、主に原動機付自転車等の税率の上昇による増を見込んで計上いたしております。

次に、2ページをお願いいたします。

項4. 市たばこ税、目1. 市たばこ税につきましては、10月末の収入状況をもとに推計いたしました額を計上いたしております。

項5. 都市計画税、目1. 都市計画税、節1. 現年課税分につきましては、固定資産税と同様に、路線価の下落により税収減を見込み計上いたしております。

項6. 入湯税、目1. 入湯税につきましては、平成27年度の実績から推計した額を計上い

たしております。

また、節 2．滞納繰越分につきましては、平成 27 年度の実績から見込み、計上いたしております。主なものにつきましては、市民税個人分及び固定資産税、軽自動車税を見込んでおります。

以上でございます。

宮原 信市民協働推進課長

続きまして、款 14．使用料及び手数料、項 1．使用料、目 1．総務使用料、節 1．総務管理使用料につきましては、まちづくり推進センター使用料を計上いたしております。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じく、目 3．衛生使用料、節 2．環境衛生使用料につきましては、市外居住者の斎場使用料でございまして、前年同額の 1 件 7 万 5,000 円の 24 件分を計上しております。

以上でございます。

岡本昭徳市民課長

続きまして、3 ページをお願いいたします。

款 14．使用料及び手数料、項 2．手数料、目 1．総務手数料、節 1．総務管理手数料の主なものといたしましては、印鑑証明等の発行に係る手数料の収入見込みによる額を計上いたしております。

以上です。

平塚俊範税務課長

その下です。

節 2．徴税手数料といたしまして、税務関係証明手数料の見込み額を計上いたしております。

以上でございます。

岡本昭徳市民課長

そのすぐ下の段の、節 3．戸籍住民基本台帳手数料の主なものといたしましては、戸籍証明の発行に係る手数料や、住民票証明の発行に係る手数料の収入見込みによる額を計上いたしております。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じく、目 2．衛生手数料、節 2．環境衛生手数料につきましては、新規の犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料でございます。

同じく節 3. 清掃手数料のうち主なものは、指定ごみ袋販売収入でありますごみ処理手数料でございます。また、廃棄物処理依頼手数料は、一時多量排出ごみに対する 2 トン車 1 台による臨時収集の手数料と、動物死骸持ち込みの手数料でございます。

以上でございます。

岡本昭徳市民課長

続きまして、4 ページをお願いします。

款 15. 国庫支出金、項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金、節 2. 戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、外国人の住民異動等の事務に係る、国からの中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上いたしております。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

目 2. 民生費委託金、節 2. 国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務取扱費交付金につきましては、市が国民年金の資格の取得や喪失等の事務を国から法定受託事務として委託されておりますことから、これらの事務処理に要する人件費や物件費などの経費につきまして交付されるものでございます。

次に、款 16. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金、節 1. 社会福祉費県負担金のうち、2 行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきまして、県がその 4 分の 3 を負担するものでございます。

以上です。

宮原 信市民協働推進課長

その下の項 2. 県補助金、目 1. 総務費県補助金、節 1. 総務管理費県補助金につきましては、市民協働推進課内に配置しております消費生活相談員 2 名中 1 名分の人件費相当額及び研修費等の助成を受ける消費行政推進事業費補助金を計上しております。

以上でございます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じくその下になります。

目 3. 衛生費県補助金、節 2. 清掃費県補助金につきましては、市町村が実施する不法投棄防止対策事業等に対する県の補助金でございまして、監視カメラ借上料や、不法投棄警告看板購入費などが対象となっております。なお、補助率につきましては 10 分の 10 となっております。

以上でございます。

平塚俊範税務課長

その下です。

項 3. 委託料、目 1. 総務費県委託金、節 2. 徴税委託金につきましては、県民税の徴収委託金として計上いたしております。

以上でございます。

岡本昭徳市民課長

すぐ下の段の、節 3. 戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、人口動態調査に係る県からの事務委託金を計上いたしております。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

5 ページをお願いいたします。

款 21. 諸収入、項 4. 受託事業収入、目 1. 受託事業収入、節 1. 民生費受託収入の後期高齢者健康診査事業委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や、発送等に係る人件費や物件費などの経費につきまして、広域連合から受け入れるものでございます。

次に、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入のうち、2 行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、広域連合への派遣職員 1 名分の人件費相当分が、広域連合から交付されるものでございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じく雑入のうち、指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋への広告掲載料で 1 社 20 万円の 4 社分を計上しております。

また、その下の鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣してある職員 3 名分の人件費相当分を組合側から受け入れるもので、所要の額を計上しております。

以上でございます。

宮原 信市民協働推進課長

続きまして、歳出について申し上げます。

委員会資料の 6 ページをお願いいたします。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 10. 市民協働推進費の主なものについて申し上げます。

節 8. 報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会、男女共同参画懇話会の委員謝金、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金代でございます。

節 13. 委託料の主なものにつきましては、消費生活相談員 2 名を市民協働推進課内に配置するための、消費生活相談業務委託料及び男女共同参画市民意識調査業務委託料でございます。

男女共同参画市民意識調査につきましては、現在ございます第 2 次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市 D V 被害者支援基本計画の計画期間が平成 25 年度から、平成 34 年度までの 10 年間ということになってございますので、その中で 5 年ごとに見直すように、あらかじめ計画をしております。平成 30 年度から後期計画ということで、計画の見直しを行うための調査でございます。

節 19. 負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金及び市内 76 町区に対します自治会活動費補助金、また、まちづくり推進協議会に対します補助金でございます。

次に目 11. まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節 7. 賃金につきましては、まちづくり推進センター嘱託職員 34 人分の賃金でございます。

節 8. 報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたしております講座などの講師謝金及び放課後子ども教室指導員の謝金でございます。

節 11. 需用費につきましては、燃料費、光熱水費、修繕などでございます。

節 12. 役務費の主なものにつきましては、ケーブルテレビ、インターネット利用料、電話料、公民館行事傷害保険料でございます。

節 13. 委託料の主なものにつきましては、まちづくり推進センターの施設管理運営委託料及び旭まちづくり推進センター改修のための設計業務に係る委託料でございます。

節 15. 工事請負費の主なものにつきましては、鳥栖北まちづくり推進センターの旧管理入室の改修工事に係るものでございます。

以上です。

平塚俊範税務課長

8 ページをお願いいたします。

項 2. 徴税費、目 1. 税務総務費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、税務課職員 30 名のうち 28 名分の人件費でございます。

次に、目 2. 賦課徴収費、節 1. 報酬につきましては、国税 O B による市税、国保税の滞納指導のための滞納整理指導員報酬でございます。

節 7. 賃金につきましては、繁忙期の市民税係及び管理収納係の臨時職員の賃金でございます。

節 11. 需用費の主なものにつきましては、トナーやインクカートリッジ等の消耗品でござ

います。

節 12. 役務費につきましては、賦課徴収のための郵送料及びコンビニ収納業務委託手数料でございます。

9 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料につきましては、航空写真撮影委託料、固定資産評価業務委託料、家屋全棟調査委託料等でございます。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システム賃借料及び国税連携のための地方電子申告支援サービス使用料などでございます。

節 19. 負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市地区たばこ販売対策協議会の運営のための負担金、これは、平成 26 年度のたばこのたばこ税収入額に応じた鳥栖市の負担額でございます。また、地方電子化協議会負担金につきましては、国税連携のための負担金でございます。

節 23. 償還金、利子及び割引料につきましては、税額更正等による市税の還付金でございます。

以上でございます。

岡本昭徳市民課長

款 2. 総務費、項 3. 戸籍住民基本台帳費、目 1. 戸籍住民基本台帳費の主なものについて申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、市民課職員 18 名分の人件費を計上いたしております。

続いて、10 ページをお願いいたします。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、事務機借上料として、戸籍総合システム等に係る機器等の借上料が主なものでございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 5. 老人保健医療費につきましては、老人保健制度は後期高齢者医療制度の発足に伴い廃止されましたが、社会保険診療報酬支払基金の老人保健特別会計において、経過措置が継続中であるため、老人保健医療費の給付事務が生じた場合のため設けているものでございます。

その下、目 6. 後期高齢者医療費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、広域連合に派遣しております職員 1 名分の人件費でございます。

節 7. 賃金から節 13. 委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券

の作成や発送等の事務に係る人件費や物件費などの経費でございます。

節 19. 負担金、補助及び交付金のうち、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費の見込み額に対する公費負担分であり、市の負担割合は負担対象額の 12 分の 1 となっております。

その下、後期高齢者はり・きゅう助成費につきましては、はり・きゅう施術料として、後期高齢者 1 人当たり 1 回につき 1,000 円を助成するものでございます。

節 28. 繰出金のうち、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減を補填するための保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療特別会計事務費は、一般管理費や賦課徴収などの事務費、並びに佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金は、広域連合が業務運営をしていく事務経費等の負担金につきまして、それぞれ後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

次に、項 4. 国民年金事務取扱費、目 1. 保険年金費につきましては、国民年金事務に従事する職員 3 名分及び臨時職員等の人件費のほか、国民年金の事務処理に要する経費でございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

12 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 2. 環境衛生費、目 1. 環境衛生総務費の、節 13. 委託料のうち、残土処理委託料につきましては、町区で実施している側溝清掃によって発生したしゅんせつ土の処理に係る委託料でございます。

続きまして、目 2. 斎場費、節 13. 委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付業務及び火葬業務全般に係る委託料でございます。

これにつきましては、参考資料の当初予算主要事項説明書の 21 ページをごらんいただきますようお願いいたします。この斎場運營業務につきましては、市職員の退職などに伴いまして、全面的な見直しを行い、平成 26 年 2 月の指名競争入札の結果、コスモ株式会社に委託することといたしました。

平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 2 年 6 カ月、総額 3,706 万 200 円の長期委託契約を締結し、現在斎場の業務を担っていただいております。

この契約につきましては、平成 28 年 9 月 30 日に期間が満了するため、10 月 1 日から新たに平成 28 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの 3 年間の長期委託契約を予定しております。

なお、これに関しましては、当初予算説明資料に戻っていただきまして、16 ページをお願い

いたします。

今回、斎場管理運営委託料に関しましては、平成 29 年度から平成 31 年度まで、期間としましては 2 年 6 カ月、総額 4,125 万円の債務負担行為の設定をお願いしておるところでございます。

続きまして、また申し訳ありませんが、予算説明資料の 13 ページのほうをお願いいたします。款 4. 衛生費、項 3. 清掃費、目 1. 清掃総務費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、環境対策課職員 13 名分の人件費でございます。

同じく、節 19. 負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合の建設負担金及び所在地交付金管理運営費のうち、鳥栖市分の負担でございます。

これにつきましても、主要事項説明書の 22 ページのほうをごらんいただければと思います。構成市町の負担金額につきましては、表にお示ししているとおりでございます。

この負担金につきましては、平成 28 年度に予定しております次期ごみ処理施設の建設に向けた環境影響評価や施設整備計画策定に係る費用として、この表でいきますと、2 番目になります建設負担金、施設建設費ということで、記載されておりますけれども、この分につきまして、4,541 万 8,000 円が見込まれており、このうち鳥栖市負担分は 2,853 万 9,899 円となっております。

また、管理運営の鳥栖市負担分につきましては、溶融炉の燃料費として使用する L P ガスの価格下落及び鳥栖市のごみ減量により、ごみの排出量割による負担が減ったために、全体として鳥栖市の負担金額は対前年度比で 1,015 万円の減額となっております。

それでは、また、当初予算説明資料に戻っていただきまして、13 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 3. 清掃費、目 2. 塵芥処理費のうち主なものについて申し上げます。

節 11. 需用費のうち、消耗品の主なものにつきましては、指定ごみ袋の作成費 4,000 万円でございます。前年度当初と比較して 200 万円の増額となっております。

節 12. 役務費の手数料の主なものにつきましては、指定ごみ袋販売手数料 1,229 万 1,000 円で、指定販売店に対して、指定ごみ袋及び粗大ごみシールの販売価格の 10%を支払うものでございます。

続きまして、次に、節 13. 委託料 3 億 1,073 万 9,000 円のうち、指定ごみ袋配送等、3 億 1,106 万円のうち、指定袋配送等委託料は、指定ごみ袋保管及び指定販売店への配送に係る経費でございます。

また、塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から出る可燃ごみの収集運搬に係る経費で、前年度同額となっております。

次の粗大ごみ収集運搬委託料は粗大ごみシールによる収集で、町区別の定期収集に伴う委託料で、前年同額となっております。

次に、その下になります、資源物回収指導等業務委託料及び資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、主要事項説明書の 23 ページをお願いいたします。これにつきましては、ごみ減量化リサイクル対策経費といたしまして、下記の 5 つの事業に対して合わせて 1 億 1,141 万 4,000 円を計上させていただいております。

まず、資源物回収指導等業務委託料 4,670 万 9,000 円——これでいきますと 4 番目になります、につきましては、真木町衛生処理場内にある資源物広場での分別指導及び回収した資源物の運搬に係る経費で、前年度同額でございます。

また、資源物分別コンテナ収集運搬委託料 4,966 万 9,000 円につきましては、各町区単位で実施いただいております。コンテナ収集に際してのコンテナの配付及び回収した資源物の運搬に係る経費でこちらも前年度同額でございます。

次に、事業内容の一番上に記載しておりますコンテナ収集・美化活動推進奨励金、以下 3 事業につきましては、当初予算資料の 13 ページ、節 19. 負担金、補助及び交付金に記載しているものでございますが、このまま主要事項説明書により説明をさせていただきます。

まず、コンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ回収を実施する町区に対しまして、1 世帯当たり 240 円を交付しているもので、前年度同額を計上しております。

次の電動生ごみ処理機購入補助金につきましては、電動生ごみ処理機の購入に際して 1 世帯 2 万円を限度に補助するもので、これも前年同額を計上しておりますが、今回、一般質問のほうで御答弁させていただきましたけれども、電動生ごみ処理機以外の生ごみ粉碎ディスポーザーや生ごみ堆肥化容器等も対象として補助できるよう交付要綱を見直す予定で考えておるところでございます。

また、資源物回収奨励補助金は、古紙等の資源物回収を行う自治会や子どもクラブ、老人会など市登録の各種団体に対して回収量に応じて、古紙類につきましては 1 キロにつき 8 円の補助金をするもので、近年回収量が減少傾向にあり、平成 28 年度当初におきましては、前年度より 80 万円少ない 805 万 6,000 を計上させていただいております。

なお、現在登録団体数につきましては、91 団体となっております。

それでは、また当初予算説明資料に戻っていただきまして、14 ページをお願いいたします。

項 3. 清掃費、目 3. し尿処理費 5,000 万 3,000 円のうち主なものについて申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは職員 1 名の人件費でございます。

節 7. 賃金につきましては、嘱託職員 3 名分の賃金で、職員の退職に伴い、前年度より 1

名分増となっております。

続きまして、節 11. 需用費のうち、光熱水費につきましては、主に運転に係る電気料でございます。

節 13. 委託料のうち、下から 2 番目の、し尿等下水道投入施設整備に伴う調査・計画・設計業務委託料につきましては、主要事項説明書の 24 ページをお願いいたします。

し尿処理施設につきましては、昭和 60 年 3 月の竣工から 30 年目を経過し、施設整備の老朽化が進んでいるとともに、下水道普及に伴う処理量も年々減少しております。

今後の効率的かつ安定的なし尿等の処理を確保するため、昨年 9 月議会におきまして、し尿及び浄化槽汚泥の下水道投入施設整備に関する基本計画策定委託料を計上させていただいております。

平成 28 年度につきましては、基本設計及び実施設計などの策定を行い、平成 29 年度から建設工事に着手し、翌平成 30 年度中の稼働を目指しておるところでございます。

それでは、当初予算説明資料に戻っていただきまして、15 ページをお願いいたします。

項 4. 環境対策費、目 1. 公害対策費のうち、主なものについて申し上げます。

節 12. 役務費につきましては、市内 6 カ所の水質汚濁検査手数料及び臨時的な悪臭騒音等の検査手数料で、前年度と同額を計上しております。

また、節 13. 委託料につきましては、市内主要 9 河川 13 カ所の年 4 回の測定委託料のほか、井戸水や工場排水などの水質汚濁測定委託料及び市内 3 地点での大気汚染測定委託料、国道など主要路線 5 カ所の自動車騒音測定委託料を計上しております。

以上をもちまして、平成 28 年度一般会計当初予算、市民環境部関係分についての説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

若干、項目が多うございますので、少し分けて質疑をお願いしたいというふうに思っております。できれば、まず歳入につきまして、質疑があれば、お受けしたいと思いますんで、歳入、委員会資料の 1 ページから 5 ページまでですかね。1 ページから 5 ページまでにつきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

成富牧男委員

3 ページの総務手数料、印鑑証明とか、それから納税、所得証明とか、その下の戸籍、住民票、この手数料、それぞれ上がっていますが、ちょっと 2 点ほどお尋ねしたいのは、これがマイナンバー絡みで、この手数料っていうのは、多分減っていく計算になると思います。

ああ、減るのか、もしくは、いわゆるコンビニとの関係で言っています。

コンビニで発行できるっていう話との関連で言うと、コンビニで発行した分については、その収入がどうなるのかですね、歳入。

それと、手数料は、コンビニ発行の分の手数料と、窓口手数料の金額はどうなるのか。何かそこところ、見通しでもいいです。それは大体、これぐらい件数が減って、こんな感じになるんじゃないかと。

全国的な集計から言えば、そういう見通しですとか、そういうやつでもいいですけど、今のままではないはずですね。減っていくんですね、多分。

岡本昭徳市民課長

マイナンバーを取得されて、コンビニのほうで住民票等が取れるようになるというのが、今年度、コンビニの開発といいますか、それが平成 28 年度でされる予定でございまして、その始まる時期がまだ確定いたしておりませんので、平成 28 年度のこの手数料の中には、コンビニによる収入関係の手数料は含まれておりません。

以上です。

成富牧男委員

ごめんなさい、聞き方が悪かったけど、今後は、やっぱ減っていくんですねっていうことをお尋ねしています。平成 28 年度うちゅうことではなくて、そういうふうに考えていいんでしょうか。

例えば、鳥栖市の住民票とか戸籍が、極端に言えば、まあ東京でもいいですたいね、そこでも取れますよっていう話でしょう。そのコンビニ店でも、東京のコンビニでも取れますよって話でしょう。

ですから、そうすると、全体的には減っていくんですねっていう話ですよ。そういうことを言っているんです。傾向的には減っていくんですねっていうことと、コンビニでの手数料と、窓口での手数料っていうのは、どういうふうな設定を考えられているのか、られようとしているのか。

それと、その歳入はどうなるのか、手数料。手数料っていっても、コンビニに対しての手数料もありますよね。そこんところ、わからんところはわからんでいいですよ。

岡本昭徳市民課長

基本的に、住民票であつたりとか戸籍証明、そういったものが、コンビニで取れるということになりますので、基本的には挙げております印鑑証明手数料、それから戸籍証明等の手数料、この項目は変わりはないと思います。

ただ、窓口に来ていただいて、とっていただくということが、来ていただかなくてもいい

ということでございますので、例えば、コンビニで取っていただく手数料、佐賀市の例をとりますと、若干減額いたしています。

ですから、コンビニで取っていただく分がふえて、少し減額していくということになれば、全体的にその分が少し収入見込みが減っていく。少し減るかわかりませんが、逆にコンビニで取ることによって、取れるということで、それを使われる方がふえれば、逆に、基本的にそういう社会情勢ということで、こういった場面で住民票が要るのかということになりますと、特に、今取っていただく、年間、住民票でいきますと3万4,000件というような、取っていただいております住民票があるんですけども、その件数については、特段その変化がなければ、手数料自体はそういうふうに変化はない、特に大きな変化はないのじゃないかというふうに考えております。

以上です。

成富牧男委員

こういうふうに理解していいですか、全体的には変わらんと、全体の額は。

ただ、この窓口で取るのが少し減るかも、どれぐらいかわからんけど、減るかもしれない。

ただし、コンビニなんかで取る分は、佐賀市の例を見れば、若干、手数料削っている、安くしているので、その分が少し減収になるかもしれないということでもいいんですか。

橋本有功市民環境部長

ちょっと補足をさせていただきますと、当然コンビニで証明取りますと、窓口に来られる方が減りますので、その分窓口対応の数は減ってくると。

ただし、その全体としての数は先ほど申し上げましたように、必要枚数としては、基本的には変わらないだろうと。

ただ、そのコンビニでのその手数料につきましては、今後検討する必要がありますけれども、現時点では、手数料の差を設けることは考えておりません。窓口でもコンビニでも同じ額というふうに思っております。

当然、コンビニ利用になりますと、その利用する際の使用料と申しますか、それはコンビニのほうに、支払う必要が出てくると思っております。

樋口伸一郎委員

4ページで1点質問です。

款16. 県支出金、項2. 県補助金の、すいません、節2の清掃費県補助金の件ですけれども、補助率が100%ということで、まず、上限とかはあるんですか、県補助金に対して。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

上限は200万円ということになっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら、これは、鳥栖市が設置した監視カメラとかの箇所数とか、看板の細かい御説明をいただければと思うんですけど、わかる範囲でお願いします。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

監視カメラにつきましては、平成27年度までは4カ所に、ダミーと本物のカメラと2台ずつ、高速道路側道とかに設置をさせていただいております。

それで今回、5年の借上料のリースが終わりまして、新たに移動式のカメラ、移動式の監視カメラを1台リースをしたいというふうに考えておりまして、今までの分については、もうリース落ちで、一応業者さんのほうから寄附をいただいて、そのまま設置して、その上に、頻繁に起こる場所とかに移動して監視するようなカメラを1台、リースで設けたいということになっておりまして、その分の所要の額の計上しておるということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、ちょっとこれ確認なんですけど、今まであった分っていうのは、もう寄附っていうかいただいて、それにかかわる経費だけを今後は捻出していくような形になって、新しくその4カ所とかの対応する分に対して、また新たにその分の補助が入るっていう考え方でいいのですか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

寄附として受領した分については、もう経費が基本的にはかからないということで、その分は補助の対象から除くと。

だから、経費がかかった分、新しくリースをした監視カメラ代の借上料とか、あと、不法投棄の看板の作成料とか、そういうふうなものにつきまして、補助対象になるということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたら、カメラについてはわかったんですけど、根拠がですね。看板っていうのは、大体どれくらいあって、どれくらいの規模のを、どのくらいしているんですか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

看板の作成につきましては、看板といいますか、不法投棄があった場所に、ここ現在捜査中とか、ここ不法投棄を警告する看板とか、警告看板でございまして、それにつきましては、

そういうふうな、不法投棄があった場所に設置をしておる状況でございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、看板は何かいろいろ、簡易なものからいろいろあると思うんですけど、大まかにカメラのほうにいつているお金ということでよろしいんですかね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今回の 146 万円の内訳で申し上げますと、不法投棄防止パトロール委託料として 50 万 5,000 円、監視カメラ借上料と家電リサイクル料などで、70 万 5,000 円ということと、不法投棄物の処理経費ですね。

結局、不法投棄をされた後にそれを処理して、有料で処理をしないといけないということでその分が 25 万円ほど計上しておるところでございます。

樋口伸一郎委員

それと、そのカメラと看板の、市内のどこにあるような図面というか、地図ってというか、何かそういう、どこにこれを設置してあるっていうのは、確認したりするものは何かありますか、これお尋ねですけど。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

どこにあるかは、こちらも把握はしておりますけれども、外部にはお出ししていないということで、カメラの場所がどこかわかると逆にだめだということで、漠然と高速道路の側道とか、山に入るところとか入り口とかということでは、ちょっと申し上げておりません。

樋口伸一郎委員

ここで知ることはできないんですか。秘密ですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

場所につきましては、江島の競馬場裏のところと、高速道路の側道が、山浦町と立石町のほうに 2 カ所、永吉の高速道路の側道に 1 カ所ということでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

それは過去の分から新しくなった分ですか。過去の寄付されたというものは……、はい。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その 4 台につきましては、今まで 5 年リースでうちが借り上げておった分でございます。

だから今度、平成 28 年度につきましては、それプラスの 1 台移動式の監視カメラを借り上げるということで、前の分のリースはもうリース落ちで、無料で設置しておるということでございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ最後に、前年度当初 200 万円満額になっていて、今度の当初が 146 万円になっていますけど、これ、必要なくなったというか、そういうことなんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

一つは、リース料が安くなったということで減額になっておる分ということと、今年度になりますけれども、不法投棄物の処理の経費が若干、見込みよりも少なかったということで、その分についても、減額になっておる原因でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そのリース料とかが下がったことによって、じゃあもう 1 カ所それやってみようとかいう検討は、なされたですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

当然、これで移動カメラがもしよくて、実効力があるということであれば、補助の範囲内でまた検討したいというふうには考えております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか。

西依義規委員

1 ページの固定資産税の土地ですかね、家屋もですかね、評価を見直したので、下がったんですかね。それで、家屋が上がったんでしょうけど。

評価を見直して、なぜ土地の収入が下がるのかをちょっと教えてください。

平塚俊範税務課長

土地のほう下がっている分については、路線価のほうがおおむね鳥栖市内全域で下がっておりますので、そうすると路線価が下がるということは、面積割ですので、評価額も下がる。そうすると、税額も下がるというところでございます。

西依義規委員

関連で、都市計画税も一緒に下がっていくんでしょうけど、例えば、都市計画区域内の、市街化区域内の農地というのは、今現在、どういう課税になっているんですか。

農地だけ特別なのか、宅地……、ほかのもちろん調整区域の農地とは違う課税とは思いますが、その辺はどういうふうな計算になっているんですか。

平塚俊範税務課長

市街化区域の農地につきましては、評価自体につきましては、通常の宅地と一緒にです。

それで、課税の分についてだけが、農地ということで 3 分の 1 ということになっておりま

す。

以上でございます。

西依義規委員

それは鳥栖市内全域ですか。

どこか特別な区域があったりしますか。

平塚俊範税務課長

鳥栖市内全域、市街化は全て同じ対応です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほかはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

では引き続き、6 ページからの歳出のところで、款 2．総務費、10 ページの上までですかね、総務費関係のところでの質疑をお願いいたします。款 2．総務費のところですね。

西依義規委員

7 ページの 19 番、負担金の自治会活動費補助金についてですが、これ、まちづくり一括補助金ともちょっと関連してくるんですけど、自治会活動費補助金の、まず、交付の仕方、補助の仕方をちょっと教えていただいていたいいですか。

宮原 信市民協働推進課長

自治会の補助金につきましては、鳥栖市内に 76 町区、自治会がございますので、そちらのほうに均等割及び世帯割ということで積算いたしまして、交付しております。

均等割につきましては、一町区当たり 1 万 6,800 円。

世帯割につきましては、1 世帯当たり 415 円という金額をかけまして、各町区の補助金額を算出しているところでございます。

西依義規委員

まず、配布の仕方に僕はちょっと疑問を感じて、自治会活動費補助金なんで、補助なんですよ、世帯が例えば、1,000 世帯とか 2,000 世帯ある町区にも、世帯かける 415 円払って、プラス 1 万 6,800 円払いますよね。

そうしたら、本当、100 世帯とか、70 世帯、80 世帯の町区にも、このやり方だと……、僕はこの補助的役割がなされてないような気がするんですけども、その辺、一回考えたり見直したりする……、例えば、1,000 世帯も 2,000 世帯もあるところは、もう潤うじゃないけど、区費ももらっているんで、自治会運営としては、ゆとりがあると思うんですね。

けれど、50 世帯、100 世帯のところは、区費も高い、もういろいろするのも、大変なので、じゃあそういう場合は、市がこういう補助しましょうと。

けれども、自立できているところには、ちょっと少ない補助をしましょうっていうふうな考えが、僕は補助の考え方かなと思うんですけど、その辺の検討とかはされたことがありますか。

宮原 信市民協働推進課長

今回の予算、御審議いただく上で、今回、計上させていただいております額を算定するに当たりましては、そういった検討はさせていただいておりませんが、対象となりますのが事務経費等ということで、会議費ですとか保険料事務費ということで、対象経費といたしております。

均等割というものがベースにありまして、あとは世帯割という形で考えておりますので、自治会の大きさで不公平感があるということは、今のところ考えてはいないところでございます。

以上です。

西依義規委員

いや、まちづくり推進協議会をつくられて、始められて、やっぱり鳥栖市の地域自治っていうか方向性が、例えば、まちづくり推進協議会も担う部分が多いという意味合いで、走られているのかなと思うんで、これ、今までの自治会の活動費と、このままいくと何ら変わらないということになると思うんで。

僕は、この1,167万円を減らせと言っているんじゃないで、もうちょっとこう、地方交付税やないですけど、もうちょっとこう、自立したところには少なく、もうちょっと減っているところには多くっていうところの計算が必要なのかなって。

もっと言えば、1回、僕一般質問をしたいんですけど、自治会の内容をどこまで把握されているか。

例えば、ここの自治会にどれだけの繰越金があって、どれぐらいの財産、資産がある、それなのに、例えば1,000世帯だったら410万円で、まず41万円、毎年41万円はやりよるですよ、40万円。

なのに、資産が例えば1,000万円とか800万円とかあるっていうところで、果たしてもらって当然と思われているのか。

僕は、鳥栖市がその辺まで考えるべきかなと思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

宮原 信市民協働推進課長

町区の大きさによってその中身、毎年の会計がどういったふうになっているかっていうのは、市民協働推進課のほうでは把握はしておりません。

この補助金の分の実額は、こちらのほうには、挙げていただいておりますけれども、それ以外のことにしましては、町区の自治会のほうに何名様いらっしゃるかと、そういった金額の把握はしていないところでございますけれども、果たしてその均等割額 1 万 6,800 円というのが妥当か否かというのは、もちろん、こちらのほうでも検討はさせていただくにいたします。

西依義規委員

ちなみに何年前からこの制度ですか。

宮原 信市民協働推進課長

現在のこの自治会補助金がスタートいたしましたのは平成 16 年度からなんですけど、済みません、私が、それ以前に同様な制度があったかというのは、今、こちらでは把握をしておりません。

申し訳ございません。

西依義規委員

10 年前で、僕は、自治会間にいろんな世帯間とか人口ばらつきが出てきていると思うんですよね。

そういった意味で、この活動費の補助金は一回見直していただきたいなというものと、あとは、どちらかというと、まちづくり一括補助金のほうに徐々にシフトをして、そういう自治会がもう担えないようなところはまちづくり推進協議会が、主となってやるという意味で、補助金も僕はシフトしていくべきかなと思います。

例えば、まちづくり一括補助金のこの 815 万円に対しては、今後、このままなのか、そうもちろん財源あろう……、どこかをふやしてどこかを断つしかいけないと思うんですけど、何かこれに対して、じゃあもうちょっとこう充実させていくべきかなとか、いやいや、これが大体、鳥栖市の思うところだということはあるですか。

宮原 信市民協働推進課長

実際、まちづくり一括補助金につきましては、まちづくり推進協議会のほうに一括して交付をしておりますけれども、中身につきましては、社会福祉協議会ですとか、交対協ですとか、青少年育成市民会議さん、あと、体協ということで、それぞれの団体が従前から補助を受けておられまして、そちらのほうを一括して交付しております。

その中で、それぞれの地区の特色といいますか、重点を置いて活動していきたいとのがございましたら、その補助金間の経費の移動といいますか、それを 3 割程度は補助金の中で動かしていったって、フレキシブルに使っていただくという目的がございまして、一括補助金という形にしておりまして、こちらのほうで今、それぞれの項目にあります補助金額を動

かすというようなことにつきましては、検討は今のところいたしておりません。

西依義規委員

僕も地域にいるんで、おっしゃることは十分わかるんですけど、あえて言わせていただくと、結局この815万円は、まちづくり推進協議会にとっては、使えるお金はほとんどないわけですね、全部体協さんとか福祉、社協さんのところに行くんで。

結局、じゃあどこをするかっていうと、本当に自治をしていただきたいという鳥栖市の思いがあるのであれば、もうちょっと予算を、自由に使えるお金をもうちょっとふやしていただかないといけないと思うんで、僕はそういう意味で自治会活動補助金を、まず考えたほうがいいんじゃないかなと。

別にこれを、ことしからするということと区長さんたちの相当な不満が出ると思うんで、そこは言いませんけど、徐々にシフトしているんですよっていうのは、各自治会さんに、鳥栖市としてその真意を見せないと、ここ5年、何も変わってないということになると思いますんで。これ以上は質問しません。

成冨牧男委員

ちょっと、今のまちづくり一括補助金の考え方、一括補助金っちゅうのをつくった目的ですけれども。

今の話、現状はそう……、結局、簡単に言うと、前と変わらんよと。それぞれの、体協とか、何かそういうところにいっているよという話でしたよね、今、社協とか。

もともとの目的はまちづくりでガンッとやるから、あとはそこのまちの中でその配分をどうするかは考えてくださいというのが目的でなかったんですか。

宮原 信市民協働推進課長

今、成冨議員おっしゃいましたように、それぞれの団体に実際使ってはいただいておりますけれども、一括補助金ということで、従前ですとそれぞれの補助金で完結するところを、補助金ごとに、3割なんですけれども、例えば、当初交付させていただいている基準額から7割、あるいは多くなれば130%ということで、その範囲内であれば、ほかの補助金の項目から、流用といいますか、お金のやりとりができるというような仕組みを、一括補助金をつくりましたときに、中に仕組みをつくっております。

ただ、これが確かに、まち協のほうに一括して交付をさせていただくんですが、それぞれの団体の中の活動というのが、お金が例えば、年度によってはこの分が不要である、不用といいますか、使い切れないとか、もっとこう、大きな事業をしたいというときに、その地区の中でお話をさせていただきまして、融通をしていただくというふうなところで、横のつながりもできますでしょうし、相談をしていただきながら使っていただければということでござ

います。

ただ、今、こういった仕組みをつくっておりますが、現状といたしましてはなかなか、補助金のそれぞれの項目ごとにお金が動くというところが表れてきていないというのが現状でございます。

それで、幾らか出てきておりますのが、まち協のほうで事務費ないしはチャレンジ活動事業ということで、30 万円、各まち協のほうに交付させていただいておりますけれども、そういったものと、まち協の事務費ということで、支援事業ということで、10 万円交付しておりますが、その分を幾らか文化祭のほうに使っていただいているというようなことはありますけれども、それ以外の分につきましては、現状といたしましては、なかなか、フレキシブルにお金が使われているというような状況ではございません。

成富牧男委員

一括補助金というふうにした目的は、私が言ったような意味もあるけど、それがなかなかやっぱりそれまでの長い歴史があるもので、簡単にはいきません。

けれども、そういう目的に沿った使い方のそういう芽っていうか、そういうのも出てきていますということでよろしいんですかね。

このためには、行政のほうのリーダーシップが要ると思うんですよ。

自治とはいえね、だから、そこら辺の当初の目的、めげずにリーダーシップを発揮してもらいたいなというふうに思います。

いいですか、あと 1 点。

済みません、ちょっとこだわるようなんですけれども、補正のときに、まちづくり推進センターの使用のことでちょっとお尋ねしましたが、ちょっと新たに改めて私、センター条例と施行規則を見ました。

さっき補正のときに質問した内容については、同じ質問はしません。

ただ、やはり決められているのが、5 日前までにだけしか決まっていないんで、どれだけ前からでも、これだけ読んだら、申請をしても拒めないんじゃないかっていう感じがします。

極端に言うと、1 年前からでも 2 年前からでも。

だから、ここら辺ちょっと、特にこれ規則ですから、条例じゃありませんので、ぜひ考えていただきたいなと改めて思ったのと、規則の中で、ちょっと奇異に感じたところがあります。

使用料の還付っていうところに、第 9 条の 2 号、公用により市長が使用許可を取り消したとき、全額返しますよって書いてあるんですけど、公用により市長が使用許可を取り消したときってというのがどういうことなのか。

それと、規則は、条例を受けて規則があると思うんですけど、使用許可を取り消したときっていうのに該当するというものがこの条例のほうでどこに載っているのか、そこんところをちょっと。

宮原 信市民協働推進課長

御質問がございましたまちづくり推進センター条例施行規則の第9条に使用料の還付ということがございまして、第1項第2号に公用により市長が使用許可を取り消したときは、全額還付ということになってございまして、どういった場合が想定されるかということでございます。けれども、例えば、突然選挙が行われると、投票所になりました場合に、公用により、市長から使用許可を取り消すと。

もちろん、優先して選挙の投票所ということで、使用をするというようなことは想定されるかと思っております。

そうした場合に、施行規則の第9条は条例第7条のただし書きに規定する、特別な理由及び使用料の還付について、詳しく定めているところございまして、まちづくり推進センター条例の第7条に使用料の還付という条項がございます。そちらのほうですでに納付された使用料は還付しないということになってございますが、ただし書きで市長が特別な理由があると認めたときは、その全部または一部を還付することができるということになってございまして、先ほどの施行規則の分で、還付というものの根拠ということになってまいります。

以上です。

成富牧男委員

還付のところは、今言われましたけれども、全部、基本的には申請者が申し込んだらばってん、ごめんなさい、取り消しますよ、っていうたやつですよ、大体書いてあるのが。

だから、今の説明では、そういう場面が想定されるっちゃうのはわかりましたよ、選挙とかね。特にこのごろは、ひょこっと選挙があったりするからですね。それはわかります。

わかりますけれども、そういうことであれば、それを……、だから逆に言うと、この施行規則の中に、第9条の2号が何を受けたのかですよ、こっちの条例のほうのどれを受けているのか。今の話は還付の話でしょう、条例第7条は。

第4条の5号でもないごたるですね、その他、管理運営上支障があると認めるときとも違うでしょう。

ちょっと、いいのかなということにとどめておきます。特にお答えがあれば。

中川原豊志委員長

いいですか。（「はい。私はいいです」と呼ぶ者あり）

質疑もまだあると思いますが、暫時休憩します。

午前11時7分休憩

~~~~~

午前11時19分開議

中川原豊志委員長

再開します。

引き続き、質疑をお願いします。

樋口伸一郎委員

9 ページをお願いします。

2項目、ちょっと質問させていただきます。

節 13 の委託料、一番上の右側の固定資産評価業務委託料と家屋全棟調査業務委託料についてなんですけど、この 2 つの委託先と、評価業務の内容と調査業務の内容をお尋ねします。

中川原豊志委員長

答弁のほう、よろしいですか。

平塚俊範税務課長

どの部分……、固定資産の評価業務委託料と、あともう１点は、「下です、家屋全棟」と呼ぶ者あり）家屋全棟調査。

固定資産評価業務委託料につきましては、佐賀県鑑定士協会のほうに委託をお願いしております。

なぜそちらのほうに委託しとるかという点、国の路線価とか県の路線価とかも、全てその鑑定士協会のほうで決められておりますので、一連の流れとして、そちらのほうが一番安全だということで、そちらのほうにお願いしております。

それと、もう一つ、家屋全棟調査につきましては、宮崎県に本社があります都市開発総合センターというところに委託をしております。

この会社のほうが、全棟調査専門の会社でして、近隣でいきますと、佐賀市、唐津市、それから鹿島市、それから筑紫野市、春日市、柳川市、大川市といったところをされてあり、実績もありましたので、入札によってそちらのほうを決めさせていただいております。

樋口伸一郎委員

一応、そしたら、委託先はわかったんですけど、行われているような、それぞれの委託先

が行っている業務内容というのは、わかる範囲で教えていただければ。

#### **平塚俊範税務課長**

鑑定業務につきましては、路線価を決めていただくというのが、路線価を決めるに当たって、まずその土地がどういった形態にあるのか。まず、状類といいますけれども、状類がどういった用途で使われているか、それに応じて、道路の幅員とか、建物の建ち方、それから、都市計画区域内のどういった状況にあるのかというところとか、踏まえまして評価をお願いしております。

家屋全棟調査につきましては、今回の分につきましては、増築等でわからないところ、もしくは滅失されているところ等を、現地にお邪魔させていただいて、外観から見ていただくと。増築の場合については、そこで評価までをお願いしております。滅失されている分につきましては、何年ごろ滅失されているかというところで、確認までとるようにお願いをいたしております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

よくわかりました。ありがとうございます。

その家屋全棟調査業務委託料の部分で、この調査を行って行って、最終的にその調査結果じゃないですけど、それを受けて、今後、どのように取り組んでいかれるための調査として考えられているのかをお尋ねいたします。

#### **平塚俊範税務課長**

この家屋全棟調査につきましては、平成元年ぐらいから全国で少しずつふえていたものでございます。

なぜふえていったのかというと、市の職員、例えば固定資産税の家屋の担当は約4名しかおりません。4名で3万棟の増築、改築を全て確認することはちょっと不可能に近いものですから、今回、全てのお宅をお邪魔させていただいて、まず最初、土台となるテーブルをつくるというところでございます。

それで、この調査が終わりましたら、3年に一度、航空写真のほうから増改築のほうを確認していくという段取りになっております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

そうしたら、それも含み、今後いろいろ、空き家対策とかのいろんな分野で、この家屋に対してのものはいろいろ出てくると思うんですけど、そうしたのものにもつながっていく調査であるというふうに、考えていてもよろしいですか。

## 平塚俊範税務課長

今回の全棟調査につきましては、あくまでも固定資産税の評価のためではございます。

ただし、今回、委託しました業者のほうから提案がありまして、空き家対策にも使えるような資料としてつくりましょうかということでしたので、その旨をお願いをいたしております。

そういったデータを建設課のほうと協議をいたしまして、4月、年度が変わりまして、そういった協議の場が設けられる予定になっておりますので、その際には、情報提供という形にはなっていくかと思います。

## 樋口伸一郎委員

御答弁ありがとうございました。

終わります。

## 国松敏昭委員

7ページのまちづくり推進センターの工事請負費、また、委託料とか、これは、一般質問等でも、私もしたかな、各まちづくり推進センターの老朽化もしくは新しいのは、弥生が丘、若葉は新しいのかな。そう言いながら、いろいろ改修が、必要になってきていると思いますが、この辺は、どのような形で、この計画組まれてきているのか。

それから、実態把握はどういうふうに考えてあるのか。

また、今後の営繕工事含めて、こういうまち協の分館まであるんですよね。

その補修、または整備のいろいろな中身は当然、空調とかもあります、その辺の考え方、どういうふう to 今後やっていかれるのか。ここに今回は、鳥栖北以下、若葉が出ておりますが。

全体のそういう工事に伴う考え方と、それから、どういうふうな順番でこの計画を立ててあるのか、ないのか、その辺も踏まえて、お答えいただきたい。

## 宮原 信市民協働推進課長

まちづくり推進センター、分館も含めましてでございますけれども、今年度、予算を審議していただいておりますのは、鳥栖北の旧管理人室の改修工事、工事請負費で400万円ほど、計上させていただいております、今回、委託料ということで旭まちづくり推進センターの改修、工事設計に係る委託料につきましても、673万4,000円を計上させていただいております。

旭のまちづくり推進センターにつきましては、もう築35年ほどたっておりまして、かなり老朽化しておりまして、昨年、皆様にも大変御心配と御迷惑をおかけいたしておりますけれども、雨漏り等がひどくございました。

それと、麓のまちづくり推進センターにつきましても、台風のときはかなり雨漏りをいたしまして、ご利用されていらっしゃる方にも御迷惑をおかけしたところでございます。

全体の今後の改修の計画といいますと、築年数等によりまして、順次、改修、利用される方の利便性の向上を図るという意味も含めまして、改修を進めていきたいと思っておりますけれども、今回、旭のまちづくり推進センターの改修後のどの施設をというのは、今のところ、きちんと定まっているところではございません。

あとは、雨漏りと、あと外壁等からの雨漏り等もございますので、その辺りにつきましては、もしも雨漏り等がありますと、居室、使うことができませんので、順次、整備をしていきたいと思っております。

あとは、修繕料ということで、各センターにつきましては、対応させていただいているところでございます。

以上です。

#### **国松敏昭委員**

確かに、複合的に今、やられているというけど、これは営繕計画とかいろいろ、そういうのは、そこのセンター長から要望もしくは地区の要望、住民からの要望でやっていくわけですか。

それとも、主体的にこちらが、まち協の職員の方が、要望も当然踏まえるでしょうけど、主体的に、計画的にやろうとされているのか、その辺ちょっと考え方は。

#### **宮原 信市民協働推進課長**

営繕計画につきましては、地区からの要望、地区要望等で上がったものを検討いたしまして、優先順位をつけながら対応させていただく分、あと、議員からの御質問ございました、センターの職員のほうから上がってくるもの、それと、週2回ほど、こちらの市民協働推進課の職員も、各センターに行っておりますので、そういったときに、施設の見回りをしまして、不都合等があるようでしたら、その分につきましても修繕いたしていくようにはいたしております。

予算もございますけれども、優先順位を決めていながら、順次、利便性の向上を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### **国松敏昭委員**

というのが、具体的な話ばせんとわからんと思うから、私の地元、田代ですが、田代の老人福祉センターが、今、まちづくり推進センターの分館になっているじゃないですか。

そういうことで、風呂をなくして、そこにスペースを設けて、文化祭等のときはそこに当

然、展示物を置いたりいろいろやられておるんですけど、当然、風呂用のつくりだったから、使い勝手が悪いわけですからね。

その辺も踏まえて、本当に、もちろん地元の要望、関係者の要望もしているんだけど、本当に、機能的にとか、また、本当に使い勝手の悪い、具体的にもう田代の話をすると、管理人室が、ただの物置になっているわけですね。

その辺も、もう少し、使い勝手があるように改修してほしいとかという要望があると思うんですよ。

その辺をきちっと聞きながら、この大規模改造か、一部修繕か知らんけど、少し計画的にきちっとね、その辺も踏まえてやってほしいわけですね。

ただ、もちろん緊急性等もあると思うけどさ、その辺が、何かよく見えないところ、あるものだから、その辺をきちっと計画を持ってやってほしいということで、何かお答えがあれば答弁していただいて。

#### **宮原 信市民協働推進課長**

田代まちづくり推進センター分館の、旧浴室につきましては、部屋の真ん中に、柱といますか、ございまして、建物構造上、その柱をとってしまうというのがなかなか難しかったということで、確かに一つの部屋として使うときには、なかなか使い勝手がよろしくないというようなお話も聞いて、御意見を聞いておるところでございます。

先だって、その文化祭、来ていただいておりまして、文化祭のときには、展示をするときにはちょうどよかったんですが、通常、会議等を開く際には、真ん中の柱というのは、不都合があるというようなことは、私どもにも意見はいただいているところでございます。

それぞれの部屋数ですとか、使用される利用者の数ですとか、活動されるサークルの方々の活動の状況ですとか、そういったところを考えながら、居室の整備につきましては、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### **国松敏昭委員**

考えていただいとると思うんですけど、防災拠点ということの位置づけもちゃんとあるし、駐車場の問題、いろんな環境的な問題、施設そのもののそういう個々の対応も、予算のときはしていただいて、やっていただきたいということ。

本来は一般質問等々で言うべき問題かわかりませんが、ここで申し伝えておきます。

#### **成富牧男委員**

今、具体的なまちづくり推進センターのいろいろな、もっとこうしてほしいとかいう話が出ていましたが、私もそういった、それこそ具体的に言ったがわかりやすいと思いますので、

もうそれぞれの耳にも届いていると思いますが、若葉地区のカラオケできるんですよね、あそこは。

ところが、話によると、かなりもう古いやつでっていう話ですけど、カラオケの備品の買い換え、もしくは、その新たなシステムに変えようとか、大体そのカラオケできる部屋をどういうふうに位置づけ……、まだ今からもずっと生かしていこうって考えてあるのか。それとも、できればもうフェードアウトさせたいのか。何か、そこら辺がはっきりしとらんのやないかなっていう気がしてならないんですけど。

ここに備品、27万6,000円ついていますが、それは全然関係ないですよ。

#### **宮原 信市民協働推進課長**

カラオケの装置につきましては、高齢者の方々の利用のために置いておりまして、予算等、その位置づけとしいたしましては、社会福祉課のほうでその備品等につきましては管理しております。ちょっと私どものほうでは把握しておりません。

申しわけございません。

#### **成富牧男委員**

失礼いたしました、認識不足でした。

ただ、いずれにしろ、施設全体の管理はそちらだと思いますので、よく社会福祉課とも話しして。

それと、管理の話でいくと、もう一つ、地区社協が入ってあると思うんですね。地区社協はどうなんですか、間借りなんですか、それとも、占有してあるんですか。そこら辺は、どういう位置づけをされているんですか。

#### **宮原 信市民協働推進課長**

まちづくり推進センターの施設自体は、市民協働推進課のほうで管理をしておりまして、その一つの部屋を地区社協のほうにお使いいただいているというふうな形で、占有をして、その部屋は使っていただいているというふうな状況でございます。

#### **成富牧男委員**

まちづくり推進センターは、専用と。

占有……、だから、そういう取り決めもちゃんと……、何か、そこら辺がきちっとやられているんですかね。

もう、そういう状況やったら、そのように皆さん徹底できるような、何か、カラオケのところが分取り合戦じゃないけど、そういうことがあったようなことも聞いていますのでね。

それこそ、それも社会福祉課の話、社会福祉課の職員が出てきてどうのこうのっちゅう話も聞きましたので、それこそ、管理してある、まちづくり推進のほう、市民協働推進課のほう

うのリーダーシップできちっと、行司役も果たしてもらいたいなという気持ちがあります。

いずれにしろ、さっき言いよった話も、あれ、風呂を撤去するときに、かなり、そのかわりこんなことをやりますっちゅうてPRしとるわけですから、それも社会福祉課でしょうけど、ぜひ、風呂をなくされたときの経緯も合わせて、しっかり踏まえられて、社会福祉課ともちゃんと話し合いながら、市民のため、まちづくりが変わったってなるような方向でやってもらいたいなと思っております。

以上です。

#### **中川原豊志委員長**

ほかございますか。

#### **西依義規委員**

まちづくりセンター費の、11 番、需用費の光熱水費についてですけど、これは、若葉の、例えば、お風呂とかは別ということですか。あれは、違う計上をされているんですか。

#### **宮原 信市民協働推進課長**

若葉の風呂の事業につきましては、別計上という形になってございます。

#### **西依義規委員**

これ、あと、僕も使ってみて思うんですけど、冷暖房っていうのは、たしかつけても消してもっていう、その辺、結局、使い放題なのか、それとも、ちゃんとこう管理をしているのか。

使う立場になれば使い放題がいいんですけど、それで、使ったら使ったしこ計上されて、果たしてどうかなと思うんですが。

#### **宮原 信市民協働推進課長**

冷暖房につきましては、別途使用料に上乗せですとかっていうことはございませんで、その部屋をお使いいただければ、そこはそれでつけていただくのは、それぞれの利用者の方にお任せしているというふうな状況でございます。

#### **西依義規委員**

利用者の権利を制限するような発言なんですけど、自治会の公民館とかは、100 円入れたりとかいって、やっぱきっちりされているんで、冷暖房を規制したからこの1,485 万円が幾らなるかはわからないんですけども、そういったところも、やっぱりキチキチ詰めるところは詰める、それで、ふやすところはふやすというふうにしたほうがいいと思うんで、後から苦情が相当来るかもしれんですけど、そういうのも僕はありかなと思うんで、ぜひお願いします。

#### **中川原豊志委員長**

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、引き続きまして、資料でいきますと 10 ページ以降の民生費、款 3. 民生費のところでの質疑がありましたらお願いします。

#### **西依義規委員**

これ、補正でもあったのですが、はり・きゅう助成費の考え方についてなんですけど、これは、国のほうがこういった後期高齢者にははり・きゅうを助成しなさいという指針か何かあるんですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

特に国からの指針はございません。

#### **西依義規委員**

ということは、広域連合独自の事業ということですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

はり・きゅうの助成につきましては、医療保険、国保、後期高齢でやっているところもあれば、高齢者の対策ということで高齢者に限って実施をされている団体、それぞれその団体によって異なっております。

それで、鳥栖市につきましては、医療保険といたしまして、国保、もしくは後期高齢者の方ということで、その方に対して、施術 1 回当たり 1,000 円を助成をしているという状況でございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

多分、助成はとてもいいことだと思うんですけど、ちょっと意見として言いたいのは、それと児童福祉、障害者福祉、それと老人福祉という 3 つが、拡大していつているんで、やっぱり、最低限必要なものはもちろん絶対必要だと思うんですけど。

みんなが喜ぶからとかいう、きのうの議論じゃないんですけど、例えば、敬老祝金とか、バスの無料券とか、いろいろある中の一つ……、老人福祉に関する事業としては、僕は、5 年おきとかでやっぱり見直していかないと、あと 20 年先とか、だんだんなるとどうかなと思うんで、これはもう私の意見で終わります。

#### **中川原豊志委員長**

ほかございますか。

#### **内川隆則委員**

予算を委員のほうに、5 ページ、一番上に、国民健康保険の 100 万円の頭出しみたいにし



であるわけですが、国民健康保険、約 10 億円借金があると思うが、この借金は平成 28 年度、平成 29 年度、この 2 年間で返済しなければならない。

このようなことに、今から先の計画ではあるんじゃないかと思うんですが、その返済計画をどのように考えられておるのか、お答えをお願いします。

#### **吉田秀利国保年金課長**

国民健康保険特別会計において、累積赤字が平成 26 年度末の段階で、11 億 2,000 万円ほどございます。

それで、広域化は平成 30 年度からということで、もう決まっておりますので、あと 3 年ほどにはなりますけれども、それで、今現在、単年度につきましても、赤字を計上しているという状況でございまして、平成 30 年度広域化までに、今後、11 億 2,000 万円の赤字が約 14 億円弱ほど、まだふえるような見込みで、今のところ考えております。

そういったことから、また平成 30 年度に向けたところでこの 11 億円以上の赤字の解消ということで、国、県からも早期の解消を求められているということでございます。

そういった中、鳥栖市につきましては、国保特別会計のほうでも予算計上しておりますけれども、今まで、4,000 万円を 3 月補正で計上、法定外繰り入れということでさせていただいておりました。この額を、1 億円に増額をさせていただいて、大体 14 年程度で今後返していくようなことで、当初予算のほうにも計上させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

#### **内川隆則委員**

ということは、14 年間、借金を持ち越していくというふうなことで、国保の値上げはしないというふうなことですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

広域化になりますと、県のほうが県全体、もしくは市町村ごとの標準税率ということで示してきますので、平成 30 年度以降につきましては、国民健康保険の税率等がちょっとどうなるか、今のところ、まだはっきりしていないという状況でございます。

それで、平成 30 年との広域化までにつきましては、現在の税率等で、実施させていただくというような形になるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

#### **内川隆則委員**

わかりました。

それともう一つ、ごみ焼却場の鳥栖市地区への移転の問題が具体的になってきているんです



っていう意味で、元に戻すという選択はないと、なかなかないと思いますけど、例えば、各地区のまちづくり推進センターとか私が言いよるだけですけど、新たな方策を考えておられるのかどうか、お尋ねをします。

#### **槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

今、委員御指摘のとおり、資源物回収広場については、回収量が減ってきたということで、市役所前の広場、市役所前でしていた時期に比べますと、やはり３割とかぐらい減ってきております。

あそこについては、次期ごみ処理施設の建設地ということで、当然、資源物広場については、基本的には、あそこは廃止しなければならないということで、別の場所に移すのか、今、議員御指摘いただいたような、御提案いただいたように、各地区のほうのまちづくり推進センターなり土地があるところに、そういうふうな回収場を設けられないかということについては、現在、検討をまだしておるところでございます。

#### **成富牧男委員**

ありがとうございました。

終わります。

#### **中川原豊志委員長**

ほかは。

#### **西依義規委員**

13 ページの鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金についてですけれども、主要事項説明書の 22 ページでも御説明いただいたんですが、L P ガスの下落ですか。

それで、実質負担金が減っているんですけど、これ例えば、均等割が 10%、人口割が 90% という、次の建設負担金等は、これはずっとこういう感じでいくのか、もう一回、検討の余地があると思うんですが、この辺についていかがですか。

#### **槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

現在の施設につきましては、最初の協定を結んだ人口割 90%、建設負担金については、人口割 90%の均等割 10%、それで、所在地交付金については排出割 100%ですね。管理運営費につきましては、排出割が 90%で均等割が 10%になっております。

それぞれに負担割合が違ふということになっておりまして、次期ごみ処理施設につきましては、それをどうするかっていうのは、また一から、協議をさせていただくということになっております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

これは、近隣のごみ処理施設も大体こういう比率なんですか。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

若干違いますけれども、多くは、均等割が 10%に人口割 90%というふうなものが多いと。ほかのところは、例えば均等割を 20%にして、人口割を 80%にするとか、均等割を 5%にして、95%は排出割とかですね。そういうふうな、ちょっと、それぞれのところの地域で若干違う場合がございます。

#### **西依義規委員**

もちろん今後、検討されていくんでしょうけど、僕の意見としては、結局、人口増を努力して頑張って自治体、いろんな人口増の策をやればやるほど、やってないところが優遇とは言わんですけれども、やっぱり均等割のほうを少し比率を上げるのが普通じゃないかなと。

例えば、20%対 80%とか、そういったふうにしていくほうが、僕はすんなりというか、普通というか。鳥栖市の有利な意見ですけど、そういうふうにするっていうのも、今後、ちゃんとした会議が開かれるんで、そういった、鳥栖市としては姿勢をしっかりとっていくべきではないかなとは思います。

以上です。

#### **中川原豊志委員長**

意見ということで、はい。

#### **樋口伸一郎委員**

2つお尋ねです。

まず 13 ページをお願いします。

節 13. 委託料の中の、主要説明書の 23 ページで御説明いただいたやつから質問をさせていただきます。

本年度予算額が 1 億 1061 万 4,000 円で、事業内容のほうに内訳を書いてございますけれども、この電動生ごみ処理機の購入補助金は 1 世帯 2 万円でしたかね。それで、単純に計算して 15 件ということですよ。

それで、この 15 件っていうのは、ここ、上がっていけば、仮にここが上がっていったとしたら、ごみの減量化、以前ちょっと尼寺議員さんも一般質問等でされていたかと思うんですけれども、この分というのは、どれくらいの効率でごみの減量化にはつながるんですか。

効率って言ったら……、ちょっとわかる範囲で。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

確かに、全世帯が生ごみについて電動生ごみ処理機を購入したと仮定すれば、生ごみについては 10 分の 1 程度になるだろうということにはなります。

ただ、いろんな意味で、電気代がかかるとか、地球温暖化に関してということになれば、二酸化炭素などの排出量とかっていうことになれば、それと逆行するケースもあるということでございますけれども。

ごみの量から言えば、生ごみについては10分の1程度になると思っております。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

そしたら、上のほうから、コンテナとか電動とか資源とかずっとあるんですけど、前年度と同じで予算づけをしてあるのがほとんどで、資源回収奨励補助金だけですかね、前年度よりちょっと減少しているって言われたのが。これを相対的に見て、1世帯当たりでできるところに重きを置いて、どんどん膨らましていったほうが減量化につながるのか、1世帯で取り組んでいけるような減量化になるべく注力したほうが減量率としては上がっていくのか。

それとも、例えば、資源回収奨励とかなれば、各種団体というか、そうしたところの取り組みに関連してくるかと思うんですけど、やっぱこう、個別にどんどん減らしていくほうが減量としては、つながるというふうに考えていいんですかね。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

確かに、各世帯で少しずつでも減量化すれば、一番効果は上がると思っております。そういう意味で、各家庭のごみの水切りとか、そういう対策をとっていただくことによっても、かなりの効果があると考えております。

ただ、それだけというわけでもなく、やはり総合的に、じゃあ、どこに、例えば、資源化するにしても、先ほど御質問いただいた分にありますけれども、資源化する場所を提供するとか。そうした、頻繁に回収する団体が来るとか。

そういう意味では、いろんな団体とか、そういう方策というのが絡み合っているというふうには考えております。

#### **樋口伸一郎委員**

わかりました。

そしたら、後期基本計画の中に目標数値、減量に関する目標数値がたしか——細かい数字までちょっと今記憶にないんですけど、あったと思うんですけど、前年度予算額から本年度予算額、ちょっと減っていますよね。

これは、数値どおりに目標数値に近づいていったとしたら、この額は、関連してくるんですか。ふえていたり、ここはふえてきて減量率につながっていくのか。そこ、ちょっとご説明いただければ。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

直接これで……、例えば、減量化が進めば、これが安くなるということでは考えておりません。

資源物回収指導業務についても、これは年間の委託料でございますし、コンテナ収集運搬委託についても、少なくとも多くてもこの金額ということになっております。

それで、一番大きいのは、先ほどから言っているごみ処理施設の運営負担金、先ほどの鳥栖・三養基西部環境施設組合の負担金あたりが減ってくると。

だから、今回、平成 28 年度が減額になっている理由の一つは、ごみの量が鳥栖市の場合は減ったと。相対的にみやき町のほうがふえたということで、うちのほうが 1,015 万円ほどの減額と、減っているということでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

この質問はここで終わらせていただきます。

それと、もう一つなんですけど、同じく 13 ページで、節 14. 使用料及び賃借料ってところの不法投棄の部分なんですけど、これが、ちょっとさっき質問をさせていただいた歳入から出ていっている部分の一部ということで、まずよろしいですか。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

その通りでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

そしたらちょっと教えていただきたいんですけど、歳入のところであったり、いろいろ、カメラに関しては、ここにカメラという言葉があるんで、非常にわかりやすいんですけど、県補助金の動きというのは、この歳出の中でどこに当てはまるかを教えていただければと思います。

#### **竹下 徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長**

13 ページの塵芥処理費の需用費のうちの消耗品費ですね、こちらのほうに不法投棄防止の看板作成費がここに含まれています。

それと、節 12. 役務費、こちらの手数料の一部が家電リサイクル法の家電リサイクル料金ですね、不法投棄された分の処分費用ということで一部入ります。

それと、委託料の中の廃棄物特別処理委託料、250 万円ございますけれども、この中に、不法投棄された分の処理費用、これが一部含まれます。

それと、不法投棄防止パトロール委託料、これは夜間のパトロールを警備会社に委託するものですけれども、こちらについても、補助金の対象となっております。

それと、カメラの借上料ですね。このあたりが補助金の対象となっております。

以上です。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

終わります。

**西依義規委員**

次に、14 ページのし尿等下水道投入施設整備に伴う、っていう 1,800 万円ですかね、主要説明は 24 ページに書いてあるんですが、これ、設計委託料が 1,800 万円で、このあとの工事費は幾らぐらいに大体なるのですか。

**榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

ちょっと現在、基本計画もまだ策定中でございますけれども、ほかの地域の例からいきますと、4 億円とかという数字でございます。

ただ、実際、いろんな設備がそれぞれ地域によって違うということで、はっきりとは言えませんけれども、4 億円、5 億円程度、かかるのかなというようなことでございます。

**西依義規委員**

さっきの説明では、平成 28 年度に設計して、平成 29 年度、平成 30 年度で工事するとおっしゃった、それでいいんですか。

**榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

現在の計画、予定スケジュールでは、平成 28 年度設計で、平成 29 年度に着工いたしまして、平成 30 年度中に工事終了して稼働というふうなことで思っています。

**西依義規委員**

そうしたら、来年度予算に設計して、積算した額っていうのが予算にドンと出てくるっていうことでいいんですか。

**榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

平成 29 年度の予算に反映されるということで考えております。

**西依義規委員**

わかりました。

あと、15 ページの最後に鳥栖市環境保全協議会とあるんですが、この協議会の主な活動内容を教えてください。

**榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

主な内容といたしましては、ここが主催して、今回、スポーツごみ拾い大会とか、河川の清掃とか、空き缶拾い、捨てちゃイ缶バイ！作戦というような、そういうふうな事業について、ここが主催ということで行っております。

## 西依義規委員

すいません、主要メンバーというか、どういった方々が協議会を構成されているんですか。

## 榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

メンバーといたしましては、各地区の嘱託員の代表さんとか、東部土木事務所、それと、農林事務所、J C、商工会議所、農業委員会、警察署、保健福祉事務所、連合佐賀婦人会、市議会、それと、市の代表、議長さんのほうをご参加いただいております。21人で構成する協議会となります。

以上でございます。

## 中川原豊志委員長

ほか、いかがですか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

一つだけ、私からもよかですか。ちょっと前、聞いたんですけど、13ページのコンテナ収集・美化活動推進奨励金、この考え方ですよ。

活動されているところについて、1世帯当たり幾ら、240円やったかな、という補助ということなんですけれども、積極的に推進されているところもあれば、アパート、マンションあたりの多いところでそこも1世帯として考えて、同じ奨励金をやるのかというふうに思うんですけれども。

そういったところの奨励金のあり方について、考え方を再度ちょっと確認させてもらってもよろしいですか。

## 榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

当然、一つは月1回ないし2回、コンテナ収集をしていただいている分のそういう部分と、もう一つが、町内の環境美化活動をしていただいている分に合わせたところでの奨励金ということで、実績報告をいただいて、それで補助金を出しておると、奨励金を出させていたでいるということでございます。

それで、その1世帯当たり240円というのを均等に出すというところに、その辺になると、ちょっと今のところは、各町区において、そういう活動をどこでも一応していただいているということでお出してございまして、ここに差をつけるということは、今のところ考えてはおりません。

## 中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ただ、本当に地域差があると思うんですよ。



本当に地域全体で取り組んでいるところがあれば、ほとんど新興住宅もしくはアパートとかマンションの多いところも1世帯として考えた中に、世帯数だけすごく多いんだけど、取り組みはごく一部の老人クラブか子どもクラブかわかりませんが、そういったところしかやってないようなところでも、世帯数に応じての均等割っていうか、世帯割で本当にいいのかなというふうに、ちょっと疑問を持つところがあるんですが。その辺の考え方というのはいかがでございますか。

#### **槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

考え方としては、何をはかって一所懸命かというのは問題がありますけれども、ある程度、インセンティブを与えるといいますか、頑張ったところに多めに配分するということは一つの方法としてはあるかと思います。

それで、それについては、今後の検討課題の一つということでさせていただければというふうに思います。

#### **中川原豊志委員長**

ありがとうございます。

よろしくお願いします。

#### **国松敏昭委員**

主要事項説明書、これは、22 ページ。

この中で、事業内容、いよいよ、みやき町にある溶融炉の施設、ごみの施設が鳥栖市に移動するというところで、平成28年度から環境影響評価の実施及びごみ処理施設整備基本計画の策定ということですが、やはり聞くところによると、最先端の施設ということで、平成28年度から環境影響評価ということで、どういうふうにこの辺の環境評価、実施をされるのか。

22 ページの平成28年の環境影響評価（4か年）の実施ということで、この環境影響評価の中身について、どんなふうなことで、今後取り組まれるのか、教えてほしいと思います。

#### **槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

環境影響評価については、周辺の環境に与える影響を調査し評価するということでございますので、例えば、道路であったりとか、気象であったりとか、そういうことについて、その施設が建つことによってどういう影響があるかということが一つ、それを判断すると。

もう一つが、その影響を最低限にとどめる方策として何をするのかというようなことをまとめるのが環境影響評価というふうに考えておりまして、いろんな安全面であったりとか、建ったことによって、例えば、水の流れが変わるとか、そういうことがないのかとか、道路はどうだとか。

そういうことについて、調査をし、評価をするというふうなことで思っております。



**中川原豊志委員長**

では、再開します。

議題に入ります前に、執行部のほうから資料の提出があつておりますので、説明を求めます。

**吉田秀利国保年金課長**

先日の3月補正の委員会の際に御質問がありました国民健康保険税延滞金につきましての現年度分、滞納分の内訳について、御説明をさせていただきます。資料の中ほどをごらんいただきたいと思います。国民健康保険税延滞金の推移というところでございます。

平成23年度から平成26年度の実績及び平成27年度の見込みを記載しているところでございます。

平成27年度分では、今回の補正で国民健康保険税の延滞金を709万2,000円に増額しておりますが、その内訳といたしましては、現年課税分が3万3,330円、滞納繰越分が705万8,670円となっているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

**中川原豊志委員長**

説明が終わりました。

せっかくですので、質疑がありましたらお受けいたします。

よろしいですか。

**西依義規委員**

すいません。

そうですね、補正予算が、当初が240万円の補正額が、469万円プラスになって700万円やった分ですね。

これは、結局、減免じゃなくて今までの滞納額が……、いや、違いますね。これは、平成26年、25年を見るとちゃんと延滞金は700万円か800万円ぐらい入っているんですが、なぜ平成27年は240万円っていう、予算を立てられたんですかね、じゃあ。

**吉田秀利国保年金課長**

国民健康保険の特別会計の予算を計上する段階で、延滞金につきましては、毎年240万円ということで計上させていただきまして、最終的な3月で、ある程度の見込みの段階、出た段階での補正というようなことで対応させていただいております。

以上でございます。

**中川原豊志委員長**

〔発言する者なし〕

じゃあ、終わります。

中川原豊志委員長

次に、議案乙第10号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

ただいま議題となりました、議案乙第 10 号 平成 28 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

説明のほうは、特別会計の当初予算についての厚生常任委員会資料により行わせていただきます。

資料の 1 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款 1. 国民健康保険税、項 1. 国民健康保険税、目 1. 一般被保険者国民健康保険税及び次のページの目 2. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び介護退職被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年分と滞納繰越分につきまして、それぞれ見込み額を計上いたしております。

次に、款 2. 使用料及び手数料、項 1. 手数料、目 1. 総務手数料のうち、節 2. 督促手数料につきましては、保険税の収納に係る督促手数料を計上いたしております。

3 ページをお願いいたします。

款 3. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金のうち、目 1. 療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者の療養給付費等に要する費用及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用について、国が 32%の定率で負担するものでございます。

次に、目２．高額医療費共同事業負担金につきましては、レセプト１件当たり８０万円以上の医療費を対象にして、市町村に交付金を交付いたします高額医療費共同事業に対する国の負担金であり、国の負担率は４分の１でございます。

目 3. 特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の対象経費

の一部を国が負担するものであり、国の負担率は3分の1でございます。

その下、項2．国庫補助金、目1．財政調整交付金、節1．普通調整交付金につきましては、全国の市町村間の医療費水準や所得水準の格差による財政力の不均衡を調整するため、一般被保険者分療養給付費等に係る被保険者負担分の9%相当額が国から交付されるものがあります。

また、節2．特別調整交付金につきましては、災害等により収入が確保できない結核性疾患、精神疾患に係る療養給付費等が多額であるなど、普通調整交付金の画一的な算定方法では措置できない特別な事情を考慮して国が交付するものでございます。

次に、款4．県支出金、項1．県負担金、目1．高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業の県の負担分であり、県の負担率は4分の1でございます。

その下、目2．特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査等の対象経費に要する県の負担分であり、県の負担率は3分の1でございます。

4ページをお願いいたします。

項2．県補助金、目1．財政調整交付金、節1．利子調整交付金につきましては、市町村国保の財政を調整するため、療養給付費等に係る市町村格差を勘案して交付されるものでございます。

また、節2．2種調整交付金につきましては、国保事業の安定化に資する事業の実施状況、その他国保財政に影響を与える特別の事情を勘案して交付されるものでございます。

次に、款5．療養給付費交付金につきましては、退職者医療制度に基づきまして、退職被保険者等の医療給付費から退職被保険者等の保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款6．前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの後期高齢者を対象とした被用者保険と、国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度に基づくものであり、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者の加入率が全国平均より高いことから、支払基金から交付されるものでございます。

次に、款7．共同事業交付金のうち、目1．高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象に、80万円を超える部分の59%が国保連合会から交付されるものでございます。

その下、目2．保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村国保の財政の格差を調整し、均衡を図るため、市町村が拠出金を出しあい、レセプト1件当たり8万円を超え80万円までの部分の額の59%が国保連合会から交付されるものでございます。

また、この事業の原資としまして、歳出の款7．共同事業拠出金で同額を計上いたしてお

ります。

5 ページをお願いいたします。

款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る繰り入れでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税の軽減相当分を県 4 分の 3、市 4 分の 1 の負担割合で補填するための保険税軽減分の繰り入れなどでございます。

出産育児一時金繰入金につきましては、1 子につき 42 万円となる出産育児一時金の費用のうち、3 分の 2 を一般会計から国保会計へ繰り入れるものでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなど保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目し、国の財政措置が講じられる保険安定化支援事業繰入金などの繰り入れでございます。

子どもの医療費助成事業繰入金につきましては、子どもの医療費助成事業の実施により、国庫支出金が減額されているため、この減額分を補填するため繰り入れるものでございます。

特別繰入金につきましては、累積赤字を解消するため、これまで 3 月補正で 4,000 万円を計上していましたが、平成 30 年度から実施される国民健康保険財政運営の都道府県化を機に、早期解消が求められていることから 1 億円増額し、当初予算に計上するものでございます。

次に、1 ページを飛びまして、7 ページをお願いいたします。

款 11. 諸収入、項 3. 雑入のうち、目 2. 一般被保険者第三者納付金及びその下の、目 3. 退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故など第三者の行為によって生じた保険給付について請求した損害賠償金の納付金でございます。

2 つ飛びまして、目 6. 雑入につきましては、特定検診の検診料及び指定公費負担医療費雑入につきましては、72 歳から 74 歳の方の窓口負担割合の 1 割の暫定措置に係る国の補填措置である、指定公費負担金の医療費のうち現金給付に係る分でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、国保業務に従事する職員 7 名分の人件費でございます。

その下の、節 9. 旅費から節 12. 役務費につきましては、それぞれ国保業務に係る経費を見込みにより計上いたしております。

節 13. 委託料のうち、第三者行為求償事務委託料につきましては、第三者行為による求償事務を国保連合会へ委任して行うものでございます。

その下の、共同電算処理業務委託料は、医療機関からのレセプトの例月処理や被保険者の

資格異動などの業務を国保連合会に委託しているものでございます。

次に、目 2．連合会負担金につきましては、県内市町が加入する佐賀県国保連合会の運営経費に対する市、町の負担金でございます。

次に、目 3．医療費適正化特別対策事業のうち、節 13．委託料のレセプト点検業務委託料につきましては、療養給付費の適正化を図るため、請求内容に疑義のあるレセプトについて縦覧点検などの 2 次点検業務を委託して実施し、再審査請求を行うものでございます。

9 ページをお願いいたします。

項 2．徴税費、目 1．賦課徴収費のうち、節 4．共済費及び節 7．賃金は、国保税の電話催告などに従事する国保税滞納整理補助員の社会保険料及び賃金でございます。

節 9．旅費から節 12．役務費につきましては、滞納整理や督促、納税通知など国保税の賦課徴収に係る事務経費でございます。

節 28．繰出金につきましては、国保税の収納に係る経費について、県の財政調整交付金のうち、2 種調整交付金の対象経費分とされておりますので、滞納整理システム関連経費について一般会計に繰り出すものでございます。

その下、項 3．運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

10 ページをお願いいたします。

款 2．保険給付費、項 1．療養諸費のうち、目 1．一般被保険者療養給付費及び目 2．退職被保険者等療養給付費につきましては、医療機関の窓口で自己負担分を支払った残りの医療費分について、保険者が支払う現物給付分の療養給付費でございます。

目 3．一般被保険者療養費及び目 4．退職被保険者等療養給付費につきましては、柔道整復師による施術や医師が必要だと認めたコルセットなどの治療用具の経費などに対し、保険者が支払う現金給付費分の療養費でございます。

目 5．審査支払い手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請書の 1 次審査や、保険医療機関への支払い事務を代行する国保連合会への手数料でございます。

次に、項 2．高額療養費のうち、目 1．一般被保険者高額療養費及び目 2．退職被保険者等高額療養費につきましては、1 カ月に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が一定の額を超えた場合、被保険者に対し高額療養費を支給するものでございます。

目 3．一般被保険者高額介護合算療養費及び目 4．退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険両方の自己負担を年間で合算した額が一定の額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものでございます。

11 ページをお願いいたします。

同じく、款 2．保険給付費の項 4．出産育児諸費は、出産育児一時金の支給に要する経費でございます。

その下、項 5．葬祭諸費は、被保険者の死亡により 1 人につき 3 万円を葬祭執行者に支給するものでございます。

次に、款 3．後期高齢者支援金等、項 1．後期高齢者支援金等の目 1．後期高齢者支援金及び目 2．後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、支払い基金へ拠出いたします公共施設支援金及び病床転換支援金、並びに事務費でございます。

12 ページをお願いいたします。

款 4．前期高齢者納付金等、項 1．前期高齢者納付金等の目 1．前期高齢者納付金及び目 2．前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前期高齢者医療制度に基づきまして支払基金へ拠出いたします前期高齢者納付金及び関係事務費でございます。

次に、款 6．介護納付金、項 1．介護納付金につきましては、40 歳から 60 歳の介護保険第 2 号被保険者に係る介護保険料相当額を各保険者が支払基金に納付するものでございます。

次に、款 7．共同事業拠出金、項 1．共同事業拠出金のうち、目 1．高額医療費共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業の原資として国保連合会に拠出するものでございます。

その下、目 2．保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業の原資といたしまして国保連合会に提出するものでございます。

13 ページをお願いいたします。

次に、款 8．保健事業費、項 1．特定健康診査等事業費につきましては、40 歳から 74 歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導の事業を実施するのに要する経費でございます。

主なものといたしましては、節 7．賃金は、集団健診及び特定保健指導、また、未受診者への訪問受診勧奨などに係る保健師、看護師、管理栄養士など資格を持つ臨時職員の賃金でございます。

節 13．委託料のうち、特定健康診査委託料につきましては、特定健康診査の個別健診及び集団健診を県医師会、また、データ管理を国保連合会へ委託するものでございます。

次に、項 2．保健事業、目 1．保健衛生普及費につきましては、年 6 回発送する医療費通知の経費及び年 4 回発送するジェネリック医薬品差額通知の経費でございます。

目 2．療養費、節 19．負担金、補助及び交付金のはり・きゅう助成費につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術 1 回につき 1,000 円を助成する



ものでございます。

目 3. 健康推進事業費のうち、節 7. 賃金及び節 8. 報償費につきましては、生活習慣病予防事業に係るもので、訪問指導看護師等の臨時職員の賃金及び生活習慣病の講師謝金を計上いたしております。

次のページ、14 ページをお願いいたします。

節 12. 役務費及び節 13. 委託料につきましては、人間ドック等に係る経費で、受診決定通知の郵送料及び医療機関への委託料を計上いたしております。

款 9. 基金積立金につきましては、累積赤字補填のための特別繰入金 1 億円を、5 月末の決算時まで一時的に基金に積み立てるものでございます。

款 11. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金、目 1. 一般被保険者保険税還付金及び目 2. 退職被保険者等保険税還付金につきましては、所得の更正や社会保険加入により過年度還付が発生した場合の還付金を計上いたしております。

以上、御説明とさせていただきます。

#### **中川原豊志委員長**

説明終わりました。

これより質疑を行います。

#### **西依義規委員**

昨年度との比較をすると、保険給付費、おおまかに保険給付費と介護納付費が予算が減っているっていうか、安くなっているんですが、これなんか原因があるんですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

保険給付費の減少につきましては、被保険者数がここ一、二年で減少いたしております。そういうことから、全体的な保険給付費が、若干下がっているという状況でございます。

それからもう 1 点、介護納付金の減少でございます。これは、介護納付金につきましては、介護保険第 2 号被保険者に係る分ということでございます。それで、これも 1 人当たりの納付が国のほうから示されます。

これも、被保険者数の減少に伴いまして、第 2 号の被保険者数も減少しておりますので、そういったことから減少になっているということでございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

ということは、この保険者は後期高齢者のほうに行ってるいんですかね、減っているっていう、そのところは。

#### **吉田秀利国保年金課長**

国保被保険者の移動につきましては、転入転出、出生死亡等の移動と、もう一つは、社会保険加入、社保離脱による得喪がございます。

そういった中で、社会保険のほうに行っているっていう方もおられますので、その辺は何とも言えない状況ですね。

減った理由としては、これは全国的に減っておりますので、人口の減少に伴うもの、もしくはそういったものによるものではないかなというふうにも考えております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

すいません、漠然とした議論で済ません。

先ほども、赤字で1億円を補填していくとおっしゃったんですが、国民健康保険の会計としての理想的な姿っていうか、それは、結局保険者が減っているから成り立っていないのか、事務とか国の補助金が減らされているのか、そのいつてない現状っていうのは、どういうふうに分分析すればいいんですかね。

#### **吉田秀利国保年金課長**

国民健康保険制度につきましては、構造的な問題が今指摘をされております。

その構造的問題といいますと、高齢者の割合が高く、若い世代が少ないということが一つございます。

それから、低所得者が多いというようなことで、高齢者が多く現役世代ではございませんので、年金等の収入による国保世帯の所得が少ないというようなことから国保財政を運営していく中で、かかる医療費としては高齢者が多いということで、医療費は高く、また入ってくる収入の額、所得が少ないということから税収も少なくなっている。

そういったことから、財政のほうが厳しなっているというような状況でございます。

#### **西依義規委員**

じゃあ、すいません。

いろいろ市が、県が何%とか出てきたんで、4分の1とか3分の1、これ全体的に見ると歳入の比率っていうのは、もちろん保険料を納めている方と県と国と市っていうものの比率は大体どれぐらいの%テージなんですかね。

#### **吉田秀利国保年金課長**

理論上ではございますけれども、医療給付費として支払う歳出分の財源といたしまして、半分を保険税で賄いまして、残りの半分を国、県の公費で賄うと。これが、基本になっているところでございます。

#### **西依義規委員**

なら、基本ですけど、そういうふうにはなっていないということでもいいんですかね。

#### **吉田秀利国保年金課長**

単純に、そういう形でしますと極端な赤字になりますので、退職医療制度、もしくは前期高齢者医療制度、後期高齢者医療制度というふうなことで、前期高齢者医療制度につきましては、65 歳から 74 歳までの方、この方を全国平均いたしまして、均等に支払うとか、そういった制度も加味されておりますので、一概に何%ということはちょっと難しいと思います。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

5 ページをお願いいたします。

これ、歳入のほうからなんですけど、出産育児一時金繰入金がございますね、ここに。

1,904 万円で、これは3分の2を負担するものということでしたけど、それを踏まえて、すいません、歳出のほうも、11 ページをちょっと開いていただいて。

ここに、また出産育児一時金っていうのが2,856 万円あるんですけれども、この歳入と歳出の関係性っていうか、ちょっとそれ御説明いただきたいのとですね、プラス、これ特別会計なんですけど、一般会計の扶助費の中にもこのお金というのが上がっているじゃないですか。まず、こっちの関係性のほうから教えていただいてよろしいでしょうか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

出産育児一時金に係る費用ですね、出産された方、1 件に対して 42 万円を支給しておりますが、その支給額がこの出産育児一時金で支出するものです。

この財源といたしまして、そのうちの3分の2、2,982 万円の3分の2に当たる額、これを一般会計のほうから補填をしていただきまして、残りの3分の1については保険税で賄っているというような状況でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ちょっと、確認をさせていただきます。

2,982 万円と言われたのは前年度、2,856 万円ですね。この分で、歳入にあった分っていうのは、その3分の2っていうところで、保険税からということだったんですけど、それ以外を、じゃ一般会計の中にある……、一般会計のほうはいいですけど、児童扶養手当とかが2億8,000 万円ぐらいあったんですけど、それとの関連性は全然ないんですか。それも、上限40……、これじゃない、児童扶養手当じゃなくて、そっち側にも1人、何か、なかったですか。

これ全部、その42 万円に関しては、全部この特別会計の中からだけで補われているっていう考え方でいいんですかね。

## 吉田秀利国保年金課長

この 42 万円につきましては、出産に係る費用及び育児に関する費用を医療保険で支給をするというものでございまして、福祉のほうの予算と全く関係はございません。（「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

## 成富牧男委員

1 点だけお尋ねします。

さっきの、平成 30 年度をめどに財政運営の都道府県化が始まるということですが、端的にお尋ねしたいのは、このことによって、さっき保険料はようわかりませんと言われましたよね。

だけど、大筋、今のうちの水準で上がるのか、下がるのか。

わからんならさっきと同じ答弁でいいんですけど、何か、大まかな方向性はわかるのかなと思って尋ねるんですけど。

それと、あと保険者にとって、今、鳥栖市にとって、ああ、よかったと、めんどくさかったのうなっただって、県に行ったけんていうことなのか。いやいや、そういうもんじゃないですよと、かえって大変ですよちゅう話なのか。

もう大体、平成 30 年、再来年のことですから、大体そういう話、もう決まっていると思いますので、そこんところ。

それから、結局最終的には、いわゆる被保険者の方になってくるとは思いますけど、国保の利用者の方にとってはどういう影響が今の時点で考えられるのか。メリット、デメリットあればメリットとデメリット、両方。今の時点でいいですからね、国の考え方なりから。

## 吉田秀利国保年金課長

まず、保険税の額についてでございますけれども、広域化になった後についての保険税の算定の仕方については、国のほうからある程度、明示があったものの、実際どうなるかにつきましては、正直なところ、どうなるかというのはまだわからないというのが現状でございます。

それから、広域化に移行した場合の市の業務につきましては、当初の広域化を考えたときには、後期高齢者でやっているような形と思っておりましたけれども、実際には、現状を今、鳥栖市、保険者としてやっております資格管理、保険給付費の申請給付、それから、保険税の賦課徴収、こういったものは全て鳥栖市に残るということから、全く変わらないというかですね、やらなければならない業務自体は今までと全く変わらないという状況でございます。

ただ、財政の責任を県が担うということで、県とのやりとりの部分がふえてくるということで、実際、今までの業務量とはさほど変わらないのではないかなというふうには考えてお

ります。

また、被保険者につきましては、今までと同じような形での給付の申請、給付であったり賦課徴収、これも市がやりますし、また、被保険者の異動につきましても従来どおり市が行うことになっておりますので、被保険者にとっては全く変わらないような状況、そういう運営については変わらない状況ではないかなというふうに考えているところございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

ありがとうございます。

それで、あと1点お尋ねしますが、ここの運営協議会ですかね、これはどうなるんですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

国保運営協議会については、国保の運営について審議したり協議したりする場でございます。主なものにつきましては、保険税の決定等について重要な役割を果たしていただいております。

そういった中で、広域化になりましても、あくまでも県が示すのは標準的な税率等でございます。その市に応じた税率等を県が示しますので、その示された税率をどうするかというのは、市町ごとに判断するものでございまして、最終的な決定は市町がするというふうなことでございますので、そういった点から、今後に残って今までどおり運営協議会のほうに残っていくものと考えております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

ありがとうございました。

私も勉強させていただきます。

#### **内川隆則委員**

今の話の続きやけどね、例えば、県に一本になれば、単純に来て言って、65歳の方が、太良町の方が65歳と。鳥栖市の方が65歳と。所得が全く一緒という場合には、同じ金額になるんですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

今現在、保険税の算定の仕方といたしまして、市町ごとの医療費の水準、もしくは高齢者の割合、こういったものを勘案して、標準保険税率を県のほうが算出いたしますので、所得水準であったり、そういう年齢構成の割合が違ってくれば、異なる保険料、保険税額になると思います。

以上でございます。

**内川隆則委員**

異なるということは変わるっていうこと。

違いがあるっていうこと。

**吉田秀利国保年金課長**

異なってきます。違いがあります。鳥栖が高くなるかもしれませんし、太良のほうが高くなるかもしれません。それはあります。

**内川隆則委員**

じゃあ、県一本になって何が変わるわけかな。

**吉田秀利国保年金課長**

市の立場といたしましては、全く変わらないってというのが今のところの現状でございます。

で、財政の責任を県が持つということで、県が赤字にならないように各市町に対して指導、助言をするというふうな形が強化されるのではないかとということで、市側としては、その辺についてはちょっと不満を持っているところではございますけれども、そういうことで協議は進められているところでございます。

以上でございます。

**内川隆則委員**

今、一般会計から補填しよるったいね、鳥栖市は。で、してないところもあるたいね。

そういう場合に、今でさえでこぼこがあるのに、同じようにまたでこぼこがありますよというふうになってくると、一般会計から出しているところは、引き続き同じようにやっていかなきゃいかんというふうなことになってしまうと、一切今までと変わらないような状況であるので、その一般会計から穴埋めしているやつを、もう全て県一本にすると、平たくしてしまうというふうな考え方にならないと本当の県一本じゃないんじゃないかというふうに思いはするけど。

**吉田秀利国保年金課長**

国の考え方としては、その辺については県一本の税率で行ってもいいし、そういうふうに市町ごとに、それぞれの税率を算定して行ってもいいということで、その部分については、各自治体の、県単位ですけれども、その判断ですというふうなことになっておりまして、現状佐賀県で、今現在協議されている中では、そういうばらつきが出てくるような形になるのではないかなというふうには考えております。

鳥栖市といたしましては、共通した税率でっていうのはお願いをしているところではございますけれども、やはり 20 市町の中でそれぞれ考え方も違いますので、なかなかそういうふ

うになっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

#### **内川隆則委員**

あんまりわからんことが、わかりました。

#### **中川原豊志委員長**

よろしいですか。

#### **国松敏昭委員**

頭悪かけんが、よくわからんけど、なら、結局、今の状況の中で、ただ仕事は県に行っただけで、負担額っちゅうのは一緒たいね。そういうことかなあ。

負担額ちゅうか、要するに格差が……、それは先ほど、最終的に県が決めますよって、市町村の格差をなくして県1本でしますっちゅうのは県が考えることで、いろんな情報を収集してやるという話ですけど。今の話聞きよったら、何のために県1本になるのかなという思いがあるけど。もう、実施されている県はあつとですかね。

#### **吉田秀利国保年金課長**

まだ、国の方針等が、そういった形で説明がされた段階でございますので、各都道府県単位でその辺の協議はなされているのではないかなというふうに思っております。

#### **橋本有功市民環境部長**

基本的には、昨年の5月に関係法案が成立しておりまして、制度の制度設計としての仕組みは基本的な部分はもうそれで決まっております。

先ほど申し上げましたように、現状の市町が給付ですとか、役割の部分はほぼ同じような役割を担って、県単位での財政的な部分を担うというところの仕組みについては、もうそれで行くという形になっております。

あとは、やり方として、県単位の税率になるのか、市町で残るのかは、先ほど申しましたとおり県ごとで変わってまいりますけれども。ですから、おっしゃるように、当初広域化が、最初に言われたころからは大分制度内容が、去年固まる時点では変わってきたというところでございます。

#### **成富牧男委員**

これ、自公政権で決めた医療、改革の中でやけん、一番詳しかろうと思うけど。

それはいいんですけど、ちょっと大事なこと。今の話では、結局私は県が財政っていうことは、県が、自分がいいかげんしとったらどんどん財政的にもやおいかんごとなるから、やっぱりびしっと、今まで以上に市町に対して指導をしていくっちゅうのが構図じゃないかなあと思いますけど、あと1つ、私たちにとって大事なことは、さっき被保険者のこと聞きま

吉田秀利国保年金課長

以上でございます。

よろしいですか。ほかは何かございますか。

では、質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後 2 時 30 分開議

では、再開いたします。

執行部の説明を求めます。

ただいま議題となりました、議案乙第 11 号 平成 28 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計



予算につきまして、御説明をさせていただきます。

資料の 15 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款 1. 後期高齢者医療保険料、項 1. 後期高齢者医療保険料、目 1. 特別徴収保険料につきましては、年金受給者が月額 1 万 5,000 円以上、年額にいたしますと 18 万円以上の年金受給者からの年金天引きによる保険料の収納見込み額でございます。

目 2. 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料の収納見込み額でございます。

次に、款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算の一般管理費、賦課徴収費などの後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費に対する負担金について、それぞれ一般会計から繰り入れをするものでございます。

その下の、保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分につきまして、県が 4 分の 3、市町村が 4 分の 1 の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金を一般会計から繰り入れするものでございます。

16 ページをお願いいたします。

款 5. 諸収入のうち、項 2. 償還金及び還付加算金、目 1. 償還金、節 1. 保険料還付金につきましては、後期高齢者医療保険料の還付金が発生したものを県広域連合から受け入れるものでございます。

その下、項 3. 市預金利子及びその下の項 4. 雑入につきましては、それぞれ収入を受け取るための頭出しを計上いたしております。

次に、17 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、款 1. 総務費のうち、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費につきましては、保険証の交付や各種通知に係る経費などのほか、後期高齢者医療の事務処理等に要する経費を計上いたしております。

項 2. 徴収費、目 1. 賦課徴収費につきましては、納付書や各種通知など賦課徴収に係る事務処理等に要する経費を計上いたしております。

款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料などのほか、歳入で御説明いたしました広域連合共通経費及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものでございます。

18 ページをお願いいたします。

款 3. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより過年度還付が発生した場合の還付金等を計上しているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

#### **中川原豊志委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **成富牧男委員**

ちょっと一つだけですね。

最後の、18 ページの保険料還付金が 150 万円ありますけれども、これってどういう場合に還付が生じる分ですかね。これ年金から取った分とかも入っているんでしょう。

それについての、こういういろいろ問題もあるやに聞いておりますけど、何かそこんところも含めて。

#### **吉田秀利国保年金課長**

こちらでいう、償還金で出すものにつきましては、当該年度以前の分、過年度分について所得更正等があって保険料の還付が発生した場合、この諸支出金のほうから還付をいたします。

また、現年度分であれば当該年度分を受け入れるところから、保険料のところから還付をいたします。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

年金がするののも当然ありますよね、こん中に。その中で、例えば、亡くなられた時っていうケースあるでしょう。そういうときの手続はどういうふうになるんですか。

その分の、何かこう、処理の、年金、年金との関係で苦労してあるところとかっちゃうの、はないんですか、特に。

なければ、何て言いよっかわからんちゅうことやったらもうそれでいいです、とりあえず。

#### **平塚俊範税務課長**

お尋ねの、亡くなった方の年金から引き落とした場合ということで、そういった場合につきましては、相続権者をお探して、その方とお話をして、どの人の口座に入りますということで対応をいたしております。

#### **成富牧男委員**

それは、大体役所限りでできるわけですね。保険事務所とか関係なくて。

### **平塚俊範税務課長**

一度、市のほうに繰り入れをされてありますので、その旨で年金機構に返さないかん分は年金機構に、個人に返さやん分は個人にという形を取らせていただいております。

### **成富牧男委員**

わかりました。

### **樋口伸一郎委員**

17 ページでお尋ねです。

一番下の、保険基盤安定負担金 1 億 4,300 万、約ですね。

この繰入金は、全額一般会計から繰入金で、歳出項目に挙がっていると思うんですけど、これずっとふえてくるんですか、今後。

### **吉田秀利国保年金課長**

保険基盤安定負担金、繰入金につきましては、保険料軽減した分をこちらのほうに補填するようになっておりますので、軽減した部分の大小によって下がることもあれば上がることもあるというようなことでございます。

以上でございます。

### **西依義規委員**

15 ページの事務費繰入金の、一般会計からの計算方法とか、考え方はどういうふうになるんですか。

### **吉田秀利国保年金課長**

事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療特別会計での事務費、一般管理費、賦課徴収経費にかかる費用の分及び佐賀県後期高齢者医療広域連合に支払います共通経費の分、広域連合が運営するために必要な経費、この分と両方、2つ合わせたところで繰り入れをしているところでございます。

以上でございます。

### **西依義規委員**

いや、その徴収にかかわる経費っていうのはどういうふうにして計算をするんですか。

### **吉田秀利国保年金課長**

後期高齢者医療特別会計事務費の分につきましては、歳出での総務費です。総務管理費、徴収費、この額でございます。

また、そのほかに、佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費といたしまして、広域連合から請求される経費の分、

### **中川原豊志委員長**

わかりましたか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

それでは、額で申し上げますと、事務費繰入金として 3,406 万 9,000 円でございます。このうち、後期高齢者医療特別会計事務費の分といたしまして、内訳といたしまして 209 万 4,000 円でございます。

その内訳といたしまして、一般管理費で 65 万 1,000 円。賦課徴収経費（発言する者あり）、一般管理費につきましては、歳出の 17 ページ。17 ページの総務費、項 1. 総務管理費、この合計でございます。ここが 65 万 1,000 円でございます。

それと、徴収費の分ですね。徴収費の分が 130 万 1,000 円でございます。

あと、予備費の分として 19 万 3,000 円。

それから手数料、マイナス分として、手数料は事務費に当てますので、歳入の手数料ほか、督促手数料 5 万 1,000 円を計上しておりますので、その分差し引いたところで、合計で 209 万 4,000 円となっております。

それと、佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費分として、広域連合に納付する分といたしまして 3,197 万 5,000 円。

#### **西依義規委員**

一般繰り入れて、3,400 万円ぐらい繰り入れて、3,200 万円ぐらいはその負担金として納めているってことでいいんですかね、これ。

#### **吉田秀利国保年金課長**

そのとおりでございます。

#### **西依義規委員**

それで、僕が聞きたいのは、さっきのごみの問題と一緒に、この負担金の計算方法っていうか、広域連合を組んでるんでしょうけど、それでは、例えば、鳥栖市さんは今回は 3,197 万円ですよっていうのはどうやって計算をされているんですかね。

#### **吉田秀利国保年金課長**

割合のほうを、ちょっと詳しく、正確に憶えてないんですけれども、まず人口割と高齢者の被保険者数割、それと均等割ですね。この 3 つの部分で算出をされております。

%、割合のほうがちょっと憶えておりませんけれども、各均等割がありまして、市の人口割と 75 歳以上の後期高齢者の被保険者数の割合、この割合によって全体にかかる費用を案分されて、負担金っていう形で、納付金という形で納めるようになっております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

その辺の割合は、この組合、連合会のその議会議では多分されていると思うんですけど、  
 こういう鳥栖市として負担が、結局 3,197 万円出すか、出さないかという判断のときに、そ  
 れは毎年出さないんですか、こういう割合で、さっきの、ごみのほうは出してあったじゃな  
 いですか、ごみのほうは、人口が 90%とか、均等が 10%っていう。

吉田秀利国保年金課長

次回からは、そういったのも資料の中の載せたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほか、ございますか。よろしいですか。

では、質疑を終わります。

~~~~~

中川原豊志委員長

執行部の説明を求めます。

– 227 –

議案書の1ページに議案の本文が掲載されております。それと、条例案参考資料の1ページを合わせてごらんいただけますでしょうか。

議題となりました条例につきましては、平成26年6月に消費者安全法が改正されたことに伴いまして、消費生活センターの組織及び運営、並びに情報の安全管理に関する事項につきまして規定をするというために条例を制定するものでございます。

また、条例の施行日につきましては、このたび改正をされました消費者安全法の施行日と合わせまして、平成28年4月1日とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

西依義規委員

何が、どう変わるんですか。

宮原 信市民協働推進課長

現在、市民協働推進課のほうに消費生活センターを設置はしております。

こちらにつきましては、平成21年度から運営といいますか、をしておるんですけれども、今の位置づけといたしましては、要綱で設置をしているという形になってございます。

このたび、法律のほうの改正に伴いまして、今現在、消費生活センターを設置している県及び市町につきましては、その位置づけを条例で定めるというようなことが法律の中で規定をされましたものですから、今回、設置をさせていただく条例を提案させていただいているところでございます。

国松敏昭委員

それで、消費生活センター、国も何か長官のおつですね。消費者センター長か何とかっちゃうて。

そういうことで、より何ちゅうかな、この消費……、消費生活センターの位置づけは上がったちゅうことかな、どがんふうに解釈すればよかつかな。

宮原 信市民協働推進課長

消費生活センター、さまざまな相談を受け付けておりますけれども、相談内容が高度化、複雑化しているということで、その相談を受ける相談員につきましても、一定の資格を持った者というようなものも求められておるところでございます。

従前から本市につきましては、消費生活専門相談員という資格を持った者も必ず1名は駐在しているように体制を取っておりますので、その点は、今回法律の改正に伴って新たに

いうことではないんですけれども、国のほうの法律としては、そういったものを求められているところでございます。

国松敏昭委員

ちょっともう1回、それで、何か資格とか、弁護士とか何か、そげなふうな関係も出てくるやろうし、資格ってどんな資格がいつとですかね。

宮原 信市民協働推進課長

このたび、その法律のほうで求められておりますのは、消費生活相談員という資格でございますけれども、現在の本市のほうに配置をしておりますのは、消費生活専門相談員ということで、若干従前からあった資格でございまして、ただ、今回国のほうでも、従前は、こちらのほうにおります相談員の資格も新たに規定をされる資格を持っているとみなした形で、資格については苦慮しているという状況でございます。

国松敏昭委員

それは、今の職員の方の中から、もしくは、今だれが従事しとるか知らんけど、第三者が来るとですか。

宮原 信市民協働推進課長

職員ではございませんで、佐賀のほうにございます特定非営利、NPOのですね、消費者生活相談員の会さがということで、会長さんを弁護士さんが務められておられますけれども、そちらのほうと委託をしておりますで、そちらのほうから相談員のほうを派遣していただいているというような形でございます。

国松敏昭委員

理解としては、より時代のそういう多様化ちゅうか、複雑化に伴うそれを的確に処理するためのものと理解してよろしいでしょうかね。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

内川隆則委員

もう少し教えて。結局、佐賀から来るならば、佐賀の消費生活センターというのが県のあるといね。国にもあるといね。

そういう、やっぱつながり、連携がスムーズにいつとっちゃろうと思うし、今言われた弁護士とか、司法書士とか、それとかもろもろ、警察とかいろんな連携がスムーズに取れていかんと、スピーディーになっていかんとただ単に世話役活動みたいな感じじゃつまらんじゃろうけん、その辺はきちっと連携が取れるような体制になっとつとね。

宮原 信市民協働推進課長

それは、市民協働推進課のほうで、そういった法律相談等も担当しておりますので、そちらのほうを予約を入れていただくですとか、弁護士さんのほうに相談をしていただいて解決に向けてということになります。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

では、質疑を終わります。

本日はこれをもって散会いたします。

– 230 –

平成28年 3 月 18 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 説明員氏名

健康福祉みらい部長	篠原 久子
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	岩橋 浩一
社会福祉課地域福祉係長	八尋 茂子
こども育成課長	石橋 沢預
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
文化芸術振興課長	村山 一成
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	石丸 健一
スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長	大石 泰之
スポーツ振興課スポーツ振興係長待遇	時田 丈司

市民環境部長	橋本 有功
市民協働推進課長	宮原 信
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長	天野 昭子
市民課長	岡本 昭徳
国保年金課長	吉田 秀利
税務課長	平塚 俊範
市民環境部次長兼環境対策課長	榎原 聖二

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

議案審査

議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第1号 鳥栖市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

議案甲第9号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報 告（健康福祉みらい部スポーツ振興課、市民環境部環境対策課）

（仮称）健康スポーツセンター整備に伴う基本設計（案）について

次期ごみ処理施設建設計画について

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

自 午後 1 時 58 分

現地視察

市民球場防球ネット増設工事（宿町）

至 午後 2 時 42 分

午後 2 時 51 分開議

中川原豊志委員長

それでは、本日の厚生常任委員会を開きます。



自由討議

中川原豊志委員長

まず、委員間で自由討議を行いたいと思います。

今回、付託されておりました議案については全て協議をしておりますが、議員内で改めて協議したいこと、また発言がございましたらお願いいたします。

西依義規委員

この委員会中に、私、ちょっといろいろ質問したものの中に、大まか共通していたのが、補助金とか、委託料とかの算出方法とか、これは本当に市の委託事業なのか、それとも補助事業なのかとかいうふうなものがあって、私的には、例えば、社会福祉協議会や体協が、その先、例えばその先にじゃサッカー協会とか、卓球協会とかにお金をやっていると思うんですね。

そこまでは、多分市はチェックしてない、どこまでそのチェックをして、結局この補助金が妥当なのかどうかっていうのを定期的な見直しをしているものなのかどうかちょっと不明だったんで、皆さんのお考えは、そういうもの。

例えば僕は、3年に1回とか5年に1回、全庁的にですよ、別にこの市民環境とか、もち

ろん建設経済にもあるし、全体に観光協会とかいろいろあるんで、そういったのは僕はすべきかなあとちょっと思ったんですが、その辺について皆さんが、いやいやそげんとはせんでよかとか、どうなのかなっていうのをちょっと聞きたいなっていうところと、もう一つ、きのうの議論で自治会活動補助金を、世帯掛け 415 円、プラス固定費が 1 万 6,800 円というのが、そのやり方が僕は時代の流れの中で、だんだんちっちゃな自治会がもうとても大変で、大きな自治会は、運営力があるというふうな、格差とまでは言わんですけど、そういうのが出てきている。

それを埋めるのは鳥栖市の仕事じゃないかなと思うんですけど、その 2 点についてちょっと僕（発言する者あり）同じことですかね。それについてちょっと。（「自由討議は議事録は残らんやった」と呼ぶ者あり）（「いや、残ります」と呼ぶ者あり）（「残るとやったっけ」と呼ぶ者あり）（「はい」と呼ぶ者あり）皆さんが、別に問題意識が、あんまり関係ないならないでいいんですけど。

内川隆則委員

もう 1 回、私は言いたいけど、昨年 11 月分、がらがらぼんで委員会が変わったけどね。

特に 1 年生議員はさい、予算書を配られて 1 週間ぐらいあるたいね。その間に、事前の勉強会をまずやってもらいたいと思います。それがないと、私たち聞きよって、何かこう、そぎゃんとはもう聞かでもかろうとにつち、単なる質問。疑問や意見じゃなくて、そういうやつがあって、ぜひ事前の勉強会は、特に予算書、新年度の予算書は、たくさん盛りだくさんですのではやらなければならないというふうに思います。

そういう中であって、今言われた問題については、結構いろいろと引き出せる問題、課題というのはあると思うわけですよ。時間がありますから。マン・ツー・マンで話せるけん。

だから、そういうやつから、どうなのかということピックアップしてもらおうと合理的な話が委員会の中でできるんじゃないかというふうに思います。

それで、最後に言われた区の話は、それは、相手が、区長さんたちがあるから、区長会がどういうふうな返事をするかというふうなことが大きな課題だと思いますので、それぞれ、それぞれの中でいろんなグループは、もうたくさんあって、それなりの理由があって、なかなか、以前ずっと、以前は補助金を削減しろというふうな話がかかりあった中で、それなりに皆さんおのおの一所懸命やられている部分っていうのは、おのおの理由がおのおのにあるというふうなことからして、今言われた、十把一からげの話ではなかなかスムーズにいく話じゃないというふうに思います。

そういうことで、冒頭申し上げましたように、ぜひ事前の勉強会は必ずやっていただくようなことで、意見と疑問点を追求してもらおうというふうな委員会の場にしていきたいと

それでは再開します。

議案審査中に、委員のほうから提出の要請があっておりました追加資料につきまして、執行部から提出がっておりますので、お手元に配付をしております。

この資料につきまして、執行部から説明をお願いいたします。

村山一成文化芸術振興課長

お手元に配付をさせていただいております、平成 27 年度鳥栖市文化事業協会事業別内訳の見込みについて御説明をいたします。

文化事業協会の平成 27 年度の収支の見込みについてということでございましたが、現在、真ん中にございますグレーの網掛けをしている部分ですけれども、2 月から 3 月の下旬にかけてのコンサート等の収支のほうはまだ確定しておりませんので、あくまで見込みということでの資料を提出させていただきました。

まず、事業の内容につきましては、4 月 18 日のコンサートから始まりまして 22 番目のアウトリーチ事業まで、この 22 事業を実施したところでございます。まだ、3 月分のほうはこれから実施分が、あと 2 事業残っております。

まず、収入の欄を見ていただきまして、事業ごとのチケット等の収入を計上させていただいております。合計が一番下になりますが、2,362 万 9,000 円ということになっております。見込みでこの額でございます。

また、右側の欄の、右から 2 番目に支出総額を書いております。事業を実施するに当たっての事業の負担金等、また諸経費等を合わせまして、一番下の欄でございますが 2,695 万円ということで、差し引きは、332 万 1,000 円ほどのマイナスということでございます。

あと、このほかに文化事業協会の職員 2 名の人件費、あるいは事務費等が加わってまいります。それと委託料等の相殺で、今のところの見込みでございますが、黒字になるのではないかという見込みを持っております。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スポーツ振興課でございます。

お手元に 2 枚つづりの資料を提出させていただいております。

1 枚目は、体育協会の事業報告、事業内容でございまして、主にこういうものが主催、もしくは共催事業として行われているということでございます。

2 枚目をお願いいたします。左のほうが歳入でございまして、右側のほうが歳出でございます。

歳出につきましては、大きく 3 つに分かれておりまして、第 53 回市民体育大会開催事業費、

これが市からの委託事業でございます。

その下の、第 67 回県民体育大会事業費。こちら、市からの委託事業でございます。

それで、右側の体育協会管理費、こちらは市の補助金等を活用して運営されておるものでございます。

まず、第 53 回市民体育大会開催事業費の 157 万 4,180 円が決算でございますけれども、それに対応する収入といたしましては、左側の事業収入の第 53 回市民体育大会開催事業費収入の 150 万円。

それから、その下の補助金等収入の県補助金収入、これは県の体育協会から補助がございます 7 万 2,000 円。

それと、雑収入の預金利息で 157 万 4,180 円を賄っております。

その下の、県民体育大会事業費 180 万 153 円につきましては、歳入は、事業収入の第 67 回県民体育大会事業費収入 180 万円と雑収入の預金利息分でこの費用を賄っております。右側の市の体育協会管理費につきましては、そのほかの市補助金 727 万 4,000 円。

それから、各種目競技団体からの負担金 23 万 8,300 円。

それから、雑収入及び繰越金で運営をなされていらっしゃいます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

執行部のほうから説明がございました。

この資料について、確認したいこととか御意見ありましたら、お聞きしたいと思います。

柴藤泰輔委員

すいません、文化事業協会の事業別内訳で、これ収入っていうのはチケット売り上げと考えていいですか。

村山一成文化芸術振興課長

そのとおりでございます。

柴藤泰輔委員

一つ教えて、この収入見たら、3 番目の 607 万 3,000 円上がっている、このゼットエス、何て読むんですかねこれ。

これ、歌手か何かですか。

村山一成文化芸術振興課長

ゼッツツアーということで、歌手名が出ておりませんが、これは矢沢永吉さんのコンサートでございます。

成富牧男委員

私は、きょう、ちょっと、総計予算主義のことにこだわって質問をしたいんですけども、今、ちょうど柴藤議員から質問があったんですけども、収入、一番左、収入でチケットなどの収入と言われましたよね。2,362万9,000円ですよね。それで、これは、型どおり聞きますけれども、予算書のどこにあるんですか。

総計予算主義っていう、予算調整の原則に基づいて質問しております。

それとも、いや、これは法律に基づいて、地方自治法ではそういうふうになつとるかもしれんけれども、この文化振興のチケット収入とかこういうやつについては、歳入に上げとかんでいいとですよっていう、そういうものがあるのであればそれをきちっと説明してください。

篠原久子健康福祉みらい部長

成富委員がおっしゃる総計予算主義でございますけれども、うちのほうといたしましては、この文化事業全体の委託をしておりますけれども、その受託事業者から見れば、市からの委託料は350万円ほどというのがございますけれども、市の歳出である委託料以外は、受託事業者から見れば、委託料以外の収入及び支出については、受託事業者のものであるというふうに考えており、地方自治法の適用を受ける性質のものではないというふうに思っております。

自治体とは別個の組織が行う経理手続に係るということで、規制はないというふうに考えておりまして、この委託事業の受託者である文化事業協会は、あくまでも市とは違う団体であるということで、その規則、団体自体の規約に従い会計処理が行われるべきであるというふうに考えております。

また、もともと、この委託でやっているっていうもの自体は、市の直営で実施するよりも、任意の団体等に事業を委託することによって、広報や集客、また、いろいろな面で迅速で効果的な対応の実施ができるというようなことで委託でしておるものであって、入場料や手数料など幅広い財源を収入として、柔軟な事業執行が可能であるということで委託をいたしておるものでございます。

文化事業の委託ということ自体は、非常に、収入につきましても見込めないところが多々ございます。そういうところからすると、非常に、やはり柔軟な対応が必要になってまいります。それで、極めて便宜性の高い方法、仕組みであると。

文化事業協会に委託することが、非常に、それこそ財源、うちのほうの、予算を効果的かつ有効にできる方法であるということで、文化事業協会に便利性の強い組織というところで、効果的なものをねらっているものでございますので、総計予算主義というふうにおっしゃいますけれども、市からの委託料以外の分につきましては、文化事業協会自体の規約にの

っとり会計処理をされていいというふうに考えておるところでございます。

成富牧男委員

ごめんなさい。

私は、委託でいいとねとか、そういう話をしているわけではないんですね。

地方自治法の第 210 条、そのまま読み上げますと「1 会計年度における一切の収入及び支出は全てこれは歳入歳出予算に計上しなければならない」と規定していると。

収入等とは、これちょっと、どこかの解説書ですけど、収入とは、地方公共団体の各般の需用を満たすための支払いの財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、地方公共団体の各般の事業を満たすための現金の支払いをいうとされるというふうに書いてあるんですけど、さっき、おっしゃいましたのは、いや、文化事業協会が受けるの問題ないですよっていう趣旨のことを言われましたが、だから、私が言っているのは、それを、根拠を示してからそう言うてくださいと言っているんですよ。

これ、もう 5、6 年前から私言っているんですよ。ずっと放置され続けているんで、きょうは、きちっとした形で、今まで私はずうっと直していかれるものと、ずうっと信じてやってきました。

さっきのフッペルまでは気づきませんでしたけど、あれもまったく、基本的には同じですよ、中身としては。

だから、予算上、私たちが、議員が考えるのは、ああ、文化事業の委託料、ああ、文化事業協会に委託して 1,338 万円、4,000 円分の事業をされるんだなあというふうに思うわけですね。

ピアノコンクールであれば、350 万円分の委託を 350 万円して、それ事業をされるんだなあと思うんですけど、あれの協賛金とか、それから何やったですかね、参加料などが、結局上積みされて規模的には 886 万円ぐらいの規模の事業がなされていたっちゃうのがあったんですけど。

そういう、そういうことじゃいかんと、予算、金の流れがよくわからなくなるということで総計予算主義っていうのがあるわけですよ。

だから、とにかくつまるところ、あんまり広げよったらまた話がこう、ぼやっとなりますので、確認したいのは、一切の収入は歳入に上げなさいってなっているけれども、ここは上げておられません、ということと言ったら、今、いや、文化事業については別に問題は、ちょっと言い方変えて申しわけないけど、問題ございませんという趣旨のことを言われました。だから、その問題ございませんの根拠を示してくださいと言っているんですよ。

お願いします。

篠原久子健康福祉みらい部長

成富議員がおっしゃるように地方自治法の第 210 条で、そのようにされているっていうことは承知しておるところでございます。しかしながら、市から見れば委託料ということでございます。

それで、市からの委託料以外の収入及び支出に関しては、受託事業者である文化事業協会のものであり、市の歳出となる委託料以外の部分については、地方自治法の適用を何ら受ける性質のものではないというふうに考えております。

自治体というのは、ですから受託料以外の部分、全体的には予算がいろいろございます。その収入があつて。

こちらからもう一つ、もう少し言いますと、市と文化事業協会との契約書の中では、事業の実施に当たり市からの委託料を除いた収入とか、支出は受託事業者のものだとかいうふうなことを明記すればよろしいのかも知りませんが、もう1点だけ申し添えますと、文化事業協会へ委託する内容については、人件費等がかなりの部分を占めるものでございます。

それで、それらにつきましては、非常にきちっと企画、事業をしておりますし、文化事業の企画であったり、その辺の、また自主事業等もいろんなことを企画して、実施していただいているところでございますので、文化事業協会としては、その委託料はそういうふうなものの企画とか運営とかのほうに大体使っているというふうに解しておりますし、事業を実施してのいろんな収入であったり、またそういう面については、文化事業協会としてのものということで、全てにおいて地方自治法の、そういうふうな規制を受けるものではないというふうに解しているところでございます。（発言する者あり）

中川原豊志委員長

すいません。

ちょっと休憩します。

午後 3 時38分休憩

午後 3 時 55 分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

篠原久子健康福祉みらい部長

成富委員さんの御意見を受け、他市の状況等を調査していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

よろしくお願いしときます。

フッペル関係も、そしてなるべく自分たちがやりやすいように。しかし、やっぱ一方では、法律に縛られんといかんのですよ私たち公務員は。議会も含めてね。

公務員が法律を無視するような発言はいかんですよ。

中川原豊志委員長

あと、ほかの項目で御意見ございますか。

樋口伸一郎委員

体協の資料提出、ありがとうございました。この中から、ちょっと2つお尋ねをさせていただきます。

2枚目のほうなんですけど、収支決算書で市の補助金等、53回と67回の分は、当初予算の中にあって、ちょっと理解したんですけど、ちょっと戻ってもらって、事業報告書の中。この、会議がずっといっぱい、たくさんあっていますよね。

この中ってというのが、市の補助金の中の、体協さんでいうところの管理費の中に入っていると思うんですね、会議費とかがですね。

ただこの、事業報告書の中をずっと見たときに、ロードレース大会とかがベストアメニティスタジアムであって、これについては、どっからお金が出て、どう流れて行いよっとかなあと思ったんで。ちょっとこれは、ここでわかるはずなんでお答えいただきたいんですけど。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

ロードレース大会の主催者は鳥栖市。それから、共催として体育協会、それから陸上競技協会が入っております。

したがいまして、共催でございますので、一応、主催者の扱いになりますので、事業としてここに上がっておるということでございまして、役員として参加をしていただいております。

したがいまして、体育協会から直接ロードレース大会に対する費用というのは発生しておりません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ということは、市の支出の歳出の中に、どっか入っていたんでしたっけ、すいませんが。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

ロードレース大会については、市の委託料として、ロードレース大会の委託料 200 万円が当初予算で計上されております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ということは、ほとんど収入とかはないんでしょうけど、大会ごとの収入は別々にそれぞれあっているんで、やっぱこれも人件費であったり、ほとんどそっちのほうに回ってるっていう認識でよろしいですね。この、人に係る会議とかに。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

臨時職員を 1 人雇っておりますので、その方に対する賃金、それから、各種目競技団体に出しております、一番上の運営補助金、それから、県民体育大会の強化に使うために各種目競技団体のほうにお渡ししております、強化費が主なものでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ、この、大体 750 万円ぐらいですかね、この体育協会の補助金としては七百四、五十万円あるんで、その辺の妥当性というのを今後、私がちょっと、もうちょっと勉強して尋ねるようにしますんで、ありがとうございました。

終わります。

西依義規委員

済みません、私も 745 万 3,000 円が妥当かどうかということで、資料を出していただきました、ありがとうございます。

僕は、実際体協さんが主となる支出であれば、もうこの決算書 1 枚でオーケーだと思うんですよ。

これ、この先があるんですよね。運営補助金と強化費で、そのもう 1 個先の方々が果たして、それをそもそも効果につながっているのか、どういう運営補助をされているのかっていうところまでいかないと、745 万円が妥当かどうかっていうのは僕としては判断ができないなと思うんですけど。

この先のところまでは把握されているんですか、それとも市は把握されているのかどうか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

各種目競技団体に対する運営費補助金というのは、一定のルールで算定基礎が定まっております、市のほうに実績報告としてその内容については報告がっておりますので、把握ができております。

以上でございます。

西依義規委員

じゃあ、具体的に今度、これちょっとふえていますよね、745 万 3,000 円、増額になった箇所を、具体的にどういうところが増額になったんですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回、補助金がふえた主な理由といたしましては、臨時職員の賃金単価が上がったことによる増でございます。

以上でございます。

西依義規委員

そこまで聞いてやっとわかりました。

僕は、一応、体協がいろんなことに貢献していることは重々わかっていますけど、納得した上で、したかったんで資料を提出していただきました。

けど、ちょっと一つ言わしていただきたいのが、市が補助を出している団体に対して、やっぱり会計の明朗性は、もちろん監査等でされていると思うんですけど、例えば、マンネリ化した人事とか、組織改革とかそういったところも僕は、もちろん各諸団体が自主的にされると思うんですけど、補助金ということは、いずれ自立をするというところも、一つ可能性としてあると思います。

ですから、ずっと補助金を 700 万円やり続けるのか、何らかの市とアドバイスをしながら、それを 500 万円とかに減らして、だけど諸団体の、例えばサッカーとかほかの団体が主として、自立して、じゃその補助金は要りませんというふうに、この自立のほうにつなげるのは、僕は方向性としてはしなければならないと思うんですが、その辺の働きかけっていうのはされていますか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

各種目競技団体におかれましては、今、一番の問題は会員数の減、特に高齢化で、なかなか新たに協会に入ってもらえないというのが非常に大きな問題と。もちろん、指導者もなかなか、昔ほど時間的余裕がなくてということを聞いています。

したがって、市のさまざまな教室とかそういう形、例えば、ことしスポーツフェスタという形で開催させていただきましたけれども、そういう機会を種目競技団体も利用していただく、そして種目競技団体が独自にするともちろん費用が余計かかりますので、そういう

それで、運営補助金を減額っていう話については、今の運営補助金が妥当かどうかというところはあるかとは思いますが、先ほど申し上げたように、一定のルールで事業実績等を踏まえ補助金の計算を体育協会で行なわれていますので、今の段階では適正な補助額というふうに考えております。

では、追加資料関係の説明が終わりました。

– 246 –

中川原豊志委員長

要望ということで。

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

では、総括を終わります。

~~~~~

## 採 決

中川原豊志委員長

これより採決を行います。

~~~~~

議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算

中川原豊志委員長

まず、議案乙第 9 号 平成 28 年度鳥栖市一般会計予算中、当厚生常任委員会に付託されました分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

挙手多数であります。

よって、議案乙第9号 平成28年度鳥栖市一般会計予算中、当厚生常任委員会付託分につきましては原案のとおり可決いたしました。

議案乙第10号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

中川原豊志委員長

次に、議案乙第 10 号 平成 28 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第11号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

中川原豊志委員長

次に、議案乙第 11 号 平成 28 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案とおり可決いたしました。

議案甲第1号 鳥栖市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第 1 号 鳥栖市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案とおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第9号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第9号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案とおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

報 告（健康福祉みらい部スポーツ振興課、市民環境部環境対策課）

**（仮称）健康スポーツセンター整備に伴う基本設計（案）について
次期ごみ処理施設建設計画について**

中川原豊志委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から報告を行いたい旨の申し出がっております。それをお受けいたします。

まず、スポーツ振興課からの報告でございますが、スポーツ振興課から資料の提出があるということですんで、お受けしたいと思います。

資料をお配りいたします。

〔資料配付〕

いいですか。

それでは、スポーツ振興課からの報告をお願いします。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スポーツ振興課でございます。

今、お手元のほうに、仮称健康スポーツセンター整備に伴う基本設計（案）についてとい

うことで、お配りをさせていただいております。

説明をさせていただきます。1 ページをお願いいたします。

ほぼ、基本設計内容が固まってまいりましたので、状況内容の説明をさせていただきます。

まず、敷地の整備方針として、アプローチは南側、2 ページをお願いいたします。2 ページの左側の図の左下でございますけれども、風除と書いてあるところに赤い三角があるかと思います。こちらが、メインの入り口になります。アプローチは南があつて、現在の市民プールについては、当分の間、駐車場として整備を予定しております。簡易舗装する予定を現在立てております。

それから、市民公園の西側アプローチ部というのは、バイパス、県道の下のほうから西側の公園の駐車場は、入ってくるようになりますけれども、非常に入りにくうございますので、新たに橋をかける予定にしております。それをするによって、利便性の向上を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、きょう、市民球場を見ていただきましたけれども、防球ネットを敷地の東側に設置をいたしたいと思っております。高さについては、地表高 20 メートルを予定をしております。

また、管内については上履きというふうに考えております。

次に、屋内プールの整備方針でございます。屋内につきましては、25 メートルプール、それから、幼児プール、ジャグジーを整備いたします。25 メートルプールは7 レーン、水深は 1.1 メートル、フラットタイプ。フラットタイプというのは、底が平面です。大体、学校のプールというのは、少し斜めになっております。

これらは、お掃除するときにしやすいということで斜めになっておりまして、学校は、教育の観点から子供たちがお掃除をすることがありますけれども、お掃除をしやすいということがあります。それで、ただここは、子供たちがお掃除をするということではございませんので、フラットで使いやすい形を考えております。なお、入水スロープを設けまして、高齢者の方等に配慮してまいりたいというふうに思っております。

それから、屋内の幼児プールは、水深 30 センチメートル、面積は 15 平方メートルということで、大体 4 組ほどの親子で御利用いただけるような形を考えております。

それから、ジャグジーについては、4 名程度が同時利用できる、座った形で利用できるタイプを予定をしております。屋内プールのプール槽の材質は F R P、今、大体お風呂とかでお使いになっている、ガラスとプラスチックでできた素材でございます。

次に、屋外プールでございますけれども、屋外につきましては、夏季限定のスライダープール。それから、子ども用プールの設置を予定しております。スライダープールについては、

高さ2メートル、3レーンの設置を予定しております。

屋外の子ども用プールにつきましては、総面積180平方メートル、水深はスライダー部分が0.6メートル、その他は0.4メートルと0.2メートルと、2段階の予定を考えております。なお、現在のちびっこプールは、142.8平方メートル、水深が0.3から0.5メートルでございます。

屋外のプールにつきましては、専用の動線とする予定でございまして、ラウンジから外に出て25メートルプールの屋内を通らないで行けるような動線を確保いたします。また、屋外専用の更衣室、シャワー室、トイレを整備する予定でございます。屋外のプール槽の材質はステンレスとする予定でございます。FRPにつきましては、紫外線に弱いという弱点を一つ持っておりますので、屋外についてはステンレスの予定にしております。なお、周辺には屋根つきの休憩場を設置する予定でございます。

次に、施設の整備方針でございすけれども、1階部分に管理棟、管理室、それから更衣室、ラウンジ、器具庫等を整備いたします。

2階に、トレーニングルーム、スタジオ、会議室の整備を予定しております。なお、夏に屋内外のプールの行き来ができるような形を考えております。エレベーターの設置も行います。定員は13名を予定しております。

男女更衣室でございすけれども、男150人、女150人の更衣室を予定いたしまして、浴室、シャワー室も同時に整備を行います。

2階のトレーニングの面積でございすけれども250平方メートル、本日、旧多目的ホール2階のトレーニングルームを視察いただきましたけれども、あの大きさが134.4平方メートルございまして、約倍の広さになります。

なお、スタジオをにつきましては150平方メートル。ほぼ、視察いただきましたトレーニングルームの広さという感じで、見ていただけたらというふうに思います。

2ページにつきましては、今申し上げた分の平面図でございす。

それから、3ページが外観の図でございまして、2ページの1階平面図の左下、3Pと書いてありますけれども、赤で書いておりますけど、ここから見た感じというふうに捉えていただきたいと思います。

また、4ページにつきましては、屋内の25メートルプール付近から屋外を見た図でございまして、2ページの、ちょうど25メートルプールの左側に4Pと赤で書いてありますけれども、こちらのほうから眺めた図というふうに思っていたけたらと思います。

また、5ページにつきましては、上がトレーニング室です。それで、下がスタジオということでございます。

5月号の市報に、今、お手元にお配りしております図等の掲載を予定しております。広くお知らせをしていきたいというふうに思っております。

また、実施設計につきましては、4月中に入っていきたいというふうに思っております。

完成については、平成30年度中の開設を目指したいと思っております。

非常に簡単ではございますけれども、以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

一つ一つでよろしいですか。

では、まずスポーツ振興課のほうの説明がありましたので、せっかくですんで、確認したいことや御意見がありましたらお受けしたいと思います。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

実施設計が4月からということで御説明をいただいたんですけど、これ今、基本設計の(案)になっていますよね。それで、その案の状態でちょっとお尋ねをしたいんですけど、2ページをお願いします。

1階平面図の、上のほうの子ども用プールの形状が、四角をこう、端っこのほうだけを接触させたような3個の四角が合体したようになっているでしょう。これが、水深が3段階で20センチメートル、40センチメートル、60センチメートルだったと思うんですけど、大体、入る年齢層を考えたときに、多分ひざ下がつかるぐらいの感じで入ってくると思うんですね。このままできたとしたら。

上のほう走っていて、この狭い部分が全部角になっているんで、頭打ったりしてけがする子とかいるんじゃないかなと思ったんで、アールにできないかなと思ったんですよ。この角のところを、それぞれ全部角が突出しているような状態なんで、足元すくわれて頭を打ったりする子がいらないかなと。

もし設計の案であれば、ここをアールにすることだと思ったんで、よろしく願いしますという、御提案でございます。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

ありがとうございます。

そのようにいたします。

中川原豊志委員長

いかがですか。

国松敏昭委員

これは、もう本当に、仮称健康スポーツセンターのそのものだけですが、常々御質問しているのは、ちょっと全体的な位置づけと、その辺の様子がわかる図面、もしくは、その辺のことは現時点では確定できない状況ですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市民公園全体のことをおっしゃっておるというふうに思いますけれども、特に北側の部分の日本庭園部分等については、現在、検討がなされているというふうに伺っております。

それで、あと、先ほど、現在の市民プールの跡地については、当分の間、駐車場というふうに御説明させていただきましたけれども、今の市民公園につきましてはスポーツ、それからスポーツの拠点地というふうな位置づけをしておりますので、体育施設が非常に集中しております。

全ての大会が、全ての施設が使用される場合、駐車場が現時点で不足しているというのは認識をしておりますので、そういうことも踏まえ、今後、公園全体の計画というのは、議員おっしゃるようにつくっていかねばいけないというふうには思っておりますけれども、現時点では、老朽化した市民プールを新たにつくり、そのあとについて、駐車場が不足している状況でございますので、まず、その部分を解消させていただくとともに、全体的な計画については、保全計画等も、兼ね合い等もございますので、全体的な、市全体で考えていかねばいけないというふうに思っております。

以上でございます。

国松敏昭委員

今、石丸課長おっしゃっていることは、全庁的にその認識でしょうか。

ただ、担当課だけがそういうふうに考えて、物事が答えだけに終わってしまうと、進まないというようなことを懸念するからあえて言っとるんですが、その辺の、両部長お見えになっていますが。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

まずは、スポーツ振興課のほうからお答えさせてください。

それで、今、特に国松議員のほうから、以前から御指摘いただいております交通の問題等もございますので、交通の問題等については担当部局が異なりますので、そちらのほうと方策について、検討させていただく形を考えております。

あと、体育施設だけではございませんで、文化施設、市民文化会館、それから教育委員会が所管しております図書館等もございますので、いずれの施設についても集中したときに、事実困っている状況でございますので、そういう関係課、その施設だけではなくて、交通関係も含めて考える必要があるということで、その認識はいただいておりますのでござい

す。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

内川隆則委員

私は、幾つか視察に行きましたけれども、「マイクいいですか」と呼ぶ者あり）更衣室のロッカーの数によって定員が決まるというふうに聞いてまいりました。

特に夏場、更衣室のロッカーの数が不足するような事態になるそうですが、そういった場合には、それ以上来られる人たちは、足し止めをさせますというふうに言われておりましたので、ロッカーの数は幾らぐらいになるのでしょうか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

屋内に設置いたしますのは、男子 150、女子 150 でございます。

それから、屋外のほうに別途子供用、2 ページをごらんいただくと、2 ページの左上のほうに子ども用プール更衣室というのがございますけれども、ここに別途ロッカーを 60 個予定をしております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

今、ロッカー150、150 って言われましたけど、これ大体想定されている人員というのは出ていましたよね、前。

いいです、いいです。

それで、私が聞きたいのは、金目が出るのはいつぐらいになるんですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

料金設定等のことだと思って……。〔「事業費」と呼ぶ者あり〕施設の事業費については 18 億円と考えております。

それから、施設の使用料及びランニングコストのことだと思いますけれども、ランニングコストについては、まず支出についてについてはこれは、以前、議会のほうでも他市の状況ということでお答え申し上げましたけれども約 1 億円かかるというふうに見ております。

具体的には、人件費が約 5,000 万円、光熱水費が約 3,000 万円、その他補修点検、それから機種のリース等も含めて 2,000 万円、合わせて 1 億円程度かかるというふうに見込んでおります。

それから、収入につきましては、施設の建設費、それからランニングコストから計算すると

ものすごい額になります。

それで、現在、近隣の状況を調べると、大体どこでも一般が 400 円。小学生がその半分。高齢者の方も小学生と一緒にいうところが大体多ございまして、400 円、200 円台というのが非常に多ございますので、その金額、同じような水準で、ちょっと設定せざるを得ないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

さっき出ていた、ここ、本当にここでもよかつちやろかつちゅう話、さっきの現地視察のときも出よかったけど、やっぱりその話はぜひ、やっぱ社会福祉課なんかも絡んで積極的に意見を言ってもらわんといかんのだなというふうに思います。

それと、あとは、やはり最初のコンセプトちゅうか、若干修正ありましたが、もともとは何か、私のイメージでは健康長寿ということで、高齢者みたいなイメージが、主たる利用者はですね。

そういうイメージがあったんで、その人たちが結果的にこう、行きになるような形にならんごとくれぐれもね、余りきれいすぎるトレーニング室とかスタジオで、ハイカラなところで、何か、何となく行きにつかねってならんごとは、ぜひやってもらわんといかんというふうに思います。

とにかく、アクセスについてはいろいろは検討していただいて、お願いしたい。

それから、あと一つだけ。運営主体は、これも 1 回、もうすいませんね、答えが言われたと思いますけど、例えば、委託なのか、指定管理なのか、一部委託なのか、何かそこら辺、今大体固まっているならお願いします。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

施設については直営を考えております。

なお、直営の中で、部分的に、例えば監視業務とか、いろんな業務については個別に委託してまいりたいというふうには思っております。

成富牧男委員

そこら辺は全然、基本的には変わってないちゅうことですね。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

現時点では変わっておりません。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

済みません。1 つだけ確認させてもらっていいですか。

先ほど次長のほうから、これをもとに回覧版等を流してってというふうな話をされたと思うんですけども、（発言する者あり）市報。それをもって、市民の声を聞くということはあるわけですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

設計の見直しができる段階で、市報でお知らせをしたいと思っております。

ただ、例えば、変更ができる範囲ですので、大きな変更というのは、根本的な変更というのはできないと思いますけれども、いろんなお声をお聞きして、できる限り反映させていきたいと思っております。一応、変更できる時点で、市報でお知らせするという形を取りたいと思っておりますので。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ありがとうございました。

では、次に環境対策課からの報告をお願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

資料については、ご用意はしておりませんが、口頭で御報告を申し上げます。

去る12月議会の本委員会におきまして、建設候補地として選定いたしました真木町衛生処理場敷地については、地元真木町より鳥栖市、みやき町、上峰町の1市2町による建設に対して、御同意いただいた旨を御報告申し上げておりましたが、その後、神崎市及び吉野ヶ里町を含めた2市3町のさらなる広域化によるごみ処理施設建設について、地元真木町との協議を進め、ことし2月15日に神崎市、吉野ヶ里町の1市1町の受け入れについても同意をいただいたところでございます。

この同意を受けまして、今後の次期ごみ処理施設建設に関する必要な事項について協議し、決定していく機関としまして、各市町の首長で構成いたします佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会を設立したところでございます。今月23日、夕刻には第1回目の会議を開催される予定となっております。

この協議会では、設置自治体の長であります鳥栖市長が会長の職につくことになっておりまして、鳥栖市が一定のイニシアティブを取りながら、建設計画が進められるものと考えております。

今後のスケジュールについてでございますが、当初予算説明の中でも申し上げましたとおり、平成28年度から環境影響評価、いわゆる環境アセスに着手する予定としております。

今回、2市3町で170トン規模のごみ処理施設建設を想定しているところでございますけれども、100トン以上の廃棄物処理施設を建設する場合には、廃棄物処理法で定められております環境アセスに加えて、佐賀県の条例アセスが必要ということから、まずは、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項をまとめました配慮書の作成及び公告縦覧を行い、次に、具体的な環境アセスの調査項目や調査手法などを記載した方法書の作成、関係地域内での説明会の開催などを経まして、実際の調査に入ることとなっております。

さらに、アセス終了後は、準備書、評価書、事後調査報告書などを作成いたしまして、その都度、県知事等に送付するなどの手続を取ることから、環境アセスにつきましては平成31年度まで、約4年間の期間を要することとなっております。

この、環境アセスの実施と並行いたしまして、約2年をかけて施設の規模や配置、処理方式などの施設整備計画を策定するほか、測量や地質調査、それと業者の選定等を行い、平成32年度から建設工事に着手し、平成36年度稼働を目指すこととしております。

また、建設地に近い真木町以外の周辺町区や、久留米市小森野地区につきましても、順次説明会や施設見学会等を開催いたしまして、施設建設に対する御理解をいただけるよう、誠心誠意説明を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

市議会及び厚生常任委員会におかれましても、今後、本格的に具体的な内容の検討がされるものと思っておりますので、事業の進捗に合わせまして随時御報告をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解、協力を賜りますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

今、説明ございましたけれども、確認したいこととか御意見ございましたらお受けしたいと思います。

樋口伸一郎委員

御説明ありがとうございました。

今、御説明いただいた分の、この先の予定表とか工程表というか、今読まれた分でもいいんですけど、さっきの流れがわかるような書面がいただけたほうが参考になりますんで、よかったらいただきたいと思います。

委員長お願いします、あと。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

それは御準備して議会終了までに、大体の、大まかなスケジュールということでお渡しし

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ㊞

